

大船渡第一・第二太陽光発電所事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称		大船渡第一・第二太陽光発電所事業
適用区分		条例第2種
事業の種類		太陽電池発電所の設置
事業の規模		発電所敷地等面積約 27 ヘクタール（出力 29,400kW）
事業の実施区域		大船渡市、釜石市
事業者の名称		岩手三陸太陽光発電合同会社
環境影響評価手続者		同上
手続実施通知		令和5年8月7日
方法書	提出	令和5年8月21日
	縦覧期間	令和5年8月22日～令和5年9月21日
	住民等の意見書の提出期間	令和5年8月22日～令和5年10月6日
	説明会	令和5年9月9日、10日
	意見の概要書の提出	令和5年10月12日 意見：208件（59通）
	技術審査会の審査	令和5年10月31日
	知事意見の送付	令和5年11月30日
準備書	提出	令和7年1月31日
	縦覧期間	令和7年1月31日～令和7年2月28日
	住民等の意見書の提出期間	令和7年1月31日～令和7年3月31日
	説明会	令和7年2月10日、11日
	意見の概要書の提出	令和7年5月7日 意見：514件（180通）
	技術審査会の審査	令和7年7月17日
	知事意見の送付	令和7年 月 日 （期限：令和7年9月3日）

「大船渡第一・第二太陽光発電所事業環境影響評価準備書」
に対する大船渡市長意見

1 総括的事項について

事業の実施に当たっては、市民の理解が必要不可欠であることから、地域住民等と十分なコミュニケーションを図るとともに、事業の進捗状況を適宜報告して情報を共有するなど、相互の意思疎通に最大限努めたうえで、事業による環境影響を積極的かつわかりやすく示すこと。

また、事業に対しては、水源の保全、土砂災害や火災のリスクを始め、周辺地域への悪影響を懸念する市民等の意見があり、更なる説明や意見交換を求める声もあることから、誠実に理解の醸成を図り、事業者としての説明責任を果たすとともに、こうした状況や以下の2から10に記載する内容に、適切な対応ができないと本市が判断した場合には、本事業計画を是認しない可能性がある点に留意すること。

2 大気環境について

工事関係車両の走行ルートに沿道に住宅等があることから、車両の排気ガスによる大気汚染や粉じんの発生、騒音等の影響について、基準等との整合を図るだけでなく、事業の実施による生活環境への影響をできる限り回避又は低減するように努めること。

3 水環境について

近年、各地で想定を超える局地的な豪雨が発生していることから、これらに十分に対応が可能となるよう排水関連設備の設計条件等を設定するとともに、必要に応じ、雨水浸透施設や沈砂池等の追加設置等の措置を講じること。沈砂池は定期点検に加え豪雨が予測される際にも点検を実施するなど、適切に管理を行うこと。

また、水質悪化の防止措置として、掘削工事を行う場所を開閉所、変電所、自営線設置場所に限定すると記載されているが、モノレール設置場所がこれに含まれない理由を評価書において、記載すること。

4 動植物及び生態系について

対象事業実施区域内には、環境省レッドリスト2020、いわてレッドデータブック等に掲載されている哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫类等や、植物群落（湿地）が存在していることから、工事の実施や施設稼働が動植物に影響を与えないように細心の注意をもって環境保全措置を講じること。

また、予測に不確実性のあるイヌワシ、ダイコクコガネについては、環境影響評価の過程及び事業実施段階以降において、現段階で予測し得なかった環境影響が見られるなど新たな事実が判明した場合には、速やかに県及び市に報告し、協議を行うとともに、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、適切な環境保全措置を講じること。

なお、土砂流出の影響を受けやすい湿地、水棲生物（特に昆虫類）、魚類、両生類は、事後調査を検討するとともに、追加的措置が必要となった場合は速やかに対応すること。

5 景観について

対象事業実施区域及びその周辺には、自然を楽しむ観光客の来訪が多い夏虫山山頂、五葉山山頂が景観調査地点となっているほか、五葉山山頂に至る登山道の途中にも優れた眺望点が点在していることから、太陽光発電パネルの存在や反射光が眺望を阻害することのないよう最大限に配慮するとともに、太陽光発電設備の色彩等についても自然に溶け込むようなものにすること。

6 県立自然公園について

各種調査を進めるに当たり、県立自然公園条例に基づく許可申請行為が生じないか随時確認すること。申請手続きの要否について疑義が生じた場合は、速やかに大船渡市商工港湾部観光交流推進室と協議し、許可申請が必要となる場合は遅滞なく申請を行うこと。

なお、自然公園内の支障木を伐採する場合は、面積のみではなく、伐採予定箇所ごとの樹種、伐採本数等、現地の状況も含めて総合的に判断するため、十分な確認、協議期間が必要なことから、大船渡市商工港湾部観光交流推進室と事前に協議すること。

7 農地等について

対象事業実施区域及びその周辺について、太陽電池パネルの設置予定範囲に農地は存在しないと見込まれるが、資材搬出入の経路となっている道路周辺等には田畑が点在しており、その耕作に支障をきたさないよう留意すること。

樹木の伐採に伴う土砂流出の危険性排除、事業実施に伴う農業用水確保のための地下水脈への影響など、農作物及び農作業への支障が生じないように対策を講じること。

また、農地周辺へのシカ等の有害鳥獣の侵入防止、工事関係車両の通行による粉じん等の飛散防止について、必要に応じ、対策を講じること。

8 森林について

対象事業実施区域と隣接する森林は、土砂流失防備保安林に指定されており、事業が実施されることで、土砂の流失防備、水源かん養等、森林が有する公益的機能を低下させないようにすること。

森林を伐採する場合については、伐採及び伐採後の造林の届出書を提出する等、必要な手続きを行うこと。

9 土砂災害防止について

近年、集中豪雨の激甚化や発生頻度の増加により、全国的に水害及び土砂災害等が発生していることから、沈砂池及び土砂防止柵等の設置及び維持管理を適切に行い、雨水及び土砂流出防止対策を徹底すること。

また、パネル設置による雨水流出量の計算を正確に行い、その結果に基づくリスク想定を十分に行うとともに、当該結果に伴う対応策が十分であるか、評価書においてエビデンスを明らかにすること。

加えて、対象事業区域内で災害及び災害による自然環境等への被害が発生するおそれがあると認められるときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、住民等に周知し、市に報告すること。

なお、事業者は、対象事業実施区域の地質及び地層についての安全性を十分に検証したうえで、土砂災害が生じない方法等を具体的に検討するとともに、事業の実施に伴い事故等が発生したとき又は住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決すること。

10 その他

・都市計画法の開発行為について

都市計画法で規定する開発行為を行う場合は、開発許可権者である岩手県県土整備部都市計画課と協議すること。

・土地利用規制関係法令に係る手続きについて

事業予定の区域は、宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項及び第26条第1項の規定に基づき、令和7年5月23日岩手県告示第335号により特定盛土等規制区域に指定されている。

土地利用規制関係法令の許認可が発生する場合は、市を経由し、岩手県の事務担当部局と事前相談及び事前協議等所定の事務手続きを行うこと。

なお、土地利用規制関係法令の許認可が発生しない場合には、国土利用計画法に規定する5地域(自然保全地域、自然公園地域、森林地域、農業地域、都市地域)の区分に応じて、岩手県の事務担当部局と事前相談及び事前協議等所定の事務手続きを行うこと。

・工事関係車両の運行について

工事関係車両による交通量は、1日あたり最大で250台以上となる見込みである。主要な走行ルートとなる市道河内線、市道夏虫山1号線、市道大窪線において工事関係車両が通行する際は、周辺住民の日常生活及び他の道路利用者への影響を考慮し、低速走行の徹底や車両同士のすれ違い時には対向車に配慮するなど、交通事故の防止に努めること。

また、大船渡第一・第二太陽光発電所事業において、車両等の通行や管理用道路として利用する市道等については、十分な協議期間を確保できるよう、事前に道路管理者に協議すること。

・採石法について

採石法に係る岩石の採取を行う場合は、事業計画の認可を受ける必要があるため、市へ申請を行うこと。

また、事業の実施に伴い発生した岩石等を別の場所へ移す場合も申請が必要となる場合があるので、事前に大船渡市商工港湾部商工企業課と協議すること。

・埋蔵文化財について

対象事業実施区域には未知の埋蔵文化財が存在する可能性があり、事前に現地踏査等を実施する必要があるため、大船渡市教育委員会事務局教育総務課と協議すること。

**「大船渡第一・第二太陽光発電所事業環境影響評価準備書」
に対する釜石市長意見**

当市においては、本事業の実施区域の対象エリアに説明があり、反対意見はないと認識している。準備書に対していただいた意見を踏まえ、引き続き環境へ十分配慮し、多くの方に賛同していただける事業となるよう、評価書の作成をお願いする。

大船渡第一・第二太陽光発電所事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 7 年 5 月

岩手三陸太陽光発電合同会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と 事業者の見解	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「岩手県環境影響評価条例」(平成10年岩手県条例第42号)第16条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧(ただし、休日を除く)に供するとともに、インターネットにより公表した。

(1) 公告の日

令和7年1月31日(金)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙1参照]

令和7年1月31日(金)付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・岩手日報、東海新報

※令和7年2月10日(月)及び11日(火)に開催した説明会についての公告を含む。

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

[別紙2参照]

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報おおふなと 令和7年1月20日号(お知らせ版)(別紙2-1参照)

・広報かまいし 令和7年2月1日号(お知らせ版)(別紙2-1参照)

③ インターネットによるお知らせ

[別紙3参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

・岩手県のウェブサイト(別紙3-1参照)

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/jokyo/1018367/1078616/1080643.html>

・大船渡市のウェブサイト(別紙3-2参照)

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/simin/29670.html>

・自然電力グループのウェブサイト(別紙3-3参照)

https://www.shizenenergy.net/2025/01/31/ofunato_assessment_2/

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計6か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ・大船渡市役所本庁舎市民環境課 | : 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 |
| ・大船渡市役所三陸支所 | : 岩手県大船渡市三陸町越喜来字所通 26-1 |
| ・大船渡市役所吉浜地域振興出張所 | : 岩手県大船渡市三陸町吉浜字上野 93-1 |
| ・大船渡地区合同庁舎県民ホール | : 岩手県大船渡市猪川町字前田 6-1 |
| ・釜石市役所本庁舎生活環境課 | : 岩手県釜石市只越町 3-9-13 |
| ・釜石市唐丹地区生活応援センター | : 岩手県釜石市唐丹町字小白浜 50 |

② インターネットの利用による縦覧

[別紙 3 参照]

- ・ 自然電力グループウェブサイト

https://www.shizenenergy.net/2025/01/31/ofunato_assessment_2/

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。なお、図書の閲覧を当初 3 月 14 日までとしたが、期間中の大船渡市の大規模火災の被災地の状況を鑑み 3 月 31 日まで延長した。）
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、令和 7 年 1 月 31 日（金）～令和 7 年 3 月 31 日（月）の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は 148 名、意見書は 180 通（郵送：28 通、意見書箱への投函数は 152 通）、インターネットの利用による縦覧アクセス数：742 回

- （内訳）
- ・ 大船渡市役所本庁舎市民環境課：9 名（意見書 9 通）
 - ・ 大船渡市役所三陸支所：45 名（意見書 46 通）
 - ・ 大船渡市役所吉浜地域振興出張所：62 名（意見書 62 通）
 - ・ 大船渡地区合同庁舎県民ホール：32 名（意見書 35 通）
 - ・ 釜石市役所本庁舎生活環境課：0 名（意見書 0 通）
 - ・ 釜石市唐丹地区生活応援センター：0 名（意見書 0 通）

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「岩手県環境影響評価条例」（平成 10 年岩手県条例第 42 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、当社は準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。 [別紙 1～3 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【岩手県環境影響評価条例の規定に基づく説明会】

- ・ 開催日時：令和 7 年 2 月 10 日（月）18:30～20:50
- ・ 開催場所：リアスホール大ホール（岩手県大船渡市盛町字下館下 18-1）
- ・ 来場者数：48 名
- ・ 開催日時：令和 7 年 2 月 11 日（火）13:30～16:10
- ・ 開催場所：旧吉浜中学校体育館（岩手県大船渡市三陸町吉浜字扇洞 127-2）

- ・ 来場者数：48 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「岩手県環境影響評価条例」（平成 10 年岩手県条例第 42 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。 [別紙 4 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。なお、意見書の提出期間を当初 3 月 14 日までとしたが、期間中の大船渡市の大規模火災の被災地の状況を鑑み 3 月 31 日まで延長した。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 自然電力株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

準備書に対する意見書は 180 通であった。これらの意見書には複数の意見が記されていたことから、各々意見として取り扱い意見の総数は 514 件であった。これらの意見書について事業者見解を作成した。

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「岩手県環境影響評価条例」（平成10年岩手県条例第42号）第18条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書について提出された意見は514件であった。それに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。なお、意見の概要に関しては原文のまま記載している。

表2-1(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
1-1	1 方法書への意見の反映状況について ・57意見は以下の通りと受け止めた。 - 賛成意見20(考えに基づくもの19、感情的なもの1) - 反対意見30(考えに基づくもの13、感情的なもの17) - 中立的意見6(考えに基づくもの6) 「住民等の意見について」 ・賛成意見 専門家による意見と思われるが、環境影響について専門的かつ多方面から対応を求めるものであった。返答欄では、ひとつ一つ丁寧に説明されるとともに、準備書に詳細が記載されている。 ・反対意見 同様に、専門家による意見と思われるが、環境面で危惧される専門的かつ多方面からの指摘があった。準備書では、個別意見ごとへの対応が丁寧に説明されるとともに、準備書に詳細が記載されている。 ・中立的意見 上記と同様の対応がなされている。 「県知事の意見」 ・包括的事項については、環境影響の調査予測、環境影響の評価、地域住民との適切なコミュニケーション等を図る観点から総合的な意見が述べられている。 ・個別事項については、水質、土地の安定性、希少猛禽類、動植物、景観、人と自然の触れ合い活動などの観点から意見が述べられている。 ・大船渡市長・釜石市長からの意見についても対応するよう述べられている。 *これらの意見に対して、対応されていることが準備書各所に記述されている。	ご意見のとおり、いただいた各ご意見は真摯に受け止め、準備書に反映するかたちで可能な限り丁寧に対応を行いました。賛否を問わず、専門的なご指摘や地域の声は、事業を進める上でとても大切な視点だと考えております。今後も引き続き、説明の工夫や双方向の対話に努めてまいります。
1-2	2 準備書説明会について ・説明会配布資料は準備書の概要について80ページ超にまとめた冊子(大気質、騒音振動、水質、土地の安定性、動物・植物・生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場、廃棄物)であり、一般市民目線で事業概要と環境影響評価が理解し易い。 ・このように、住民が抱く技術面・環境保護面での様々な懸念点に対し、準備書はほぼ説明し尽くしたものと受け止めた。今回の説明会において、環境影響評価に関する質問は数項目のみであったことがそれを物語っている。	準備書の配布資料についてご評価をいただき、ありがとうございます。難しい内容も多い中で、少しでも分かりやすくお伝えできるよう工夫を重ねてきました。これからも、ご意見を参考にしながら、より丁寧に伝わりやすい説明を心がけてまいります。

表 2-1(2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
1-3	3 「地区住民の73%が反対署名した～」との発言について 73%の反対署名との発言があったが、これは割り引いて考える必要がある。 73%になったのは、事実を捻じ曲げた反対署名の申立書内容と、問題ある反対署名の集め方のためと考えられる。 しかしその後は、住民がそのような事実を知ったこと、反対する会による前市長・前副市長の告発が不調に終わったこと、それを契機に反対する会が幾度となく誹謗中傷のビラを戸別配布したこと等を通じて、反対運動の実態を知った地域住民は反対から心が離れているものと受け止められる。何故なら各説明会における反対発言者をみると、毎回、限定された人々に留まっているからである。 - 真実を捻じ曲げた反対署名申立書の文言について 〔大船渡市が自然電力に出した山林の賃貸証明書(H26.2.12)には「第三者に損害を与えた場合の補償は自然電力において行い、当市は一切の責任を負わない」となっています。こんな無責任な建設を絶対許すわけにはいきません。みなさん、中止させましょう!!〕 一方で「賃貸証明書」の文言では 「本証明により直ちに賃貸義務を負うものではありません。また、本証明書を再エネ特措法に基づく設備認定申請の目的以外に使用した場合は、この証明書の効力は消滅するものとします。本証明書によって第三者に損害を与え、当該第三者に対して賠償義務を負う場合は依頼人において損害を賠償するものとし、証明者は一切の責任を負いません。」であり、申立書の趣旨とは全く違う。 - 問題ある反対署名の集め方 適切とは言えない反対署名の求め方を記載した手紙(署名入り)が市役所に届けられている。 以下は手紙の中の原文 「計画に関しての説明もなく、ただ「書いて」や「みんなで書いているから」と言われた。 「家族全員の名前を書いてほしい」と言われた。 私の知り合いや親戚からも、「知らない間(自分が留守の間に家族等が勝手に)に家族全員分の署名をしていた、といった話をいくつも聞いている」 「日中に署名を求め、家族が自宅を留守にしている間に家族全員の署名を求められたそう」 事業者は丁寧に説明するなど誠実に取り組んでいる。 反対署名を集めている人達は一方的にただ反対のために反対をしているように感じる。 - 不調に終わった告発と誹謗中傷のビラについては記述省略	説明会でのご指摘の件につきましては、私達も受け止め方に注意を払っております。住民の皆さまが署名に込めたお気持ちに真摯に向き合い、事業の進め方や対話の在り方について、より丁寧に、誠実に取り組んでまいります。

表 2-1 (3) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
1-4	4 環境影響評価の終了と事業開始に向けて ・今回説明会により、賛成・反対はあるものの、事業そのものに対する住民理解は、格段に進んだものと考えられ、環境影響評価の効果はあったものと受け止められます。 ・次のステップは、大臣の意見・知事意見と評価書の策定です。国・県とも、温暖化が進行し世界各地の被害が年々甚大化しつつある現況下、大局的観点から本事業の推進を支援されることを望みます。 ・大船渡市は地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定済みです。それを踏まえ、大船渡市と事業者間の土地賃貸契約がなされることを望みます。	ご指摘のとおり、賛否がある中で事業を進めていくには、地域の皆さまと丁寧に向き合い続ける姿勢が何より大切だと考えております。ご懸念にも誠実に対応しながら、自然と地域に配慮したかたちでの事業実施をめざしてまいります。
2	大窪山の自然をそのままにして壊さないで下さい！他の場所ではめったに見られない食虫植物のモウセンゴケや ミズゴケ、梅バチソウ又ハッチョウトンボやイヌワシが生息しています。 自然エネルギー利用は良い事だと思いますが、大規模な発電は自然を壊すのではないのでしょうか。営利を目的に発電する業者が現在の様な自然環境を守る事が実際に可能なのでしょうか、無理ではないですか。だから、私は開発には反対です。	ご意見ありがとうございます。動植物の重要な種については影響予測を実施し、環境保全措置を準備書に記載いたしました。環境に配慮した再生可能エネルギーによる事業が自然環境にとってよりよいものとなるように努めてまいります。
3	自然エネルギーを利用する事は大切な事と考えるが、ソーラパネル設置によりいろいろな問題も生じると思われる。環境アセスでは何ら問題も無いように書いてあるが、事後調査計画で水の濁りについて事後調査はしないとなっているが、本当にそれで良いか疑問である。ソーラパネル設置によって大雨による土砂の流出が起き、養殖施設、田畑への影響は本当に起きないのか？起きてからでは遅い！！自然を壊さない農業や漁業の生業を守ることが必要不可欠である。 ソーラパネル設置は絶対反対です。	本事業実施に際して、太陽光パネル設置箇所の下部は草地とする計画であり、パネル設置場所への降雨は周辺の草地に土壌浸透させる計画です。あわせて、事業地で濁水が発生する場合には、沈砂池に導入して濃度緩和ののちに周辺に放流する計画です。また、事業地に一部伐採予定がありますが、跡地を踏み固めることは管理用道路を除いて行いませんので、土砂流出を起こすような表面流の発生は抑制できます。なお、事業実施の有無にかかわらず表面流が発生するような降雨があった場合には、事業地に設置する土砂流出防止柵により、事業実施がない場合に比べても周辺への土砂流出が少なくなるよう計画しております。
4	大窪山、元山には何度か行って見えています。(この事業の話が出る以前も、以後も)。 のどかで美しい風景は、いつ行っても心洗われる思いがしたものです。 あの一面に太陽光パネルがはりめぐらされることは非常に残念です。 住民の方々が山や、川や、海を守るために反対していることを支持し、私も、この山への太陽光パネルの設置には反対します。	景観に配慮したパネル配置や植生保全に努めておりますが、今後も地元の皆さまのお声を聞きながら、より良い景観の保全方法を模索してまいります。
5	自然公園にふさわしくない施設です。 地域の方々も反対しています。 計画は撤回して下さい。	県立自然公園条例の規則に則り自然と地域に配慮したかたちでの事業実施をめざしてまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1(4) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
6	三陸町に住んでいた同級生に案内されて山に行き、山菜や草花をつんだりしてとても楽しかった 30 代～40 代のころの思い出があります。 また恩師が短歌の達人だったので山を散策に行き植物を見ながら講義してもらった時もあります。 自然は自然にしておいたほうがいいと思います。	自然への思い、重く受け止めております。 調査により把握された湿地や希少植物を避ける計画とするなど、自然の保全に努めてまいります。
7	私は太陽の光で電気を起すことには賛成です。 しかし、動植物が住めなくなり、別の物が栄えて来る、人間の欲望によって変えられ消されてゆくのがたまらなく耐えられません。今ある大窪山の自然を未来まで残してほしいです。 この事は吉浜に住んで居る人から聞いたのですが、災害後、三陸道が出来たために小川の流れも庭に流れてくる水もあれ以来変わって、この先、山に手をつけて、自然以外の物が入ったらと思うと恐いと言っていました。私もそう思います。 第二太陽光発電所事業を作ることに賛成できません。	三陸道建設に伴う工事では、山の斜面を削って裸地ができ、その場所を固めることで地下水の入り口が塞がることや、トンネル工事によって地下水の新しい出口ができ、地下水の流れが変わった可能性があります。そのために水の流れが変わったものと考えられます。本事業では発電所建設工事によって地下水の入り口を踏み固めたり、地下水の新たな出口を作るような改変は計画していませんので、本事業実施による地下水量、それを起源とする河川流量への影響はないものと判断しています。また、太陽光パネルはその場所への降水によって有害物が溶出するような物を使いませんし、誤ってパネルを破壊しても有害物が溶出するようなパネルは使用しませんので、周辺へ有害物を出すようなことは行いません。
8	私は太陽光発電そのものには反対する考えはありませんが今度の場合は、発電場所がダメだと私は思います。理由は山を壊す（荒）すと里も、そして海も壊れる（荒る）と思われるからです。ブラジル（アマゾン）の森林を見ても当せんと思われます。 そして何よりも地域の人々が反対している今度の場合は止める（考える）べきだと思います。	ご懸念にも誠実に対応しながら、地域の皆さまと丁寧に向き合い続ける姿勢を大切し、自然と地域に配慮したかたちで事業実施をめざしてまいります。
9-1	1. 林地開発許可申請が不必要である林地の変更面積が 0.5ha を超えないことを立証すべきである。 2. 水象の調査結果に重大な間違いがあることを日本気象協会の担当者が認めているので再調査すべきである。 3. 面積の検証が出来ないので求積図と求積計算内訳書を添付すべきである。 4. 方法書に対する知事意見に充分に対応していないので住民説明会を増やすべきである。 5. ヒメボタルに関して調査不足なので再調査すべきである。 6. 未周知の文化財の調査に不足があるので再調査すべきである。 7. 対象事業実施区域から市道大窪山元山線を除外すべきである。 8. 対象事業実施区域から流出する雨水が、市道大窪線側溝及び横断するボックスカルバートやヒューム管を安全に流下するのか評価すべきである。 9. 表や図面を見やすくすべきである。 10. 図面に明らかな間違いがあるので修正すべきである。 11. 流出量(流入量)の計算式は一般的に使用されている岩手県林地開発許可技術指針に準ずるべきである。 12. 「雨水排水許可同意願」を提出すべきである。 13. 図 2.2-9 工事関係車両の主要な走行ルートに市道大窪山元山線を追加すべきである。 14. その他 以上について次ページより根拠及び理由等を記す。 ＜続く＞	見解は次ページ以降のとおりです。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (5) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解																				
9-1 続き ①	1. 林地開発許可申請が不要である林地の変更面積が 0.5ha を超えないことを立証すべきである。 方法書では 5 条森林対象森林 0.81ha を改変する計画なので林地開発許可申請が必要であった。 ※下段 表 1 しかし、準備書では 5 条森林対象森林の改変は方法書の半分以下になっているので林地開発許可申請は不要となる。 ※下段 表 2 ①モノレールの距離が 16m 伸びているにもかかわらず、面積だけが半分以下の 0.35ha に激減し、林地開発許可申請が必要のない面積となっているが、どこがどのように変更になったのか説明がなく、面積の求積図もなければ求積計算内訳書がないので、5 条森林対象森林の改変面積を検証できない。誰もが 5 条対象森林の改変が 0.5ha を越えない面積であることを確認できるように最低でも 500 分 1 のモノレール設置区域の 5 条森林対象森林の改変面積求積図と計算内訳書を添付し、立証すべきである。	ご意見ありがとうございます。 ①準備書の表 2.2-2 で示したモノレールの面積は、その設置に伴う土地の改変面積で、モノレール幅×延長距離、ケーブルの接続部、開閉所の面積和として算出しております。今回、0.5ha を超えないよう計画しており、現計画であれば林地開発許可申請は不要と岩手県より指導を受けております。伐採届は、工事に先立ち、必要事項を記して大船渡市、釜石市に提出いたします。																				
9-1 ① 表 1	方法書 20 ページの「表 2.2-2 土地利用計画の内訳」の抜粋（）内は筆者計算記載 <table><tr><th>利用区分</th><th>5 条森林 対象外森林</th><th>5 条森林 対象森林</th><th>合計</th><th>モノレールの合計距離</th></tr><tr><td>モノレール</td><td>0.28ha</td><td>0.71ha</td><td>0.99ha</td><td>1,988m（平均伐採幅 4,979 mm）</td></tr><tr><td>開閉所</td><td>0.00ha</td><td>0.10ha</td><td>0.10ha</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>0.28ha</td><td>0.81ha</td><td>1.09ha</td><td></td></tr></table>		利用区分	5 条森林 対象外森林	5 条森林 対象森林	合計	モノレールの合計距離	モノレール	0.28ha	0.71ha	0.99ha	1,988m（平均伐採幅 4,979 mm）	開閉所	0.00ha	0.10ha	0.10ha		合計	0.28ha	0.81ha	1.09ha	
利用区分	5 条森林 対象外森林	5 条森林 対象森林	合計	モノレールの合計距離																		
モノレール	0.28ha	0.71ha	0.99ha	1,988m（平均伐採幅 4,979 mm）																		
開閉所	0.00ha	0.10ha	0.10ha																			
合計	0.28ha	0.81ha	1.09ha																			
9-1 ① 表 2	準備書 17 ページの「表 2.2-2 土地利用計画の内訳」の抜粋（）内は筆者計算記載 <table><tr><th>利用区分</th><th>5 条森林 対象外森林</th><th>5 条森林 対象森林</th><th>合計</th><th>モノレールの合計距離</th></tr><tr><td>モノレール</td><td>0.10ha</td><td>0.25ha</td><td>0.35ha</td><td>2,004m（平均伐採幅 1,748 mm）</td></tr><tr><td>開閉所</td><td>0.00ha</td><td>0.14ha</td><td>0.14ha</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>0.10ha</td><td>0.39ha</td><td>0.39ha</td><td></td></tr></table>		利用区分	5 条森林 対象外森林	5 条森林 対象森林	合計	モノレールの合計距離	モノレール	0.10ha	0.25ha	0.35ha	2,004m（平均伐採幅 1,748 mm）	開閉所	0.00ha	0.14ha	0.14ha		合計	0.10ha	0.39ha	0.39ha	
利用区分	5 条森林 対象外森林	5 条森林 対象森林	合計	モノレールの合計距離																		
モノレール	0.10ha	0.25ha	0.35ha	2,004m（平均伐採幅 1,748 mm）																		
開閉所	0.00ha	0.14ha	0.14ha																			
合計	0.10ha	0.39ha	0.39ha																			

表 2-1(6) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-1 ②	②2025 年 2 月 11 日の説明会での質問・回答と資料のイメージとは大きな相違がある。 質問「モノレールの荷台の幅 1.35m の両サイドの樹木伐採幅は何 m か？」 回答「モノレールを設置するために伐採する幅は 1.35m(モノレールの荷台と同じ幅)」 質問「R の所は何 m 伐採するのか？」 回答「両側 20cm ずつ(伐採幅 1.75m)」 このような設置基準では安全運用どころか運用さえできないと考えます。 理由は、 ・レール支柱間 1m を設置するのに 1.35m の幅で設置工事ができるのでしょうか？ ・モノレールへ乗降は、緊急時以外モノレール走行方向の左右ですし、モノレールのメンテナンス及び故障時は降車してレールの両サイドを歩く幅員が必要です。 ・説明書の写真では R の個所はモノレールの支柱も設置しています。 準備書説明書の 26 ページの写真イメージではモノレールの両サイドに 20cm 以上の伐採幅の写真を添付しながら添付写真とはかけ離れた説明は参加者を騙していることになります。あくまでもイメージだとしても、設計に近いイメージ図を添付すべきで、上記の設置条件で運用している現場の写真等を明示すべきである。 ※次ページ 図 1	②モノレールルートは、できるだけ樹木が生えていないか粗なエリアを選定しております。モノレールの両側は、原則として輸送する重機、機器や材料と樹木が接触しないよう枝落として対応いたします。
9-1 ③	③22 ページの「図 2.2-5(3)モノレールのイメージ図」のモノレール製造会社「光永産業株式会社」に、KS-4000+DJ-40 を山林に設置する場合の伐採幅について問合せしたところ、「基準はないが、荷台の端から両側 2m (伐採幅 5.35m)、R のところは荷台の端両側 4m (伐採幅 9.35m) を伐採している電力会社が多い」との回答であった。また株式会社サンキョウ「よくある質問」https://www.sankyo111.co.jp/qa/index.html (閲覧日:2025.03.18)で荷台の幅が DJ-40 より 10mm 広い「MT ライナー」のよくある質問に「モノレールの伐採幅はどのくらい必要ですか？」に「モノレールの荷台幅は 1,360mm ですが、目安として中心から両側 1.5m の伐採幅が必要となります。カーブのところは、台車の内輪差、外輪差を考慮し、中心から両側 2m が望ましいです」とあります。二社の回答から、安全に運用するためには、最低でも 3.0m の伐採幅が必要と考えられます。さらに大きく曲がる箇所が 3 カ所ありますので、平均は 3.0m を越えます。	③事業者として、モノレール専門工事会社の意見をヒアリングし、安全を確保するように努めます。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (7) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

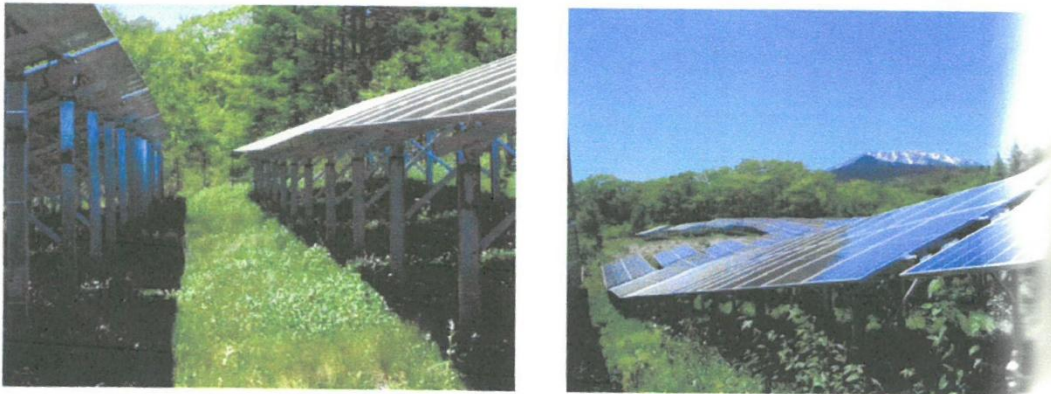
No	意見の概要
9-1 ② 図 1	02 事業計画の概要 参考：太陽光パネル・工作物等のイメージ図 モノレールのイメージ図  02 事業計画の概要 参考：供用時 供用時パネル設置エリアのイメージ図  長野県木曽郡、標高1300～1450m、運転開始2年半経過後に撮影 出典：準備書図2.2-11より

表 2-1(8) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-1 ④	④5 条対象森林内のモノレール設置するために必要な伐採面積を試算した。5 条森林対象森林内のモノレールの長さは記載されていないので、表 1-2 と説明会の質問と回答から 5 条森林対象森林内のモノレールの長さを逆算すると以下の様になります。 計算方法 1 5 条森林対象森林外のモノレールの長さ＝伐採面積 0.10ha／最大伐採幅 (1,350mm+400mm) ≒571m 5 条森林対象森林内のモノレールの長さ＝2,004m－571m≒1,433m 計算方法 2 5 条森林対象森林外のモノレールの長さ＝伐採面積 0.10ha／最小伐採幅 (1,350mm) ≒741m 5 条森林対象森林内のモノレールの長さ＝2,004m－741m≒1,263m 計算方法 3 モノレール全体の平均伐採幅＝0.35ha/2,004m≒1,747mm 5 条森林対象森林内のモノレールの長さ＝5 条森林対象森林伐採面積 0.25ha/伐採幅 1.748m≒1,430m 以上から、5 条対象森林内のモノレールの長さの最短は 1,263m になり、モノレール製造会社二社の内最小推奨伐採幅 3m で計算した必要最小森林伐採面積は、1,263m×3m=3,789 m²になります。これに R の部分が加算されます。 モノレール運用のための伐採面積 3,789 m²以上に開閉所施設の為の伐採面積 1,400 m²を加算すると 5,189 m²以上となり、林地開発許可申請が必要となります。よって面積求積図と求積計算内訳書を添付して林地開発許可申請が不要であることを立証しなければならない。	④事業者として、モノレール専門工事会社の意見をヒアリングし、安全を確保するように努めます。
9-1 ⑤	⑤方法書では、モノレール設置場所の 5 条対象森林の伐採面積は 0.71ha です。5 条対象森林内のモノレールの位置は変更がないので、0.71ha を前述の最短の長さ 1,263m で割ると 5.621m が伐採幅になります。1,350mm の伐採幅で設置及び運用が可能であるか証明する必要がある。	⑤事業者として、モノレール専門工事会社の意見をヒアリングし、安全を確保するように努めます。

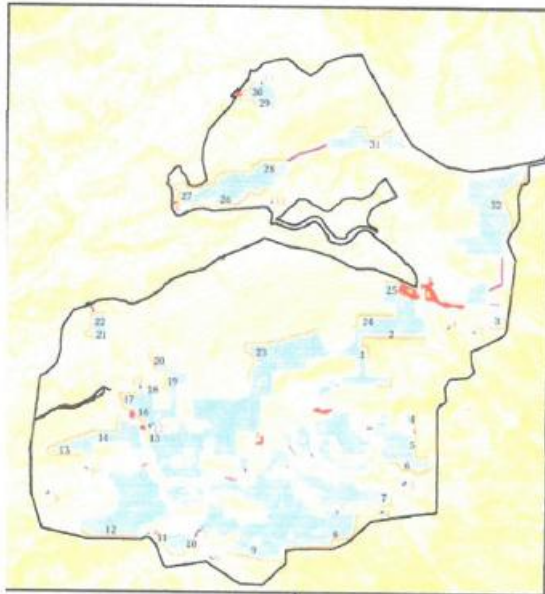
注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (9) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-1 ⑥	⑥開閉所までの露出配管方式はモノレールの下部には荷重がかかる上に、隙間がないのでモノレールと並行に設置しなければならないので、隣り合わせで配置した伐採範囲をイメージ図に記載すべきである。 ※下段 図 1	⑥モノレール下部の設置は技術的に可能であり、モノレールの支持とは別に露出配管用の支持を設置することで荷重問題を解決しております。
9-1 ⑥ 図 1		

表 2-1(10) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解																																																																																														
9-2 ①	2. 水象の調査結果に重大な間違いがあることを日本気象協会の担当者が認めているので、再調査すべきである。 根拠及び理由 間違い① 18 ページの「図 2.2-4(1)施設の配置計画 (案)」によれば、全ての太陽光パネルの雨水は沈砂池又は土砂流出防止柵に集水することになっているが、385 ページの「表 7.1.2.1-10 各沈砂池の集水域面積および表面積」の沈砂池 7 のパネル設置場所が 0 になっている。 ※下段 図 1 ※下段 表 1	間違いのご指摘について 正誤表にて修正を行っております。正しい数値は正誤表にてお示しし、縦覧に供しております。なお、予測・評価に使用した数値は正しいものを使用しておりますので、予測・評価に変化はありません。																																																																																														
9-2 ① 図 1	 左図は18ページの図2.2-4(1)施設の配置図(案)に筆者が沈砂池 No1 から 14 と土砂流出防止柵 No1 から 32 を資料-10～資料21を参照に追加記入したものである。																																																																																															
9-2 ① 表 1	表 7.1.2.1-10 各沈砂池の集水域面積及び表面積 <table><tr><th rowspan="2">沈砂池 No</th><th colspan="4">集水域面積 (ha)</th><th rowspan="2">沈砂池面積 (㎡)</th></tr><tr><th>合計</th><th>パネル設置場所</th><th>草地</th><th>林地</th></tr><tr><td>沈砂池 1</td><td>2.801</td><td>0.353</td><td>1.913</td><td>0.535</td><td>59.15</td></tr><tr><td>沈砂池 2</td><td>1.156</td><td>0.273</td><td>1.106</td><td>0.077</td><td>33.30</td></tr><tr><td>② 沈砂池 3</td><td>10.635</td><td>1.970</td><td>7.549</td><td>1.134</td><td>110.75</td></tr><tr><td>沈砂池 4</td><td>0.652</td><td>0.150</td><td>0.471</td><td>0.031</td><td>20.95</td></tr><tr><td>沈砂池 5</td><td>3.051</td><td>0.082</td><td>2.861</td><td>0.111</td><td>95.95</td></tr><tr><td>沈砂池 6</td><td>2.377</td><td>0.307</td><td>1.995</td><td>0.075</td><td>88.55</td></tr><tr><td>① 沈砂池 7</td><td>1.341</td><td>0</td><td>1.341</td><td>0</td><td>66.20</td></tr><tr><td>沈砂池 8</td><td>0.993</td><td>0.095</td><td>0.842</td><td>0.056</td><td>47.95</td></tr><tr><td>沈砂池 9</td><td>1.582</td><td>1.318</td><td>2.214</td><td>1.050</td><td>105.05</td></tr><tr><td>沈砂池 10</td><td>1.110</td><td>0.528</td><td>0.857</td><td>0.025</td><td>77.30</td></tr><tr><td>② 沈砂池 11</td><td>2.183</td><td>1.146</td><td>0.059</td><td>0.024</td><td>65.35</td></tr><tr><td>② 沈砂池 12</td><td>1.922</td><td>0.219</td><td>1.211</td><td>0.483</td><td>55.80</td></tr><tr><td>沈砂池 13</td><td>0.952</td><td>0.280</td><td>0.479</td><td>0.193</td><td>24.40</td></tr><tr><td>沈砂池 14</td><td>1.534</td><td>0.777</td><td>0.607</td><td>0.150</td><td>35.05</td></tr></table> 注：工事期間中のパネル設置場所は草地と同じ扱いとする。 7.1.2-16 (385)	沈砂池 No	集水域面積 (ha)				沈砂池面積 (㎡)	合計	パネル設置場所	草地	林地	沈砂池 1	2.801	0.353	1.913	0.535	59.15	沈砂池 2	1.156	0.273	1.106	0.077	33.30	② 沈砂池 3	10.635	1.970	7.549	1.134	110.75	沈砂池 4	0.652	0.150	0.471	0.031	20.95	沈砂池 5	3.051	0.082	2.861	0.111	95.95	沈砂池 6	2.377	0.307	1.995	0.075	88.55	① 沈砂池 7	1.341	0	1.341	0	66.20	沈砂池 8	0.993	0.095	0.842	0.056	47.95	沈砂池 9	1.582	1.318	2.214	1.050	105.05	沈砂池 10	1.110	0.528	0.857	0.025	77.30	② 沈砂池 11	2.183	1.146	0.059	0.024	65.35	② 沈砂池 12	1.922	0.219	1.211	0.483	55.80	沈砂池 13	0.952	0.280	0.479	0.193	24.40	沈砂池 14	1.534	0.777	0.607	0.150	35.05	
沈砂池 No	集水域面積 (ha)				沈砂池面積 (㎡)																																																																																											
	合計	パネル設置場所	草地	林地																																																																																												
沈砂池 1	2.801	0.353	1.913	0.535	59.15																																																																																											
沈砂池 2	1.156	0.273	1.106	0.077	33.30																																																																																											
② 沈砂池 3	10.635	1.970	7.549	1.134	110.75																																																																																											
沈砂池 4	0.652	0.150	0.471	0.031	20.95																																																																																											
沈砂池 5	3.051	0.082	2.861	0.111	95.95																																																																																											
沈砂池 6	2.377	0.307	1.995	0.075	88.55																																																																																											
① 沈砂池 7	1.341	0	1.341	0	66.20																																																																																											
沈砂池 8	0.993	0.095	0.842	0.056	47.95																																																																																											
沈砂池 9	1.582	1.318	2.214	1.050	105.05																																																																																											
沈砂池 10	1.110	0.528	0.857	0.025	77.30																																																																																											
② 沈砂池 11	2.183	1.146	0.059	0.024	65.35																																																																																											
② 沈砂池 12	1.922	0.219	1.211	0.483	55.80																																																																																											
沈砂池 13	0.952	0.280	0.479	0.193	24.40																																																																																											
沈砂池 14	1.534	0.777	0.607	0.150	35.05																																																																																											
9-2 ②	間違い② 385 ページの「表 7.1.2.1-10 各沈砂池の集水域面積および表面積」の沈砂池 3、11、12 の合計値がパネル設置場所、草地、林地の合計と一致しないのでどこかの項目の数値に間違いがある。 ※9-2① 表 1	正誤表にて修正を行っております。正しい数値は正誤表にてお示しし、縦覧に供しております。なお、予測・評価に使用した数値は正しいものを使用しておりますので、予測・評価に変化はありません。																																																																																														

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1(11) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解																																																																																																																																																																										
9-2 ③	間違い③ 18 ページの「図 2.2-4(1)施設の配置計画 (案)」によれば、全ての太陽光パネルの雨水は沈砂池又は土砂流出防止柵に集水することになっているが、386 ページの「表 7.1.2.1-11 各土砂流出防止柵の集水域面積」の土砂流出防止柵 4、5、6、8、9、10、11、21、22、26、27、28 のパネル設置場所が 0 になっている。 ※9-2① 図 1 ※下段 表 1	正誤表にて修正を行っております。正しい数値は正誤表にてお示しし、縦覧に供しております。なお、予測・評価に使用した数値は正しいものを使用しておりますので、予測・評価に変化はありません。																																																																																																																																																																										
9-2 ③ 表 1	表 7.1.2.1-11 各土砂流出防止柵の集水域面積 <table><tr><th>土砂流出防止柵 No.</th><th colspan="4">集水域積 (ha)</th></tr><tr><th></th><th>合計</th><th>パネル設置場所</th><th>草地</th><th>林地</th></tr><tr><td>土砂流出防止柵 1</td><td>0.136</td><td>0.063</td><td>0.073</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 2</td><td>0.257</td><td>0.257</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 3</td><td>0.096</td><td>0.018</td><td>0.078</td><td>0</td></tr><tr><td>③ 土砂流出防止柵 4</td><td>0.051</td><td>0</td><td>0.051</td><td>0</td></tr><tr><td>③ 土砂流出防止柵 5</td><td>0.555</td><td>0</td><td>0.055</td><td>0</td></tr><tr><td>③ 土砂流出防止柵 6</td><td>0.403</td><td>0</td><td>0.393</td><td>0</td></tr><tr><td>③ 土砂流出防止柵 7</td><td>0.293</td><td>0.160</td><td>0.123</td><td>0</td></tr><tr><td>③ 土砂流出防止柵 8</td><td>0.678</td><td>0</td><td>0.678</td><td>0</td></tr><tr><td>③ 土砂流出防止柵 9</td><td>0.131</td><td>0</td><td>0.131</td><td>0</td></tr><tr><td>③ 土砂流出防止柵 10</td><td>0.231</td><td>0</td><td>0.231</td><td>0</td></tr><tr><td>③ 土砂流出防止柵 11</td><td>0.091</td><td>0</td><td>0.091</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 12</td><td>0.133</td><td>0.133</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 13</td><td>0.068</td><td>0.021</td><td>0.047</td><td>0</td></tr><tr><td>④ 土砂流出防止柵 14</td><td>0.129</td><td>0.129</td><td>0.262</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 15</td><td>0.041</td><td>0.023</td><td>0.158</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 16</td><td>0.058</td><td>0.009</td><td>0.049</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 17</td><td>0.167</td><td>0.038</td><td>0.069</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 18</td><td>0.027</td><td>0.007</td><td>0.020</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 19</td><td>0.156</td><td>0.156</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 20</td><td>0.119</td><td>0.111</td><td>0.008</td><td>0</td></tr><tr><td>③ 土砂流出防止柵 21</td><td>0.201</td><td>0</td><td>0.201</td><td>0</td></tr><tr><td>③ 土砂流出防止柵 22</td><td>0.056</td><td>0</td><td>0.056</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 23</td><td>1.113</td><td>0.162</td><td>0.353</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 24</td><td>0.105</td><td>0.105</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 25</td><td>0.368</td><td>0.261</td><td>0.105</td><td>0</td></tr><tr><td>③ 土砂流出防止柵 26</td><td>0.280</td><td>0</td><td>0.280</td><td>0</td></tr><tr><td>③ 土砂流出防止柵 27</td><td>0.122</td><td>0</td><td>0.122</td><td>0</td></tr><tr><td>③ 土砂流出防止柵 28</td><td>1.025</td><td>0</td><td>1.025</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 29</td><td>0.021</td><td>0.021</td><td>0.0</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 30</td><td>0.286</td><td>0.286</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 31</td><td>0.256</td><td>0.088</td><td>0.168</td><td>0</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 32</td><td>0.315</td><td>0.037</td><td>0.208</td><td>0</td></tr></table> 注：工事期間中のパネル設置場所は草地と同じ扱いとする (iii) 降雨条件 降雨条件は、降雨時調査期間中の対象事業地（区域周辺の気象官署である大船渡特別地域気象観測所と釜石地域気象観測所での時間最大雨量 3.0mm/h と 12.0mm/h 及び釜石地域気象観測所での平成 6 年から令和 5 年（30 年間）のデータを基に算出した 10 年確率雨量の 58.8mm/h とした。大船渡特別地域気象観測所での確率雨量については表 7.1.2.1-12 のとおりである。 なお、大船渡、釜石地域気象観測所の 1 時間雨量の階級別時数（令和 3 年～令和 5 年）は、表 7.1.2.1-8 のとおりである。最近 3 年間では 40.0mm/h 以上の降雨は大船渡特別地域気象観測所で 2 回観測されているが、釜石地域気象観測所では観測されていない。 7.1.2.17 (886)	土砂流出防止柵 No.	集水域積 (ha)					合計	パネル設置場所	草地	林地	土砂流出防止柵 1	0.136	0.063	0.073	0	土砂流出防止柵 2	0.257	0.257	0	0	土砂流出防止柵 3	0.096	0.018	0.078	0	③ 土砂流出防止柵 4	0.051	0	0.051	0	③ 土砂流出防止柵 5	0.555	0	0.055	0	③ 土砂流出防止柵 6	0.403	0	0.393	0	③ 土砂流出防止柵 7	0.293	0.160	0.123	0	③ 土砂流出防止柵 8	0.678	0	0.678	0	③ 土砂流出防止柵 9	0.131	0	0.131	0	③ 土砂流出防止柵 10	0.231	0	0.231	0	③ 土砂流出防止柵 11	0.091	0	0.091	0	土砂流出防止柵 12	0.133	0.133	0	0	土砂流出防止柵 13	0.068	0.021	0.047	0	④ 土砂流出防止柵 14	0.129	0.129	0.262	0	土砂流出防止柵 15	0.041	0.023	0.158	0	土砂流出防止柵 16	0.058	0.009	0.049	0	土砂流出防止柵 17	0.167	0.038	0.069	0	土砂流出防止柵 18	0.027	0.007	0.020	0	土砂流出防止柵 19	0.156	0.156	0	0	土砂流出防止柵 20	0.119	0.111	0.008	0	③ 土砂流出防止柵 21	0.201	0	0.201	0	③ 土砂流出防止柵 22	0.056	0	0.056	0	土砂流出防止柵 23	1.113	0.162	0.353	0	土砂流出防止柵 24	0.105	0.105	0	0	土砂流出防止柵 25	0.368	0.261	0.105	0	③ 土砂流出防止柵 26	0.280	0	0.280	0	③ 土砂流出防止柵 27	0.122	0	0.122	0	③ 土砂流出防止柵 28	1.025	0	1.025	0	土砂流出防止柵 29	0.021	0.021	0.0	0	土砂流出防止柵 30	0.286	0.286	0	0	土砂流出防止柵 31	0.256	0.088	0.168	0	土砂流出防止柵 32	0.315	0.037	0.208	0	
土砂流出防止柵 No.	集水域積 (ha)																																																																																																																																																																											
	合計	パネル設置場所	草地	林地																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 1	0.136	0.063	0.073	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 2	0.257	0.257	0	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 3	0.096	0.018	0.078	0																																																																																																																																																																								
③ 土砂流出防止柵 4	0.051	0	0.051	0																																																																																																																																																																								
③ 土砂流出防止柵 5	0.555	0	0.055	0																																																																																																																																																																								
③ 土砂流出防止柵 6	0.403	0	0.393	0																																																																																																																																																																								
③ 土砂流出防止柵 7	0.293	0.160	0.123	0																																																																																																																																																																								
③ 土砂流出防止柵 8	0.678	0	0.678	0																																																																																																																																																																								
③ 土砂流出防止柵 9	0.131	0	0.131	0																																																																																																																																																																								
③ 土砂流出防止柵 10	0.231	0	0.231	0																																																																																																																																																																								
③ 土砂流出防止柵 11	0.091	0	0.091	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 12	0.133	0.133	0	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 13	0.068	0.021	0.047	0																																																																																																																																																																								
④ 土砂流出防止柵 14	0.129	0.129	0.262	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 15	0.041	0.023	0.158	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 16	0.058	0.009	0.049	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 17	0.167	0.038	0.069	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 18	0.027	0.007	0.020	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 19	0.156	0.156	0	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 20	0.119	0.111	0.008	0																																																																																																																																																																								
③ 土砂流出防止柵 21	0.201	0	0.201	0																																																																																																																																																																								
③ 土砂流出防止柵 22	0.056	0	0.056	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 23	1.113	0.162	0.353	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 24	0.105	0.105	0	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 25	0.368	0.261	0.105	0																																																																																																																																																																								
③ 土砂流出防止柵 26	0.280	0	0.280	0																																																																																																																																																																								
③ 土砂流出防止柵 27	0.122	0	0.122	0																																																																																																																																																																								
③ 土砂流出防止柵 28	1.025	0	1.025	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 29	0.021	0.021	0.0	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 30	0.286	0.286	0	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 31	0.256	0.088	0.168	0																																																																																																																																																																								
土砂流出防止柵 32	0.315	0.037	0.208	0																																																																																																																																																																								
9-2 ④	間違い④ 386 ページ「表 7.1.2.1-11 各土砂流出防止柵の集水域面積」の土砂流出防止柵 5、14 の合計値が、パネル設置場所と草地の合計と一致していないのでどこかの項目の数値に間違いがある。 ※9-2③ 表 1	正誤表にて修正を行っております。正しい数値は正誤表にてお示しし、縦覧に供しております。なお、予測・評価に使用した数値は正しいものを使用しておりますので、予測・評価に変化はありません。																																																																																																																																																																										

表 2-1(12) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解																																																																																																																																																																																																												
9-2 ⑤	間違い⑤ 388 ページの「表 7.1.2.1-14(1)濁水到達予測結果」の土砂流出柵 20 の「排水口排水の放流域名又は障害物」が資料編の資料 15 の「図 1(6)土砂流出防止柵 18～22」によれば「土砂流出柵 22」であるのに「既設道路」になっている。なお、資料-10 の図 1(1)～資料-22 の図 1(13)まで、縮尺度が明示されておらず m 換算凡例が示されてはいるが、距離を検証できないので縮尺度を記載すべきである。 ※下段 表 1 ※次ページ 図 1	間違いではなく、「排水口排水の放流域名又は障害物」は、直下の「既存道路」であり、「土砂流出防止柵 22」まで排水は到達しません。m 換算凡例については、評価書において見易いものを記載することを検討します。																																																																																																																																																																																																												
9-2 ⑤ 表 1	表 7.1.2.1-14(1) 濁水到達予測結果 <table><tr><th>排水口番号</th><th>排水口排水の放流流域名又は障害物</th><th>防止柵排水口から 100m 区間での平均斜度（度）</th><th>防止柵排水口から河川又は障害物までの斜面長（m）</th><th>排水口からの濁水到達推定距離（m）</th><th>濁水到達の有無</th></tr><tr><td>土砂流出柵 1～11</td><td colspan="4">（沢部に設置するので、常時水成との距離が取れない）</td><td>有</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 1</td><td>既設道路</td><td>26</td><td>28</td><td>78</td><td>有(注3)</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 2</td><td>既設道路</td><td>20</td><td>31</td><td>61</td><td>有(注3)</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 3</td><td>吉重川支流の沢</td><td>26</td><td>180</td><td>78</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 4</td><td>吉重川支流の沢</td><td>19</td><td>160</td><td>58</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 5</td><td>吉重川支流の沢</td><td>20</td><td>120</td><td>63</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 6</td><td>吉重川支流の沢</td><td>17</td><td>110</td><td>56</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 7</td><td>吉重川支流の沢</td><td>15</td><td>76</td><td>51</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 8</td><td>吉重川支流の沢</td><td>21</td><td>180</td><td>71</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 9</td><td>吉重川支流の沢</td><td>15</td><td>176</td><td>19</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 10</td><td>吉重川支流の沢</td><td>11</td><td>76</td><td>40</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 11</td><td>吉重川支流の沢</td><td>14</td><td>51</td><td>18</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 12</td><td>吉重川支流の沢</td><td>21</td><td>116</td><td>71</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 13</td><td>吉重川支流の沢</td><td>17</td><td>110</td><td>51</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 14</td><td>既設道路</td><td>22</td><td>85</td><td>68</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 15</td><td>吉重川支流の沢</td><td>6.6</td><td>16</td><td>29</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 16</td><td>土砂流出柵 12 付近の沢</td><td>0.0</td><td>2</td><td>13</td><td>有</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 17</td><td>新設道路</td><td>13</td><td>55</td><td>11</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 18</td><td>既設道路</td><td>13</td><td>290</td><td>11</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 19</td><td>土砂流出防止柵 18</td><td>16</td><td>18</td><td>51</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 20</td><td>既設道路</td><td>16</td><td>180</td><td>52</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 21</td><td>既設道路</td><td>12</td><td>86</td><td>11</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 22</td><td>既設道路</td><td>18</td><td>35</td><td>58</td><td>有(注3)</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 23</td><td>既設道路</td><td>19</td><td>230</td><td>60</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 24</td><td>土砂流出防止柵 25</td><td>19</td><td>63</td><td>58</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 25</td><td>既設道路</td><td>5.5</td><td>140</td><td>27</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 26</td><td>吉重川支流の沢</td><td>20</td><td>63</td><td>62</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 27</td><td>吉重川支流の沢</td><td>16</td><td>110</td><td>53</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 28</td><td>既設道路</td><td>5.3</td><td>30</td><td>26</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 29</td><td>吉重川支流の沢</td><td>6.2</td><td>650</td><td>28</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 30</td><td>吉重川支流の沢</td><td>6.2</td><td>650</td><td>28</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 31</td><td>既設道路</td><td>19</td><td>126</td><td>60</td><td>無</td></tr><tr><td>土砂流出防止柵 32</td><td>吉重川支流の沢</td><td>13</td><td>220</td><td>16</td><td>無</td></tr></table> 注：1. 排水口付近の斜面斜度（度）は、排水口から流水方向に水平距離 100m 区間の平均斜度である。 2. 排水口からの排水到達推定距離（m）は、文献より算出した値であり、排水口に土砂流出防止柵を設置するなどの土壌浸透対策を実施した場合、到達距離は更に短縮されることがある。 3. 「一旦既設道路に到達するが、道路勾配変化地点から再放流されると土壌浸透する。」参照は表 7.1.2.1-14 表 7.1.2.1-13(2) に示すとおりである。		排水口番号	排水口排水の放流流域名又は障害物	防止柵排水口から 100m 区間での平均斜度（度）	防止柵排水口から河川又は障害物までの斜面長（m）	排水口からの濁水到達推定距離（m）	濁水到達の有無	土砂流出柵 1～11	（沢部に設置するので、常時水成との距離が取れない）				有	土砂流出防止柵 1	既設道路	26	28	78	有(注3)	土砂流出防止柵 2	既設道路	20	31	61	有(注3)	土砂流出防止柵 3	吉重川支流の沢	26	180	78	無	土砂流出防止柵 4	吉重川支流の沢	19	160	58	無	土砂流出防止柵 5	吉重川支流の沢	20	120	63	無	土砂流出防止柵 6	吉重川支流の沢	17	110	56	無	土砂流出防止柵 7	吉重川支流の沢	15	76	51	無	土砂流出防止柵 8	吉重川支流の沢	21	180	71	無	土砂流出防止柵 9	吉重川支流の沢	15	176	19	無	土砂流出防止柵 10	吉重川支流の沢	11	76	40	無	土砂流出防止柵 11	吉重川支流の沢	14	51	18	無	土砂流出防止柵 12	吉重川支流の沢	21	116	71	無	土砂流出防止柵 13	吉重川支流の沢	17	110	51	無	土砂流出防止柵 14	既設道路	22	85	68	無	土砂流出防止柵 15	吉重川支流の沢	6.6	16	29	無	土砂流出防止柵 16	土砂流出柵 12 付近の沢	0.0	2	13	有	土砂流出防止柵 17	新設道路	13	55	11	無	土砂流出防止柵 18	既設道路	13	290	11	無	土砂流出防止柵 19	土砂流出防止柵 18	16	18	51	無	土砂流出防止柵 20	既設道路	16	180	52	無	土砂流出防止柵 21	既設道路	12	86	11	無	土砂流出防止柵 22	既設道路	18	35	58	有(注3)	土砂流出防止柵 23	既設道路	19	230	60	無	土砂流出防止柵 24	土砂流出防止柵 25	19	63	58	無	土砂流出防止柵 25	既設道路	5.5	140	27	無	土砂流出防止柵 26	吉重川支流の沢	20	63	62	無	土砂流出防止柵 27	吉重川支流の沢	16	110	53	無	土砂流出防止柵 28	既設道路	5.3	30	26	無	土砂流出防止柵 29	吉重川支流の沢	6.2	650	28	無	土砂流出防止柵 30	吉重川支流の沢	6.2	650	28	無	土砂流出防止柵 31	既設道路	19	126	60	無	土砂流出防止柵 32	吉重川支流の沢	13	220	16	無
排水口番号	排水口排水の放流流域名又は障害物	防止柵排水口から 100m 区間での平均斜度（度）	防止柵排水口から河川又は障害物までの斜面長（m）	排水口からの濁水到達推定距離（m）	濁水到達の有無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出柵 1～11	（沢部に設置するので、常時水成との距離が取れない）				有																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 1	既設道路	26	28	78	有(注3)																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 2	既設道路	20	31	61	有(注3)																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 3	吉重川支流の沢	26	180	78	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 4	吉重川支流の沢	19	160	58	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 5	吉重川支流の沢	20	120	63	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 6	吉重川支流の沢	17	110	56	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 7	吉重川支流の沢	15	76	51	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 8	吉重川支流の沢	21	180	71	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 9	吉重川支流の沢	15	176	19	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 10	吉重川支流の沢	11	76	40	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 11	吉重川支流の沢	14	51	18	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 12	吉重川支流の沢	21	116	71	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 13	吉重川支流の沢	17	110	51	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 14	既設道路	22	85	68	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 15	吉重川支流の沢	6.6	16	29	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 16	土砂流出柵 12 付近の沢	0.0	2	13	有																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 17	新設道路	13	55	11	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 18	既設道路	13	290	11	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 19	土砂流出防止柵 18	16	18	51	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 20	既設道路	16	180	52	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 21	既設道路	12	86	11	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 22	既設道路	18	35	58	有(注3)																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 23	既設道路	19	230	60	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 24	土砂流出防止柵 25	19	63	58	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 25	既設道路	5.5	140	27	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 26	吉重川支流の沢	20	63	62	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 27	吉重川支流の沢	16	110	53	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 28	既設道路	5.3	30	26	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 29	吉重川支流の沢	6.2	650	28	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 30	吉重川支流の沢	6.2	650	28	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 31	既設道路	19	126	60	無																																																																																																																																																																																																									
土砂流出防止柵 32	吉重川支流の沢	13	220	16	無																																																																																																																																																																																																									

表 2-1 (13) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

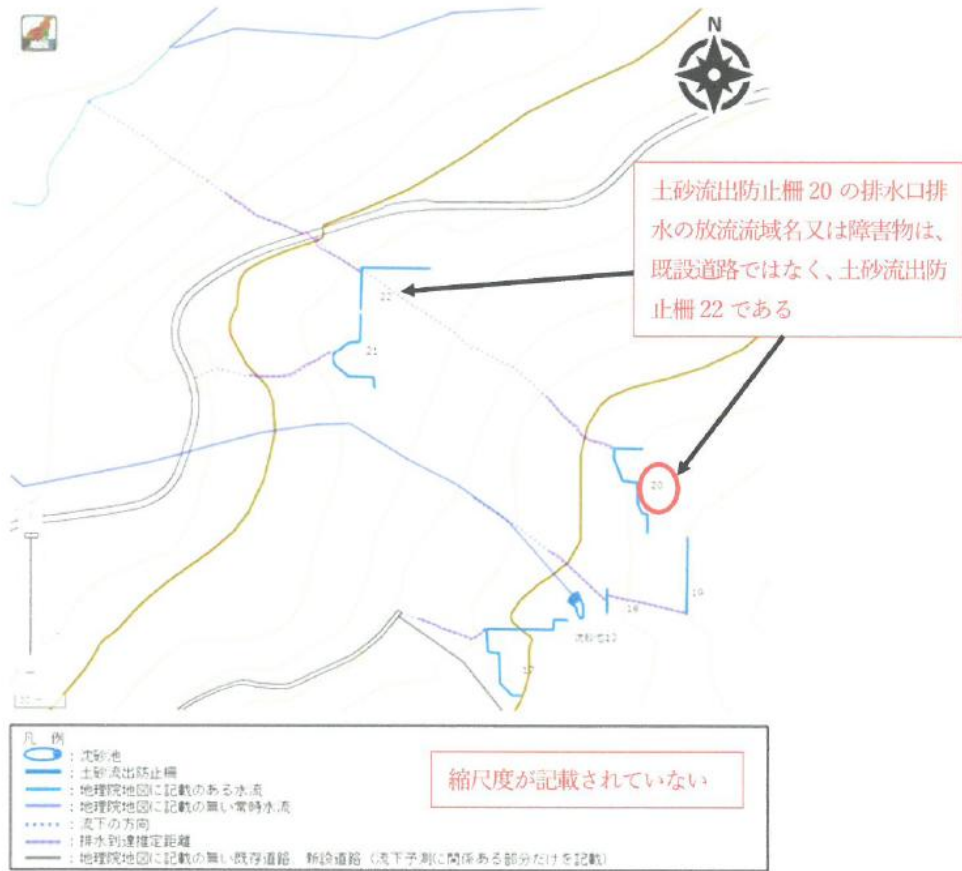
No	意見の概要	事業者の見解										
9-2 ⑤ 図 1	 図 1 (6) 土砂流出防止柵 18～22											
9-2 ⑥	間違い⑥ 18 ページの「図 2.2-4(1)施設の配置計画 (案)」によれば、全ての太陽光パネルの雨水は沈砂池又は土砂流出防止柵に集水することになっているが、385 ページの「表 7.1.2.1-10 各沈砂池の集水域面積および表面積」と 386 ページの「表 7.1.2.1-11 各土砂流出防止柵の集水域面積」の太陽光パネル設置場所の合計が、17 ページの「表 2.2-2 土地利用計画の内訳」の県立自然公園区域内の「太陽光パネル」面積 25.42ha と一致していない。2 つの表の合計面積は、17 ページの表 2.2-2 「土地利用計画の内訳」の半分以下の 10.796ha なので、どれかが大幅に間違っている。 ※9-2① 図 1 ※9-2① 表 1 ※9-2③ 表 1 ※下段 表 1	正誤表にて、「パネル設置場所等」の定義について、注書きで示しました。										
9-2 ⑥ 表 1	<table><tr><th>表</th><th>太陽光パネル設置面積</th></tr><tr><td>385 ページ表 7.1.2.1-10 各沈砂池の集水域面積および表面積</td><td>7.496ha</td></tr><tr><td>386 ページ表 7.1.2.1-11 各土砂流出防止柵の集水域面積</td><td>3.300ha</td></tr><tr><td>各沈砂池と各土砂流出柵の集水域面積の合計</td><td>10.796ha</td></tr><tr><td>17 ページ表 2.2-2 土地利用計画の内訳</td><td>25.42ha</td></tr></table>	表	太陽光パネル設置面積	385 ページ表 7.1.2.1-10 各沈砂池の集水域面積および表面積	7.496ha	386 ページ表 7.1.2.1-11 各土砂流出防止柵の集水域面積	3.300ha	各沈砂池と各土砂流出柵の集水域面積の合計	10.796ha	17 ページ表 2.2-2 土地利用計画の内訳	25.42ha	
表	太陽光パネル設置面積											
385 ページ表 7.1.2.1-10 各沈砂池の集水域面積および表面積	7.496ha											
386 ページ表 7.1.2.1-11 各土砂流出防止柵の集水域面積	3.300ha											
各沈砂池と各土砂流出柵の集水域面積の合計	10.796ha											
17 ページ表 2.2-2 土地利用計画の内訳	25.42ha											

表 2-1(14) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解																																																												
	間違い⑦ 389 ページの「表 7.1.2.1-16 沈砂池への流入量の予測結果（単位：m³/s）」の計算結果全てが間違っている（太陽光パネル設置面積の流出係数が施工前の草地の流出係数と思われる）。そもそも冒頭に述べているように集水面積に間違いがあるので、集水面積から再計算すべきである。 ※下段 表 1	前述の「間違い①②③④」については正誤表にて修正を行っております。正しい数値は正誤表にてお示しし、縦覧に供しております。なお、予測・評価に使用した数値は正しいものを使用しておりますので、予測・評価に変化はありません。																																																												
9-2 ⑦	間違い①②で指摘したとおり、面積の集計に間違いがあり、どの項目が間違っているかも不明なので計算して検証することができない。 ①から⑦までの間違いは、2月11日の説明会会場で質疑応答が締め切られた後で、日本気象協会の担当者が、指摘事項全てが間違いであると認めたものであることから再調査すべきである。以上の間違いは、370 ページから始まる「7.1.2 水環境」の全て計算に影響される間違いであるので再調査すべきである。この時、集水系統図、集水面積求積図、面積計算内訳書を添付すべきである。																																																													
9-2 ⑦ 表 1	表 7.1.2.1-16 沈砂池への流入量の予測結果（単位：m³/s） <table><tr><th>沈砂池</th><th>時間雨量 3.0mm/h</th><th>時間雨量 12.0mm/h</th><th>時間雨量 58.8mm/h</th></tr><tr><td>沈砂池 1</td><td>0.0185</td><td>0.0510</td><td>0.2616</td></tr><tr><td>沈砂池 2</td><td>0.0073</td><td>0.0201</td><td>0.1123</td></tr><tr><td>沈砂池 3</td><td>0.0527</td><td>0.2106</td><td>1.0319</td></tr><tr><td>沈砂池 4</td><td>0.0032</td><td>0.0130</td><td>0.0636</td></tr><tr><td>沈砂池 5</td><td>0.0152</td><td>0.0610</td><td>0.2987</td></tr><tr><td>沈砂池 6</td><td>0.0116</td><td>0.0466</td><td>0.2274</td></tr><tr><td>沈砂池 7</td><td>0.0066</td><td>0.0261</td><td>0.1293</td></tr><tr><td>沈砂池 8</td><td>0.0019</td><td>0.0195</td><td>0.0953</td></tr><tr><td>沈砂池 9</td><td>0.0221</td><td>0.0896</td><td>0.4388</td></tr><tr><td>沈砂池 10</td><td>0.0072</td><td>0.0288</td><td>0.1411</td></tr><tr><td>沈砂池 11</td><td>0.0109</td><td>0.0435</td><td>0.2141</td></tr><tr><td>沈砂池 12</td><td>0.0094</td><td>0.0378</td><td>0.1850</td></tr><tr><td>沈砂池 13</td><td>0.0011</td><td>0.0178</td><td>0.0870</td></tr><tr><td>沈砂池 14</td><td>0.0076</td><td>0.0305</td><td>0.1495</td></tr></table> 注：沈砂池 10 には沈砂池 10 の集水域の他、1 号流出防止柵 16 の集水域からの排水も流入するとして		沈砂池	時間雨量 3.0mm/h	時間雨量 12.0mm/h	時間雨量 58.8mm/h	沈砂池 1	0.0185	0.0510	0.2616	沈砂池 2	0.0073	0.0201	0.1123	沈砂池 3	0.0527	0.2106	1.0319	沈砂池 4	0.0032	0.0130	0.0636	沈砂池 5	0.0152	0.0610	0.2987	沈砂池 6	0.0116	0.0466	0.2274	沈砂池 7	0.0066	0.0261	0.1293	沈砂池 8	0.0019	0.0195	0.0953	沈砂池 9	0.0221	0.0896	0.4388	沈砂池 10	0.0072	0.0288	0.1411	沈砂池 11	0.0109	0.0435	0.2141	沈砂池 12	0.0094	0.0378	0.1850	沈砂池 13	0.0011	0.0178	0.0870	沈砂池 14	0.0076	0.0305	0.1495
沈砂池	時間雨量 3.0mm/h	時間雨量 12.0mm/h	時間雨量 58.8mm/h																																																											
沈砂池 1	0.0185	0.0510	0.2616																																																											
沈砂池 2	0.0073	0.0201	0.1123																																																											
沈砂池 3	0.0527	0.2106	1.0319																																																											
沈砂池 4	0.0032	0.0130	0.0636																																																											
沈砂池 5	0.0152	0.0610	0.2987																																																											
沈砂池 6	0.0116	0.0466	0.2274																																																											
沈砂池 7	0.0066	0.0261	0.1293																																																											
沈砂池 8	0.0019	0.0195	0.0953																																																											
沈砂池 9	0.0221	0.0896	0.4388																																																											
沈砂池 10	0.0072	0.0288	0.1411																																																											
沈砂池 11	0.0109	0.0435	0.2141																																																											
沈砂池 12	0.0094	0.0378	0.1850																																																											
沈砂池 13	0.0011	0.0178	0.0870																																																											
沈砂池 14	0.0076	0.0305	0.1495																																																											
7.1.2-20 (389)																																																														

表 2-1 (15) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

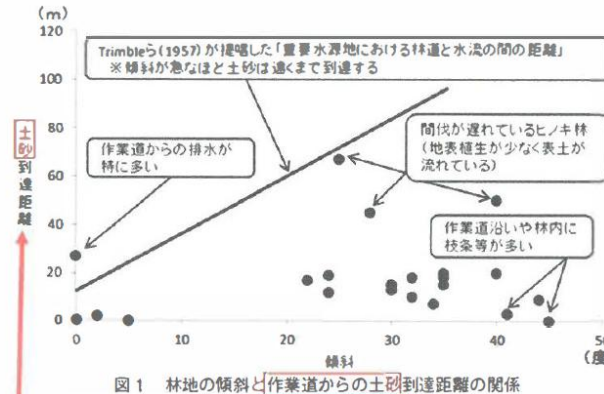
No	意見の概要	事業者の見解
9-2 意見 ①	水象に関する意見① 383 ページに引用されている臼田寿生(2013), 「林地へ排水する際の留意点は?」『ぎふ森林研情報』No. 82、5-6. の図「林地の傾斜と濁水到達距離の関係」は、臼田寿生, (2014. 03. 31), 「砂・濁水の流出に配慮した森林作業道開設技術の開発」『公立林業試験研究機関成果選集』No. 11、23-24. において図「林地の傾斜と作業道からの土砂到達距離の関係」に改訂して掲載されている。新しい文献や論文を参照にすべきであるし、この図は林地におけるデータであり、本事業対象実施区域の大半を占める草地には参考すべきではない。また、濁水と土砂は違うものと考えられるので、本準備書の濁水の評価には参考すべきではない。 ※下段 図 1	水象に関する意見について ①この予測手法はもともと「風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集」(環境影響評価審査の検証風力発電所事例集 検討委員会、平成 29 年)に記載された沈砂池排水を土壌浸透させる場合には、「森林作業道開設の手引き―土砂を流出させない道づくり」(森林総合研究所、2012 年)が参考になると記載されていることから、沈砂池排水を周辺に土壌浸透させる場合にこのグラフを使って排水口からどのくらいの距離で土壌浸透がされるかを予測するもので、これを本事業の対象事業実施区域に準用し、場内で表面流が発生して土砂流出防止柵に到達した場合に、土砂流出防止柵から流出した濁水(大きな土砂は土砂流出防止柵で捕獲されるため、濁水だけが抜けると考えています)がその下流部でどこまで土壌浸透するのかを予測したものです。 その「森林作業道開設の手引き―土砂を流出させない道づくり」に記載があるグラフと同じ内容で見やすいものが「林地へ排水する際の留意点は?」『ぎふ森林研情報』No. 82 に記載されており、それを記載しているものですので、新しい論文のグラフを載せていないものです。 また草地には林地ほどではありませんが浸透能があり、平成 21 年度環境保全機能を活用した草地整備手法確立調査委託事業-大規模草地の土木保全機能強化のための解説冊子(社団法人 日本草地畜産種子協会 平成 22 年)によると、森林の浸透能 200~400mm/h に対して 130mm/h の浸透能があります。これは、大船渡や釜石地域気象観測所における最近 40 年間の最大時間雨量を上回ることから、草地においてもこの予測が適用できる浸透能がある、と判断しています。
9-2 意見 ① 図 1	 図 1 林地の傾斜と作業道からの土砂到達距離の関係	臼田寿生(2014.03.31)「土砂・濁水の流出に配慮した森林作業道開設技術の開発」『公立林業試験研究機関成果選集』No.11、23-24.に掲載されている図 臼田寿生臼田寿生(2013)「林地へ排水する際の留意点は?」『ぎふ森林研情報』No.82、5-6.に掲載されている図

表 2-1(16) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-2 意見 ②	意見② 382 ページの最下行に示されている Trimble & Sartz (1957) が提唱した「重要水源地における林道と水流の間の距離」を基に算出したとする式{濁水到達推定距離 (m)=2.44×傾斜 (度) +13.14}は、Trimble & Sartz (1957) How Far from a Stream Should a Logging Road Be Located? 『Journal of Forestry』、339-341. 臼田寿生(2013)「林地へ排水する際の留意点は？」『ぎふ森林研情報』No. 82、5-6. 臼田寿生(2014. 03. 31)「土砂・濁水の流出に配慮した森林作業道開設技術の開発」『公立林業試験研究機関研究成果選集』No. 11、23-24. の文献にも記載されており、どの文献や論文からの引用かを示していない、また、株式会社市民風力発電(仮称) 太鼓山ウィンドファーム環境影響評価準備書」 https://cwp-wind.jp/pdf/news/2020_taikoyama/jyunbisyo_honpen/08_3_chapter.pdf (閲覧日：2025. 03. 08) の 295 ページには同じく Trimble & Sartz(1957) が提唱した「重要水源地における林道と水流の間の距離」を基に算出する式{濁水到達推定距離 (m)=2.5×傾斜 (度) +15}とあり、この二つの式は一致しないので参照すべきではない。そもそも①で述べた様に、臼田寿生(2013)「林地へ排水する際の留意点は？」『ぎふ森林研情報』No. 82、5-6. の図「林地の傾斜と濁水到達距離の関係」は、臼田寿生、(2014. 03. 31)「土砂・濁水の流出に配慮した森林作業道開設技術の開発」『公立林業試験研究機関研究成果選集』No. 11、23-24. において図「林地の傾斜と作業道からの土砂到達距離の関係」に改訂して掲載されているので、濁水到達推定距離とすべきではない。土砂と濁水は同じものではない。	②Trimble & Sartz (1957) が提唱した「重要水源地における林道と水流の間の距離」を基に算出したとする式{濁水到達推定距離 (m)=2.44×傾斜 (度) +13.14}につきましては、「林地へ排水する際の留意点は？」『ぎふ森林研情報』No. 82、5-6. の図「林地の傾斜と濁水到達距離の関係」から読み取った式です。 もとの Trimble & Sartz (1957) が提唱した「重要水源地における林道と水流の間の距離」には、傾斜角が示されておらず、傾斜量がヤード単位で示されており、これを日本人の感覚に合うよう、傾斜角と到達距離をメートル法での単位を用いて表したグラフを作成したのが、先ほど示しました「森林作業道開設の手引き―土砂を流出させない道づくり」に記載があるグラフということです。 このグラフの読み取りに関しては、風力発電所の環境影響評価を実施するコンサルタントによって若干の違いがあり、「(仮称) 太鼓山ウィンドファーム環境影響評価準備書」を実施したコンサルタントは本事業の環境影響評価を担当した業者と異なる読み取りを行ったものです。なお、本事業の環境影響評価を担当した業者は全ての環境影響評価準備書および評価書で{濁水到達推定距離 (m)=2.44×傾斜 (度) +13.14}を使用しており、経済産業省太陽電池部会、風力発電部会の顧問からも式については異論が出ていません。 土砂到達距離につきましては、土砂は表面流によって運ばれており、表面流が浸透するまでの距離まで土砂が運ばれていますので、土砂到達距離＝濁水到達推定距離と記載してよいと判断しております。
9-3 ①	3. 面積の検証が出来ないので求積図と求積計算内訳書を添付すべきである。 根拠及び理由 ①対象事業区域面積、集水面積等の求積図もなければ面積求積計算内訳書も添付されていないので、面積の検証ができないので、土地利用計画の内訳毎、沈砂池毎及び土砂流出防止柵毎の集水区域別に求積図と面積求積計算内訳書を添付すべきである。	ご意見ありがとうございます。 ①対象事業実施区域の面積は、事業用地測量結果に基づく数値を示しております。沈砂池及び土砂流出柵の検討においては縮尺 1/1000 の地形図をもとに集水域を CAD を用いて算出しました。
9-3 ②	②前述の意見 2 により、面積の計算に信用できないことから、事業主が提示した全面積計算を鵜呑みにすることができないので、面積求積図と面積求積計算内訳書を添付すべきである。	②準備書には対象事業実施区域の地番を示しております。評価書においても地番は示しますが求積図及び求積計算内訳書を添付する予定はございません。
9-3 ③	③添付されている図面 2 万 5 千分の 1 や 8 千分の 1 の縮尺で集水域や沈砂池の面積の求積計算では誤差が大きいと予想できるので、求積図は最低でも 1/1000 の縮尺にすべきである。	③沈砂池及び土砂流出柵の検討においては縮尺 1/1000 の地形図をもとに集水域を CAD を用いて算出しました。
9-3 ④	④特に森林法第 5 条に関する面積計算は、0.5ha が林地開発許可申請要否の判断になるので、最低でも 500 分の 1 の縮尺求積図を作成し、面積求積計算内訳書と合わせて添付すべきである。	④モノレールルートは 5 条森林を横切る範囲があります。伐採届の作成に際して行政の指導に従い必要に応じて伐採範囲図を作成いたします。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1(17) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解																																																				
9-3 ⑤	⑤方法書と準備書の「土地利用計画の内訳」の面積に増減がある。特に太陽光パネル設置面積が大きく増加しているので、その増減理由を記載すべきである。 ※下段 表 1 準備書には以下の注が記載されている。 注 1：ここで、県立自然公園とは、「五葉山県立自然公園」を示す。なお、県立自然公園区域と事業区域との位置関係は、第 3 章「図 3.2-10 自然公園の状況」に示すとおりである。 2：太陽光パネルの設置面積は、太陽光パネルの水平投影面積及びアレイ間のスペースを含めた値であり、太陽光パネルの水平投影面積は方法書から変更はない。太陽光パネルを設置する範囲では、土地の造成を行わない。 方法書及び準備書では、基本的に全ての面積は斜面積ではなく、水平投影面積で記載されるものである。あえて「太陽光パネルの水平投影面積は方法書から変更はない」と注意書きしており、太陽光パネル数にも変更がないにもかかわらず、準備書の太陽光パネルの面積は方法書より 5.23ha 多い。その理由を記載すべきである。また、方法書の説明会の資料 12 ページの事業概要の面積が約 96ha とあり、準備書の説明会資料 8 ページの事業概要の面積には約 98ha とある。約といえども 2ha 増加した理由を説明すべきである。方法書と違うところの説明は、管理道路の位置変更 5 ヶ所であった。しかし、前述の方法書（内記入）と準備書の「土地利用計画の内訳」に記載しているように、管理道路は 1.19ha から 0.38ha に減少となっているので、事業概要の面積が増加している理由と内訳を明記すべきである。	⑤準備書の太陽光パネルの面積は、準備書 P17 の「表 2.2-2 土地利用計画の内訳」の注 2 に説明があるとおり、太陽光パネルの水平投影面積及びアレイ間のスペースを含めた値です。準備書の太陽光パネルの面積が、方法書より 5.23ha 多い理由として、準備書 P17 の「2. 方法書以降における太陽光パネル位置の検討」に示していますが、アレイ間のスペースを方法書時よりも広げたためです。対象事業実施区域の面積は、準備書時に正確な値を記載しました。管理用道路については、P16 の「1. 発電所の設備の配置計画」の 9～10 行目に示すとおり、市道からのアクセスが必要となる箇所に限定し延長を大幅に縮小する計画としたため、方法書時から面積が減りました。工事用道路は、方法書段階で検討していなかったものを準備書時に計画し、設置面積を記載しました。モノレール、変電設備、開閉所については、設計を具体化し、その面積を修正しました。																																																				
9-3 ⑤ 表 1	<table><tr><th colspan="4">方法書（内記入）と準備書の「土地利用計画の内訳」</th></tr><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分（用途）</th><th colspan="2">面積（ha）</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>県立自然公園区域内</th><th>県立自然公園区域外（森林法第 5 条森林）</th></tr><tr><td rowspan="5">工作物の配置面積</td><td>太陽光パネル</td><td>25.42(20.19)</td><td></td><td>76,608 枚を想定 (76,608 枚を想定)</td></tr><tr><td>管理用道路</td><td>0.38(1.19)</td><td></td><td>記載無し (総延長 3,050m 想定)</td></tr><tr><td>工事用道路</td><td>0.18(記載無し)</td><td></td><td>両書記載無し</td></tr><tr><td>モノレール</td><td>0.10(0.28)</td><td>0.25(0.71)</td><td>全長 2,004m を想定 (全長 1,988m を想定)</td></tr><tr><td>変電設備</td><td>0.13(0.14)</td><td></td><td>特高変電設備 2 ヶ所 中間変電所 10 ヶ所 (特高変電設備 2 ヶ所) (中間変電所 12 ヶ所)</td></tr><tr><td></td><td>開閉所</td><td></td><td>0.14(0.10)</td><td>東北電力ネットワーク網の送電系統との接続施設 2 ヶ所 両書同じ</td></tr><tr><td colspan="2">(小計)</td><td>記載無し(22.10)</td><td>記載無し(0.81)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(非改変区域)</td><td>記載無し(72.77)</td><td>記載無し (-)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>26.21(94.87)</td><td>0.39(0.81)</td><td></td></tr></table> 準備書には以下の注が記載されている。		方法書（内記入）と準備書の「土地利用計画の内訳」				区分（用途）		面積（ha）		備考	県立自然公園区域内	県立自然公園区域外（森林法第 5 条森林）	工作物の配置面積	太陽光パネル	25.42(20.19)		76,608 枚を想定 (76,608 枚を想定)	管理用道路	0.38(1.19)		記載無し (総延長 3,050m 想定)	工事用道路	0.18(記載無し)		両書記載無し	モノレール	0.10(0.28)	0.25(0.71)	全長 2,004m を想定 (全長 1,988m を想定)	変電設備	0.13(0.14)		特高変電設備 2 ヶ所 中間変電所 10 ヶ所 (特高変電設備 2 ヶ所) (中間変電所 12 ヶ所)		開閉所		0.14(0.10)	東北電力ネットワーク網の送電系統との接続施設 2 ヶ所 両書同じ	(小計)		記載無し(22.10)	記載無し(0.81)		(非改変区域)		記載無し(72.77)	記載無し (-)		合計		26.21(94.87)	0.39(0.81)	
方法書（内記入）と準備書の「土地利用計画の内訳」																																																						
区分（用途）		面積（ha）		備考																																																		
		県立自然公園区域内	県立自然公園区域外（森林法第 5 条森林）																																																			
工作物の配置面積	太陽光パネル	25.42(20.19)		76,608 枚を想定 (76,608 枚を想定)																																																		
	管理用道路	0.38(1.19)		記載無し (総延長 3,050m 想定)																																																		
	工事用道路	0.18(記載無し)		両書記載無し																																																		
	モノレール	0.10(0.28)	0.25(0.71)	全長 2,004m を想定 (全長 1,988m を想定)																																																		
	変電設備	0.13(0.14)		特高変電設備 2 ヶ所 中間変電所 10 ヶ所 (特高変電設備 2 ヶ所) (中間変電所 12 ヶ所)																																																		
	開閉所		0.14(0.10)	東北電力ネットワーク網の送電系統との接続施設 2 ヶ所 両書同じ																																																		
(小計)		記載無し(22.10)	記載無し(0.81)																																																			
(非改変区域)		記載無し(72.77)	記載無し (-)																																																			
合計		26.21(94.87)	0.39(0.81)																																																			

表 2-1(18) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-4 ①	4. 方法書に対する知事意見に充分に対応していないので住民説明会を増やすべきである。 ①「事業について理解を得られるよう努めました」とありますが、どのように努めたのか記載がありません。方法書の説明会前の説明会等の一覧は 4 ページに記載されていますが、地域住民には方法書の説明会後には方法書に対する意見書の提出を求めただけで、意見交換は一度もありません。有識者に関しても方法書に対する意見を求めただけの様に感じます。「理解を得られるように努めた」に実施した内容を 7 ページの「大船渡第一・第二太陽光発電所事業 説明会等一覧」に追加すべきである。 ※下段 表 1	このたびは、説明会における運営方法や、住民の皆様との意見交換のあり方について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。 ご指摘いただいたとおり、これまでの説明会では限られた時間の中での質疑応答となり、すべてのご質問にお答えすることが難しい場面がありました。また、説明会後における電話やメールでのご質問への対応についても、意見書提出をお願いする形に限らせていただいておりますが、より理解を深めていただくためには、柔軟な対応が求められたものと受け止めております。 今後につきましては、住民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、環境影響評価手続きやその後の事業実施にあたって、できる限りわかりやすい情報提供に努めるとともに、地域の皆様との信頼関係の構築に向けた取り組みを一層大切にしていまいります。
9-4 ① 表 1	方法書に対する知事意見 (3) 地域住民と適切なコミュニケーションを図る観点から、環境影響の調査、予測及び評価に当たっては、地域住民、有識者、対象事業実施区域の大部分を占める五葉山県立自然公園の管理者、関係行政機関等との意見交換を行い、上記の検討経緯を説明するとともに、その意見を踏まえ、必要に応じて、追加的な調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行い、事業について理解を得られるよう努めること。	事業主見解 (3) 環境影響の調査、予測及び評価に当たり、地域住民、有識者、対象事業実施区域の大部分を占める五葉山県立自然公園の管理者、関係行政機関等との意見交換を行い、上記の検討経緯を説明するとともに、その意見を踏まえ、必要に応じて、追加的な調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行い、事業について理解を得られるよう努めました。
9-4 ②	②方法書及び準備書の説明会では、予定時間を経過したとの理由で参加者の質問を打ち切り、「意見書に書いて下さい」、メールでの問い合わせにも「意見書を提出して下さい、評価書で回答します」との返事、これでは「意見の交換をした」、「理解を得られるよう努めた」とは言えないので、「意見を交換した」、「理解を得られるよう努めた」具体的な内容を記載すべきである。	このたびは、説明会における運営方法や、住民の皆様との意見交換のあり方について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。 ご指摘いただいたとおり、これまでの説明会では限られた時間の中での質疑応答となり、すべてのご質問にお答えすることが難しい場面がありました。また、説明会後における電話やメールでのご質問への対応についても、意見書提出をお願いする形に限らせていただいておりますが、より理解を深めていただくためには、柔軟な対応が求められたものと受け止めております。 今後につきましては、住民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、環境影響評価手続きやその後の事業実施にあたって、できる限りわかりやすい情報提供に努めるとともに、地域の皆様との信頼関係の構築に向けた取り組みを一層大切にしていまいります。

表 2-1(19) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-4 ③	③準備書の説明会においては、参加者に氏名・住所の記載を求め、写真・録音を禁止し、説明者側は録音するというのは対等ではありません。これでは「理解が得られるよう努めた」と言えないので「理解が得られるよう努めた」具体的な内容を記載すべきである。	このたびは、説明会における運営方法や、住民の皆様との意見交換のあり方について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。 ご指摘いただいたとおり、これまでの説明会では限られた時間の中での質疑応答となり、すべてのご質問にお答えすることが難しい場面がありました。また、説明会後における電話やメールでのご質問への対応についても、意見書提出をお願いする形に限らせていただいておりますが、より理解を深めていただくためには、柔軟な対応が求められたものと受け止めております。 今後につきましては、住民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、環境影響評価手続きやその後の事業実施にあたって、できる限りわかりやすい情報提供に努めるとともに、地域の皆様との信頼関係の構築に向けた取り組みを一層大切にしていまいります。
9-4 ④	④準備書の説明会では、2月10日は説明時間が55分で質問への回答は質問と回答を合わせて55分、2月11日は質問と回答時間が85分に延長したものの、両会場とも質問できない人がいました。方法書の説明会でも質問回答時間内に質問が終えていなかったもので、準備書の説明会では、質問と回答の時間をもっと増やすべきだったと思います。聞く耳も持たずの様に感じました。とても「理解が得られるよう努めた」とは言えないので、今後は時間に余裕をもって全員の質問・意見に対応して理解を得られるよう努めるべきである。	このたびは、説明会における運営方法や、住民の皆様との意見交換のあり方について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。 ご指摘いただいたとおり、これまでの説明会では限られた時間の中での質疑応答となり、すべてのご質問にお答えすることが難しい場面がありました。また、説明会後における電話やメールでのご質問への対応についても、意見書提出をお願いする形に限らせていただいておりますが、より理解を深めていただくためには、柔軟な対応が求められたものと受け止めております。 今後につきましては、住民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、環境影響評価手続きやその後の事業実施にあたって、できる限りわかりやすい情報提供に努めるとともに、地域の皆様との信頼関係の構築に向けた取り組みを一層大切にしていまいります。
9-4 ⑤	⑤説明会後に新たな疑問が出て電話やメールでも質問を受け付けないで、「意見書に記入して下さい」では理解が深まりません。電話やメールでの問い合わせに応じるべきである。	このたびは、説明会における運営方法や、住民の皆様との意見交換のあり方について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。 ご指摘いただいたとおり、これまでの説明会では限られた時間の中での質疑応答となり、すべてのご質問にお答えすることが難しい場面がありました。また、説明会後における電話やメールでのご質問への対応についても、意見書提出をお願いする形に限らせていただいておりますが、より理解を深めていただくためには、柔軟な対応が求められたものと受け止めております。 今後につきましては、住民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、環境影響評価手続きやその後の事業実施にあたって、できる限りわかりやすい情報提供に努めるとともに、地域の皆様との信頼関係の構築に向けた取り組みを一層大切にしていまいります。

表 2-1 (20) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解				
9-4 ⑥	⑥準備書の縦覧期間や意見書の提出期間を法定期間より延長したとしても、「住民との意見交換、コミュニケーションを図った」とは言えないので、今後は質問・意見に直接対応して理解を得られるよう努めるべきである。	このたびは、説明会における運営方法や、住民の皆様との意見交換のあり方について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。 ご指摘いただいたとおり、これまでの説明会では限られた時間の中での質疑応答となり、すべてのご質問にお答えすることが難しい場面がありました。また、説明会后における電話やメールでのご質問への対応についても、意見書提出をお願いする形に限らせていただいておりますが、より理解を深めていただくためには、柔軟な対応が求められたものと受け止めております。 今後につきましては、住民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、環境影響評価手続きやその後の事業実施にあたって、できる限りわかりやすい情報提供に努めるとともに、地域の皆様との信頼関係の構築に向けた取り組みを一層大切にしていまいります。				
9-4 ⑦	⑦258 ページに※とあるが、両市長の意見は別掲されておらず、事業主の意見内容に「十分留意するとともに、適切に対応いたしました」とあるが、どのように対応したのか具体的に記載すべきである。 ※下段 表 1	このたびは、説明会における運営方法や、住民の皆様との意見交換のあり方について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。 ご指摘いただいたとおり、これまでの説明会では限られた時間の中での質疑応答となり、すべてのご質問にお答えすることが難しい場面がありました。また、説明会后における電話やメールでのご質問への対応についても、意見書提出をお願いする形に限らせていただいておりますが、より理解を深めていただくためには、柔軟な対応が求められたものと受け止めております。 今後につきましては、住民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、環境影響評価手続きやその後の事業実施にあたって、できる限りわかりやすい情報提供に努めるとともに、地域の皆様との信頼関係の構築に向けた取り組みを一層大切にしていまいります。				
9-4 ⑦ 表 1	<table><tr><th colspan="2">大船渡市長及び釜石市長からの意見</th></tr><tr><td>対象事業実施区域を管轄する大船渡市長及び釜石市長から提出された環境保全の意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。</td><td>対象事業実施区域を管轄する大船渡市長及び釜石市長から提出された環境保全の意見は別添の内容に十分留意するとともに、適切に対応いたしました。</td></tr></table>		大船渡市長及び釜石市長からの意見		対象事業実施区域を管轄する大船渡市長及び釜石市長から提出された環境保全の意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。	対象事業実施区域を管轄する大船渡市長及び釜石市長から提出された環境保全の意見は別添の内容に十分留意するとともに、適切に対応いたしました。
大船渡市長及び釜石市長からの意見						
対象事業実施区域を管轄する大船渡市長及び釜石市長から提出された環境保全の意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。	対象事業実施区域を管轄する大船渡市長及び釜石市長から提出された環境保全の意見は別添の内容に十分留意するとともに、適切に対応いたしました。					

表 2-1 (21) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-5 ①	5. ヒメボタルに関して調査不足なので再調査すべきである。 ①302、464 ページのヒメボタルの踏査ルートは、対象事業実施区域から 400m 以上離れた森の学び舎方面から元山入口までの市道大窪線沿と対象事業実施区域内を調査しているながら、ヒメボタルが生息していそうな「元山入口」から「いろは坂」までの対象事業実施区域と接する市道大窪線沿（特に土砂流出防止柵 21, 22 付近）を調査しないで、対象事業実施区域から 200m 以上はなれた吉浜川左岸の市道大窪線沿いを調査した理由を記載すべきである。	①調査範囲は対象事業実施区域内を対象としました。車両での移動中においても安全が確認できた場合は補足的な確認を実施しております。
9-5 ②	②456 ページの昆虫類に係る文献その他の資料の「ヒメボタルの観察のしかた」によれば、見られる時間は 19 時半～20 時半とある。302、464 ページの踏査ルート上には車での移動が可能な場所もあるが、対象事業実施区域内の踏査ルートは徒歩でしか調査できないルートもあり、1 グループが 1 時間で調査する箇所は限られている。ヒメボタルの生息の可能性が低い太陽光パネル設置個所の草地を調査しても意味がない。ヒメボタルの生息の可能性が高い、太陽光パネルを設置するために山林を伐採する場所を調査すべきである。	②踏査ルートから発光が確認できる樹林の林縁等は目視観察を実施しております。草地上も夜間の安全な踏査ルートとして設定しております。
9-5 ③	③66 ページの「イ 調査時期」に令和 6 年 7 月 8～9 日とありますが、日別に何人のグループで何時から調査したのか記載すべきである。	③対照地点と調査地点で同時刻での確認となるように 2 名 2 グループを別行動として調査を実施いたしました。
9-5 ④	④二日間とも同じルートを同じ時間、同じ場所を同じ人あるいはグループが調査したのか記載すべきである。	④2 日間で異なるルートを設定しており、全ての踏査ルートをお示ししております。
9-5 ⑤	⑤466 ページ「ウ 調査方法」に一定時間留まり観察し、とありますが、一定時間とはどのくらいの時間なのか記載すべきである。	⑤発光を確認した箇所では、その確認数を把握するために留まって観察しており、概ね 5 分程度となります。

表 2-1 (22) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-5 ⑥	⑥466 ページの「表 7. 1. 4-22 ヒメボタルの確認状況」の確認例数は、どのような確認状況なのでしょう か？例えば二日間に一定時間留まっている間の発光数の合計とか、一回の発光数とか、複数人でカウントした平均数とかを記載すべきである。	⑥調査地点については確認数が少なかったため、2 日間の確認数の総数を示しておりますが、対照地点については生息密度が高く、総数の把握が困難であったため、1 回の確認時の発光数の概数を示しております。
9-5 ⑦	⑦ヒメボタルの調査において一定時間留まった場所は何ヶ所なのか記載すべきである。	⑦基本的には踏査による確認であり、一定時間留まった箇所についてはヒメボタルの確認位置となります。
9-5 ⑧	⑧ヒメボタルの調査において一定時間留まった場所が、302 ページの図 6-7 (7) 昆虫類の調査位置 (ヒメボタル: 対象事業実施区域及びその周辺) 及び 464 ページの図 7. 1. 4-8 (1) 昆虫類の調査位置 (ヒメボタル: 対象事業実施区域及びその周辺) に 301 ページの「図 6-7 (6) 昆虫類の調査位置」のように明示すべきである。 ※下段 図 1	⑧調査地点は設定しておらず、踏査による確認のため踏査ルートを記載しております。
9-5 ⑧ 図 1	 図 6-7 (7) 昆虫類の調査位置 (ヒメボタル: 対象事業実施区域及びその周辺)	
9-5 ⑨	⑨大坂 真希・島多 義彦・森時 悠・平河 怜, (2023), 「ICT を活用したホタルモニタリングシステムの開発とヒメボタル生息地への適用」, 土木学会論文集, Vol. 79, No. 26, 23-26 によればヒメボタルの発生期間は約 2 ヶ月間あるので、連続 2 日間の調査では不十分なので再度調査すべきである。	⑨大坂ら (2023) 「ICT を活用したホタルモニタリングシステムの開発とヒメボタル生息地への適用」でも記載があるように基本的には踏査による目視観察の調査が一般的な手法となります。本調査ではヒメボタルの発生消長を確認する調査ではなく、当該地での生息状況を把握するための調査といたしました。調査手法は問題ないと考えております。

表 2-1 (23) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-6 ①	6. 未周知の文化財の調査に不足があるので再調査すべきである。 ①196 ページ「方法書についての意見の概要と事業者の見解」の中の No. 3-29 の意見に対する事業者の見解に、「土塁についての情報ありがとうございます。文献調査、関係自治体へのヒアリング、現地調査を実施しましたが、新たな情報を得ることができませんでした。準備書には未周知の土塁がある旨を追記いたしました。なお、事業により土塁を崩すことはありません。」とあり、167 ページの②「周知の埋蔵文化財包蔵地」に「なお、大船渡市と釜石市の境に、未周知の土塁がある。」と記載されていますが、大船渡市と釜石市の境は事業区域内なのか事業区域外なのか事業区域に隣接するのか記載されておらず、どこに土塁があるのか判明できないので、196 ページに「③未周知の埋蔵文化財包蔵地」と項目を追加し、他の調査項目と同様に調査期日を含むどのような文献を調査したのか、どの関係自治体へヒアリングしたのか、現地調査の内容（例えば土塁の長さ、幅、高さ等）及びヒアリング等の結果を記載すべきである。	①大船渡市、釜石市、岩手県にヒアリングさせていただきましたが、当該土塁に関する情報は得られず、また土塁についての記載がある文献も見つかりませんでした。文化財として扱うべきかの判断も難しいため、本図書においては補足的な記載に留めております。
9-6 ②	②168 ページの図 3.2-11 は 2 万 5 千分の 1 でありこの図に、未周知の土塁を表示しても判別が困難と思われるので、他の図面で採用している縮尺を 8 千分の 1 に、凡例として未周知の埋蔵文化財包蔵地として記載し図示すべきである。 ※下段 図 1	②環境影響評価ではなく埋蔵文化財保護という観点から、引き続き関係自治体と協議を行い、必要に応じて適切な対応や手続きをいたします。
9-6 ② 図 1	図 3.2-11 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況 3.2-51 (168)	

表 2-1 (24) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-6 ③	③「新たな情報が得られなかった」とありますので、本事業に着手する際に他の調査項目と同様に該当未周知土塁に関する専門家等に意見を求めてその結果を記載すべきである。	③環境影響評価ではなく埋蔵文化財保護という観点から、引き続き関係自治体と協議を行い、必要に応じて適切な対応や手続きをいたします。
9-6 ④	④土塁の存在を知らない人は、168 ページの図面に図示されていないので本事業との位置関係を判読できませんが、197 ページの意見者が添付したと思われる地形図から、本事業のモノレール設置区域と隣接したり、モノレールが横断する箇所があると想定できるので、22 ページのモノレールのイメージ図に未周知の土塁との最短距離や横断する場合は横断方法を記載すべきである。	④環境影響評価ではなく埋蔵文化財保護という観点から、引き続き関係自治体と協議を行い、必要に応じて適切な対応や手続きをいたします。
9-6 ⑤	⑤167 ページの表 3. 2-38「周知の埋蔵文化財包蔵地」の表題を「周知及び未周知の埋蔵文化財包蔵地」として該当未周知の土塁を記載すべきである。	⑤大船渡市、釜石市、岩手県にヒアリングさせていただきましたが、当該土塁に関する情報は得られず、また土塁についての記載がある文献も見つかりませんでした。文化財として扱うべきかの判断も難しいため、本図書においては補足的な記載に留めております。
9-7 ①	7. 対象事業実施区域から市道大窪元山線を除外すべきである。 ①2 月 11 日の説明会で「事業が開始されたあと元山の駐車場に行けないのか？」との質問に「行けます」との回答だったので事業区域に参入する意味がなく、市道大窪山元山線を対象事業実施区域から除外すべきである。	①～④ 対象路線は方法書時に拡幅等の変更の可能性があることから対象事業区域内に入れていきます。
9-7 ②	②18 ページの図 2. 2-4(1)「施設の配置計画（案）」に市道大窪山元山線上に施設が配置されていないので、市道大窪山元山線を対象事業実施区域から除外すべきである。 ※下段 図 1	
9-7 ③	③対象事業実施区域を示す図面に、図面の南西に細長く除外されている未舗装の公道（道路名称は不明）があるが、市道大窪山元山線の方が景観を楽しむ人などの利用があると思われるので、対象事業実施区域から除外すべきである。	
9-7 ④	④市道大窪山元山線を対象事業実施区域から削除しない場合は、除外できない、あるいは参入しなければならない理由を明記すべきである。	
9-7 ② 図 1		

表 2-1 (25) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-8 ①	8. 対象事業実施区域から流出する雨水が、市道大窪線側溝及び横断するボックスカルバートやヒューム管を安全に流下するのか評価すべきである。 ① 本事業実施対象区域に降った雨は、地下に浸透できない雨水が、本事業実施対象区域内の沢に流れ込み、市道大窪線の地下を横断するボックスカルバート、ヒューム管を通り最終的に吉浜川に流れ込みます。384 ページの表 7.1.2.1-9 岩手県林地開発許可基準によれば、太陽光パネルの流出係数は裸地と同じです。雨水に関しては、太陽光パネルの設置は草地を裸地に造成するのと同様と考えるべきである。土地を改変しなくても草地に太陽光パネルを設置したところの雨水は、設置する前の 1.66 倍、樹木を伐採した後に太陽光パネルを設置した場所は設置前の 2 倍の雨水が吉浜川の支流や「地理院地図に記載の無い常時水流」に流れ込み、その雨水が本事業対象実施区域に隣接する市道大窪線の側溝やヒューム管やボックスカルバートを通して市道大窪線の地下を横断して吉浜川の支流に流れ込み、やがて吉浜川に流れるのが集水系統だと思います。御社の説明通り吉浜川全体に対する雨量の増加は微々たるものですが、市道大窪線の地下を雨水が横断するときが問題です。現在でも大雨が降ると側溝に落ち葉等が溜まり水の流れを遮断するためなのか、あるいは側溝を設置するときの計算がまちがったのか、雨水が側溝を流れきれずに道路表面を横断して吉浜川側に流れ、少なくとも二カ所の道路の路肩が崩壊しているところがありますので、吉浜川全体を考えるのではなく、太陽光パネルを設置したことによって、本事業実施対象区域から流れる雨水が市道大窪線の地下にある数カ所のヒューム管やボックスカルバート毎に、雨水が溢れることなくかつ安全率をクリアできて流れるのかを文言ではなく客観的な計算結果で安全であることを立証すべきである。準備書 232 ページの事業主の見解に「降雨による流量増加につきましては、(中略) 吉浜川の支流で最大 30% の増加となります (後略)」とありますので最大で 30% の増加は「大きな変化ではない」とは言えません。濁水ではなく雨水量が 30% 増加すれば市道大窪線を横断するヒューム管等を流下する現在の安全率 (恐らく安全率は 1.2) を超えて溢れることが予想できます。太陽光パネルが設置されれば確実に雨水の流出量は増加するので、今まで以上に側溝等から雨水が溢れることは容易に予想できますので、対策を立案しておくべきである。	ご意見ありがとうございます。 ① 市道大窪線の側溝及び雨水が横断するボックスカルバートやヒューム管の評価については、環境影響評価の対象でないことから実施する予定はありません。事業実施対象区域の雨水は自然放流で、側溝やボックスカルバート、ヒューム管と接続することはありません。

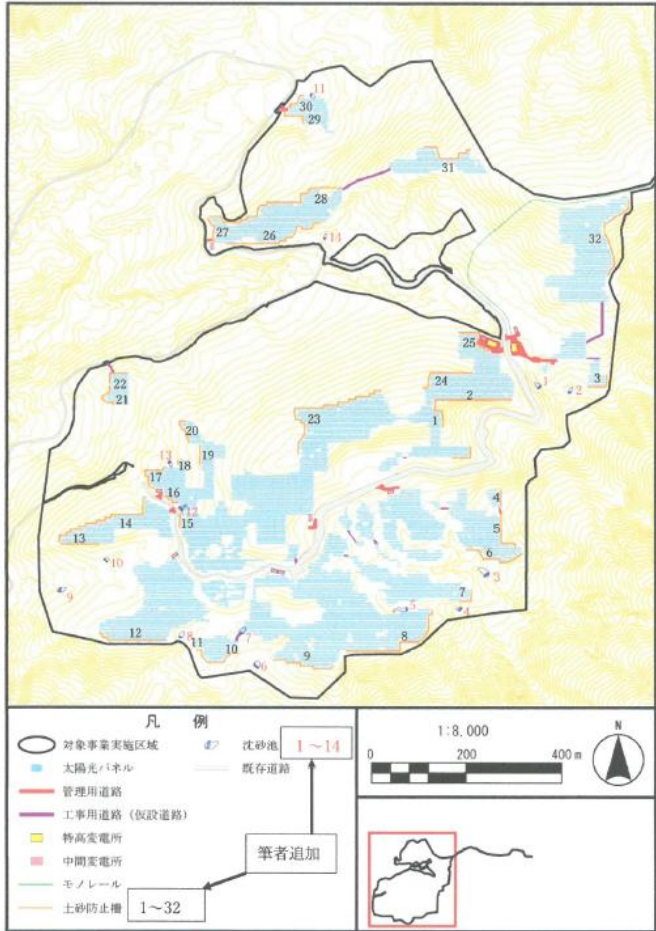
注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (26) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解																																																																																																																																																																												
9-8 ②	②未舗装の市道大窪山元山線は路面が雨水でえぐられていますので、現在のままでも問題があります。384 ページに流出量の計算式を記載されていますので、市道大窪線の地下を流下する吉浜川支流及び地理院地図に記載のない常時水流毎に本事業の実施前後の流出量の増減を計算して、文言で太陽光パネルを設置する前と変化がないとの説明ではなく、客観的な計算結果で安全であることを立証すべきである。	②未舗装の市道大窪山元山線は、側溝の機能が損なわれたり、えぐられているヵ所を確認しております。本事業においては、車両等の通行や管理用道路として利用する予定ですので復旧方法、管理方法等、道路管理者と協議いたします。																																																																																																																																																																												
9-8 ③	③岩手県環境影響評価条例では雨水量が評価項目にないので評価しないという理由では、安全・安心を無視した事業になり、側溝を雨水が溢れても想定外と平然と回答するだろうと想定します。評価項目になくとも影響が予見できるものは評価すべきである。「売電収入の一部を還元しての地域貢献」と表明することも大事であるが、その前に地域が危惧していることへの対策立案も地域貢献の重要項目の一つである。	③地域貢献の在り方について、周辺住民の安心・安全のために大船渡市と協議していきます。																																																																																																																																																																												
9-9 ①	9. 表や図を見やすくすべきである。 ①17 ページ表 2.2-2 土地利用計画の内訳を添付のような様式にすれば理解しやすい。露出配管方式及び地上転がし配線場所は、現状の草地とは流出係数より大きくなるので雨水の流出量が増加するので面積は記載すべきである。また山林伐採面積・フェンス長・土砂流出防止柵長を記載すべきである。 ※下段 表 1	①準備書 17 ページの「表 2.2-2 土地利用計画の内訳」は主要な施設の面積を示し、配線、フェンス、土砂流出防止柵等に占める面積は僅かなため内訳に示していません。																																																																																																																																																																												
9-9 ① 表 1	①表2.2-2 地番毎土地利用計画の内訳 <table><tr><th rowspan="3">対象事業実施区域の地番</th><th rowspan="3">対象事業実施区域面積ha</th><th colspan="10">県立自然公園区域内（森林法第5条対象森林外）</th><th colspan="3">県立自然公園区域外（森林法第5条対象森林）</th></tr><tr><th colspan="3">太陽光パネル設置面積ha</th><th rowspan="2">管理用道路面積ha</th><th rowspan="2">工事用道路面積ha</th><th rowspan="2">変電設備面積ha</th><th rowspan="2">モノレール設置面積ha</th><th rowspan="2">露出配管面積ha</th><th rowspan="2">地上転がし配線ha</th><th rowspan="2">フェンス長さm</th><th rowspan="2">土砂流出防止柵m</th><th rowspan="2">露出配管面積ha</th><th rowspan="2">モノレール設置面積ha</th><th rowspan="2">開閉所面積ha</th></tr><tr><th>草地面積ha</th><th>山林伐採面積ha</th><th>小計ha</th></tr><tr><td>大船渡市三陸町吉浜字上野125-306</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大船渡市三陸町吉浜字上野125-307</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大船渡市三陸町吉浜字上野133-9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大船渡市三陸町吉浜字上野133-10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大船渡市三陸町吉浜字上野133-11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>釜石市唐丹町字上荒川220-12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>釜石市唐丹町字上荒川220-15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>														対象事業実施区域の地番	対象事業実施区域面積ha	県立自然公園区域内（森林法第5条対象森林外）										県立自然公園区域外（森林法第5条対象森林）			太陽光パネル設置面積ha			管理用道路面積ha	工事用道路面積ha	変電設備面積ha	モノレール設置面積ha	露出配管面積ha	地上転がし配線ha	フェンス長さm	土砂流出防止柵m	露出配管面積ha	モノレール設置面積ha	開閉所面積ha	草地面積ha	山林伐採面積ha	小計ha	大船渡市三陸町吉浜字上野125-306																大船渡市三陸町吉浜字上野125-307																大船渡市三陸町吉浜字上野133-9																大船渡市三陸町吉浜字上野133-10																大船渡市三陸町吉浜字上野133-11																釜石市唐丹町字上荒川220-12																釜石市唐丹町字上荒川220-15																合計															
対象事業実施区域の地番	対象事業実施区域面積ha	県立自然公園区域内（森林法第5条対象森林外）										県立自然公園区域外（森林法第5条対象森林）																																																																																																																																																																		
		太陽光パネル設置面積ha			管理用道路面積ha	工事用道路面積ha	変電設備面積ha	モノレール設置面積ha	露出配管面積ha	地上転がし配線ha	フェンス長さm	土砂流出防止柵m	露出配管面積ha	モノレール設置面積ha			開閉所面積ha																																																																																																																																																													
		草地面積ha	山林伐採面積ha	小計ha																																																																																																																																																																										
大船渡市三陸町吉浜字上野125-306																																																																																																																																																																														
大船渡市三陸町吉浜字上野125-307																																																																																																																																																																														
大船渡市三陸町吉浜字上野133-9																																																																																																																																																																														
大船渡市三陸町吉浜字上野133-10																																																																																																																																																																														
大船渡市三陸町吉浜字上野133-11																																																																																																																																																																														
釜石市唐丹町字上荒川220-12																																																																																																																																																																														
釜石市唐丹町字上荒川220-15																																																																																																																																																																														
合計																																																																																																																																																																														

表 2-1 (27) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-9 ②	②18 ページの図 2.2-4(1)施設の配置計画(案)に添付の様に土砂流出防止柵及び沈砂池に資料 10～22 の図面に明示している番号を付ければ、7.1.2 水環境に度々記載されている土砂流出防止柵及び沈砂池に関する集水域等を理解しやすい。 ※下段 図 1	②評価書の資料編において、土砂流出防止柵及び沈砂池の一覧図(各番号入り)を追加致します。
9-9 ② 図 1	 ② 図 2.2-4(1) 施設の配置計画(案) 2.2-13 (18)	
9-9 ③	③イメージ図に寸法の記載がないイメージ図があるので、少なくとも寸法及び縮尺を記載すべきである。例えば 21 ページの図 2.2-6(7)、26 ページ、27 ページ、28 ページ、29 ページの図 2.2-6(13)には寸法が記載されていないし縮尺も記載されていないので記載すべきである。 ※次ページ 図 1	③ご指摘の図は実際に現地に設置するイメージ図となりますが、寸法等について極力評価書で記載致します。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (28) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

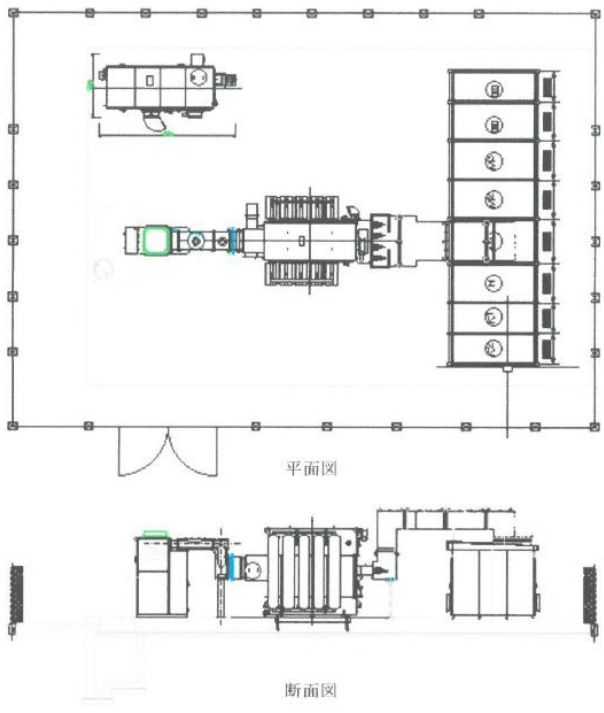
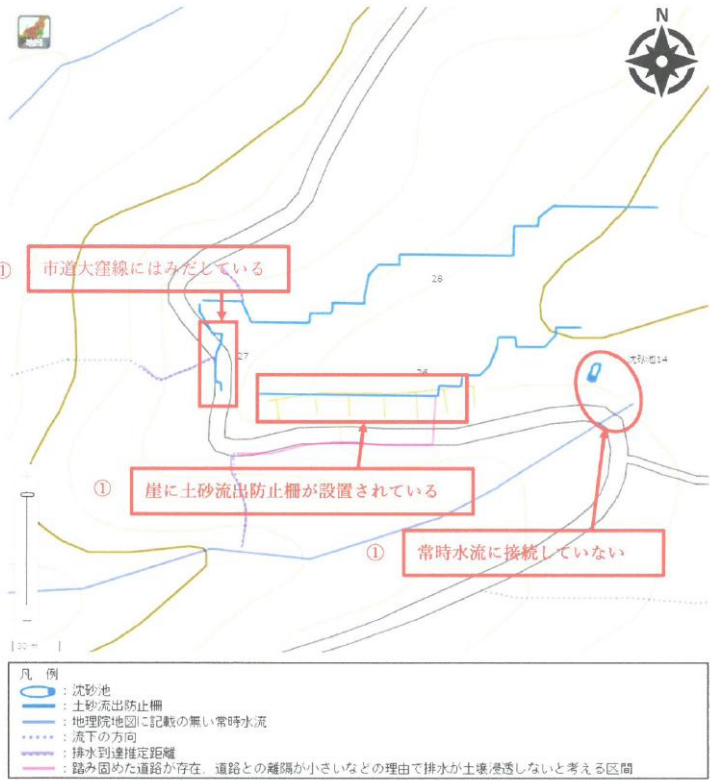
No	意見の概要	事業者の見解
9-9 ③ 図 1	 ③ 図 2.2-6(8) 特高変電所のイメージ図	
9-9 ④	④7 ページの「対象事業実施区域の位置」に地番が記載されているが図面には事業区域全体が記載されていてどの地番がどの位置なのか全くわからないので対象事業区域の地番界が明瞭に判明できる区域図が必要である。地番界と対象事業区域界は違うので、その違う場所を明記すべきである。 ※下段 図 1	④発電所ごとの地番は、分かりやすい形での表記を検討いたします。
9-9 ④ 図 1	 9-5	

表 2-1 (29) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-9 ⑤	⑤資料-10 から資料-21 までは距離換算凡例はあるが、縮尺度が明示されていないので、距離を測定するとき不便なので縮尺度を記載すべきである。 ※下段 図 1	⑤対象資料の図面の距離について、見易いものに変更いたします。
9-9 ⑤ 図 1	 図 1(1) 土砂流出防止柵 1~6 ⑤ 資料-10	
9-9 ⑥	⑥34 ページ図 2.2-9 工事関係車両の主要な走行ルートに、往復使用する市道大窪山元山線を追加して記載すべきである。市道大窪山元山線は A、B ルートに比べると距離が短い上、車両が往復利用するので、3 ルートの中では一番車両の通行が頻繁で 2 倍の通行数となるので主要な走行ルートと考えられる。	⑥34 ページ図 2.2-9 の工事関係車両の主要な走行ルートは、周辺地域から対象事業実施区域までの工事関係車両の主要な走行ルートを示しています。

表 2-1 (30) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-10 ①	10. 図面に明らかな間違いがあるので修正すべきである。 ①資料-18の図1(9)沈砂池14が地理院地図に記載のない常時水流に接続していない。土砂流出防止柵26が崖に設置されている。土砂流出防止柵27が市道大窪線に設置されている。以上のことから、流下の位置もずれていると考えられるので、388ページの表7.1.2.1-14(1)濁水到達予測結果も違ってくる。集水区域の面積計算も違うと思われる。 ※下段 図1 ※9-2⑤ 表1	①土砂流出防止柵からの濁水到達距離予測に関しては、場内で表面流が発生し、土砂流出防止柵に到達した表面流が流下した場合、どこまでで土壌浸透するかを検討したものです。資料の下図は国土地理院Webサイト「地理院地図」を使用しています。一方、沈砂池は事業者が測量した図面上で計画されています。地理院地図の等高線の入り方（谷筋）が沈砂池14の位置と異なるため、接続が切れているように見えるもので、実際は沈砂池14は谷筋に存在しています。土砂流出防止柵26についても地理院地図と事業者の測量による下図の違いにより、実際は崖の直前に設置する計画です。ただ、崖の直前であることを考慮し、近くの既存道路までは土壌浸透がなく、既存道路までは排水は到達すると仮定して予測を行っています。
9-10 ① 図1	 図1(9) 土砂流出防止柵 26, 28	
9-10 ②	②資料-19の図1(10)土砂流出防止柵26, 27も前述①と同じ。	②土砂流出防止柵26、27、29、30につきましても、資料の下図は国土地理院Webサイト「地理院地図」を使用しています。一方、土砂流出防止柵は事業者が測量した図面上で計画されています。ご存じのことかと思料しますが、地理院地図の道路標記は実際より拡大されて表示されることが多く、ご指摘の市道大窪線も拡大表示されてしまうことから、対象事業実施区域が市道と重なってしまったり、流下位置がずれてしまうように見えてしまうものです。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (31) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-10 ③	③資料-20 の図 1(11)土砂流出防止柵 29.30 の土砂流出防止柵 29.30 が市道大窪線に設置されている。以上のことから、流下の位置もずれていると考えられるので、388 ページの表 7.1.2.1-14(1)濁水到達予測結果も違ってくる。また、集水区域の面積計算も違うと思われる。 ※下段 図 1 ※9-2⑤ 表 1	③資料の下図は国土地理院 Web サイト「地理院地図」を使用しています。一方、土砂流出防止柵は事業者が測量した図面上で計画されています。ご存じのことかと思料しますが、地理院地図の道路標記は実際より拡大されて表示されることが多く、ご指摘の市道大窪線も拡大表示されてしまうことから、対象事業実施区域が市道と重なってしまったり、流下位置がずれてしまうように見えてしまうものです。
9-10 ③ 図 1	 図 1(11) 土砂流出防止柵 29.30	
9-10 ④	④資料-21 の図 1(12)土砂流出防止柵 29.30 も前述③と同じ。	④土砂流出防止柵 26、27、29、30 につきましても、資料の下図は国土地理院 Web サイト「地理院地図」を使用しています。一方、土砂流出防止柵は事業者が測量した図面上で計画されています。ご存じのことかと思料しますが、地理院地図の道路標記は実際より拡大されて表示されることが多く、ご指摘の市道大窪線も拡大表示されてしまうことから、対象事業実施区域が市道と重なってしまったり、流下位置がずれてしまうように見えてしまうものです。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (32) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-10 ⑤	⑤印刷物では識別できないが、インターネットで閲覧し拡大すると 1/8,000 の地図の対象事業区域 3 ケ所が市道大窪線にはみ出している。例えば、18.20.39.58.285.288.377.401.570.781.782 ページ等。市道大窪線は事業対象区域ではないので、これらが正しければ事業区域の面積を変更しなければならない。このことから求積図や面積計算内訳書を添付すべきである。求積図や面積計算内訳書が添付されていないので、準備書に記載されている面積を検証できず信用できない。 ※下段 図 1	⑤ご指摘の図については、対象事業実施区域の線が、市道大窪線にはみ出しているように見えますが、実際は、対象事業実施区域は市道大窪線にはみ出していません。 該当図について、ご指摘箇所の拡大図を評価書において、お示し致します。
9-10 ⑤ 図 1	図 2.2-4 (1) 施設の配置計画 (案) 2.2-13 (18)	

表 2-1 (33) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-11 ①	11. 流出量（流入量）の計算式は一般的に使用されている岩手県林地開発許可技術指針に準ずるべきである。 ①5 条対象森林以外の山林約 2.2ha を伐採して太陽光パネルを設置するので、岩手県林地開発許可技術指針に準じて防災計画を立案すべきである。	①本事業では、大窪山牧場跡地内で林地開発許可制度が対象とする 5 条森林の伐採はいたしません、防災を鑑みて土砂流出防止柵や沈砂池の設置等を計画しております。
9-11 ②	②岩手県の林地開発許可技術指針では、流出量（流入量）（m^3/sec）$=1/360 \times \text{流出係数} \times \text{降雨強度} (\text{mm}/\text{hour}) \times \text{集水面積} (\text{ha})$とあり、準備書では流出量（流入量）（$\text{m}^3/\text{sec}$）$= \text{集水面積} (\text{m}^2) \times \text{時間雨量} (\text{mm}/\text{h}) \times \text{流出係数} \times 1/(1000 \times 3600)$となっていて計算結果は同じであるが、計算対象の沈砂池、土砂流出防止柵の集水域面積単位が ha になっているので、ha を m^2 に換算するために 10000 で割らなければならないので、計算は簡便な流出量（流入量）（m^3/sec）$=1/360 \times \text{流出係数} \times \text{降雨強度} (\text{mm}/\text{hour}) \times \text{集水面積} (\text{ha})$にすべきである。	②計算式はできる限り SI 単位を使用した記載としておりますので、ご理解をお願いします。
9-11 ③	③降雨量を雨量強度とし、岩手県林地開発許可技術指針の表-22 により 110.7mm/h を採用すべきである。	③環境影響評価は通常範囲の降雨があった際に、どのような環境保全措置を講じれば、周辺環境への影響を回避・低減できるかを検討することが主眼であり、事業実施の有無にかかわらず災害が起こるような気象条件から予測を行うことは環境影響評価の範疇を超えています。ただし、沈砂池の機能確認のため 10 年確率雨量を使用した沈砂池排水の予測は実施しております。なお、釜石地域気象観測所、大船渡地域気象観測所での観測開始以来の最大時間雨量は 20 年確率雨量と同等でありますので、事業実施期間中の最大時間雨量として 10 年確率雨量を使用することは妥当であると判断しています。
9-12 ①	12. 「雨水排水許可同意願」を提出すべきである。 ①太陽光パネル設置区域の雨水（濁水のことでない）の流出係数は、0.5～0.6 の現状から太陽光パネル設置後の流出係数が 1.0 に大幅に増加する。大船渡市内の対象事業区域全ての雨水は、市道大窪線の側溝に放流することから、「雨水排水許可同意願」を提出すべきである。	①水質の予測・評価を安全側（周辺環境影響が大きくなる方向）で実施するため、流出係数については岩手県林地開発許可制度の手引きにある数字を準用したものです。本案件では、原則、切土・盛土造成は行わず太陽光パネルの下は草地とする計画であり、パネル設置範囲への降雨は周辺の草地に浸透させる計画です。なお、伐採によって一時的に裸地になる場所については、踏み固めない限りは浸透能が極端に低下するものではなく、伐採した枝条を散布しておけば表面流の発生は抑制すると考えてます。
9-12 ②	②方法書の意見に対し、「事業実施前後で大きな変化はない」との事業主の見解が散見されますが、文言だけで数値で大きな変化ではないことの証明がなされていない。大きな変化がなければ土砂流出防止柵や沈砂池を設置する必要がない。準備書に太陽光パネル設置場所は流出係数が 1.0 と明記しているので、雨水も流出量が増加することは明白である。吉浜川本流に対する影響ではなく、市道大窪線を横断する支流、ヒューム管への影響を評価し、土砂流出防止柵及び沈砂池は排水設備の一部と考えられるので「雨水排水許可同意願」を提出すべきである。	②水質の予測・評価を安全側（周辺環境影響が大きくなる方向）で実施するため、流出係数については岩手県林地開発許可制度の手引きにある数字を準用したものです。市道大窪線を横断する支流、ヒューム管への影響や、雨水排水同意願についても関係自治体と協議いたします。

表 2-1 (34) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-13 ①	13. 図 2.2-9 工事関係車両の主要な走行ルートに市道大窪山元山線を追加すべきである。 ①市道大窪山元山線は、往復使用する市道であり、A・Bルートより距離が短いので、交通量が多くなるので主要な走行ルートであり、図 2.2-9 に追加すべきである。 ※下段 図 1	①34 ページ図 2.2-9 の工事関係車両の主要な走行ルートは、周辺地域から対象事業実施区域までの工事関係車両の主要な走行ルートを示しています。
9-13 ① 図 1	 図 2.2-9 工事関係車両の主要な走行ルート 2.2-29 (34)	
9-13 ②	②市道大窪山元山線は、元山で景観鑑賞するために利用されている。工事期間中景観鑑賞する人達の通行が可能か不可能なのか明確にし、通行が不可能な場合はその対策を明示すべきである。	②市道大窪山元山線は、工事期間中も供用後も通行可能とする予定です。
9-13 ③	③未舗装の市道大窪山元山線は、現在側溝の機能が損なわれ、道が雨水の流下によりえぐられており走行が困難な状態である。修復しなければ安全に使用できないと思われるので、修復方法やその修復費用負担が管理者なのか事業主なのか明確にすべきである。	③未舗装の市道大窪山元山線は、側溝の機能が損なわれたり、えぐられているカ所を確認しております。本事業においては、車両等の通行や管理用道路として利用する予定ですので復旧方法、管理方法等、道路管理者と協議いたします。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (35) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
9-14 ①	14 その他 ①地元の多くの方が三角点のあるところを含む周辺全てを元山と表現していると感じるし、三角点のあるところは林なので眺望するためにそこに行く人は少ないと思うので、元山の三角点を眺望・景観の調査地点とすべきではない。	”①山頂だけでなく周辺一帯を含め「元山」とのご指摘、ごもっともと思います。
9-14 ②	②方法書の意見に対し、「事業実施前後で濁水は殆ど変化しない」との事業者の見解が散見されるが、太陽光パネルを設置する場所の流出係数が 0.5～0.6 から 0.9～1.0 に大幅に変化するので、造成しないので裸地ができないので変化がないという見解は適切ではないので改めるべきである。岩手県の場合は、雨水量の評価は環境影響評価項目にないが、雨水が地下に浸透しないで流れる量は 1.6 倍から 2 倍に増加することを認識して環境影響評価すべきである。	②流出係数については岩手県林地開発許可制度の手引きにある数字を準用したものです。本案件ではパネルの下は草地とする計画であり、パネル設置範囲への降雨は周辺の草地に浸透させる計画です。なお、伐採によって一時的に裸地になる場所については、踏み固めない限りは浸透能が極端に低下するものではなく、伐採した枝条を散布しておけば表面流の発生は抑制することができます。雨水の浸透能につきましては、北海道立林業試験場の文献によると伐採跡地であっても 100mm/h 以上あることが示されています。従いまして準備書の記載は妥当であると判断しています。
9-14 ③	③対象事業実施区域内で森林法第 5 条対象森林以外の場所に降る雨は全て、対象事業実施区域と接する市道大窪線・市道大窪山元山線の側溝に流れ込み、市道の地下を横断するボックスカルバート・ヒューム管、グレーチング側溝を流れ吉浜川の支流に流れ込む。この横断時の流量が障害なく流出するのか検証が必要である。	③対象事業実施区域への降雨は周辺草地への浸透、対象事業実施区域内の地理院地図に記載のない水流に流入させたのちに沈砂池に導入し、濃度緩和後に吉浜川支流に放流する計画です。したがって、雨水による表面流発生量が極端に変化することは想定しておりません。
9-14 ④	④事業実施後は側溝等に落ち葉・小枝・砂利等の堆積物を頻繁に除去しなければならない。その頻度を記載すべきである。	④側溝や沈砂池は定期的に浚渫を行います。現時点で浚渫頻度は確定しておりませんので、記載しておりません。
9-14 ⑤	⑤沈砂池の浚渫の頻度と方法を記載すべきである。	⑤側溝や沈砂池は定期的に浚渫を行います。現時点で浚渫頻度は確定しておりませんので、記載しておりません。

表 2-1 (36) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
10	国の特別天然記念物で絶滅も心配されているイヌワシの生息地です。貴重な餌場を奪ってしまいます。中止してください。	イヌワシの餌場としての環境へのご懸念、真摯に受け止めております。現地調査をもとに影響の少ない区域設定を行い、活動状況のモニタリングも継続します。イヌワシと共存できる環境づくりを目指し、慎重に進めてまいります。
11	絶滅が心配されているイヌワシの生息地です。イヌワシだけではなく。昆虫や植物もたくさんいます。このような場所に太陽光パネルはいりません。オオカミ、カワウソ、トキは絶滅しました。イヌワシを絶滅させてはいけません。やがてヒトも絶滅しますよ。 良く考えて下さい。太陽光パネルはいりません！	イヌワシの餌場としての環境へのご懸念、真摯に受け止めております。現地調査をもとに影響の少ない区域設定を行い、活動状況のモニタリングも継続します。また、動植物の重要な種については影響予測を実施し、環境保全措置を準備書に記載いたしました。
12-1	御社『環境影響評価準備書』のごく一部を拝読しました。前回提出した私の意見書がどのように掲載されているのか知りたかったためです。ほぼ正確に載ってはいましたが一カ所誤植がありました。「市長」とすべきところが「市町」になっていました。自分自身のミスか御社の入力ミスかわかりませんが、できれば直していただきたいところです。表 4.1-1 (29) 内 No. 5-2 の 2 行目です。	承知いたしました。評価書で修正いたします。
12-2	今回の山火事にご配慮いただき縦覧期間の延長、提出締切の延長をしていただいたことは結構なことでした。 その山火事で避難開始がすばらしく早かった福祉施設が吉浜荘だったということにお気づきでしたか？もちろん綾里・赤崎を除いてですが。吉浜荘は老人福祉施設とは違うので、避難により時間がかかるのでしょうし、全くの部外者なので早々の避難に至った経緯を何ひとつ知るものではありませんが、その決断と行動力には感服しました。これは長年の地震津波災害で培われたものと思われまます。そんな気風の吉浜に災害の元凶にもなり得る太陽光発電を呼び込もうとする人々が存在することが未だに信じられない思いです。	地域の安全と環境を守る努力を今後も継続してまいります。
12-3	先日の説明会では、この事業により大船渡市には 20 年間で 40 億円の経済効果があるとのことでした。で、御社は、おいくらもうかるのでしょうか？そんなことを尋ねるのはマナー違反でしょうか？こんなに反対され嫌味を言われ時間を費してまで始めたいのはよっぽどもうかる見通しがあるからですね。営利企業ですよ。それに気象協会さんにはどれほどの報酬があるのでしょうか。あちらだってご商売ですからクライアントさんは大切にするはずですしね。気象協会でご覧になったのですが、□□さんが「縦覧・意見書提出のご案内」をしましたよね。「縦覧」の主体は御社であり、何故気象協会の□□さんがご案内したのかわかりません。私の覚え違いだったら申しわけない、無視して下さい。 ま、何しろ 20 年で 40 億というめくらましの数字より御社がいくらもうけるのかに興味があります。	事業収益についてのご質問は、環境保全の見地からのご質問ではないので、回答を差し控えてさせていただきます。”

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。
- ・個人情報については、□□で記載した。

表 2-1 (37) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
12-4	方法書にしる準備書にしる評価書というのは気象協会が「ためにする」ものであると理解できました。その方法書について云々するのも腹立たしいのですが、それでも触れておきたいので。景観に関する項目は「どこから見たときにどう見えるか」を評価しています。現地元山に立ったときにどう感じるか、どう見えるかは考えないものですか。パネルを目の前にしたら誰が評価しても0点ですよ。「現地に立ってパネルを眺める」をぜひ項目に加えていただきたい。	方法書では岩手県環境影響評価技術指針に従い調査・予測・評価の手法を定め、県知事意見を勘案し、調査・予測地点の追加等の修正のうえ、準備書を作成しました。元山からの眺望に言及している文献は見つからず、元山は主要な眺望点として選定いたしました。
12-5	とここまで書いて、粛々と淡々と進められる手続きの前では何を言ってもむなしなあと感じます。成田空港建設反対運動、各地の原発建設反対運動等々反対もむなく建設されてしまった住民の胸中もかくやと思うばかり。こんなふうに思わせて気力をうばっていく、、、御社の思うつぼにはまりそうです。とはいえ市長の決断、知事の英断でとりやめになることに一縷の望みをかけて、太陽光事業絶対反対の意見書といたします。	地元との対話と環境配慮を大切に事業を進めてまいります。
13-1	自然エネルギー利用の電力への切り替えは大切だと思いますが、吉浜の事業については基本的に中止するべきという考えのもとに以下意見を提起します。 1. 事業は圧倒的に地域住民が歓迎するものでなければなりません。しかし本事業は、会社の儲けのために地域の多くの反対を押し切って計画を強行しているため、住民を分断させる事態となっています。会社は、地上げ屋的な業者まで動員し、反対する人のところを回り懐柔をはかることまでしました(私のところも訪問しました)。強行は中止して事業を撤退するべきです。	事業を進めていくには、地域の皆さまと丁寧に向き合い続ける姿勢が何より大切だと考えております。ご懸念にも誠実に対応しながら、自然と地域に配慮したかたちでの事業実施をめざしてまいります。
13-2	2. パネル架台について、当初はスクリー式の杭を打ち込む方式なので地面掘削などは必要ない、自然改変は一切ない、従って水の問題なども起きないと言って住民などを欺いてきました。しかし方法書ではラミング工法、キャストイン工法に変更するとなりました。これの主な理由は、一つは強風対策、もう一つは地中の石の多いことからです。このことは最初から想定されたので指摘してきました。今回の説明の中でようやく掘削を伴うと認めました。当初説明からの重大な変更であり認められないことです。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、当初はスクリー杭を使用する計画としておりました。しかし、その後の現地調査や検討を通じて、対象地域の地盤性情、風況などを踏まえた結果、スクリー杭では十分な安全性が確保できない可能性があるとの判断に至り、準備書ではラミング工法やキャストイン工法など、より確実な基礎工法への見直しを記載しました。この変更は、施設の安全性と耐久性を確保するために不可欠と判断した技術的な対応であり、地域の皆様に長期的にご安心いただける施設を構築するという観点から行ったものです。しかしながら、当初の説明と異なる内容となったことについては、ご不信やご懸念を招いてしまった点を真摯に受け止めております。
13-3	3. 前項とも関連しますが、これまでの説明では濁水沈砂池の設置はなかったと思います。今回設置を計画するのは、キャストイン工法などへの工法変更によって相当の掘削が行われ、それに伴って土砂の流失、濁水の流失が相当見込まれることから考えられます。この件も当初説明と大きく相違します。中止をするべきです。	ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、準備書において沈砂池の設置計画をお示ししていることは、方法書からの変更点であります。ご不信やご懸念を招いてしまったことに対しお詫び申し上げます。太陽光パネルを設置する場所は、造成工事は行いませんが、特高変電所の基礎工事や、キャストイン工法では地盤を一時的に掘削する工程があります。それに伴い、降雨時の濁水や土砂の流出の可能性を想定し、これを未然に防ぐ保全措置として沈砂池の設置を計画したものです。沈砂池は、工事に伴う一時的な濁水の発生を抑え、河川や周辺の水系に対する影響を最小限に抑えることができます。また、定期点検を行い、土砂が堆積している場合には撤去したり、その対策効果を維持していきます。

表 2-1 (38) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
13-4	4. 方法書では湿地にまでパネルを張る計画になっていましたが、準備書では自然保護の観点から湿地には張らないこととしたと言っています。さも自然を大事にしたかのように言っていますが、もともと湿地には強度上からも設置できないのではないのか。問題は、今回の計画では、方法書での計画より、より湿地に近いところまでパネルを設置する計画になっていることです。例えば、説明資料 48 ページのボーリング調査地「D」の北東谷向かい、「F」の北側などです。ボーリング調査などでは、湿地などは養生をして行い踏み荒らしなどはないと言っているが、実際は車両をそのまま乗り入れ、地面を荒らしていることを確認しています。言っていることが信用できません。また、計画のように湿地近くまで設置をしては、湿地はたちまちだめになってしまいます。中止するべきです。	ご意見ありがとうございます。方法書では全ての湿地を回避できておりませんでした。準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画といたしました。さらに重要種が多く確認されている湿地については湿地とパネルの間に 5～10m 程度の離隔を確保する検討を行い、評価書に反映させたいと考えております。
13-5	5. 湿地にはパネルを設置しないから保護されるかのように言っていますが、周辺の伐採（ボーリング調査地「F」の北側などに象徴される）による影響、湿地や周辺の水分を保っている「黒ボク土」を掘削してのパネルの設置や杭の打ち込みなどにより、この仕組みが壊れてしまうことが考えられます。準備書では湿地が守られる保障については明らかにされていません。また、パネルを設置した後では検証のしようがありません。更に詳細に調査をするべきです。	ご意見ありがとうございます。湿地群落は湿地周辺の高茎草地との移行帯を含めて安全側で群落を区分しております。よって群落区分の湿地範囲を回避することにより重要な動植物が生育・生息する環境への影響や、パネル設置による葉の蒸散量による影響は軽微であると考えております。しかし周囲の排水が変化する可能性を含めて工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。
13-6	6. 前項ともかわりますが、方法書ではボーリング調査地「D」の北東谷向かいに栈橋をかけて工事用道路をつくると言っていた場所が、今回は湿地を通る計画に変更になっています。希少動植物が多い湿地であり、道路の設置はやめるべきです。また、方法書への質問（準備書 P208 6-4）でモノレールについて、湿地は極力避けたいが一部はかかる（説明書ボーリング調査地「B」）という見解になっています。設置工事や設置後の使用でも大きな負荷で湿地をダメにしてしまうのでやめるべきです。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、当初は栈橋をかけて工事用道路を建設する計画としておりました。しかし、その後の現地調査や検討を通じて、水の流れを遮らないようコルゲートパイプと袋詰め玉石工等併用した工法に変更いたしました。ルートを選定に際しては希少植物が確認された箇所を避け、動物の往来に支障がないような工法を選定しました。モノレールについて、湿地への影響をさらに小さくするためスタート地点を見直しを検討いたします。
13-7	7. 調査報告書では、イヌワシの採餌行動が見られるとなっています。私も何度か確認していますが、パネル設置場所はその中心の場所です。止まり木の設置などの措置をすとか、パネル間を広くするなどと言っていますが、パネルを設置したところには寄り付かなることは、近くの大船渡市日頃市町の五葉山太陽光発電所を見れば明らかなです。今でもえさ不足が原因で、繁殖が大変な状況になっており、これ以上採餌場所を失うことは許されないと考えます。方法書の段階の、岩手県環境影響評価技術審査会でも相当厳しい意見が出されています。計画は中止するべきです。	イヌワシの餌場としての環境へのご懸念、真摯に受け止めております。現地調査をもとに影響の少ない区域設定を行い、活動状況のモニタリングも継続します。イヌワシと共存できる環境づくりを目指し、慎重に進めてまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (39) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
13-8	8. 越喜来から吉浜大野に至る市道について、方法書への質問（準備書 P209 6-7）への見解で、事業者は、改修はしないといっていますが果たしてそうでしょうか。従前の説明会での質問に対する回答では、道路拡幅、路肩の補修などが必要と考えるが、その工事については事業者側が行い、工事後は市にそのまま引き渡すとしていたはずで。現状の道路状況では、最低限、市道大窪線（Bルート）は使用に耐えないと思われます。五葉山自然公園内であるため改修しない、と言っているだけで、工事が始まれば改修、補強などをするのではないですか。本当に改修をしないのであれば、工事車両による道路の破損が相当のものになると考えられます。どのように保障するのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、未舗装の指導大窪山元山線は、側溝の機能が損なわれたり、えぐられている箇所もあります。本事業においては、車両等の通行や管理用道路として利用する予定ですので復旧方法等、道路管理者と協議いたします。
13-9	9. 「既存道路」について、説明書ではボーリング調査地「G」から西方向に既存道路があるかのように表示しているが現地にはありません。実際は工事用道路として新設するのではないですか。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、準備書には、市道大窪山元山線を示しておりますが、道路の形態をなしていません。本事業においては、市道を車両等の通行路として利用する予定ですので市道の復旧方法等について道路管理者と協議いたします。
13-10	10. 各地で太陽光発電での火災が発生していることが報告されています。近くは、田老町でも発生して、消火に大変な時間と労力がかかりました。吉浜の事業で発生した場合、国道からの距離が山道で 10 キロメートル余も離れているうえ、積雪時には現地に行くことは不可能です。残念なことに、この間大船渡では大規模山林火災があり、消火、鎮圧までに言葉に尽くせないほどの労力を要しました。消火活動の大変な山上での計画は中止するべきです。	火災への不安はごもっともです。発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備してまいります。
13-11	11. 今回の事業計画について、準備書 P2 2-1-1 「端緒」において、要旨「2013 年に、地元住民から、福島原発事故で使用できなくなった放牧地を含む市有林を有効活用できないかと相談があり、当初は荒金山に計画し、認可もとったが、荒金山は大きな石などが多く、地域住民から、水環境への心配などから反対もあり、パネル設置は大窪山だけにした」と言っています。実際は、FIT の買取料金が高いうちに荒金山で認可を取っておいて、後で理由をつけて大窪山に変更したのではないかと。	準備書に記載の通りです。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (40) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
14-1	(お願い) 方法書への意見応募時、意見書内容に多数誤植がありました。 何日もかけて作成した意見書です。どうぞ十分ご注意くださいをお願いします。	申し訳ありません。評価書で修正致します。
14-2	1. この事業計画では大船渡市が事業者には便宜をはかる姿勢が目立った。大窪山牧場の農振除外、地番の分筆、県立自然公園の開発許可等を連発するなど、市民の不安に寄り添うことなく事業推進姿勢の戸田市政だった。挙句は市有地の土地賃貸借変更契約では、契約日を遡及しての公文書偽造が発覚した。自治法違反の偽造された契約書で事業者は事業の計画変更の認可を受けたことは驚きである。偽造文書での申請は無効ではないのか。社会通念からして異常な進め方をしている本事業は中止するべきである。	大船渡市の対応に関するコメントは、環境保全の見地からのご質問ではないので、差し控させていただきます。
14-3	2. この準備書を作成し、説明会で質問に回答している日本気象協会の資質について意見を述べる。以下のような姿勢の事業者が科学的知見で環境調査・予測・評価を行ったのであれば、準備書の信ぴょう性、公平性に疑義を感じる。これらは委託した自然電力(株)も同等である。説明会で住民に誠意をもって説明しない姿勢は不誠実と言える。県条例アセスに基づいて行われる説明会として承認できない。	事業当初に行われた説明会時の資料の引用、ボーリング調査時等についてのご指摘は真摯に受け止め今後改善してまいります。 希少種の盗掘、準備書記載内容等について、以下の項目に記載のように一部事実誤認がありますが、環境影響評価の現地調査・予測・評価は岩手県環境影響評価技術指針に従い行っており、今後、岩手県環境影響評価技術審査会で審査されます。 説明会では時間が限られた中でのものとなり、説明が十分でなかったものがあるかもしれませんが、今後も住民の皆様の事業に対するご理解が深まるよう努めてまいります。
14-4	①当初に行われた説明会時、吉浜地域代表の方々などに配布した資料に、別人の論文を切り貼りしてあたかも引用した論文に見せかけた偽りの資料を作成。吉浜住民にはわからないだろうとの住民を見下した姿勢。	資料作成時の出典表記や引用のあり方については再発防止に努め、今後は透明性のある形での情報提供を徹底してまいります。
14-5	②2023 年 10 月 31 日に開催された岩手県環境影響評価技術審査会で委員から「ボーリング調査に当たって湿地を損壊しないようにしているか」との質問に「湿地を養生して実施している」と虚偽の報告をしたこと。実際は湿地にボーリングマシンの走行と走行跡(通称キャタピラーと呼ぶ走行装置)を複数個所で確認している。 ※下段 図 1	今後は現場調査担当者への監督・指導を徹底し、環境保全により一層努めてまいります。
14-5 図 1	 ミスゴケを踏み荒らして走行 右上 走行跡の左にミスゴケが見える 糞粒調査でミスゴケを刈り捨てる	

表 2-1(41) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
14-6	③元山でノウサギの糞粒調査において、湿地のミズゴケを約 6 m ² 刈り取り周りに放置していた。調査に当たって環境に影響を与え、損壊しての調査手法は決してあってはならないのではないかと。 ※14-5 図 1	ご指摘の箇所は準備書に記載の湿地の周囲に位置する牧草跡地群落を想定した箇所であり、周囲の高茎草地に調査区を設置したものです。調査手法については、極力影響が小さくなるように努めておりますが、生物相の把握のために調査による一時的な影響があることをご理解いただければと思います。
14-7	④大型運搬車両の走行道路（夏虫線・大窪線）のすれ違いスペースになり車両が侵入する場所や、道路沿いに生育して影響を受けるとされる危惧種ギンラン、ホソバノアマナ、ナンブワチガイソウなどの保全策が示されていない。昨年、大型車両通行に利用計画の市道脇で、キンラン、ギンラン多数株、サイハイランが開花時に盗掘された。特に車両が交差する場合の待機所になるような場所での盗掘を多く確認した。モノレール設置予定地の湿地のミズトシボの多数株が開花直前に姿を消したことも、これまで 6 年間観察してきてシカの被害も盗掘もされてこなかった希少種の盗掘は環境調査が引き金になっているのではないかと考えている。	植物の生育環境保全のため、改変区域外への工事関係者の立ち入りを制限し、環境保全措置の内容について周知徹底いたします。工事着手前には現地確認を行い、植物の重要な種に影響が生じると判断した場合は、必要に応じて移植等の環境保全措置を検討いたします。なお、現地調査にあたる調査員は、植物や自然環境に関する専門的な知識を持った技術者でございます。大切な植物を傷つけたり、持ち出したりするような行為は決して行いませんが、特に重要な種が生育している場所の周囲では、足元にも十分に配慮し、細心の注意を払うように努めてまいります。
14-8	⑤2 月 10 日の説明会時に「気象調査ポールがコンクリート製に代わっているがなぜか」との質問に、「自然公園の許可の関係」と強風で倒壊しているのに虚偽の回答をしている。	2 月 10 日の環境影響評価準備書の住民説明会時に自然公園の許可を取得して、検討していたコンクリート製に替えたことと事実の回答を致しました。なお、コンクリート製に替える前に風速計ポールの折損等がありました。
14-9	⑥気象調査ポールの倒壊について、大船渡市との土地貸借契約書に記述されている「報告の義務」を怠っている。大船渡市へのコンクリート柱設置の申請書には、強風で倒れたからと記述しているが、実際に倒壊した日時と回数に虚偽がある。	契約書の規定に則り、気象観測の全部を行うことが困難となったときに通知いたしました。
14-10	⑦説明会時に「気象庁の観測では瞬間風速が記載されているのに、元山の気象調査には平均風速だけで瞬間風速が書かれていないのはなぜか」との質問に、「ごはん論法」よろしく論点をそらし、質問の内容に回答しない不誠実な対応だった。	説明会時に回答しましたが、環境影響評価の現地調査で行った風向・風速調査は、大気質（粉じん等）の拡散予測をするためのものであり、予測条件に必要な風向出現頻度、風向別平均風速の結果を整理したものを準備書に掲載しました。
14-11	⑧北海道の苫小牧・勇払原野にかかる風力発電事業計画で、インターネットに公開されている日本気象協会が調査予測をしている準備書への知事意見書において、調査不足、信頼性、科学的根拠などに厳しい意見が出された。本事業の予測・評価にも共通しているところがあり、調査会社の資質を疑う。	ご指摘のものは、他事業者の「(仮称) 苫東厚真風力発電事業環境影響評価準備書」に係る知事意見において、専門家等から複数の鳥類重要種の生息や営巣の見落とし等のご指摘、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響の基本的考え方」（令和 6 年環境省）等の既存の知見に則った予測をしていないため十分な科学的な根拠のない予測評価となっている等のご指摘のものです。 本案件においては、方法書、準備書時における専門家へのヒアリングを実施し、方法書についての知事意見を勘案した適切な調査・予測・評価を実施致しました。

表 2-1 (42) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
14-12	3. 自然的状況 ①大船渡特別地域気象観測所の気象概況（2023 年）では風向・最大瞬間風速が表記されているが、元山の観測は平均風速だけしか表記されていないのはなぜか。また、平均風速で発電パネルへの影響が予測できるのか。	環境影響評価の現地調査で行った風向・風速調査は、大気質（粉じん等）の拡散予測を行うためのものであり、予測条件に必要な風向出現頻度、風向別平均風速の結果を整理したものを準備書に掲載しました。
14-13	②現地は強風の常習地で、発電パネルの建設は強風による災害を誘発するので建設をやめてもらいたいと再三指摘してきた。標高が低い気象庁の大船渡観測所でさえ冬季、北西、北北西の風の瞬間風速は 25m/s～27.8m/s が記録されている。風速 30m/s に耐えられる施工と説明してきたが、標高 700m を越える現地では 30m/s を越える風が吹いているのではないか。観測記録を開示し、発電パネルが損壊する可能性の予測も示すべきである。気象観測ポールが倒壊した当日又は直前の風速が記録されているのであれば公表すべきである。公表しない理由は何か。 前日、前々日に強風の後、市道への落石などの有無を確認に出かけたときに元山の気象ポールが倒壊していることを確認した。 ・2023 年 10 月 8 日、気象観測ポールが強風で損壊しているのを確認(1 回目) ・10 月 18 日、再建と補強を確認。 ・2023 年 12 月 9 日、2 回目の損壊を確認。 ・2023 年 12 月 29 日、2 回目の再建と補強を確認 ・2024 年 2 月 7 日、もの干し竿状のステンレス棒で補強を確認。12 月 29 日以降にも倒壊したと思われる補強だった。 ・大船渡市へのコンクリート柱建設許可申請書には 1 月、2 月に強風で損壊を理由にしている。 これらを見ると 23 年 10 月から 24 年 2 月の間に 4 回倒壊したことになる。 大船渡市へ契約書に準じた報告をしなかったこと、欠測理由が不明というのも不可解である。 ※下段 図 1	環境影響評価の現地調査で行った風向・風速調査は、大気質（粉じん等）の拡散予測を行うためのものであり、予測条件に必要な風向出現頻度、風向別平均風速の結果を整理したものを準備書に掲載しました。 なお、環境影響評価の現地調査期間中の最大風速（10 分間平均風速の最大値）は 29.5m/s でした。 太陽光アレイの安全性は、JIS C 8955（2017）に準拠して算出した固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重、に耐えることを構造計算を実施して確認します。その構造計算書を工事着手前に経済産業省に届けでて、審査を受けたのちに工事に着手します。ここで、風圧荷重は JIS C 8955（2017）に記載のとおり、風力係数、設計用速度圧、アレイ面の受風面積のほか、建設省告示第 1454 号に示される設計用基準風速（当該地では 30m/s）、環境係数等のパラメータを用いて算定します。 なお、大船渡市へは土地賃貸借契約書の規定に則り、気象観測の全部を行うことが困難となった時に通知いたしました。
14-13 図 1	 元山の気象観測ポール倒壊	

表 2-1 (43) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
14-14	③近年、豪雨、豪雪、突風による災害が頻発している。この冬も例年以上の雪害の地域があったが、自然電力(株)の関連会社が設計施工の福島市松川の太陽光発電所では、建設中の太陽光パネルが積雪により 8 割もの架台に損壊が起きたと新聞報道があった。強度不足の疑いや、パネルから有害物質が流出する危険もあるという報道だった。現在、経験したことのないような豪雨や豪雪、突風に見舞われる可能性が大きくなっているが、大窪山・元山の気象に基づく予測がされていない。災害につながる事象の予測も不十分。この意見書を作成中の 3 月 26 日、自宅で風速 30m/s を超えた暴風警報が出て強風が吹き荒れた。山は 30m/s を超えたのは間違いない。倒壊・補強を繰り返していた気象調査、欠測日の日数は何日間か。調査が不十分ではないか。	環境影響評価の現地調査で行った風向・風速調査は、大気質（粉じん等）の拡散予測を行うためのものです。 太陽光アレイの安全性は、JIS C 8955（2017）に準拠して算出した固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重、に耐えることを構造計算を実施して確認します。その構造計算書を工事着手前に経済産業省に届けでて、審査を受けたのちに工事に着手します。ここで、風圧荷重は JIS C 8955（2017）に記載のとおり、風力係数、設計用速度圧、アレイ面の受風面積のほか、建設省告示第 1454 号に示される設計用基準風速（当該地では 30m/s）、環境係数等のパラメータを用いて算定します。 なお、風向・風速調査の欠測時間数は年間：428 時間（10 月：174 時間、12 月：105 時間、1 月：84 時間、2 月：44 時間、5 月：21 時間）で、これは年間測定時間数の 4.9%、連続した 30 日間における欠測率が最大 24.2%であり、参考の基準とした「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和 52 年 原子力委員会）の年間欠測率 10%以下及び連続した 30 日間における欠測率 30%以下を下回るものとなります。
14-15	④太陽光発電所から発生した火災が周辺林野に延焼する災害が各地で起きている。岩手でも田老町、軽米町で火災が発生している。今回の大船渡市の大規模山林火災に見られるように、周辺林野に延焼の可能性を考えれば、五葉山県立自然公園への延焼で消失する自然環境は、取り返しがつかない。風向によっては住宅地への延焼が引き起こされる可能性もある。説明会での事業者の防火対策はゼロに等しい。モニタリングシステムで 24 時間監視をするというが、オンラインで消火ができるわけではない。人的配置もない。消防隊が現地に到着する時間は最低でも 40 分以上要する。道路の落石や崩壊、積雪などで通行不能になる場合もある。気象条件によっては防災ヘリによる消火活動もできない場合もある。火災等消火対策が難しい山地での太陽光発電はやめるべきである。	火災への不安はごもっともです。発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備してまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1(44) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
14-16	⑤県立自然公園内で災害対策を強化しようとするれば予測以上の環境改変が行われるのではないかと不安定な崖錐堆積斜面と指摘されている大窪山・元山で環境改変をせずに、豪雨、強風、大雪に耐えられる施工を行えるのだろうか。2019 年秋には市道大窪線が 80m にわたり深さ約 70cm も全面崩壊するほどの豪雨で、修復まで何か月も通行不能になっている。市道大窪線は落石常習地でもある。大窪山線の山側は花崗岩の無数の巨岩が樹木の根などで支えられているが、大型車両の通行の振動で落石が誘発される可能性もあり、落石しやすい状況が発生すれば一般車両も危険である。 ※下段 図 1	本事業では、盛土や切土を伴う大規模な土地の改変は行いません。対象事業実施区域が県立自然公園に存在することにかんがみ、土地の改変を行わない計画としているからで、地形を利用して太陽光パネルを設置します。
14-16 図 1	 市道大窪山線陥没崩壊	

表 2-1 (45) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
14-17	⑥地形・地質について専門家の意見 A. 太字は知人の地質研究者(日本地質学会、日本堆積学会所属)の見解である。 「黒ボクの下は崖錐はいわゆる真砂土で水による浸食に極めて弱いので、この層に雨水が入ると平坦面の加速浸食による荒廃化が起こると懸念される」 「強風化花崗岩帯は黒雲母、長石は粘土化し、N 値は概ね30以下で一部10以下と著しく軟弱化しており、強度低下が著しい」 「地質断面図及び層序の説明から、保水力の高い層は、黒ボク層と粘土化した強風化花崗岩層である。黒ボク層直下の砂礫層と風化花崗岩は地下水の水の道をつくりやすく、斜面で地下水が湧出することで浸食作用や地すべりの起点となる可能性が高い」 「強風化花崗岩の上にこの強風化花崗岩の2次堆積物である空隙率の大きいマサ土が載り、さらにそれを黒ボク層が覆って、マサ土層を保護して、湿原景観が保たれている。ところが、太陽光パネルを多数設置するために打設される支持杭は黒ボク層を突き破ってマサ土層に達するため、パネル上に降り注いだ雨水や地表を流れる雨水は、支持杭に沿って直ちにマサ土層に達するため、マサ土層はいとも簡単に侵食されてしまい、湿原地が荒廃したバッドランド地形になってしまうことが予想される」 「計画地の表層部に分布する黒ボク層、強風化花崗岩は、吉浜川流域の水がめである。7万6千枚の発電パネル設置のために多くの穴を掘ることは地下水の流出につながり、広域的な脱水、乾燥化を引き起こす恐れがある。このことは湿原の喪失につながる。黒ボク層、強風化花崗岩層は本地域の水がめであり、水がめに無数の穴をあける太陽光発電パネルの設置はやめるべきである」 「湿地の中の管理道路予定地が敷地の縁辺で急斜面の手前にあることは、弱い地盤の崩落を招く危険性がある」 「計画地を南側上空から見たグーグル画像では地すべりによって生じた裸地の分布が読み取られ、裸地の分布はほぼ一定の高度にそろっていることがうかがえる」 「ほぼ同じ等高線上にある崖下の裸地の写真から、地滑りの前兆現象が見える」 <u>「地すべり等の研究には実習地として非常に関心が強い場所になるのではないか」</u> ＜続く＞ ※次ページ 図1	黒ボクの下が強風化花崗岩起源の崖錐堆積物となっていますが、本事業においては、切土や盛土などの改変を極力行いません。よって、強風化花崗岩を表面にすることはありません。強風化花崗岩が新たな斜面の表面になると、その場所への流水によって浸食されますが、本事業ではそのような心配は少ないものと考えています。 N 値はその土地が構造物を十分支持することができるかを示す指標です。太陽光パネルのような軽量物を支持する場所においては10以上あれば十分であると判断しています。 黒ボクや崖錐堆積物は一般的に帯水層であると言えますが、地下水は不透水層の上を流れているので、不透水層までの改変を行わなければ地下水の通り道は現状と変わらないと考えております。斜面での湧出に関しても、現状でも緩斜面では湧水が存在するが地滑りや大規模崩壊を起こすほどの規模ではないことや、対象事業実施区域内では谷筋に湧水の流れがありますので、現状と大きく変化するものではないと考えています。 パネル設置範囲への降水は、基本的にパネル付近の草地に浸透させる計画です。草地での浸透能は十分であり、地下水の流れは地表水に比べると極めて遅いものです。 くい打ちによる地下水への影響については、新たな地下水の出口を作るような深さまでのくい打ちを行わないことから、影響は極めて少ないと考えております。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (46) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

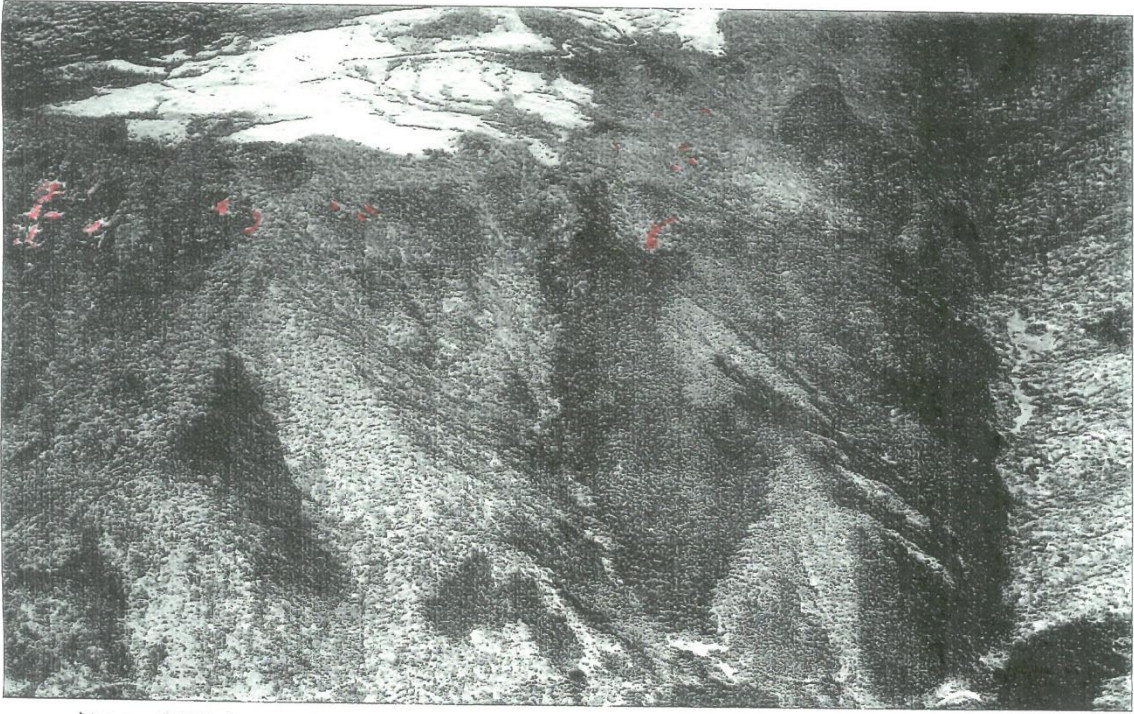
No	意見の概要	事業者の見解
14-17 図 1	 この地を南側上空から見たグーグル画像 地すべりによって生じた裸地の分布 赤色で示している。	図 9 9.
14-17 続き	B. 1990 年に発刊された「三陸町史」の地質地形の項を担当された、当時東北大学の准教授だった松本秀明東北学院大教授（地形学）は町史の中で太字で示した通り記述されている。 「吉浜西方の大窪山牧場付近に地すべり地形の存在が認められ、釜石市との町境部分に東西に延びる崖線が地すべりの滑落崖と考えられる。滑落崖の南側 1～2km の帯状の地塊が南南東方向に滑り下っているものと思われるが、その滑動の時期や速さは不明である。また、各河川の谷頭部には崩落地形が多くみられ、集中豪雨等による山地の崩壊が多発している痕跡が認められる。とくに大窪山牧場の地すべり地形の東方、町境に沿って鉢台方面には一連の崩壊地形が見られる」 <u>三陸町は極めて特異な地勢を示し、貴重な観光資源を潜在的に有しているにとどまらず、地形学、地質学等の研究分野においても興味深い事象の宝庫である。</u>	

表 2-1 (47) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
14-18	⑦事業者の調査・予測・評価と地形学や地質学の専門家の見解とかなりちがっているが、事業者の見解は正しいのか。特に三陸町史を文献資料と採用しているが、この記述による現地調査を行っているのか。地形・地質・地盤についての調査・予測・評価は不十分ではないか。 下流域に暮らす人々の生命、財産、生業に将来にわたって大きな不安と影響を与えるかどうかは重要である。準備書は1万年以上安定しているとして地すべり地帯ではないとの評価であるが、山が動いているかどうかは山頂付近ではなく斜面での調査をおこなうものだとしている。事業者の地質調査はほとんど元山山頂に近い平坦地で行われているが、調査不十分ではないのか。事業者の評価とは違う専門家の見解もある。また、技術審査会委員の指摘が調査検証されていないのではないかと。地形・地質の複数専門家による審査会で審査を行うことを求める。他県では再工事業計画地について、地質・地形の専門委員会による審査意見が出されている。災害が懸念されるような計画地については、専門的、客観的な審査が必須であると考えている。	ご意見ありがとうございます。本事業については岩手県の専門委員による客観的な審査が行われます。専門家の意見を伺い、アドバイス等を頂きながら安全な事業としていくよう努めてまいります。
14-19	⑧傾斜地は雨水対策が必要不可欠であると言われる。雨水はパネルから架台を伝って落ち、同じ場所が深く削り取られ土壌侵食が起き、架台を支える土が流される。牧草地でも降雨量によっては水の道をつくり、土砂崩れを誘発する場合があるのではないかと。強風化花崗岩地は地耐力が弱いと聞くが、架台とパネルの重さで地盤沈下は起こらないのか。地盤沈下で発電パネルの損壊が起きるのではないかと。 ・キャストイン工法やラミング工法に変更されているが、牧野に重機やタンクローリー車も走行し、養生するという重量で表土やノシバや牧草などに強い影響が出て、牧野が荒れるのではないかと。湿地周辺では黒ボク層が重圧で損壊し、湿地の乾燥、喪失につながる恐れがあるのではないかと。また、黒ボク層は酸性度が高いので、コンクリートの硬化不足や腐食による強度不足が起き、災害につながる恐れがあるのではないかと。これらが検証、予測されていない準備書は不十分である。 ・湿原間や、湿原が分布する沢の直上に隣接する場所で沈砂池の設置が計画されている。沈砂池に用いるふとん籠のイメージ図は示しているが、どのような工事により沈砂池を設置するか詳細は不明である。土地の改変なく沈砂池を設置することは不可能ではないのか。沈砂池を設置することで下流部や隣接地の地下水や雨水の流れが変化し、湿地が乾燥してしまう恐れがある。湿原の隣接地、湿原の上方の伐採や発電パネル施工は湿地の乾燥と湿地の生きものを喪失させる恐れがあると考えているので発電所計画はやめるべきである。	現地調査でN値の測定を実施しており、太陽光パネルやその架台を支持するに当たっては十分な支持力があることを確認しております。

表 2-1 (48) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
14-20	⑨雪害の発生が予測されていない。近年、数十年ぶりの豪雪とか過去最高の積雪の報道がある。約 40 年間の観察では大窪山は近年こそ積雪量が少ないように見えるが、以前は 50cm 以上の積雪もあり、ニホンジカの当年子の多くが立ち往生したまま凍死し、雪解け時にはオオワシ、オジロワシ、イヌワシなどが屍に飛来していた。積雪の多い年は飛来する大型猛禽の数は十羽以上数えることもあった。以前はシカ猟の残滓が放棄され、サケの遡上もある吉浜川流域の立木にオオワシ、オジロワシが 4 月初めごろまで観察できていたほどである。	シカの死骸に猛禽類が誘引される事例は報告されており、当該地においても猛禽類の重要な餌資源の可能性があると考えておりますが、現地調査時にシカの死骸等へ猛禽類が誘引される行動等の確認はありませんでした。
14-21	⑩太陽光パネルの真下にも現状と変わらず草木が生え、土地の保水力は大きく変わらないという評価について、林野庁で行われている「太陽光発電に係る林地開発許可基準の在り方に関する検討会」の討論でも「発電パネルが設置された地表部では遮光による弊害で植生が失われ、雨水が地中に浸透しにくく短期間に流下しやすいといった特徴があり、土砂流出防止や土砂崩落防止機能が経年的に劣化し、豪雨などで土砂の流出や崩落が発生する可能性」が指摘されている。特に斜面での予測評価は重要である。どれほどの降雨で土砂流出や土砂崩落の恐れがあるのか予測されていない準備書は不十分である。	準備書の 2-36 ページに記載しましたように、太陽光パネルは地面との離隔が取れるように設置しますので、パネルの下は草地で維持される計画ですので草地の浸透能は維持されるものと判断しています。降雨の量による土砂流出の可能性の有無についての定量的な予測はしておりませんが、土砂流出防止柵を設置することにより、事業実施前に比べて、事業実施後の土砂流出は抑制されるものと判断しています。なお、空中写真判読から、対象事業実施区域では少なくとも最近 48 年間は平成 23 年東北地震時を含めても大規模崩壊は起こっておりません。
14-22	4. 動物について ① 計画地はイヌワシのハンティングエリアになっている。イヌワシの繁殖率が年々低下し、えさ不足から繁殖できない個体が増えていると聞く。そのような状況に、メガソーラー建設で採餌場所を喪失し、イヌワシを追いやるような計画を認めるわけにはいかない。事業は中止するべきである。	イヌワシの餌場としての環境へのご懸念、真摯に受け止めております。現地調査をもとに影響の少ない区域設定を行い、活動状況のモニタリングも継続します。イヌワシと共存できる環境づくりを目指し、慎重に進めてまいります。
14-23	②人工林の列状間伐の実験を牧野に当てはめるような提言は撤回してもらいたい。「人工林の列状間伐は一時的に餌動物を増やす効果はあったが、採餌行動を増加させることはできなかった。イヌワシの繁殖率の低下とえさ不足を根本的に解決するものではない」との検証結果（保全生態学研究）が出ていると聞く。近隣の住田町、遠野など風力発電で繁殖がさらに阻害され、広範囲に餌場を求めて飛翔しなければならないため、個体の生存を維持するのも困難になっているのではないかと。	石間ら(2007)の「ニホンイヌワシの採餌環境創出を目指した列状間伐の効果」については、列状間伐はイヌワシの餌動物を一時的増やすことに成功したものの、イヌワシの採餌行動を増加させることはできなかったとしておりますが、盛ら(2012)「絶滅危惧種イヌワシと生物多様性の保全を目的とした等高線方向列状間伐の効果」においては、高頻度の利用までは確認できなかったものの、等高線方向の列状間伐では、イヌワシが採餌場として認識し、採餌行動を行う個体は比較的多く観察されたと報告されております。 風力発電については、ブレードへの衝突リスクを含めて改変区域を利用しないような配慮が必要となります。一方で太陽光発電の場合は、パネル周辺で採餌できる可能性があり、パネル周辺における餌場創出の可能性を含めて事後調査による検証を実施したいと考えております。

表 2-1 (49) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
14-24	③ソーラーパネル下にノウサギの隠れ場をつくるとか止まり木を設置すれば、イヌワシが採餌できるとの見解には同調できない。内陸部の列状間伐地でイヌワシの繁殖率が向上しているとは聞かない。同じ五葉山麓の太陽光発電所ではイヌワシが観察されなくなっている。	ノウサギの隠れ家についてはイヌワシの餌資源の増加により餌場の質の向上を期待するものとなります。止まり木については、現地調査においてイヌワシが人工の杭での採餌どまりを確認していることから、当該地に飛来する個体にとって有効な保全措置であると考えております。当該地には、対象事業実施区域から離れた営巣地の個体が採餌のため飛来していることを確認しております。列状間伐により増加が期待できるのはあくまで餌場となる環境であり、イヌワシの繁殖率については、生息地周辺の環境や育雛期の餌場確保が重要であると考えております。
14-25	④バードストライクでイヌワシが落鳥した釜石の風力発電更新計画地は、環境大臣の餌場の代替地の造設とイヌワシの利用が確認されなければ計画は認められないとの意見だった。かなり離れた檜木平で立木を伐採した餌場の代替地でイヌワシが餌場として利用しているか不明。もともと生息している個体との競合を引き起こさないのか。以前からの個体の生息が確認できなくなっているのかは分からないが、伐採地にニホンジカが入り込み代替地の役割を果たしているとは思えない。しかし、大船渡港の埠頭に更新する計画の風車の巨大な羽根と柱が陸揚げされている。アセス制度が形がよい化しているのではないのか。イヌワシは生息地を追われ続けている。これが岩手の沿岸部のイヌワシを取り巻く状況ではないのか。餌場をうばうので太陽光発電事業はやめてもらいたい。	風力発電については、ブレードへの衝突リスクを含めて改変区域を利用しないような配慮が必要となります。一方で太陽光発電の場合は、パネル周辺の草地環境はイヌワシの採餌環境とできる可能性があり、パネル周辺における餌場創出の可能性を含めて事後調査による検証を実施したいと考えております。
14-26	⑤事業者は同じような事業区を外に見つからないと大窪山に執着しているが、理由の一つが高い売電価格による収益優先といえる。イヌワシは餌場の好適地を喪失して生命の存続が危ない。県立自然公園は生態系の保全こそ最優先ではないのか。	イヌワシの餌場としての環境へのご懸念、真摯に受け止めております。現地調査をもとに影響の少ない区域設定を行い、活動状況のモニタリングも継続します。イヌワシと共存できる環境づくりを目指し、慎重に進めてまいります。
14-27	⑥大窪山、元山、夏虫山のノウサギたちは、牧野と低木の生育する周辺を利用していると観察している。フェンスで囲まれ、発電パネルが建設された牧野にノウサギが増殖するという検証が行われ、イヌワシの繁殖にどのような成果が出ているのか示してもらいたい。予測だけでは信頼に値しない。	イヌワシの繁殖の成果は確認できませんが、当該地に飛来するイヌワシについては非繁殖期に採餌環境として利用していることから、非繁殖期における飛来状況やハンティングについては事後調査において確認致します。
14-28	⑦ニホンジカなど動物はフェンスに囲まれパネルが張られた場所からは追いやられる。動物のフンに依存するダイコクコガネ、ミヤマダイコクコガネ、オオセンチコガネなどの糞虫はパネル下の生息地から追いやられるのは必然。フェンスに通り道をつくろうが動物のフンがなければ生息するわけがないのに、ダイコクコガネの保全策だという準備書は科学的なのだろうか。	ダイコクコガネは、餌資源を牛馬等の糞に依存する種であり、放牧されなくなった牧草跡地の環境において、わずかにその個体群が維持されているものであると考えられます。ダイコクコガネの保全措置について事後調査を実施し専門家の意見を踏まえて対策を講じる予定としております。
14-29	⑧準備書で示された元山入り口付近以外の計画地周辺でヒメボタルを観察している。黒ボク層を突き破ってパネルを設置する場所で水抜けが起き、周辺の林床の湿度の変化、地温の変化、パネルの反射光の影響など調査、予測がされていない。調査が不十分ではないか。	本調査は、ヒメボタルの発消長の確認ではなく、周辺環境での発生のピークを把握した上で、当該地での生息状況を把握することを目的としております。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (50) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
14-30	⑨牧野で生きてきたキツネ、タヌキ、アナグマ、ツキノワグマなどが山の生息地を迫られれば、餌を求めて里へ移動すると農家は心配している。生きものたちは微妙なバランスで生息している。発電パネル設置でこれらが生息しなくなった牧野では、連鎖で種の多様性が失われるのではないか。それらについても予測されていない準備書は不十分である。	種の多様性については生態系項目により予測を実施しております。
14-31	5.生態系について 植物・昆虫 その他 ①大型工事車両が頻回通行する市道に決められた待避所の計画がなく、一般車両優先と記述しているもので少し道幅が広ければ待避する可能性が大きい。市道沿いの植生調査が行われていないのは不十分である。夏虫線の道路わきに希少種ホソバノアマナ、ナンプワチガイソウの生育を複数箇所確認。大型車両が通行時損壊する可能性があるが準備書には調査・予測がされていない。調査不十分である。前述しているが、大窪山線では待避所になるような道路わきにギンラン、サイハイランなどが生育していたが、昨年、開花時にほとんど盗掘されている。抜き去った穴も多数確認した。	調査範囲は準備書に記載のとおりであり、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成 11 年）に準拠し対象事業実施区域から 200m としております。
14-32	②元山山頂付近の樹木伐採、発電パネル設置で崖下の湿地への水脈が影響を受け、湿地に生息する希少種、生育する湿性の植生を喪失する可能性が大きいことが指摘されている。準備書ではさらに湿地に近い位置までの施工になっている。黒ボク層と粘土化している強風化花崗岩層が湿地を形成しているそうだが、パネル架台の支柱のための穴をあける工法は水抜けが起き、湿地周辺だけではなく湿地の乾燥を引き起こす危険があるとの指摘もあるが、それについての予測がされていない。	パネル設置においては、地下水の通り道を変えたり、新たな地下水の出口を作るような深さまでの杭打ちは行わない計画としたことから、水抜けは発生せず乾燥による湿地への影響は小さいと考えております。湿地については、現地透水係数の結果から考えて、降水や周辺からの湧水が極めて透水係数が小さい場所に土壌浸透せずに滞留していることが成因と考えています。湿地群落については工事中や供用後において定期的に状況を確認いたします。
14-33	③希少な湿性植物が多種多数生育し、岩手沿岸部では唯一と思われるハッチョウトンボの大きな生息地。本来なら、西和賀のように岩手県の実環境保全地域に指定し保護されるべき場所ではないか。元山のハッチョウトンボの生息する湿地はごく浅いが、周辺には広くミズゴケ、モウセンゴケなどが繁茂している。五葉山をこよなく愛する岳人は五葉山麓ではここだけだと明言している。たった7ミリのヤゴが標高700mもの浅い湿地で越冬できる理由は、黒ボク層に湧水が蓄えられている上に、浅い湿地のおかげで大きな捕食者が生息しないためではないかと思う。羽化したばかりの成虫はホシクサに止まって羽根が乾くのを待つ。ヤゴの抜け殻はたちまち風に吹かれてしまう。羽を休めるのは周りに群生するヒメシダだ。2センチもないトンボの存在は神秘的でもある。	湿地群落は湿地周辺の高茎草地との移行帯を含めて群落を区分しました。方法書時点では全ての湿地を回避できておりませんでした。準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画といたしました。さらに評価書ではハッチョウトンボが多く確認されている湿地については、可能な限り湿地とパネルの間に5～10m程度の離隔を確保する検討を行います。また、湿地については工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。
14-34	④吉浜の大野の集落には「 自然は未来からのあずかりもの 」という標語が住宅の外壁に掛けてある。さまざまな標語がかけてあるが、この標語は大窪山森林公園に向かう市道大窪山線を通るたびに目に入る。住民の大窪山に寄せることである。スネカが棲む大窪山にメガソーラーは似合わない。	「自然は未来からの預かりもの」というお言葉には、深く共感いたします。私たちもこの言葉を胸に、自然との共存を前提とした事業運営を行うべく、環境への影響を可能な限り抑える工夫を重ねてまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1(51) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
14-35	⑤五葉山県立自然公園内で計画されている大規模な太陽光発電所は、温暖化対策という名目に隠れての自然破壊行為以外の何物でもない。事業者が実施した調査・予測・評価が不十分な準備書は、条例アセス法に準じた内容といえない。	本案件においては、岩手県環境影響評価技術指針に従い、方法書から手続きを始め、方法書についての知事意見を勘案した適切な調査・予測・評価を実施し、環境影響評価準備書の作成及びその手続きを行いました。 今後、準備書審査時のご意見を踏まえ評価書を作成していく予定です。
14-36	⑥事業者は説明会会場で再三、地域支援金年額 500 万円提供すると発言する。この誓約書は存在するのか。あて先は誰なのか。20 年で 1 億円と皮算用して期待する人がいる。2 月の説明会でも診療所問題とか住民の困難を解決するお手伝いをするとかの説明に、札びらで頬を撫でるような行為に憤りを覚える。原発マネーに翻弄された原発建設地、高レベル廃棄物の中間施設を受け入れた六ヶ所村での住民を分断する状況をみてきた。目の前のお金に群がれば、将来にわたって禍根を残す。その痛みは計り知れない。	地域支援金については、地元との信頼関係を大切に、地域とともに歩む取り組みの一環として進めてまいりたいと考えております。
14-37	⑦「山火事が心配だ」「水が一番心配だ」「何度も土砂流出を体験したので漁業への影響が気がかりだ」そんなことが起きたとき、事業者は因果関係が立証できないと賠償を拒まないだろうか。	因果関係の立証には誠実に対応し、事業に起因する損害については適切に補償させていただきます。
14-38	⑧再エネは、建設後何年もしないうちに別会社に売却することが多い。五葉山太陽光発電所は今、丸紅出資の投資会社に売却されている。東日本大震災津波後、脱原発、エネルギーの地産地消を謳い、災害時には地元で使えと公的資金も投入されてのメガソーラー。地産地消は露と消え、電力会社に高い売電価格で売っている。ウェブ上に丸紅が盛んに太陽光発電所の売却物件を載せている。大窪山のメガソーラーも売却しないと誓約書を作成していない。 大船渡市の稲作の 5 割を担う吉浜。吉浜川が山の養分を運び外洋からの潮流と相まって、豊かな海産物を生産する吉浜湾。先代の知恵で津波被災に会わずに暮らしを守った吉浜住民。 吉浜地域の水がめ、荒金山、大窪山、元山にメガソーラーはいらない。事業者は吉浜への地域支援を言う。であれば吉浜湾の漁業を支え、吉浜の水がめと言われる荒金山、大窪山・元山での事業中止が最良の企業姿勢ではないか。	運営主体の変更があった場合でも、環境保全・地元支援など地域と交わした取り決めが継承されるよう、契約上の工夫や地域連携の仕組みづくりを進めてまいります。

表 2-1 (52) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
15	第三者である先生方の知見を拝見し安心いたしました。今後ともよろしくお願い致します。	第三者の専門家による知見をご確認いただき、少しでも安心いただけたとのこと、大変うれしく思います。これからも公正な立場の調査・意見を尊重し、皆さまに信頼いただけるような事業運営を心がけてまいります。引き続きどうぞよろしくお願い致します。
16	色々なことがあり、かなりの事業変更を行わなければならずこんなに実施が遅れてしまったことは大船渡にとって大きな損失だったと思います。 そして、このたび環境を心配する住民のため環境影響評価準備書を用意していただき本当にありがとうございます。ここまでしっかりと取り組む企業の姿勢に頭が下がります。 一日も早い事業の実現を願っております。	ご指摘のとおり、計画に変更が重なり当初の予定より進行が遅れてしまったことについて、ご心配をおかけして申し訳ありません。地域の皆さまの理解と調和を大切に、丁寧に歩みを進めてまいりますので、今後とも見守っていただけますと幸いです。
17	太陽光発電に反対しているわけではありませんが、大くぼ山に設置することに反対しています。 大野住民、吉浜の漁業、農業に対する不安がどれほど大きいか考えてみてください。 平場の安全地帯に設置されるべき施設です。 大くぼ山には絶対反対です。	太陽光発電そのものには理解を示しつつも、大窪山への設置には賛成しかねるというお考え、しっかり受け止めております。地域の自然や暮らしへの影響を最小限にとどめるよう、引き続き慎重な検討と対話を重ねてまいります。
18	反対意見です。 環境評価は、大気質評価結果は参考値を下回る。(当然だろう。参考値とは？) 騒音-環境基準要請限度を下回る。(当然だろう→何もない状態が一番。) 振動-要請限度を下廻る(当然のこと、自然のままが一番) 水質(実行可能な範囲内で低減が図られている。もう水をいじっているのか。無法では？) 土地の安定性-実行可能な範囲で回避、低減されるものと評価するとあるがそんなことはあり得ない。 動物植物の生態系(実行可能な範囲内で回避低減が図られている。植物の生育環境への影響は実行可能な範囲で低減されている-自然は環境が変わると必ず生態系がくずれるもの、評価した機構への不信感が湧いてくる。) 景観(景観は良くなるはずが無い) 人と自然との触れ合いの場-とんでもなく悪くなる どんなに環境評価が良くても100%はない。必ず心配ごととは出て来る。よってこの工事はやるべきでない。 尚反対する人たちは太陽光発電に反対しているのではない。建設予定とされている大窪山への建設に反対しているのです。	事業の実施により環境への影響は少なからずございますが、その影響を可能な限り低減できるよう事業計画の検討を重ねた結果を準備書としてとりまとめております。地域の方々のご理解をいただけるよう、今後も努めてまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (53) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
19-1	大窪山は放牧地であったが放射能汚染を除染できないとの理由で放牧出来なくなっている。ソーラーパネル設置は草、土砂の流失を招き吉浜本郷地区の上水道、土砂災害、海への影響は計り知れない。昨今一時間 100mm の雨は想定外でなくなった。98ha に 100mm に降ったらどの位の水量が下流に流れるか、気象協会は示していない。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
19-2	自然電力の話を聞いていると、自分達の目的である事業利益から目線をはずすため、温暖化、少子高齢化等への貢献等を前面に出し、住民のメガソーラー設置への懸念には全く答えず、自分達の意見を一方的にのべるに終始している。	事業の意義や目的、地域との関係性についてご理解いただけますよう引き続き努めてまいります。
19-3	放射性セシウムは 20 年で大気と同じ数値になるが吉浜では水・木の検査は続いていて鹿肉、きのこは食用にならない。 ソーラーパネル設置工事はセシウム 137 が流出する可能性がある。土中に堆積している放射性セシウム 137 は永久になくならない。 必ず風評が出て吉浜、大船渡だけにとどまらない問題になる。そんな時自然電力は絶対責任を取らない。居ないから。	公的な検査結果に基づく行政の指導にしたがってまいります。
19-4	説明書によると事業終了後は更地にして返すと言う事だが誰がどの位の見積りのもとどの位の金をどこに預けて誰が管理してどうしたら使えるか全く示されず。又産廃となったパネルをどこでどの用に処理するのか。全然説明されない。子供でも騙されない説明に終始し質問時間も一人 3 分ではどんな弁士でも出来ない。現にあなた達の答弁は 3 分で出来ないものが多かった。	事業終了後の土地の扱いや原状回復の責任は非常に重要な課題です。現段階でも終了時の見積もりや費用確保についての計画は進めており、将来的に曖昧にならないよう契約や制度面でも整備を図ってまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (54) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
20	今回の日本気象協会による「環境影響評価について P46 にあるように「水質」については基準値を大きく下回り「実行可能な範囲である」としているわけで吉浜の人達も安心できることと思います。 これまでの反対する人達の集めた署名や部落会の「反対決議」は「川と海の水質」を問題にしているの反対でしたから「署名の意味」も「反対決議」の意味もなくなります。 このことを吉浜の人達に知らせて安心してもらい早期に着工できるようにして下さい。	説明会の内容をご理解いただき、ありがとうございます。今後も環境影響のさらなる低減策を検討し、地元への理解を深めていく所存です。今後ともよろしく願います。
21	大窪山に計画している太陽光発電所の建設を巡り 5 年以上経過しました。全国各地では、大雨が降ると必ず災害が発生しております。令和元年 10 月、台風 19 号の大雨で吉浜が甚大な被害を受けました。 私の家屋も三陸自動車道の上の山側が崩れて土石流が流れてきて家屋が浸水し、田畑にがれきが流れ込みました。避難する事が出来ず消防署に電話をし救助を求め助けてもらいました。何処にでも想定外の事が起こるのです。 大窪山は吉浜本郷地区の大事な水源地であり、基盤整備された 50ha の水田に水を供給しています。また、その水は吉浜湾に流れアワビ、ウニ、ホタテ等の餌になり豊かな海を育てています。 大窪山での大規模な太陽光発電所を建設することは草原としての自然を著しく破壊し、自然公園の存在を危うくする行為でもあると思われます。どうか別の場所に建設される様お願い致します。 山と川と海は一体として関わっており、山をいじると川や海に悪影響がおよぶ事は明白です。事業者である自然電力は”事業の撤回”を是非考えて下さる様お願い申し上げます。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
22	自然エネルギーが必要な事は皆知っています。その場所が問題です。設置する山の下には吉浜住民の暮しがあります。 各地で土砂災害がおきてます。もし何かあった時保障する覚悟はありますか？ おきてからでは遅いのです。	事業に起因する損害については、適切に補償させていただきます。

表 2-1 (55) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
23-1	02 事業計画の概要 供用計画（管理計画）について維持管理について草刈り作業では除草剤は使用しないは当然として、パネル洗浄には酸やアルカリ等の化学物質は使用しないと有るが、それ以外の合成洗剤は使用するという事なののでしょうか。 自然電力（株）でも把握していると思いますが大窪山は吉浜川の源流域で有ると思うが 76,600 枚にも及ぶ太陽光パネルに洗剤を使用すれば長い時間をかけて流出し、吉浜地区へ供給する上水道及び農業用水への影響がでて来ると思うが、浄化設備の対応は取らないのか。そのまま地面へ浸透させて終わりにしてしまうのでしょうか。	パネル洗浄に合成洗剤は使用いたしません。
23-2	03 環境影響評価 水質、土地の安定性 大窪山周辺は吉浜川の源流域で有りその場所へ太陽光パネルを 76,600 枚 (25.42ha) ものパネルを設置すれば雨が降り注いだ場合や、大雨の時一度に水が流れ出し災害が発生すると思うが、沈砂池や流出防止柵だけで新たな排水路や貯水池も設置せず台風等の大雨に対応出来ないと思います。近年温暖化により台風の上陸が東北地方でも珍しくなくなって来ている。岩手県でも平成 28 年と令和 5 年台風により県北岩泉町で川が氾濫して大災害が発生している。高い場所（山）へのパネルの設置は災害発生リスクが高まるので反対。（土砂流対策の強化、上流へのダム等災害防止策を図ってほしい。）	パネル設置範囲の下は草地としますので、パネルへの降水は周辺の草地に浸透させることで表面流の発生を抑制します。
24	吉浜の人達は水源地となっている「吉浜川」の水質や主産業とする漁業への悪影響を心配して来ましたが、日本気象協会による環境影響評価によると基準値を大きく下まわって「実行可能な範囲である」としています。 また、反対理由に挙げられてきた「降水量の問題」や「土砂崩れ」の心配もないようですし、「湿地植物」への影響ありません。残された課題は「イヌワシ」と「ダイコクコガネ」のようですが、これまでのようにていねいに対応していただけるものと信じています。そして早期着工できることを期待しています。本当におつかれ様です。	説明会の内容をご理解いただき、ありがとうございます。今後も環境影響のさらなる低減策を検討し、地元への理解を深めていく所存です。今後ともよろしくお願いいたします。
25	大窪山の太陽光発電事業、絶対反対です。 やっとな安全、安心して飲める水道水が出来たばかりなのに吉浜川の上流に源が有る所に、この様な事はしないで下さい。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (56) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
26-1	①資本金 20 数億の会社がなぜ合同会社なのか。事業完了すればにげるつもりですか。	合同会社は、株式会社と並ぶ日本の会社形態のひとつで、出資者が会社の経営を行います。事業が完了すれば、会社が責任を持って原状復旧いたします。
26-2	②27ha のパネルの下に植物が、樹木が育つのですか。太陽の当たらないところに、保水力を維持する様な植物が生えるのですか。	村井・岩崎(1975)によれば、保水力となる浸透能の大小を根本的に支配するのは土壌と考えるのが妥当とされており、森林で覆われた土地の浸透能は草地や裸地と比べて明らかに大きいとされています。また、浸透能は土壌の透水性、毛管孔隙、圧結度、落葉地被物と有意な相関がみられています。よって保水力は、土壌の浸透能によるものであり、生育する植物の差による影響は小さいと考えております。
26-3	③大分県や山形県の様な、線状降水帯で、雨が降ったら大被害となります。人災です。吉浜川は狭いです。長さも短いです。土石流となり、大被害となります。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
26-4	④匿名投資家は、何人いるのですか？	匿名投資家のご質問は、環境保全の見地からのご質問ではないので、回答は差し控えさせていただきます。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (57) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
27	大窪山に太陽光発電事業など、絶対しない事。 本郷水道の取水は、吉浜川よりされており。 私達の命を守る大切な飲料水が、安全に守られなくなるからです。	本事業実施に際しては、大規模な造成を行いません。 水質予測に当たっては安全側（事業影響が大きくなる側）予測のために岩手県林地開発許可制度の手引にある流出係数を準用して、予測・評価を行っておりますが、パネル設置範囲でも下を草地とするなど、事業地での流出係数の変更を極力行わない計画としております。
28	大窪山は“未利用地”では、ありません。 歴史も文化も有る、大切な山なのです。 絶対に大窪山に太陽光発電事業など計画しないで下さい。 山に保水力を維持する力がなくなるからです。	大窪山への深い思い、そして地域の自然と歴史への誇りに満ちたお言葉、心より受け止め歴史や文化的な価値を尊重しながら、自然との共生を目指してまいります。なお、本事業の予定地は、正確には大窪山ではなく、(通称) 元山周辺の牧場跡地でございます。
29	先月 26 日に発生した山火事はまだ鎮火せず我家でも避難民を受け入れている。説明会は先月 11 日で太陽光パネルからの出火についての質問に対し年間の発火件数はわずかだし、赤外線カメラを設置し消火器もそなえたと答弁していた。山の上はパネルの劣化も激しく仮に火を発見出来てもその時は遅い。現実はこの時期雪の吹き溜まりで通行不能。口から出まかせの答弁である。誰がどこで監視しどうやって消火にかけつけるのか。実際自然電力でそういう体制をそなえているのは何処にあるのか？	火災への不安はごもっともです。発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備してまいります。
30	太陽光を利用した自然エネルギーは良い方法ですがここで生活している私たちの生活を脅かすやり方は、賛成できません。山野には貴重な動植物も生息しています。大規模な工事は、自然破壊につながります。工事は中止して下さい。	自然との共生を重んじるご意見を深く受け止め、今後も自然環境への配慮を最優先に、丁寧に取り組んでまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。
- ・読みにくい文脈から推測した文字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (58) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
31	大窪山は自然豊かな山です。多くの樹木、植物、動物、鳥類、昆虫などの住処です。又吉浜川の源流で吉浜の住民の命の水である飲料水の役割を担っています。 吉浜川は山からの栄養を海へ送り、海草、魚介類を育んでいます。 太陽光発電のパネルを設置することによって、生活の糧である田畑への水脈を断ち、すべての生き物の命を脅かすことになるのです。 他の多くの市町村で太陽光発電の工事で大規模な土砂崩れがおきている例を聞く現実もあります。 この様な自然破壊である大窪山の開発は中止すべきです。 再生可能エネルギー問題は人類生存の為には必要なことですが、自然破壊し動植物の生息、生存をおびやかす方法ではなく、別な方法を探してほしいと切望します。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
32	「ふる里の山に向かい いう事なし いう事なし ふる里の山はありがたきかな。」 石川啄木も詠んでいるでしょう。ふる里の山はあるだけで存在感があるんです。金儲けのために手をつけるな。	皆さまに受け入れていただける事業となりますよう、引き続き努めてまいります。
33	地元住民の意見をきいて、反対したいと思います。 綾里の山林火災の避難者の1人です。	ご懸念にも誠実に対応しながら、自然と地域に配慮したかたちでの事業実施をめざしてまいります。
34	綾里山林火災の避難者です。	生活の再建、なりわいの再生が一日も早く成し遂げられますようお祈り申し上げます。
35	反対しています	皆さまに受け入れていただける事業となりますよう、引き続き努めてまいります。

表 2-1 (59) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
36	農業用水、漁業にも悪い影響が心配です。反対しています。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
37	絶対 反対です（福島での件を見て考えました。）	皆さまに受け入れていただける事業となりますよう、引き続き努めてまいります。
38	環境保全に最大限努力の上施工されるよう希望します。	ご意見ありがとうございます。環境保全に最大限努力し、施工いたします。
39	自然エネルギー利用の電力は大事ですが、吉浜の場合は大規模で逆に自然を壊すのではないかと心配です。中止してください。	皆さまに受け入れていただける事業となりますよう、引き続き努めてまいります。
40-1	貴重な景観保護から五葉山県立自然公園内に指定されてます。景観破壊の太陽発電は中止してください。	自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。
40-2	自然エネルギー利用の電力は大事ですが吉浜の場合は大規模で逆に自然を壊すのではないかと心配です。中止してください。	皆さまに受け入れていただける事業となりますよう、引き続き努めてまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (60) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
41	地元住民の多くは、飲料水、漁業にも悪影響が心配されると反対しています。強行することは許されません。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
42-1	自然エネルギー利用の電力は大事ですが吉浜の場合は大規模で逆に自然を壊すのではないかと心配です。中止してください。	皆さまに受け入れていただける事業となりますよう、引き続き努めてまいります。
42-2	地元住民の多くは飲料水、漁業にも悪い影響が心配されると反対してます。強行することは許されません。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
43	反対です	皆さまに受け入れていただける事業となりますよう、引き続き努めてまいります。
44	反対	皆さまに受け入れていただける事業となりますよう、引き続き努めてまいります。

表 2-1 (61) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
45	自然がいっぱいある吉浜大事な水自然を保つ山に道を作り山をはかいしては未来の人たちにきれいな山川海をのこしてやりたい 太陽光を作ってからではおそいその前にやめるべきだと思う	自然を大切に思われるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
46	再生可能エネルギーの推進に反対するものではないが、現在計画されている位置における防災対策、自然保護の観点において全く問題ないと言い切れるものなのか？ 昨今の異常気象による、線状降水帯の発生などで災害が発生した場合に「想定外でした」では済まされる問題ではないと思われるので、明確な根拠と、補償についての十分な説明が必要と思われる。	防災対策等についてのご意見、ありがとうございます。本事業は自然環境への影響を抑え、自然環境と調和する工法を採用する計画としておりますが、地方自治体の防災関連部署との協議を通じて安全基準に適合した施設設置を検討するとともに、関係機関とも連携し、防災への実効性ある体制づくりに努めてまいります。 補償については、保険制度や緊急時の対応体制を整えることで、万が一の場合に備える準備を進めております。
47	今だ大林野火災の鎮火にも至らない中、相変わらず沿岸部は、今日も強風にさらされています。「もしも、山火事が再燃したら、、、」と気も安まらない恐しい現状です。ましてや、大窪山の天辺は強風も強風。車をも回転させる程の強風の吹く地形です。とても大量のパネルをはり、おとなしく発電できる条件には無論無いと考えます。今回の三陸町の大林野火災を事業者の皆さん方は、なんという思いで眺められたことでしょうか。「それでも任務を果さねば、、」というお考えに変わりは無いことでしょうか。 世間には、地元の人の反対する意志を知り、潔く事業を断念される企業も出て来ています。 自然電力の大窪山での発電事業をきっぱりと断念して下さい。	山火事への不安はごもっともです。発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備してまいります。
48	「山を、いじるな」と昔の人から聞かされてきました。山をいじると下流に悪影響が出るのはとうぜんでしょう。	本事業実施に際しては、大規模な造成を行いません。水質予測に当たっては安全側（事業影響が大きくなる側）予測のために岩手県林地開発許可制度の手引きにある流出係数を準用して、予測・評価を行っておりますが、パネル設置範囲でも下を草地とするなど、事業地での流出係数の変更を極力行わない計画としております。

表 2-1 (62) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
49	吉浜川の上流では太陽光パネルなどは設置しないでください。山はいじらないでください。何より大切な飲み水が心配です。	吉浜地区の飲料水については、吉浜川の河川水又は周辺の井戸水です。それらのもことになるのは吉浜川河川水や井戸水の集水域への降水が湧水となって湧出してきたものです。湧水というのは地表近くを流れる地下水のことで、地下水に変化があれば、湧水は変化します。地下水に変化が起こる原因は、地下水の入り口をふさぐことと、地下水の新たな出口を作ることによって起こりますが、本事業実施に伴う改変ではそのいずれも実施しないことで、地下水の変化は回避できるものと判断しています。また、吉浜川への濁水流入につきましても、沈砂池の設置によりその影響はほとんどないものと予測し、評価しております。
50	県立自然公園の大窪山は別天地そのものです。前市長のもとで、地方自治法にテイショクする、契約日を遡らせる行為も行った問題ある事業計画です。住民の圧倒的多数が反対する計画です。こんな発電事業計画は直ちに中止すべきです。	皆さまに受け入れていただける事業となりますよう、引き続き努めてまいります。
51	住環境保全の為に、草花や木の種や苗木を計画的に年 1 回位で計画的に草木を生える様に住民総出で山地を青々と繁らせ肥えた海にする様取りくむことにしたいものです。 にぎりめしを持参でレクリエーションを考え、郷土の山に登ると良いのでは。	私どもも地域と協力しながら環境との共存を大切に進めてまいります。
52	木を伐採すると土地が荒れて異常出水で被害の恐れある。 植林をして豊かな森にする事で保水力がまし、水不足なども解消されると思います。 震災前夏は山ツツジ、秋は紅葉をみに下通地区で行ったものです。震災で登れなくなった山ですが残しておいてほしいものです。花の好きな私としては女郎花、りんどう、くりん草、秋ぐみの実やすすき、いちりん草、ヒトリシズカ、マイズル草、ギンランなど山野草も多く咲きますので自然のままにしておいて下さる事を願って居ります。	本事業では、一時的な樹木の伐採はありますが、太陽光パネル設置場所についてはその下を草地とすることで、パネル設置場所への降雨を土壤浸透させることで、対象事業実施区域内の降雨を表面流として直接排水することを抑制します。杭を設置する箇所や、特高変電所、サブ電電所、管理用道路の設置するエリアは、保水力が変化することになりますが、その面積は小さく、影響は限定的だと考えております。

表 2-1 (63) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
53	自然豊かな場所に太陽光発電を設置するのは反対です。子供達を連れてよく遊びに行った場所です。動植物も沢山生息しています。地元住民の方々も安心して生活ができなくなります。太陽光発電を設置する場所ではないと思います。	子どもたちと触れ合った大切な自然が損なわれることへのご心情、心より拝察いたします。私たちもその価値を尊重し、可能な限り自然との共生を意識した配置・保全策を取り入れております。未来の世代に誇れる形で進めるよう、努力してまいります。
54	地元住民に安心安全な飲料水としての源である大窪山を守らなければなりません。子孫に負の遺産を残してはなりません。太陽光発電は中止して下さい。貴重な自然景観を破壊する太陽光発電は中止して下さい。	本事業は可能な限り自然との共生を意識した配置・保全策を取り入れております。未来の世代に誇れる形で進めるよう、努力してまいります。
55	準備書を見せて頂きました。我々が、この準備書を見てどれ位理解が進むのでしょうか。 自分の能力では大変な作業でした。そこで”大窪山”は、我々にとっては”未利用地”などではありません大切な大切な宝の山です（何度も言って来たところです。）紹介人の方から見れば”未利用地”かも知れませんが、”本郷水道組合”の飲料水の”涵養地”としての水源地でもあるのです。どうして、大窪山にこだわるのでしょうか。貴方は侵略者と同じで南から北へ北へと北上して来たのだと思います。Fitの期限はいつまでなのですか。認可された量は残り、いくら有るのですか？なにがなんでも未稼働を完遂し、予定の利益を得たいと考えての事でしょうが、地域を住民を泣かせて、得られる物は何もないのです。私利私欲で賛成を唱える人達もいます。もともと吉浜の住民ではない人達です。 ・匿名出資者は何人おるのですか？ ・再エネ賦課金とはどう言った性質のものなのか。（東北電力からのハガキ） ・この問題の裏に「政商」と言われる人が存在するのですか？ 誰なのですか？	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。 匿名出資者等の環境保全の見地からではない件については、コメントを差し控えていただきますが、再エネ賦課金とは再生可能エネルギー（再エネ）の導入を促進するために、電気料金に上乗せされる費用です。
56	飲料水、農業用水、漁業にも影響があると思うので反対しています。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
57	自然エネルギー利用の電力は大事ですが吉浜の場合は大規模で逆に自然を壊すのではないかと心配です。中止してください。	皆さまに受け入れていただける事業となりますよう、引き続き努めてまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。
- ・読みにくいが文脈から推測した文字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (64) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
58	私が太陽光発電で心配な事は設置してしばらく経ってからの事を心配しています。 ①近年増えている雨による災害が起きた際、保障を市・電力会社はしてくれるのか？ ②太陽光発電設置後のメンテナンス・修理・撤去などどこが行うのか ③自然（特に漁業）に影響が出た場合、保障はしてくれるのか？ ④万が一、貴社が倒産した場合、大船渡市に返還等してくれるのか？ →中国など外国の会社の手に渡るなどもってのほかです。 ⑤山の頂上で発電所による火災が起きた場合、消火活動は？今年の山火事で消火がとてもむずかしかった事は明白です。 ⑥民家がほぼ無い所で盗難などがあった際の対策は？その盗難のために太陽光発電の継続が難しくなった場合に元に戻してくれるのか？ 6つの点がとても心配です。また、山の頂上で太陽光発電でなくてはなりません。うちもソーラーパネルのせていますが10年経つと売電価格がガクッと下がりました。10年毎か、売電価格が下がらないように対策してくれますか？岩手の中でも人口がそんなに多くない大船渡市の山に目をつけて、太陽光発電所作って、継続出来なくなってハイ！さようならって事にはしませんよね？ 私自身、再生可能エネルギーに関しては大賛成です。自然電力を社名につけている位なら、海の波を使った発電や、風力発電なども吉浜でやってみよう！という気持ちはありますか？本当にこの地で発電所を作りたいと思うなら、東京でドンと構えないで、大船渡に本社移す位に気合でいてくれないと、反応出来ません。作りたいなら、吉浜に住んで一緒に同じ水源の水を飲んで下さい。1軒1軒まわって、私にも説明して下さい。吉浜に住んでない人だけ賛成して、反対してる私は置きざりにされてます。どのように動いてくれるか、納得する答えをくれるか見ています。	将来的なリスクへのご懸念、しっかりと受け止めております。自然災害や設備の経年劣化などについては、定期的な点検や維持管理体制を整え、長期的にも安全・安定な運用を目指してまいります。 ①事業に起因する場合、事業者として適切に補償いたします。 ②太陽光発電設置後のメンテナンス・修理は専門のO&M (Operation(運用)と Maintenance(保守)) 会社が担当し、事業終了後の撤去は事業者が行います。 ③事業に起因して漁業に影響が出た場合は、事業者が適切に補償いたします。 ④万が一、事業者が事業継続できない事態が発生した場合につきましては、土地に関する契約や関係法令に基づき、適切な手続きを行うこととしております。 ⑤発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備してまいります。 ⑥盗難防止に向けて最大限の対策を講じてまいりますが、万が一盗難被害が発生した場合につきましても、事業者の責任において速やかに復旧対応を行い、事業の継続に努めてまいります。 大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。

表 2-1 (65) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
59-1	私は大窪山放牧場跡地に建設が計画されている「吉浜大窪山太陽光発電所建設」に賛成し早期実現を求めます。 この太陽光発電計画が報じられ早 5 年以上が経過しております。 地元の理解を得るため事業者主体の説明会が幾度となく開催され最後には環境アセスも行われることになり、この度アセスの途中結果について去る 2 月 10～11 日の両日市内二か所で説明会を開催されたところですが。しかしながら内容がいかにもあれ反対派の人達の意見はただただ反対の一点張りでなんで自分達が大船渡市の犠牲にならなければならないのかと言った物事を自分の頭の上からしか世の中を見ていないとしか思われません。 今は宇宙から地球を見て何を成さなければならないかを問うべきで自分の田に水を引くような事だけ考えるのは愚かであります。 「失敗する事を恐れるより何もしない事を恐れる」と言う某氏の名言があります。 正にその通りで、先ず最善の策を講じ取り組み不都合が出たら速やかに改善に取り組む、これが人類が古代から現代まで歩んできた歴史であります。 我々は市が市民のために何を成し得るかを問わず、市民が市のために何を成し得るかを問うべきとの考え方に立ちこれが地球、国家、大船渡市の為に良策と思ったらまず取り組ませる姿勢が重要と考えるからです。	早期実現を求めるご意見、誠にありがとうございます。
59-2	今回の説明については 1、大気質については 山を切り崩す等の大掛かりな工事は一切行われないので説明を聞くまでもなく問題はないと思われま す、さらに環境保全措置を講じることによりさらに問題はないと思います。	工事用資材等の搬出入に伴う粉じん量の影響を低減するため、必要に応じシート被覆等の飛散防止対策を講じ、土砂粉じん等を低減する等の環境保全措置を実施して参ります。
59-3	2、騒音・振動については 工事中は 0 とはいいいがたいと思いますが出来るだけ環境保全措置、を講ずることで通常の騒音に近くなる、特に工事期間中は増すのは容認すべきと理解すべきと考える。	工事用資材等の搬出入に伴う騒音の影響を低減するため、工事工程の調整等により工事用資材等の搬出入に用いる車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数の低減に努める等の環境保全措置を実施して参ります。

表 2-1 (66) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
59-4	3、水質については 1 で記したように山を切り崩す等の大掛かりな工事は行わないので環境保全措置を講ずることによりかなり保全されると思います。 特に裸地については速やかに緑化を図ることが必要で寒さが考えられるので季節(時期)を考える必要がある	本事業では大規模な切土盛土を伴う改変を行わず、パネル設置範囲は草地として残すなどの事業計画であるとともに、準備書に記載した環境保全措置の実施で周辺環境への影響を回避または低減できる事業といたします。
59-5	4、土地の安定性について 吉浜の土地は石と土が混じり掘れば掘るほど石があり特に地盤が固く安定していると思います、崩れやすい地層などとは今まで耳にしたことはありません。さらに杭を打ち込む工法によりさらに安定する事があっても崩れやすくなることはないと思います。	本事業では大規模な切土盛土を伴う改変を行わず、裸地となる場所も少ないです。さらに、土砂流出防止柵を設置することで、事業実施前に比べても土砂災害が少なくなるような事業となるようにいたします。
59-6	5、動植物生態系について 一番危惧されることは鹿対策と考えられます、環境保全措置に記されている大型哺乳類も一部往来できる形状のものを設置とあり新方式を取り入れる必要があると思います。 植物については環境保全措置で十分と思われます。 生態系については環境保全措置のとおり草地が残存するので特に問題とならないとかんがえられます。	ニホンジカを含む大型哺乳類も一部往来できる形状のものを設置いたしますが、ダイコクコガネの生息状況に係る事後調査を実施し専門家の意見を踏まえて必要に応じて対策を講じる予定としております。
59-7	6、景観について 環境保全措置のとおり彩度を抑えた製品を採用し影響を小さくする他対処がないと思います。	彩度を抑えた製品を採用する他、可能な限り改変面積、伐採面積を抑えた計画とする等の環境保全措置を講じ、景観への配慮をして参ります。
59-8	7、人と自然との触れ合いの活動の場について 環境保全措置で対応する他ないと思います。	現地看板を通じて工事のお知らせをする等、工事について周知すると共に、対象事業実施区域の周囲には必要に応じて誘導員を配置し、注意喚起に努める等の環境保全措置を講じ、人と自然との触れ合いの活動の場への配慮をして参ります。
59-9	8、廃棄物について 一番重要なことで、このことが全てと考えられますのでこれからも丁寧に住民が理解できるよう説明に努めることが必要と思われる。	住民の方にご理解いただけるよう引き続き努めてまいります。
59-10	終わりに吉浜の説明会で質問が出た火災についても何か対応が考えられることがあれば後日説明を加えるべきと思います。 以上遅くなり申し訳ございませんがよろしくお願い致します。	発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備し、しかるべき機会をとらえてご説明させていただきます。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (67) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
60	地元住民の多くは飲料水、農業用水、漁業にも悪い影響が心配されると反対しています。 強行することは許されません。 中止して下さい。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
61	貴重な景観保護から、五葉山県立自然公園内に指定されています。景観破壊の太陽光発電は中止してください。	自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。
62	太陽光は良い事です、場所を考えて下さい。あの美しい山に、パネルで覆いつくさないで。 いまさかんに土地に雨を含んでいるのでパネルがあると雨が含まないですぐ水が川に流れる。川の水がすぐなくなる。 今であれば、雨が降ってもすぐ出ず後から出る。二日も三日もこれだけ今山に水が、有るそれがなくなる。年年川の水が少なくなってるのに、ある県では、海がだめになると、木を植えたりしてますが吉浜は山、里、海、どれ一つでもみんな大切なのです。 なので五葉山県立自然公園内に指定いる、景観破壊の太陽光発電は中止して下さい。 必ず、自然を壊すのです。中止して下さい。	皆さまに受け入れていただける事業となりますよう、引き続き努めてまいります。
63	自然エネルギーを利用することは、大事な事と思いますが場所が悪すぎます。 何故に五葉山県立自然公園内に作るのか 何故に自然を壊すのか 何故に飲料水や生活水に影響を与えようとするのか 何故に漁業への悪影響を与えようとするのか。 この場所をもっと、もっと良い形で活用が出来ます。 別な場所への設置検討を是非ともお願いする！！	自然環境を重んじるご意見を深く受け止め、今後も自然環境への配慮を最優先に、丁寧に取り組んでまいります。
64	20代、30代、40代、50代の人達からの意見を多数聞いてみた方が良いのではないかと思います。 設置するにあたり、造成に携わる事業者(会社)等もそれなりに災害等に対してのちゃんとした状況を見極めての工事をすると思うので、将来にむけて、今設置に着手しても良いのではないかと思います。	20代、30代、40代、50代の人達からのご意見をお聞きし、事業に反映してまいりたいと思います。
65	私は一度も説明会等に参加はありませんが、テレビ、新聞等で、自然エネルギーの大切さは知っていました。 今でなく、子供たちの未来に必要と思っています。 自然エネルギーはもちろんですが、大船渡の未来に、経済効果があるならば！太陽光お願いします。	自然エネルギーの大切さのみならず、その活用による大船渡市の未来作りへのご期待を真摯に受け止め、事業に取り組んでまいります。
66	以前三陸町に風力発電の話があった時も賛成でしたが、実行に至らず残念に思っていました。 太陽光は、絶対実行すべきと考えます。	絶対実行すべきとのご意見、誠にありがとうございます。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。
- ・読みにくい文脈から推測した文字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (68) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
67	よろしくお願い致します。吉浜の未来はどうなっているだろうか?「少なくとも人が住みにくくなってしまって自分の子供や孫、ひ孫が苦勞することをよしとする人はいないと思います。」そして、、、これは自然電力さんの共同創業者兼代表取締役の川戸健司さんのスタートアップインタビューでのメッセージの一部です。これは大窪山への太陽光発電による危険と不安に対する私達の気持と同じです。大窪山は、先人の方々が守り継いでくれたきれいな水を永久に保障してくれる自然の仕組みを持つ宝の山です。 どうか、今回の計画を「中止」なさるよう御対応をお願いします。太陽光発電に反対するものではありません。場所が間違っています。さらに問題が多くあります。 ①広大な面積に多量のパネル、投入される材料の量、工作物、地表の変化は、地形の変化を誘発し、水の流れ、地面下の水みちも変化し土砂災害の原因となります。 ②自然災害に弱い太陽光発電を吉浜で一番厳しい所に計画 ③パネルが破損すると有害物質による土壌汚染の可能性のこと ④水は飲める基準内であっても劣化は着工と同時に進むこと、誰でもきれいな水を飲みたいものです。 ⑤パネルの下、周辺は乾燥し水不足の状態となります。さらに三陸沿岸は、地形、気象面から乾燥日が多く、何度か林野火災があった。消火は難儀であること ⑥温暖化により水不足で大変な地域があります。なぜ水不足を招くことを? ⑦「水は、国民共有の貴重な財産であり公共性の高いものである」(水に関する法より) ⑧きれいな水には夢と無限の可能性があり吉浜の安全、安心のため、中止なさいますようお願い申し上げます。 吉浜海岸の清掃活動の時、吉浜川の水のきれいさを見て頂けたことと思います。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。 火災対策については、発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備してまいります。 防災対策等について、本事業は自然環境への影響を抑え、自然環境と調和する工法を採用する計画としておりますが、地方自治体の防災関連部署との協議を通じて安全基準に適合した施設設置を検討するとともに、関係機関とも連携し、防災への実効性ある体制づくりに努めてまいります。 なお、パネルから有害物質が溶出するような恐れはありません。万が一、パネルが破壊されたとしても、破損面からの溶出はないことから、本事業による周辺環境への流出はありません。”
68	吉浜地区の水源地である大窪山の山頂にメガソーラー発電所を設置する計画は、自然破壊に他なりません。 次世代に恵まれた自然環境を保全し、引渡す事は私達大人の責任です。目先のお金のために水資源や住環境を手放しては本末転倒です。 事業者、岩手県、大船渡市の首長と議員団の皆様には、是非全国に展開しているメガソーラー施設の現状(惨状)を視察して頂きたい。私は地球温暖化防止のかけ声で行なわれている過度な再生エネルギー開発に恐怖を感じています。 先日山火事により、全国的にも大船渡市の動向は注視されています。未来に禍根を残さない為に、事業の中止を切に望みます。	自然環境を重んじるご意見を深く受け止め、今後も自然環境への配慮を最優先に、丁寧に取り組んでまいります。

表 2-1 (69) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
69-1	環境影響評価準備書では、本事業による環境への負荷は少ないとのことであるが、これは事業計画の説明段階で何度も言われていることで、今更という感じがする。事業に反対する方々は、環境影響評価準備書の説明を受けた後も、未だに吉浜川が汚染され川の水も枯渇すると反対運動を続けており、今後どのような説明を受けても納得しないと思うので、これ以上無駄な時間と費用をかけるのは止めるべきと思う。	準備書の記載内容をご理解いただき、ありがとうございます。環境保全措置の実施により、対象事業実施区域周辺の環境影響を回避または低減できる事業を実施いたします。
69-2	環境影響評価準備書では、イヌワシなど猛禽類の飛来に触れる部分があるが、大窪山から夏虫山にかけては、半世紀にもわたり鳥獣保護区が設定され、かつては大窪山の牧野には溢れるばかりのニホンジカ生息しており、自然淘汰される個体数も多く、これが猛禽類の餌になっていたと推測できる。鳥獣保護区はニホンジカの増えすぎにより十数年前に廃止されて可猟区となり、あれだけいたニホンジカの目撃は数年から激減しており、既に猛禽類の餌場としての機能は失われたように感ずる。	シカの生息数の減少に伴い、猛禽類の餌場としての機能が失われている可能性についてご指摘頂きましてありがとうございます。猛禽類の餌資源等についてはより積極的な保全措置となるように努めてまいります。
69-3	先日の大船渡の大規模林野火災で山火事の恐ろしさを痛感した。山火事の出火原因は焚火、タバコの不始末が殆どであるが、事業の防火対策も重要と思う。 使用放棄された牧野の有効活用により、地球温暖化の防止活動の一翼を担い、その収益で地域の活性化を図ることができるこの事業を、一日も早く実現すべきと思う。	一日も早く実現すべきとのことのご意見、誠にありがとうございます。
70	自然環境への影響や景観の阻害、飲用水の汚染などが心配です。	動植物生態系については対象事業実施区域及びその周辺において、また、景観については主要な眺望点からの予測評価を行い、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価しております。水質については、本事業では、切土盛土を伴う改変を行いません。また、パネル設置範囲の下は草地とすることで、パネル設置範囲の降雨を周辺の草地に浸透させる計画です。また、対象事業実施区域では、沢の地形を利用した沈砂池を設置し、場内で発生した濁水は濃度緩和後に下流に放流することから、準備書に記載しました通り、吉浜川の濁りにはほとんど影響せず、さらに下流の海域に影響を与えることはありません。事業地周辺の利水に井戸水など地下水が使われていることがありますが、地下水の起源はその集水域への降雨であり、先述したようにパネル設置部分の下を草地とすることや、地下水脈を切るような改変を行わないことから、地下水への影響もないものと判断しております。

表 2-1 (70) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
71	下流域に甚大な被害が予想される。	吉浜川下流域での暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の暮らしや生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
72	自然破壊につながるのではと心配です。	自然環境への影響については、環境保全措置の実施により、影響が極力少なくなるような計画とし、今後の準備書手続きにおける各自治体、専門家等のご意見を踏まえ、さらに影響が回避、低減できるような事業計画を検討して参ります。
73	当所、何も知らない私達に本当におそろしい現状になる様子に、ごくあたり前に反対に署名してしまいました。その後、色々な方々からお話を聞く内に吉浜に大きなメリットがある事を知り大賛成側にまわりました。今後 40 年～50 年後には人口減により吉浜は大きな過そ化になります。今の内に後世の為に対策を考えて行かなければいけません。それを太陽光によって大きな収入をして下さると言う天からの御声の様なありがたいお話をなぜ「反対」しなければいけないのでしょうか？この度の大きな山火事にも逃れる事ができました。今、この山は守られているとしか思われません。是非実行させて頂きたいと思います。我家の田んぼにも太陽光があります。十年経ちましたが傾斜でも何も土地は変わりません。草刈の方が大変です。	本事業の意義・目的をご理解いただき、反対から大賛成に転じられたとのこと、誠にありがとうございます。皆様のご期待にお応えできますよう、引き続き真摯に誠実に取り組んでまいります。
74	太陽光パネルからの発火が県内でも、田老、軽米で発生している。大窪山で発生したら絶対消火出来ない。鹿児島では蓄電器の爆発による被害も報告されている。	火災への不安はごもっともです。発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備してまいります。
75	想定外、観測史上最高という言葉が珍らしくなくなった。昨日の風も女川で 35m とか、トラックがひっくり返ったり、樹木が吉浜でもたおれた。大窪山の風はもっと強い。 パネルを支える土台工事で表土が荒され土砂が大量に流されるのに 10 年とかからない。今まで何度も工法の変更を紙面上で説明して来たがどんな工法であれ工作物を作るのには反対だ。	ご懸念にお応えできる設計・施工に取り組んでまいります。
76	地球温暖化で異常気象が多くなってきている昨今、大雨が降った場合の土石流の危険性が太陽光発電を設置した場合、ますます増大します。中止してください。	本事業では、切土盛土を伴う改変を行いません。また、パネル設置範囲の下は草地とすることで、パネル設置範囲の降雨を周辺の草地に浸透させる計画です。また、土砂流出防止柵を設置することで、事業実施前に比べても土砂災害を低減できるような対策や環境保全措置を策定し、事業を実施いたします。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (71) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
77	県立自然公園での事業はやめてください。	県立自然公園という貴重な自然環境の中での開発についての強いご懸念を真摯に受け止め、条例に則り適切に事業に取り組んでまいります。
78	太陽光発電推進の大きな力になります。この準備書の作成にあたりご尽力下さった関係のみなさまに感謝申し上げます。	温かいお言葉を頂き、誠にありがとうございます。環境影響評価準備書の作成にあたっては、多くの皆さまからのご意見を受け止めながら、地域環境との調和に最大限配慮した計画を目指してまいりました。このように、再生可能エネルギーの導入にご理解とご支援を賜れることは、私たちにとって大きな励みとなります。今後も、脱炭素社会の実現に向けて、地域とともに歩み、皆さまの信頼にお応えできるよう、丁寧な事業運営に努めてまいります。
79-1	改めて、五葉山・大窪山(大船渡第一・第二)太陽光発電事業の[撤退]を求めます □□ □□(□歳) 五葉山自然倶楽部会員 岩手県自然保護団体協議会事務局長 私たちはこれまで、この事業が明らかになってから、環境影響評価を実施した上で対応してほしいという趣旨の要望を繰り返してきました。今回、岩手県からの指導もあり、方法書・準備書を明らかにして市民に対して情報を開いたことに関しては、評価をします。 しかしながら、前回の方法書でも今回の準備書においても、県立自然公園内の自然環境や景観に対する認識が極めて低く、私たちの考えとは天地ほどの差があります。 準備書では、「重要な湿地へのパネル設置を避けた上、規模を縮小した」としていますが、そもそも大窪山・元山周辺の湿地を太陽光発電所の用地として囲い込むことで、まったく自然環境への配慮を行ったとは言えません。	継続的なご意見の表明と、自然環境保全に対する真摯な姿勢に、深く敬意を表します。ご指摘のとおり、大窪山・元山周辺には湿地や草原環境など、貴重な自然が残されており、計画検討においても慎重な対応が求められることは重々認識しております。そのため、湿地の回避や伐採の最小化、モノレールによるアクセス計画等を取り入れ、自然改変の低減に努めてまいりました。ただし、ご懸念のように自然の価値認識に差異がある点については、より丁寧な説明のあり方を今後も模索してまいります。
79-2	「植生自然度の評価」の項目では、現地は牧野跡地の二次的な自然で、重要度は低いとしていますが、用地全体を見ると二次的な自然環境の中でも自然度が高い地域も含まれています。	ご認識のとおり、当該地域における湿地は重要な動植物が生息・生育している自然度の高い湿地もありますが、牧草由来のイネ科の植物も多く生育し、重要種も生育していないような湿地も確認されました。しかしながら、本準備書においては、当該地で確認された湿地は全て重要な群落として取り扱うこととしております。
79-3	また、要約書では「景観への影響は小さい」と結論付けていますが、これは大きな誤りです。説明会では、五葉山のポイントや夏虫山方面からの目視についての予測を図示していますが、これは一方からの視点に限られ、太陽光パネルの位置から五葉山方面や海岸方面がどのように見えるかも示さなければ、受ける印象は大きく違います。 現地の竣工を想定したイメージ写真は簡単に作成することができるはずで、意図的に示さなかったと印象をぬぐえません。	方法書では岩手県環境影響評価技術指針に従い調査・予測・評価の手法を定め、県知事意見を勘案し、調査・予測地点の追加等の修正のうえ、準備書を作成しました。太陽光パネルを設置する元山からの眺望について、言及しているような文献等は見つからなかったため主要な眺望点として選定しておらず、調査予測評価の対象といたしませんでした。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。
- ・個人情報については、□□で記載した。

表 2-1 (72) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
79-4	自然公園第 3 種地域内の開発行為は、一般的には風致景観の維持について特段の配慮を求めているませんが、現地の大窪山牧野については、自然公園設定の際に特に付帯意見を付して組み込まれた経緯があることは、方法書に対する意見にも記しました。 すでに牧野となっていたにもかかわらず県立自然公園に設定された昭和 41 年(1966 年)当時は、開発行為は農林業を中心としたものを想定しており、このような大規模な環境変化は想定されていません。「天然地形・動物・植物の三者の保護を期し、特色ある県立自然公園を設定する」「極力景観の保護育成につとめる」「鳥獣棲息環境上の良好な地域であるので風致の維持向上及び利用上の見地から自然環境の育成につとめる」と明記されており、この地に太陽光発電所を建設することは、県立自然公園に対してその意義を崩壊させる行為であると言わざるを得ず、断じて容認することはできません。	五葉山県立自然公園の成り立ちや、大窪山牧野が特別な経緯で区域に含まれたことについてのご指摘、深く拝読いたしました。自然公園が本来有する理念や地域の誇りにふさわしい環境の維持が重要であるというご意見は、重く受け止めております。本事業では、伐採や造成の抑制、湿地や沢の回避等を通じ、自然改変をできる限り低減するよう努めておりますが、それでもなお自然公園の意義との整合性に疑問を抱かれる方がいらっしゃることは十分理解しております。今後も、対話と調和を重ねながら、より良い在り方を模索してまいります。
79-5	方法書に対する意見の項目を拝見したところ、57 人の方の意見が掲載されておりました。意見を賛否で分類したところ、反対意見 28 人、疑問を指摘する意見 11 人、問題を解消して推進との意見 3 人、積極的な賛成意見 15 人 という結果でした。 その中で気になったのは、説明会などで反対意見を述べている人たちに対し、「スローライフの暇人・鼻つまみのエゴイスト・にわか仕込みの自然愛好家・年金貴族の富裕層」といった言葉で誹謗中傷し、ストレス解消のために反対運動をしているとの偏見を堂々と記したものがありません。それに対するコメントが、「当事業の趣旨を理解していただき感謝いたします」とされていました。いくら表現の自由とはいえ、このことに対しては、事業者としての態度としていかなるものでしょうか。説明会の席上では、基礎データの誤りも指摘されていました。準備書としてのレベルを一段と引き下げるものです。	方法書へのご意見に対するコメントについて、不快な思いを抱かせてしまったことがございましたら、心よりお詫び申し上げます。住民の皆さま一人ひとりの声に、真摯かつ丁寧に向き合う姿勢が欠かせない中で、そのようなご指摘を受けたことは、私たちとしても今後の姿勢を見直す大きな機会と捉えております。多様な価値観や背景を持つ方々の声を受け止め、丁寧な対話と透明性ある対応を大切にしながら、事業の進め方を常に見直していく所存です。
79-6	方法書に対する説明会の後、環境調査を行っていますが、その調査の仕方は、自然環境への配慮に欠くものでした。湿地への重機の侵入とボーリング調査は環境破壊行為であると言わざるを得ません。データが必要とはいえ、調査方法は慎重に検討すべきでした。その意味で、調査を受託している日本気象協会の資質も問題があります。事業者と一体で進めていると言われても仕方ありません。	現地調査において湿地への配慮が不足していたのご指摘、真摯に受け止めております。湿地や沢といった繊細な環境への対応については、本来、極めて慎重に行うべきであり、その過程において不安を招くような行為があったとすれば、深く反省すべき点と認識しております。受託者との連携においても、今後はより一層、環境配慮の徹底と調査手法の妥当性確認を重ね、現地への負荷を最小限にとどめるよう努めてまいります。いただいたご意見を、今後の対応改善に確実に反映してまいります。

表 2-1 (73) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
79-7	仮に、この事業が認可されれば、五葉山県立自然公園内で二か所目のメガソーラーとなります。すでに稼働している五葉山太陽光発電所は全体34ha.のうち約17ha.が発電所用地、今回の用地は98ha.とのことです。五葉山や大窪山を訪れる方は、一様に自然の改変を危惧しています。自然公園の趣旨・存在意義からして、たとえ法的手続きは問題なく進めているとしても、これは好ましいことではありません。 気候変動に対する国際的な取り決めと、国策として進めている「30by30」の目標として、森林や湿地の保全や回復を通じて気候変動などの社会課題解決に貢献するために、保護地域を拡張し管理の質を向上させることが求められています。気候変動に対する対策を、大窪山メガソーラーによって対応することには反対です。この地は、自然環境を維持し森林へ誘導・育成することで寄与すべきと考えます。 あらためて、勇気をもって事業から撤退することを求めます。	貴重な自然資源である五葉山県立自然公園における二度目の大規模開発という点について、ご懸念を抱かれるお気持ちは、もっともなものと受け止めております。気候変動への対応においては、再生可能エネルギーの導入だけでなく、森林や湿地の保全・再生も欠かせない重要な柱であると考えております。本事業では、湿地の回避や伐採の最小化、モノレール採用による造成量の削減などを通じて、自然環境との共存に最大限配慮しておりますが、今後もご指摘の視点を重く受け止め、事業の在り方について丁寧に再確認を行ってまいります。
80	豊かな三陸海岸を金もうけのためにこわさないで下さい。一度こわれた自然を取りもどすことはできません。地球は人間だけのものではありません。私たち人間の傲慢な欲で自然をこわしたら。私たちが地球に住みつづけるためにも、豊かな自然は絶対を守るべきです。	私どもも、三陸の豊かな自然と、それに根ざした暮らしの尊さを軽んじることなく、真摯に向き合う姿勢を大切にしたいと考えております。本事業は、地域の自然環境と調和しながら再生可能エネルギーを導入し、未来の世代に向けた持続可能な社会を築くことを目指しておりますが、ご指摘のように「自然を壊してまで進めるべきか」という問いには、謙虚に耳を傾けるべきであると痛感いたします。今後も、丁寧な対話を通じて、より納得いただける在り方を模索してまいります。
81	市内で発生した山火事は温暖化の影響と受け止めるべき ・大船渡市内では、乾燥注意報下、相次いで山火事が発生した。特にも2月25日昼過ぎに発生した山火事は、焼損面積2900haまで拡大した。林野庁によれば、全国における焼損面積は平成30年から令和4年までの平均657ha（山火事1000件余り）であることから、今回山火事は歴史的な規模である。 ・市内における2025年2月の降雨量は2.5mmであり、平年比38.5mm少なく、歴代1位の記録的少雨であったことが地元紙で紹介された。当地では半世紀前には20～30cm程度の積雪があったが、最近では数mm程度まで減少した。これも温暖化の影響である。 ・2010年代に入ってから、乾燥による大型の山火事が、毎年、ギリシャ、スペイン、オーストラリア、カナダ、アメリカ西海岸、ブラジル、ハワイなどで発生しては、世界に大きな衝撃を与えてきた。 ・今回の大船渡市や同時期に発生した長野県上田市（焼損面積100ha）での山火事を考えると、日本にも乾燥による大型山火事リスクが高まりつつあるものと受け止めるべきである。2023年以降三陸沖の海水温上昇幅が世界一高くなり、三陸沖の気温を上昇させているとの観測データ（東北大学）もあり尚更である。 ・市民誰もが温暖化を何とかしなければならないと考えているが、個人としてできることは微々たるものだ。そのような中、民間企業が果敢に挑戦するから再生可能エネルギーが増えていく。一部の反対意見はあるものの、行政としては、そのような企業の取組を支援すべきだ！	気候変動の現実とその深刻さに対するご認識を共有させていただきました。近年、全国各地で山火事や異常気象が相次ぐ中、地域レベルでの温暖化対策の重要性がますます高まっております。そうした中で、民間企業が地域に根ざしながら再生可能エネルギーに挑戦する意義をご理解いただけたことに、深く感謝申し上げます。今後も、地域の皆さまのお声に誠実に耳を傾けながら、環境保全と地域貢献の両立に取り組んでまいります。いただいたご意見を力に、より良い社会の実現に努めてまいります。

表 2-1(74) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
82-1	意見 環境保全の見地より、以下の意見申し上げます。 対象事業地域は五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、事業地全体は地滑り地形として公的資料に掲載されています。また東側の斜面は広大な保安林に隣接し、厳重に保全されています。これらは五葉山から連続した地形の一部であり、自然環境の優れた場所であると評価され、前記特別地域の指定が成されているものです。また、吉浜川を通じて沿岸の生態系との連続性もあります。しかし、本事業は7万6千枚もの太陽光パネルを設置することから、保全上の問題は回避できないものと懸念されます。しかしながら、本準備書においては環境影響を回避出来るとする予測および評価において、科学的根拠に基づいたものとなっていない事項があります。更に、森林を伐採して太陽光パネルを設置する場所もあり、炭酸ガスの削減を大義名分とする本事業においては、自己矛盾をはらんでいます。以下、個別事項について述べます。	岩手県環境影響評価技術指針に従い、他事例等を参考として科学的知見により定量的又は定性的に予測・評価を実施しました。 今後、準備書審査時のご意見を踏まえ評価書を作成していく予定です。
82-2	1、対象事業地域の自然環境に対する評価と保全措置について 現地は森林、草地、沢、湿地という環境が入り組んだ複雑な環境様相を呈しており、本アセス図書の調査にも様々な生物種が確認されている。しかしながら重要種として掲載すべき、トウホクサンショウウオ、トワダカワゲラ、ムカシトンボが欠落している。これらは再調査の必要がある。また、本アセス図書の調査で確認された希少種の多くは、対象事業地域の特殊性、多様性、自然度の高さを示すものとして評価されるものであるが、それらが過小評価されている。 説明会資料において、03 環境影響評価 生態系の項目では、環境保全措置として“・パネル下には草地が存在する”との記載が5カ所あるが、パネルの下に草が生育するかどうかは、表流水の増大により表土が流される可能性があること、雨水が地表面に落ちないため乾燥化すること、直射日光が遮られることから不確実な事象であり、環境保全措置とは言えない。それどころか、表土の流出があれば負の連鎖で土地は荒廃する可能性が高い。	準備書では現地調査で確認した種について予測評価を実施しております。ムカシトンボについては調査で確認しており、トワダカワゲラについては現地調査における確認はありませんでしたが、いずれも重要な種の選定基準には該当しません。トウホクサンショウウオについては文献調査による生息分布は存在するものの、現地調査での確認はありませんでした。調査についてはアセス手続きに基づき方法書の手続きを経て適切に設定しております。調査時期については、松井正文（2021）「新日本両生爬虫類図鑑」によれば産卵期は1-6月とされており、春季調査において確認も可能であったと考えておりますが、卵のうは確認されませんでした。しかしながら、本種については重要種に該当することから、ご意見を踏まえて早春季における追加調査を実施したところ、成体及び卵のうが確認されました。この結果については評価書で記載いたします。

表 2-1 (75) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
82-3	2, 土地の安定性について 対象事業地域のうち、草地においては地表面を植物が覆い、その下にクロボク層が分布し、その下に砂礫の層がある。この構造が雨水を保持していることから、太陽光パネルの設置によって降雨時の表流水が増加し、地表面の洗掘、浸食が発生する。これに対応するための土砂流出防止柵、沈砂池は地表面の洗掘、浸食を防ぐ対策とはならない。シガラ柵は“イメージ”としては記載されているが、実際の施工計画がなく、全く評価できない。環境影響評価としては、やるからいい、というものではなく数量的に評価できない。なければならない。 土地全体としては、大規模な地滑り地形として公的図面にも掲載されているが、これについての調査が不十分である。周辺の急傾斜地には地滑りの痕跡とみられる地表面の変化が認められることから、事業実施地域の周辺まで見なければならない。過去に、市道大窪線においては路面の崩壊が発生しているが、これは沢の溢水を原因としているが、同時に路盤の内部まで浸食した形跡があり、太陽光パネルの設置による表流水の増大は土地の安全性に脅威となり得るものである。	本事業では、切土や盛土を伴う大規模な土地改変を行わない計画です。したがって、裸地の出現はほとんどありません。パネル設置範囲では、その下を草地として存置させることで、パネル設置範囲への降雨を周辺草地に土壌浸透させる計画です。このことから、事業実施による表面流の発生量や発生頻度は事業実施前に比べてほとんど変化しません。したがって、表面流発生に対する対策については、周辺住民のご安心につながる対策と位置付けております。大規模崩壊の恐れについては、方法書審査において岩手県審査会から指摘があったため、表面波探査を実施し、その恐れが低いことを確認しております。
82-4	3, 強風による太陽光パネルへの影響について 事業実施場所は冬の季節風が強く、パネルの設置には不向きである。大船渡の過去の瞬間最大風速は44.2mであるが、現地は標高が高いこと、東側に障害物がないこと、五葉山からの吹き抜けの風が通ることから、実際の風況を確認した上でパネル架台の設計をする必要があるが、事業者はそれを怠っている。施工事業者として予定されている自然エンジニアリング株式会社において施工された福島県福島市の太陽光発電所においては、雪で太陽光パネルと架台が損傷し、設計の瑕疵が指摘されているが、同様の問題が起りうるものと考えられる。 風況観測用ポールが4回も倒壊したということがあった、という説明もなかったが、現地の気象に対する認識の甘さが見られる。	風況に関するご指摘、誠にありがとうございます。現地は標高が高く、五葉山からの吹き抜けによる強風の影響を受けやすい環境であることは、私たちも重く受け止めております。風速の実測データをもとに、安全性を確保できる架台設計を採用する方針ではありますが、これまでの施工実績や事例から学び、さらに精緻な検証を進めてまいります。ポールの倒壊事例の情報提供が不十分だった点についても、今後の説明のあり方として反省すべき点と考えております。安心していただけるよう、設計・施工の透明性と妥当性を丁寧にご説明してまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (76) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
83-1	意見 吉浜川の源流が大窪山であり、そこに76608枚もの太陽光パネルを敷き詰めようとしています。 吉浜川が流れ込む吉浜湾は“きっぴんあわび”の産地であり、ワカメ、ホタテの養殖が行われています。 大窪山、吉浜川、吉浜湾は一連の生態系であり、吉浜地区の命と生活に関わる事業です。環境影響評価準備書については、次の問題があります。	吉浜川から吉浜湾に至る一連の生態系が、地域の命と暮らしを支える基盤であるというご意見、深く受け止めております。準備書においては、水質や土砂流出に関する調査と予測を行い、沈砂池の設置や濁水対策などを通じて影響の低減を図る計画を示しておりますが、それでもなお不安が残ること、真摯に受け止めております。今後も、河川流域のつながりを重視しながら、生態系全体への影響が生じないよう、丁寧な配慮と対策を重ねてまいります。地域の皆さまの声を大切に、継続的なモニタリングと改善にも努めてまいります。
83-2	1, 太陽光パネルの設置場所は標高 600mを超える山地であり、地質、地形、気象条件が厳しく、予測、評価においてそれが考慮されていないこと。災害対策が不完全かつ不確実なものであり、土地の浸食、土石流、下流での洪水の可能性が考慮されていないこと。	環境影響評価制度の趣旨は、事業実施による周辺環境への影響を回避または低減するために、どのような環境保全措置を講じることが重要かを検討するものです。よって、防災面への措置等は冒頭の2章の事業計画で記載したものととなります。対象事業実施区域周辺住民の皆様のご心配もあることですので、事業実施する前に比べて土砂災害が抑制できるような事業計画を検討しており、地方自治体の防災関連部署とも協議を継続しております。
83-3	2, 草原の地表に穴をあけ、コンクリート基礎の架台を設置し、太陽光パネルを設置すると、表土の流出を招き、土地の荒廃によってそこに住む生物相に影響が生ずるが、準備書その予測・評価は不確実であること。	本事業においては、大規模な切土盛土を伴う改変は行わず、パネル設置範囲は草地として残存させる計画といたしました。パネル架台設置のために穴を開けることはありますが、その面積はごくわずかで、地下水の流れを遮断することはなく、表面流発生頻度や発生量も増加しません。よって、表土の流出はしないものと考えており、予測結果は妥当性があると判断いたします。
83-4	3, 湿地は明確に避けるという、説明会での約束が守られていないこと。	準備書で記載した湿地群落についてはパネル設置範囲を回避いたしました。
83-5	4, 生物多様性の損失が大きく、地域全体の生態系に対する配慮ないこと。	生態系の項目において、上位性、典型性、特殊性の観点から種を選定し、生態系についての影響予測を実施いたしました。
83-6	5, 五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、景観上の問題が回避できないこと。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。
83-7	6, 住民の合意形成が成されていないこと。	本事業の推進にあたっては、環境影響評価の各段階において、説明会の開催や意見書の募集を通じて、地域の皆さまのご意見を伺ってまいりました。しかしながら、「十分に声が反映されていない」とのご指摘をいただいたことは、私どもの姿勢を見直す機会と受け止めております。今後も、形式的な説明にとどまらず、住民の皆さま一人ひとりの声に丁寧に向き合い、地域とともに歩む姿勢を忘れずに進めてまいります。
83-8	7, 説明会での対応が不誠実であること。	説明会における私どもの対応にご不快な思いを抱かせてしまったこと、心よりお詫び申し上げます。地域の皆さまとの対話は、単なる情報提供にとどまらず、信頼関係を築くための大切な場であると私たちは考えております。その認識に至らない言動や説明の不十分さがあったとすれば、真摯に反省し、改善に努めてまいります。
83-9	8, 火災への対応、対策が不明であること	火災リスクへのご心配、誠にもっともなことで受け止めております。特に近年は気候変動の影響もあり、山林火災の危険性が高まっていることから、私どもも火災予防対策の重要性を強く認識しております。本事業では、火災感知器の設置、定期的な除草・清掃による可燃物の管理・点検、関係機関との連携による迅速な対応体制の構築など、リスク低減に向けた措置を講じてまいります。また、地域の皆さまと連携しながら、安心していただける体制づくりを進めてまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1(77) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
84-1	意見 吉浜川の源流が大窪山であり、そこに 76608 枚もの太陽光パネルを敷き詰めようとしています。吉浜川が流れ込む吉浜湾は“きっぴんあわび”の産地であり、ワカメ、ホタテの養殖が行われています。大窪山、吉浜川、吉浜湾は一連の生態系であり、吉浜地区の命と生活に関わる事業です。環境影響評価準備書については、次の問題があります。	吉浜川から吉浜湾に至る一連の生態系が、地域の命と暮らしを支える基盤であるというご意見、深く受け止めております。準備書においては、水質や土砂流出に関する調査と予測を行い、沈砂池の設置や濁水対策などを通じて影響の低減を図る計画を示しておりますが、それでもなお不安が残ること、真摯に受け止めております。今後も、河川流域のつながりを重視しながら、生態系全体への影響が生じないよう、丁寧な配慮と対策を重ねてまいります。地域の皆さまの声を大切に、継続的なモニタリングと改善にも努めてまいります。
84-2	1, 太陽光パネルの設置場所は標高 600m を超える山地であり、地質、地形、気象条件が厳しく、予測、評価においてそれが考慮されていないこと。災害対策が不完全かつ不確実なものであり、土地の浸食、土石流、下流での洪水の可能性が考慮されていないこと。	環境影響評価制度の趣旨は、事業実施による周辺環境への影響を回避または低減するために、どのような環境保全措置を講じることが重要かを検討するものです。よって、防災面への措置等は冒頭の 2 章の事業計画で記載したものととなります。対象事業実施区域周辺住民の皆様のご心配もあることですので、事業実施する前に比べて土砂災害が抑制できるよう事業計画を検討しており、地方自治体の防災関連部署とも協議を継続しております。
84-3	2, イヌワシ、ハチクマ、トキソウ、ミズトンボ、ハッチョウトンボ、ダイコクコガネ、キイログガンボカゲロウ、トワダカワゲラ、トウホクサンショウウオなど、事業地内で希少な動植物が多く確認されており、生息環境の保全が不確実であること。当該地は周辺を急傾斜地で囲まれているが、事業地から大窪山森林公園に続く樹林地は自然度が高く、五葉山と連続性のある野生生物の生息地として評価されるものであること。	現地調査において確認した重要な種については影響の予測を実施し、不確実性がある保全措置については事後調査を実施いたします。
84-4	3, 湿地は明確に避けるという、説明会での約束が守られていないこと。	準備書で記載した湿地群落についてはパネル設置範囲を回避いたしました。
84-5	4, 生物多様性の損失が大きく、地域全体の生態系に対する配慮ないこと。	生態系の項目において、上位性、典型性、特殊性の観点から種を選定し、生態系についての影響予測を実施いたしました。
84-6	5, 五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、景観上の問題が回避できないこと。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。
84-7	6, 住民の合意形成が成されていないこと。	本事業の推進にあたっては、環境影響評価の各段階において、説明会の開催や意見書の募集を通じて、地域の皆さまのご意見を伺ってまいりました。しかしながら、「十分に声が反映されていない」とのご指摘をいただいたことは、私どもの姿勢を見直す機会と受け止めております。今後も、形式的な説明にとどまらず、住民の皆さま一人ひとりの声に丁寧に向き合い、地域とともに歩む姿勢を忘れずに進めてまいります。
84-8	7, 説明会での対応が不誠実であること。	説明会における私どもの対応にご不快な思いを抱かせてしまったこと、心よりお詫び申し上げます。地域の皆さまとの対話は、単なる情報提供にとどまらず、信頼関係を築くための大切な場であると私たちは考えております。その認識に至らない言動や説明の不十分さがあつたとすれば、真摯に反省し、改善に努めてまいります。

表 2-1 (78) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
85-1	意見 吉浜川の源流が大窪山であり、そこに76608枚もの太陽光パネルを敷き詰めようとしています。 吉浜川が流れ込む吉浜湾は“きっぴんあわび”の産地であり、ワカメ、ホタテの養殖が行われています。 大窪山、吉浜川、吉浜湾は一連の生態系であり、吉浜地区の命と生活に関わる事業です。環境影響評価準備書については、次の問題があります。	吉浜川から吉浜湾に至る一連の生態系が、地域の命と暮らしを支える基盤であるというご意見、深く受け止めております。準備書においては、水質や土砂流出に関する調査と予測を行い、沈砂池の設置や濁水対策などを通じて影響の低減を図る計画を示しておりますが、それでもなお不安が残ること、真摯に受け止めております。今後も、河川流域のつながりを重視しながら、生態系全体への影響が生じないように、丁寧な配慮と対策を重ねてまいります。地域の皆さまの声を大切に、継続的なモニタリングと改善にも努めてまいります。
85-2	1, 太陽光パネルの設置場所は標高 600m を超える山地であり、地質、地形、気象条件が厳しく、予測、評価においてそれが考慮されていないこと。災害対策が不完全かつ不確実なものであり、土地の浸食、土石流、下流での洪水の可能性が考慮されていないこと。	環境影響評価制度の趣旨は、事業実施による周辺環境への影響を回避または低減するために、どのような環境保全措置を講じることが重要かを検討するものです。よって、防災面への措置等は冒頭の 2 章の事業計画で記載したものととなります。対象事業実施区域周辺住民の皆様のご心配もあることですので、事業実施する前に比べて土砂災害が抑制できるような事業計画を検討しており、地方自治体の防災関連部署とも協議を継続しております。
85-3	2, 草原の地表に穴をあけ、コンクリート基礎の架台を設置し、太陽光パネルを設置すると、表土の流出を招き、土地の荒廃によってそこに住む生物相に影響が生ずるが、準備書においてその予測・評価は不確実であること。	本事業においては、大規模な切土盛土を伴う改変は行わず、パネル設置範囲は草地として残存させる計画といたしました。パネル架台設置のために穴を開けることはありますが、その面積はごくわずかで、地下水の流れを遮断することではなく、表面流発生頻度や発生量も増加しません。よって、表土の流出はしないものと考えており、予測結果は妥当性があると判断いたします。"
85-4	3, 生物多様性の損失が大きく、地域全体の生態系に対する配慮がない。	生態系の項目において、上位性、典型性、特殊性の観点から種を選定し、生態系についての影響予測を実施いたしました。
85-5	4, 五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、景観上の問題が回避できない。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。
85-6	5, 住民の合意形成ができていない。	本事業の推進にあたっては、環境影響評価の各段階において、説明会の開催や意見書の募集を通じて、地域の皆さまのご意見を伺ってまいりました。しかしながら、「十分に声が反映されていない」とのご指摘をいただいたことは、私どもの姿勢を見直す機会と受け止めております。今後も、形式的な説明にとどまらず、住民の皆さま一人ひとりの声に丁寧に向き合い、地域とともに歩む姿勢を忘れずに進めてまいります。
85-7	6, 説明会での対応が不誠実。	説明会における私どもの対応にご不快な思いを抱かせてしまったこと、心よりお詫び申し上げます。地域の皆さまとの対話は、単なる情報提供にとどまらず、信頼関係を築くための大切な場であると私たちは考えております。その認識に至らない言動や説明の不十分さがあったとすれば、真摯に反省し、改善に努めてまいります。
85-8	7, 火災への対応、対策が不明。	火災リスクへのご心配、誠にもっともなことで受け止めております。特に近年は気候変動の影響もあり、山林火災の危険性が高まっていることから、私どもも火災予防対策の重要性を強く認識しております。本事業では、火災感知器の設置、定期的な除草・清掃による可燃物の管理・点検、関係機関との連携による迅速な対応体制の構築など、リスク低減に向けた措置を講じてまいります。また、地域の皆さまと連携しながら、安心していただける体制づくりを進めてまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (79) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
86-1	私は、太陽光発電そのものに反対するものではありませんが、裏面に記した理由から、本事業計画の撤回を求めます。 理由 1 そもそも、重要な水源地でありかつ県立自然公園第三種特別地域でもある貴重で美しく豊かな環境の広大な土地で、住民の強い反対を押し切ってまでこのような建設事業を行うべきではない。	水源地としての重要性和、地域の暮らしや生態系への影響を十分に考慮し、濁水防止・土壌流出対策・湿地の保全措置など、複合的な環境保全策を講じております。また、事後のモニタリング体制も整備し、予期せぬ影響にも対応できるよう、継続的な環境管理に努めてまいります。
86-2	2 本準備書の内容にも様々な問題があると考えます。以下いくつかの例を挙げる。 (1)水質につき、浮遊物質のみの検討では不足である。万一の事故で有害物質流失の恐れがあり、しかもパネル等も大量であるから含まれる鉛・カドミウム・ヒ素・セレン等も大量であるはず。現実には、自然エンジニアリング(株)が建設を請け負う福島市松川町のメガソーラーでは、雪でパネル架台が破損し、もしパネルも破損すれば有害物質流失の恐れありとの報道あり。	パネルから有害物質が溶出するような恐れはありません。万が一、パネルが破壊されたとしても、破損面からの溶出はないことから、本事業による周辺環境への流出はありません。
86-3	(2)生態系について、イヌワシ・ダイコクコガネの予測に不確実性があり事後調査を行うとのことであるが、その事後調査により重大な影響が判明した場合すでに手遅れとなる恐れがある。	ダイコクコガネは、餌資源を牛馬等の糞に依存する種であり、放牧されなくなった牧草跡地の環境において、わずかにその個体群が維持されているものと考えられます。ダイコクコガネの保全措置について事後調査を実施し専門家の意見を踏まえて対策を講じる予定としております。
86-4	(3) 景観の調査地点が事業実施地点から遠すぎ、影響を不当に小さく評価している。	方法書では岩手県環境影響評価技術指針に従い調査・予測・評価の手法を定め、県知事意見を勘案し準備書を作成しました。景観は、主要な眺望点として機能している、眺望の良好な地点からの調査を実施しております。今後の準備書審査等を踏まえ、評価書を作成致します。
86-5	3 大規模林野火災の頻発にかんがみれば、万一本事業の発電所から出火した場合や、他からの出火で本事業施設が破損し有害物質が流出した場合などに、環境への重大な悪影響の恐れを考えるべきである。	火災への不安はごもっともです。発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備してまいります。パネルから有害物質が溶出するような恐れはありません。万が一、パネルが破壊されたとしても、破損面からの溶出はないことから、本事業による周辺環境への流出はありません。
86-6	4 2(1)に前述した福島市の工事での未払いトラブル発生等々から、本事業の実施主体の信用性及び本準備書全体の信用性に強い疑問を持たざるを得ない。	本事業では、協力会社との契約管理も含め、適切な対応を行ってまいります。透明性と信頼性の高い事業運営を目指しております。今後も住民の皆様様に安心いただけるよう、丁寧な情報発信と誠実な対応を続けてまいります。
87	意見)当事業は、大船渡市吉浜の大窪山、元山において山林等の自然景観地に大量の太陽光パネルを設置し、変電所などの関連施設により土地および景観を改変する事業である。 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）及び周辺には、岩手県、大船渡市の景観的シンボル且つ学術上重要な地形である五葉山が存在すること、また、五葉山県立自然公園第三種特別地域に指定されていること、大窪山、元山の非火山性高原および特殊な湿原の景観資源を損なうこと、イヌワシをはじめとする希少な野生動植物に対する配慮が不十分であり生態系に悪影響を及ぼすものであること、太陽光パネルが風水害および火災に弱く山地での災害の原因になりうることから、事業計画を全面的に見直して太陽光パネルの設置場所として平地の他の場所を選定すること。	景観及び動植物生態系への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しておりますが、住民の皆様、審査委員からのご指摘を踏まえ、必要に応じて検討を重ねてまいります。

表 2-1 (80) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
88-1	大船渡市吉浜における太陽光発電所建設計画に対して、以下の理由から反対いたします。 環境への影響：太陽光発電所の建設は、吉浜、大窪山の自然環境に重大な影響を及ぼす可能性があります。特に、湿地帯や希少な動植物の生息地が破壊される恐れがあります。これにより、生態系のバランスが崩れ、地域の生物多様性が損なわれることが懸念されます。	環境影響評価項目の中でも、特に動植物生態系への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しておりますが、住民の皆様、審査委員からのご指摘を踏まえ、必要に応じて検討を重ねてまいります。
88-2	景観の破壊：太陽光パネルの設置は、五葉山県立自然公園の景観を損なうものです。観光資源としての価値が低下し、地域経済にも悪影響を及ぼすことが考えられます。ジオパークへの指定などの可能性を失います。学校教育にも活用出来る場所です。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。
88-3	住民の生活への影響：建設工事による濁水の流出が懸念されます。下流に水道水源があり、鮭川があり、アワビ、ホタテ、ワカメなどの漁場がある吉浜湾への影響が懸念されます。	本事業では地形を利用してパネルを設置するため、大規模な切り土盛土を伴う造成を行いませんので、裸地はほとんど作りません。また、パネル設置範囲は草地として残すことでパネル設置場所への降雨を土壌浸透させて、表面流の発生を事業実施前と比べて頻度、発生量ともに変化がほとんど起きないように計画しております。このため、濁水の発生は抑制され、本事業実施による吉浜川やその下流の海域への影響はほとんどないものと判断しております。
88-4	経済的リスク：自然災害で事業の採算性が低下するリスクがあります。土砂災害、風水害の可能性あります。合同会社は責任の所在が曖昧です。 以上の理由から、大船渡市吉浜における太陽光発電所建設計画に反対いたします。地域の自然環境と住民の生活を守るため、計画の白紙撤回を強く求めます。	自然災害に伴う経済的リスクへのご指摘、ありがとうございます。当事業では、台風・豪雨・強風などの自然条件に対応可能な構造設計を行い、造成時も地滑りや浸食のリスク低減に配慮した工法を採用しております。加えて、保険制度や緊急時の対応体制を整えることで、万が一の場合に備える準備を進めております。今後も、長期的な事業の持続可能性と地域との共生に努めてまいります。
89	意見 ・吉浜川の水源である大窪山に太陽光発電所が建設されることは、住民の生活を脅かし、野生生物の住処を奪うものです。 ・大船渡市の財産である五葉山県立自然公園の景観と自然資源を未来に残したいと考えます。 ・7万枚もの太陽光パネルが山に設置されると、土地が荒廃し、災害の原因となります。 ・大窪山に太陽光発電所を作ることに反対です。	吉浜川の水源保全に対するご意見、真摯に受け止め、水資源と地域の暮らしに悪影響が出ないよう細心の注意を払って取り組んでまいります。

表 2-1(81) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
90-1	意見 本事業は大船渡市吉浜地区の大窪山、荒金山にパネル約 76000 枚を設置し、太陽光発電所を建設する事業であるが、その設置場所が五葉山県立自然公園第三種特別地域内で景観上の問題が大きく、かつ標高 600～700m の山地で気象が厳しく、地元住民の水道水源の上流に位置し、更に吉浜川に生息する漁業権魚種であるアユ、ヤマメ、イワナ、吉浜湾のホタテ、ワカメなどの養殖業、ウニ、アワビなどの天然漁業資源にも影響が懸念されることから、事業の見直しを行って影響を回避する必要があるが、当該準備書においては科学的な方法による予測、評価、事業の検討がなされているとは言えない。事業者においては住民の理解を得るために環境影響評価を行って科学的な検証を受けるという説明をしていたが、そのような内容になっていないばかりか、環境アセスという手続きを経るというだけで、科学的な検証を受けたことにするという意図が見える。 準備書の主たる目的はより環境に配慮した事業にするためと理解するが、系統連係の送電線を先行整備することで場所の変更が困難となり、当該地は急傾斜、草地、沢、湿地、森林が入り組み、さらに周辺を急峻な谷に囲まれていることから、相当数のパネル設置場所を確保することは困難であり、防災上の問題も生じ得るものである。工事中の環境攪乱、設置後の長期にわたる土地の荒廃などの影響を回避できないため、準備書においてはあたかも影響が小さいものと評価するよう意図をもって作成されたと考えざるを得ない。	方法書では岩手県環境影響評価技術指針に従い、適切に調査・予測・評価の手法を定め、県知事意見を勘案し準備書を作成しました。景観、水質、動植物への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しております。環境影響を回避低減するため、周辺の地形を利用しながら可能な限り改変面積、伐採面積を小さくする、工事の際に生じた裸地は、速やかに緑化を図る等の環境保全措置のほか、太陽光パネル等の設置位置は湿地群落を回避する、下草が生えやすいようアレイ間のスペースを空け光が届くようにする、イヌワシの採餌の高利用域を回避する等の事業計画の見直しをしておりますが、準備書以降も引き続き、準備書審査等の指摘を踏まえ、必要に応じて検討を進めてまいります。
90-2	当該地で確認されている動植物種も、イヌワシ、ダイコクコガネ、トキソウ、ミズトンボ、ハッチョウトンボ、キイロガガンボカゲロウ、トワダカワゲラ、トウホクサンショウウオなど自然度の高さを示す特徴的な種が確認されており、生物多様性の損失という面においても問題が大きい。例えば重要な動植物種の生息場所の周囲をパネルで囲んでしまったら、パネル設置場所から表流水の増加、土砂の流入、水温上昇、水源の枯渇などから生息環境が変わりそこに住む生物は生きていけないと考えるのが普通であるが、事業者による科学的予測、評価の手法を使えば実行可能な範囲で影響を回避、低減できているという結論になる。	本事業では、大規模な切土盛土を伴う改変は予定していません。パネル設置範囲は草地として残します。表面流発生頻度や発生量も増加しません。よって、表土の流出はせず、湿地周辺の水の流れも変わるものではありません。なお、さらなる影響低減のため今後重要な湿地とパネル設置場所の離隔を取れるよう事業計画の検討を継続します。
90-3	このような準備書を認めていたら、岩手県の環境影響評価の手続きは形骸化するため、知事、審査会において厳正な審査に基づく意見が出されることを求める。なお、事業者の説明するように防災上の問題は環境影響評価の範疇から外れるとのことであれば、これを審査する岩手県知事、審議会においてどのように考えるのかを示すこと。	今後、岩手県環境影響評価技術審査会等において、厳正な審査が行われる予定です。
90-4	本事業の目的として、『環境負荷が少なく安定的な分散型電源の設置により防災力の向上に寄与する』とあるが、現地においては植生の悪化や表流水の増加などにより防災力を低下させるものであり、災害時には発電所自体が孤立するおそれがある。市道大窪線は、岩手内陸地震、東日本大震災、令和元年の台風による降雨などで落石、道路の損壊、沢からの溢水が発生し、度々通行できなくなった経緯もあり、そのたびに復旧には多くの時間を要している。災害時に管理できない状況に陥ることは、発電事業を行う場所としては適地ではない。	防災との関連についてのご意見、ありがとうございます。本事業は自然環境への影響を抑え自然環境と調和する工法を採用する計画としておりますが、関係機関とも連携し、防災への実効性ある体制づくりに努めてまいります。

表 2-1 (82) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
90-5	また、『事業収益の一部を地域に還元し、地域のインフラの充実を担うことを検討しており』としているが、すでに還元金の使途を協議していることを示唆する内容であり、大船渡市が事業の可否を判断していない段階においては不適切な行為であると思われ、準備書への掲載内容としては不適切である。	地域還元の内容や具体性に関するご意見をいただき、ありがとうございます。本事業では、売電収入の約 0.5%を目安に、地域の公益的活動やインフラ維持等への貢献を行う計画です。使途や運用方法については、今後、地域の皆さまとの協議のもとで透明性ある仕組みを整え、納得いただける形での還元を目指してまいります。いただいたご指摘を踏まえ、説明の丁寧さと情報公開の強化にも努めてまいります。
91-1	意見 吉浜川の源流が大窪山であり、そこに 76608 枚もの太陽光パネルを敷き詰めようとしています。吉浜川が流れ込む吉浜湾は“きっぴんあわび”の産地であり、ワカメ、ホタテの養殖が行われています。大窪山、吉浜川、吉浜湾は一連の生態系であり、吉浜地区の命と生活に関わる事業です。環境影響評価準備書については、次の問題があります。	吉浜川から吉浜湾に至る一連の生態系が、地域の命と暮らしを支える基盤であるというご意見、深く受け止めております。準備書においては、水質や土砂流出に関する調査と予測を行い、沈砂池の設置や濁水対策などを通じて影響の低減を図る計画を示しておりますが、それでもなお不安が残ること、真摯に受け止めております。今後も、河川流域のつながりを重視しながら、生態系全体への影響が生じないよう、丁寧な配慮と対策を重ねてまいります。地域の皆さまの声を大切に、継続的なモニタリングと改善にも努めてまいります。
91-2	1, 計画している場所が山地であり、地質、地形、気象条件が厳しい場所であるにもかかわらず、災害対策が不完全なものであること。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、計画地が山地であること、地形、地質、気象条件が厳しいものであることを十分認識しております。このような地域特性に対して、事業者としても十分な安全対策を講ずる必要があると考えております。強風や豪雪による倒壊の危険対策として、太陽光発電システムの設計・施工ガイドラインや JIS C 8955 (2017)に則り、適切な構造計算を実施し安全管理審査をクリアした設計の構造といたします。また、施工方法につきましては地質調査及び杭試験結果等からなるべく環境負荷が大きくない施工工法を検討していきたいと考えています。さらに、施工中・完了後においても、維持管理のため、年に数回の防災施設点検を実施し、不具合が確認された場合には速やかに補修等を行います。
91-3	2, 水質、地質、動植物の予測、評価が科学的根拠に乏しい内容であること。	岩手県環境影響評価技術指針に従い、他事例等を参考として科学的知見により定量的又は定性的に予測・評価を実施しました。今後、準備書審査時のご意見を踏まえ評価書を作成していく予定です。
91-4	3, イヌワシ、トキソウ、ミズトンボ、ハッチョウトンボ、ダイコクコガネ、キイロガガンボカゲロウ、トウホクサンショウウオなど、事業地内で希少な動植物が多数確認されており、生息環境の保全策が不確実であること。	現地調査において確認した重要な種については影響の予測を実施し、不確実性がある保全措置については事後調査を実施いたします。
91-5	4, 湿地は明確に避けるという、説明会での約束が守られていないこと。また重要な湿地の周りのほとんどを太陽光パネルで囲んでしまう計画であること。	方法書では、パネル配置は全ての湿地を回避できておりませんでした。準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画に変更いたしました。さらに重要種が多く確認されている湿地については太陽光パネルとの間に 5～10m 程度の離隔を確保する検討を行い、評価書に反映させたいと考えております。また、工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。
91-6	5, 五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、景観上の問題が回避できないこと。 以上のことから、本事業は中止すべきと考えます。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。

表 2-1 (83) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
92-1	意見 吉浜川の源流が大窪山であり、そこに 76608 枚もの太陽光パネルを敷き詰めようとしています。吉浜川が流れ込む吉浜湾は“きっぴんあわび”の産地であり、ワカメ、ホタテの養殖が行われています。大窪山、吉浜川、吉浜湾は一連の生態系であり、吉浜地区の命と生活に関わる事業です。 環境影響評価準備書については、次の問題があります。	吉浜川から吉浜湾に至る一連の生態系が、地域の命と暮らしを支える基盤であるというご意見、深く受け止めております。準備書においては、水質や土砂流出に関する調査と予測を行い、沈砂池の設置や濁水対策などを通じて影響の低減を図る計画を示しておりますが、それでもなお不安が残ること、真摯に受け止めております。今後も、河川流域のつながりを重視しながら、生態系全体への影響が生じないよう、丁寧な配慮と対策を重ねてまいります。地域の皆さまの声を大切に、継続的なモニタリングと改善にも努めてまいります。
92-2	1, 計画している場所が山地であり、地質、地形、気象条件が厳しい場所であるにもかかわらず、災害対策が不完全なものであること。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、計画地が山地であること、地形、地質、気象条件が厳しいものであることを十分認識しております。このような地域特性に対して、事業者としても十分な安全対策を講ずる必要があると考えております。強風や豪雪による倒壊の危険対策として、太陽光発電システムの設計・施工ガイドラインや JIS C 8955 (2017) に則り、適切な構造計算を実施し安全管理審査をクリアした設計の構造といたします。また、施工方法につきましては地質調査及び杭試験結果等からなるべく環境負荷が大きくない施工工法を検討していきたいと考えています。さらに、施工中・完了後においても、維持管理のため、年に数回の防災施設点検を実施し、不具合が確認された場合には速やかに補修等を行います。
92-3	2, 水質、地質、動植物の予測、評価が科学的根拠に乏しい内容であること。	岩手県環境影響評価技術指針に従い、他事例等を参考として科学的知見により定量的又は定性的に予測・評価を実施しました。今後、準備書審査時のご意見を踏まえ評価書を作成していく予定です。
92-4	3, イヌワシ、トキソウ、ミズトンボ、ハッチョウトンボ、ダイコクコガネ、キイロガガンボカゲロウ、トウホクサンショウウオなど、事業地内で希少な動植物が多数確認されており、生息環境の保全策が不確実であること。	現地調査において確認した重要な種については影響の予測を実施し、不確実性がある保全措置については事後調査を実施いたします。
92-5	4, 湿地は明確に避けるという、説明会での約束が守られていないこと。また重要な湿地の周りのほとんどを太陽光パネルで囲んでしまう計画であること。	方法書では、パネル配置は全ての湿地を回避できておりませんでした。準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画に変更いたしました。さらに重要種が多く確認されている湿地については太陽光パネルとの間に 5～10m 程度の離隔を確保する検討を行い、評価書に反映させたいと考えております。また、工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。
92-6	5, 五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、景観上の問題が回避できないこと。 以上のことから、本事業は中止すべきと考えます。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。

表 2-1(84) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
93-1	意見 吉浜川の源流が大窪山であり、そこに 76608 枚もの太陽光パネルを敷き詰めようとしています。吉浜川が流れ込む吉浜湾は“きっぴんあわび”の産地であり、ワカメ、ホタテの養殖が行われています。大窪山、吉浜川、吉浜湾は一連の生態系であり、吉浜地区の命と生活に関わる事業です。 環境影響評価準備書については、次の問題があります。	吉浜川から吉浜湾に至る一連の生態系が、地域の命と暮らしを支える基盤であるというご意見、深く受け止めております。準備書においては、水質や土砂流出に関する調査と予測を行い、沈砂池の設置や濁水対策などを通じて影響の低減を図る計画を示しておりますが、それでもなお不安が残ること、真摯に受け止めております。今後も、河川流域のつながりを重視しながら、生態系全体への影響が生じないよう、丁寧な配慮と対策を重ねてまいります。地域の皆さまの声を大切に、継続的なモニタリングと改善にも努めてまいります。
93-2	1, 太陽光パネルの設置場所は標高 600m を超える山地であり、地質、地形、気象条件が厳しく、元山の一部は亜高山の様相になっているが、予測、評価においてそれが考慮されていないこと。災害対策が不完全かつ不確実なものであり、土地の浸食、土石流、下流での洪水の可能性が考慮されていない。	環境影響評価制度の趣旨は、事業実施による周辺環境への影響を回避または低減するために、どのような環境保全措置を講じることが重要かを検討するものです。よって、防災面への措置等は冒頭の 2 章の事業計画で記載したものととなります。対象事業実施区域周辺住民の皆様のご心配もあることですので、事業実施する前に比べて土砂災害が抑制できるよう事業計画を検討しており、地方自治体の防災関連部署とも協議を継続しております。
93-3	2, 地質の評価が不十分であること。事業地は森林と放牧地に分かれるが、放牧地においては地表面を植物層、クロボク、真砂土で形成され、ここに穴を開けてコンクリートを注入し太陽光パネルを設置すると雨水により地表から浸食され、土地の保水力が著しく低下し、土地全体の乾燥化を招く。 太陽光パネル、土砂流出防止柵も土地の乾燥化の原因となる。更に事業地周辺では過去に沢の溢水や落石、道路の損傷などが発生しており、雨水の流出量が増えることにより災害の危険性が増大する懸念がある。森林の伐採による工作物の設置も同様の懸念がある。事業地内に建設される工事用道路は急傾斜地に計画され、安全性の配慮を全く欠いている。沈砂池は形状が示されていないが、不完全な構造物を設置すれば溪岸の浸食につながるもので、期待している濁水中の浮遊物質の除去にも逆効果となり得る。	本事業では、パネル設置範囲の下を草地として残す計画であり、大規模な切り土盛土はなく、現状からの表面流の発生量の変化はほとんどないものと考えています。パネル設置範囲では地下水の流れを遮断するような深さまでの打ち込みはないため、地下水の流れは変化しません。確かに花崗岩は表面に出ると侵食されやすいため、崩れることもあります。本事業では花崗岩を表面に出すような改変はなく、浸食がすすむこともないと考えています。沈砂池は沢地形を利用し、沢に水は通過できるが大きな粒子は止めることができるような堰を設けるもので、決して不完全な構造物を設置するものではありません。
93-4	3, イヌワシ、ハチクマ、トキソウ、ミズトンボ、ハッチョウトンボ、ダイコクコガネ、キイログガンボカゲロウ、トワダカワゲラ、トウホクサンショウウオなど、事業地内で希少な動植物が多数確認されており、生息環境の保全策が不確実であること。当該地は周辺を急傾斜地で囲まれているが、事業地から大窪山森林公園に続く樹林地は自然度が高く、五葉山と連続性のある野生生物の生息地として評価されるものである。	現地調査において確認した重要な種については影響の予測を実施し、不確実性がある保全措置については事後調査を実施いたします。

表 2-1 (85) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
93-5	4, 湿地は明確に避けるという、説明会での約束が守られていないこと。変電所、モノレールなど関連施設が湿地に計画されているが、この場所が重要箇所であることは 2020 年の説明会から指摘され、いまだに回避されていない。また重要な湿地の周りのほとんどを太陽光パネルで囲む計画で、“重要な湿地”と標記しておきながら、それを軽視している。	方法書では、パネル配置は全ての湿地を回避できておりませんでした。準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画に変更いたしました。さらに重要種が多く確認されている湿地については太陽光パネルとの間に 5～10m 程度の離隔を確保する検討を行い、評価書に反映させたいと考えております。また、工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。
93-6	5, 生物多様性の損失が大きく、地域全体の生態系に対する配慮ないこと。	生態系の項目において、上位性、典型性、特殊性の観点から種を選定し、生態系についての影響予測を実施いたしました。
93-7	6, 五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、景観上の問題が回避できないこと。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。
93-8	7, 住民の合意形成が成されていないこと。	本事業の推進にあたっては、環境影響評価の各段階において、説明会の開催や意見書の募集を通じて、地域の皆さまのご意見を伺ってまいりました。しかしながら、「十分に声が反映されていない」とのご指摘をいただいたことは、私どもの姿勢を見直す機会と受け止めております。今後も、形式的な説明にとどまらず、住民の皆さま一人ひとりの声に丁寧に向き合い、地域とともに歩む姿勢を忘れずに進めてまいります。
93-9	8, 準備書の訂正事項について、説明と周知が不十分であること。	水質の予測条件等の正誤表は、縦覧期間中の 2 月 28 日に弊社ホームページで掲載し、また、縦覧場所において正誤表を提示致しました。 なお、評価書において修正箇所を記載致します。
93-10	9, 説明会での対応が不誠実であること。 以上のことから、本事業は中止すべきと考えます。	説明会における私どもの対応にご不快な思いを抱かせてしまったこと、心よりお詫び申し上げます。地域の皆さまとの対話は、単なる情報提供にとどまらず、信頼関係を築くための大切な場であると私たちは考えております。その認識に至らない言動や説明の不十分さがあつたとすれば、真摯に反省し、改善に努めてまいります。
94-1	「吉浜川の全流域面積に対し、今回の事業に伴う土地改変の割合は極めてわずかであります」という表現について、作業、建設機械が走行するための通路が示されていることから、このような表現をすることができている。機械が動く範囲はすべて仮設道路として扱い、図にもそれをしめすこと。また、予測においても、裸地を扱うべきもの。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、土地改変の範囲においては、作業時に建設機械等が走行することを想定しております。準備書において、土地改変の面積は太陽光パネル、管理用道路、工事用道路、モノレール、変電設備を設置する総面積と定義しております。土地の改変面積は約 26ha であり、吉浜川の流域面積約 2600ha に対し 1% であるため、極めてわずかと表現しております。
94-2	4-33 (207) 5-2 に誤字があります。	評価書において修正致します。

表 2-1 (86) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
94-3	方法書についての意見中（8-4） 「メガソーラーは許認可事業であり許認可制度をとっている以上、住民同意は可否判断の根拠に無関係であり住民自治とか住民の個別理由まで保護するものではありません。もっと突っ込むと、コンプライアンスに従い法律を根拠にするのか、法律を無視して一部住民の意見を付度するのかです。本事業について、住民全体の同意は非現実的な幻想であり、事実上の許可要件として総合判断に用いるのは不可解かつダブルスタンダード、正しい行政のあり方ではなく、大船渡市の裁量権を逸脱する越権行為になるんです」とあり、それに対し、「事業者の見解は、本事業の意義とへい社の取り組みをご理解いただきまして、ありがとうございます。」とのことです。上記意見を、肯定しているとの見解でよろしいのでしょうか。 この他、9-3、9-4、9-5、9-6 については、事業に反対する者に対する誹謗中傷ととらえられる内容が含まれ、事業もしくは方法書に対する意見としては不適切と考えますが、これについても事業者においては肯定するのでしょうか。	本事業は、法的手続きを順守するだけでなく、地域の皆さまの生活環境や価値観に十分配慮しながら進めていくべきものと考えております。なお、誹謗中傷のような表現は適切ではないと考えます。
94-4	ページ 384～385 について、沈砂池による浮遊物質量の除去について予測しているが、沈砂池の仕様が示されていないことから、水深、容積、滞留時間が不明となるため、この解析についての妥当性が確認できない。 使用した数値はすべて示さないと、検証もできない。また各沈砂池の集水面積及び表面積について“入力ミス”としてはあり得ない修正をしているが、おそらく、先に集水面積の合計を作り、あとから内訳を計測したものと予想するが、沈砂池面積については、解析に使われる数値なので、その算出根拠を明らかにすること。ここがまちがっていると、全くちがった結果になります。	沈砂池面積については、沈砂池設置位置での計画水位と等高線から求めており、先に集水面積の合計を作り、あとから内訳を計測したものではありません。
94-5	土砂流出リスクについて（419 項） ” 沈砂池の設置、容量確保と土砂流出防止柵の設置を行うことで、対象事業実施区域から吉浜川への土砂流出リスクは低減できると予測する” のことだが、パネル設置範囲での洗くつ、侵食は上記方法では防げずに、流出して、沈砂池にたまり、留まることを想定しているように受けとれる。これでは、大部分が表土流出によって保水力を失い、更なる災害につながるから、このような考え方はやめてほしい。	予測に当たっては、安全側（事業に寄りう影響が大きくなる方向）の予測とするため、表流水が岩手県林地開発の手引きに記されている値を参考値として使用しているものです。したがって、事業実施による表流水の発生量や頻度の増加は事業実施前に比べても変化はほとんどないと考えております。このような安全側の設定としたうえで、吉浜川への影響は小さいと評価しております。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1(87) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
94-6	”大規模崩壊の可能性”について（419 項） ”既存資料で懸念された大規模崩壊は対象事業実施区域内において認められなかった。”とあるが、対象事業実施区域周辺の地表面の状況は調べましたか？同区域南斜面及び南東斜面には、裸地が見えます。いっても草本は生えています、樹木がなく、地面が動いた形跡とも見えます。同区域からの表流水、もしくは地下水が湧きだしたあとかもしれません。いずれ、ここを探さくしなくては”大規模崩壊の可能性は低い”とは言えないでしょう。 上記裸地は、パネル設置範囲からの流水の影響を受ける可能性があり、再調査と計画の見直しが必要です。	対象事業実施区域内を調査した結果、大規模な崩壊は確認できておりません。ご指摘の裸地は対象事業実施区域の外側に存在しています。この裸地への影響を少しでも抑制するために対象事業実施区域内に土砂流出防止柵を設置する計画としております。なお、草地には土壌の浸透能が十分あります。
94-7	表 7.1.2.1-14(1)濁水到達予測結果において、排水口からの濁水到達推定距離（m）が示されていますが、そもそもパネル斜面で浸透しきれない状態が生じて、雨水が流出する時には流出先の斜面においてもすでに雨水が浸透した状態なのだから、それをあたかも乾いた斜面に水を流すような解析をして、何か意味があるのでしょうか。たとえば、10 年確率の降雨であれば、地表面においては、雨水でほぼ飽和した状態になることが予想されますが、それはどのように補正されているのでしょうか。そして、”環境保全措置”として”濁水流出防止・土砂流出防止柵を設置する”としていますが（391 項）、シミュレーションにおいては、それを排水路のように扱っており、これは実質的には排水路と明記し、仕様も示していくべきものではないでしょうか。排水口との記載もあります（388 項）。その排水口から、いろいろな場所に、あまりその場所の状況も確認せずに、雨水を流すことになっていますが、これでは新たな斜面災害の原因となりえます。根本的に、自然地形のまま、このような工作物をいろいろとめぐらすことは、やはり計画に無理があると言わざるを得ません。	浸透能のはなし（北海道立林業試験場、平成 29 年）によると伐採跡地であっても 100mm/h 程度の土壌浸透能がある一方、踏み固められた作業道においては浸透能が小さくなるということです。草地についても林地ほどではありませんが浸透能は十分あります。土砂流出防止柵からの流出距離予測においては、対象事業実施区域から表面流が土砂流出防止柵に到達し、そこから流出した場合、どの程度の距離で土壌浸透するのかを予測したものであり、草地の浸透能が十分であると判断できますので、新たな斜面災害を誘発する可能性は低いものと考えています。
94-8	4-7（181）に誤字があります。	4-7(181)の誤字については、評価書で修正致します。
94-9	「吉浜川の全流域面積に対し、今回の事業に伴う土地改変の割合は極めてわずかであります」と表しているが、こういう言い方をすれば本事業の地球温暖化対策としての CO₂削減量の割合はわずかであると返さなければならない。しかし、問題はそういうことではない。準備書に対する意見では、このような失礼な見解は示さないこと。（4-9. 183）	準備書での見解では、失礼とならないよう心掛けます。
94-10	準備書中、No. 3-5 の意見に回答すること。	ご意見の意図を「方法書に記載されている No. 3-5 に対して再回答するように」と理解いたしました。表現について、ご不快な思いをさせてしまい恐縮ではありますが、見解の内容に修正はございません。ご理解いただきたく、お願い申し上げます。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1(88) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
94-11	方法書についての意見 No. 3-11 について 「標高 727m の元山からは 360 度の眺望が可能であり、対象事業実施区域を一望できる場所だから」に対し、「元山の山頂は樹林に覆われ、眺望が良くない状況です」と見解を示している。地形図で示されたピークはそのとおりだが、一般にはその近傍の位置からの眺望について言っているもの。	山頂だけでなくその近傍も含め「元山」とご認識されているとのご指摘、ごもっともだと思います。
94-12	同、No3-6 について 「パネル設置範囲への降水は周辺の草地に浸透させるほか、表流水となったものに関しては、地形を利用して谷部に設置する沈砂池に集め、濁りを緩和したうえで、上澄みを周辺河川に放流します…」とあるが、この考え方は計画というよりは、「希望するイメージ」といったものでしかない。こういうイメージによる防災対策は危険としか言いようがない。パネルからの表流水を意図して沢に集めれば、その時には沢の流下能力をこえる水量が、溪岸を損傷、しん食し、新たな問題を引き起こす。	ご意見ありがとうございます。防災対策について補足説明いたします。前提としてパネル設置範囲については造成を行わないことから、表流水の流向や流速の変化はほとんどないと考えております。沈砂池は、袋詰め玉石工や布団かごを用いて設置しますが、その位置や大きさは雨水がどのエリアをどのように流下するかを地形図をもとに予測して設定いたします。また年に数回の防災施設点検を行い、土砂及び濁水流出防止対策を維持していきます。
95-1	ホシガガンボモドキについて 生息環境の把握と、予測が不十分なので、再調査し、予測・評価をやり直すこと。 キイロガガンボカゲロウについても同じこと。 特に幼生の生息環境に留意し、把握につとめること。 必ず再調査してください。	ホシガガンボモドキは大貝(2023)によれば、本州及び九州で局所的に確認されているのみで、生息環境が既存知見で十分に把握されている種ではありません。本種の採集例の多くは平地の河畔林における確認のため、河川周辺や樹林を生息環境として、予測を実施いたしました。キイロガガンボカゲロウについては底生動物調査で幼生を確認しております。いずれの種においても調査は十分であると考えております。
95-2	キタオウシュウサンショウウオについて、本種幼生の主な生息環境である”河川は改変されない”との記述について、対象事業実施区域内の沈砂池の設置場所は、本種幼生の生息場所であり、あやまった記載と考える。影響は小さいものとの予測にも問題があり、追加調査により、沈砂池と生息場所の関係から、計画を見直すこと。	キタオウシュウサンショウウオについて、現地調査では吉浜川の沢の源流域において確認しております。沈砂池は、大きな粒子は止まるが、水は通過できるような堰を沢に設置する予定であり、現状の沢の流れを変えてしまうような構造ではありませんので、大きな環境変化は無いと判断しております。
96-1	別紙にて提出します。 意見書本文 3 枚 (1～3) 質問 5 枚 (4～8) 指摘事項 2 枚 (9、10) 写真・表など 18 枚 (11～28) 計 28 枚	見解は以下のとおりです。
96-2	意見 標記件については、環境保全上の問題があり、中止すべきものと考えます。 理由 本件は大船渡市三陸町吉浜地区および釜石市唐丹町上荒川地区の山林に太陽光発電所を建設するものであるが、山地への 76608 枚の太陽光パネル、コンクリート基礎を伴う架台の設置、防災施設、等の関連する工作物、パワコンなど建造物の築造は、五葉山県立自然公園の風致を著しく損なうものであり、野生生物の保全、安全性、住民の合意形成においても問題が残る。根本的、共通的問題として、山地に太陽光パネルを設置したとしても、雨水は草地に浸透し、防災対策により問題は生じないという事業者の考え方にある。	事業全体の中止を求めるご意見、そして環境保全への強いご懸念を、重く受け止めております。大規模な開発であるがゆえに、自然環境や地域社会に与える影響が大きいことは十分認識しており、湿地・森林・生物多様性への影響低減を最優先に取り組んでおります。今後も、事業の必要性和環境保全のバランスについて再検討を重ねつつ、より良いあり方を丁寧に模索してまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (89) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-3	日本大学工学部工学科地盤工学研究室『中山間地での太陽光発電所建設に係る地滑り工学の活用事例』（日本大学、梅村順）では、【中山間地での太陽光発電施設設置の欠点】として、<u>太陽光パネル設置に伴う表流水の増加、浸透水の減少、地下水理の変化</u>を指摘している。また、同資料では例として吾妻小富士第一発電所においては『<u>パネル設置に伴う表流水の増加、表流水の増加に伴う浸透水の減少→地下水の減少→裾野での環境に影響</u>』『<u>地滑り地形を複数確認→表流水の増加・地下水の変化の及ぼす影響が懸念</u>』という問題点があり、その解決策として雨水浸透施設と防災調整池の設置を挙げている。	本事業では、パネル設置範囲の下を草地として残す計画であり、大規模な切り土盛土はなく、現状からの表面流の発生量の変化はほとんどないものと考えています。
96-4	表流水の増加について 吾妻小富士第一発電所は自然電力の関連会社が施工しており、YouTube にも動画が投稿されているが（カナディアン・ソーラーが開発した環境に最大限配慮した日本最大級の発電所：あづま小富士発電所 https://www.youtube.com/watch?v=ukHzR-JBsRM&t=99s）土地造成を行わない自然地形での施工という点が共通している。しかし、大窪山においては、より地形が複雑であり、表流水の増加は予測、評価に項目としては挙げられていない。これまでも複数回にわたって説明会が行われてきたが、太陽光パネルが設置されても雨水はこれまで通り地表に浸透するという説明を繰り返すばかりで、問題の本質を避けて通る企業体質なのか、議論がかみ合わない説明ばかりであった。本準備書においてもそれは同じであり、問題を濁水がどれくらい沈砂池で除去できるか、というところにすり替え、実行可能な範囲で低減されている、という結論で終わっている。濁水の発生量を最低限レベルに設定し、それに沈砂池が砂を除去できると仮定しておけば、都合のいい計算結果が導き出せる。単にこれだけの計算であればそのとおりになるとしても、実際の地形、地質、気象の状況を加味しない予測、評価は現実離れした結果にしかないもので、“実行可能な範囲で低減できている”という結論には、客観性がない。	他事業者に対するコメントは差し控えさせていただきます。本事業では、大規模な切土盛土を伴う土地改変を行わないこと、パネル設置範囲では草地とパネルの離隔を取ることでパネル設置場所の下は草地として残す計画であることから、表面流の発生頻度や発生量は事業実施の前後で変わらないです。濁水の発生量に関しては、草地への降雨で表面流は発生しにくいのですが、岩手県林地開発の手引きの記載がある流出係数をもとに、ダム事業における環境影響評価の考え方に記載のある濃度の表面流が発生したとして沈砂池排水濃度の予測をしており、その結果が吉浜川への影響が極めて小さいと評価しております。
96-5	工事が与える影響について 事業者においては、工法について明確に示していない。2020 年の計画変更後に説明したときには杭を打って固定するとしていたが、方法書の説明会ではラミングもしくはキャストインすなわちコンクリートを使用するという説明に変わり、準備書においても同じとしている。杭の本数は示されていないが、準備書図面から推測するとパネル一枚あたり 0.5 本としているようなので、38000 本程度と予想する。牧野のクロボク土壌に穴を開けてコンクリートを打つとすれば、その影響を予測、評価する必要があるが、準備書では全く考えられていない。工法が示されていないため、掘り出す土の量もコンクリートの使用量も不明である。	ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、当初はスクリー杭を使用する計画としておりました。しかし、その後の現地調査や検討を通じて、対象地域の地盤性情、風況などを踏まえた結果、スクリー杭では十分な安全性が確保できない可能性があるとの判断に至り、準備書ではラミング工法やキャストイン工法など、より確実な基礎工法への見直しを記載しました。この変更は、施設の安全性と耐久性を確保するために不可欠と判断した技術的な対応であり、地域の皆様に長期的にご安心いただける施設を構築するという観点から行ったものです。しかしながら、当初の説明と異なる内容となったことについては、ご不信やご懸念を招いてしまった点を真摯に受け止めております。

表 2-1 (90) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-6	漁業との関係について 地理的關係から本事業と漁業環境との関連性は高いものと考えられる。吉浜湾の漁業において重要な種は、養殖のホタテ、ワカメ、天然資源のアワビ、ウニ、雑海藻類、定置網漁、遊漁船業、他各種の漁船漁業がある。また、吉浜川における漁業権に基づくヤマメの放流、サケの捕獲、採卵、孵化事業が行われているが、アユ、ヤマメ、イワナの自然繁殖河川でもある。とくにサクラマスは保全上の重要種とされる場合が多い。 本事業が実施されることについては、行政が事業者に対して漁協の同意を得るよう指導する必要がある。 山と沿岸の生態系の関係性については、漁業者だけでなく広く関心を引くテーマであり重視すべき事項と考えるが、<u>山に太陽光パネルを設置しても影響はない</u>と考える人は、海を大事に想う人の中にはいないと思う。学校教育でも長年にわたって海を大事に、山に森をつくる活動をやってきたのだから、それは配慮すべきことではないか。	吉浜湾をはじめとする沿岸域の漁業環境に対するご懸念、真摯に受け止めております。本事業では、流域を通じて海域に影響が及ばないよう、濁水や土砂の流出を抑える排水計画・沈砂池設置・水質管理体制を整えております。今後も、漁業関係者の方々と情報共有を大切に、河川・海域における環境変化を継続的に確認しながら、必要な対応を重ねてまいります。
96-7	住民との関係について 地域へ年間 500 万円を寄付する約束をしているようだが、一部の人がそれを目当てに何かしたいと考えるようになると、環境を守りたいという人との間で対立が生じかねない。そうなることを見越しているならば、事業者の企業倫理的な問題であり、実際にそうになっている現状は見るに堪えない。地域団体への寄付金の話も聞こえてきた。事業の可否については、大船渡市はまだ判断していないが、この段階での寄付行為は分断を広げるだけなので、もういい加減やめたほうがいいと思う。	地域還元に関するご指摘、誠にありがとうございます。ご懸念のとおり、特定の方々のみに利益が偏ることのないよう、公平性と透明性を大切にした運用が必要であると考えております。本事業では、売電収入の一部を地域に還元する仕組みとして、用途や対象、運営方法について地域の皆さまと協議しながら、開かれた形で活用されることを目指しております。今後も丁寧な説明を心がけてまいります。
96-8	景観について 五葉山県立自然公園第三種特別地域内に指定されており、特別な配慮が求められる地域と考える。特に重要なのは住民との合意形成であり、事業実施による景観の変化は本事業においては避けられないことから、関係者と協議が必要なのは確かだが、その形跡が全くない。方法書の知事意見にも同様の指摘があったはずだが、準備書においては協議記録もない。五葉山からの連続した地形と動植物の生息地としても保全の重要性は言うまでもないが、関係機関でどのような協議をして、事業を受け入れるのかどうか。受け入れるとすればどのような理由をもって、可否判断をするのかを明確に示さなければならない。県立自然公園の公園計画にもそのように書かれている。この部分については未着手ととらえるが、近年はトレイルとしての景観の価値や、ジオパークとしての新たな候補地の可能性もあるから、それらを考慮して可否判断する必要があるものと考え。そして何より、そこに住む市民、県民の合意形成なくしては、事業を進めることはできない。	環境アセスメントとは別途、県立自然公園条例手続きについての協議を進めております。関係機関との協議の内容、協議したうえで決定した事業方針は、住民の方々へご理解いただけるよう努めてまいります。

表 2-1(91) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-9	動植物の保全について 準備書とその前後の調査、方法書に対する意見書などで、事業実施区域が貴重な野生動植物の宝庫であり、生物多様性の保全上重要な場所であることが明らかになってきた。一方で基本的な種であるトウホクサンショウウオの生息が確認されていないなど、調査の問題もある。そして何より、これだけの事業をしておきながら、ほとんどの予測対象種で実行可能な範囲で影響を回避または低減できているという、誤った判断をしていることは看過ならない。科学的な予測、評価ではなく、意図的に都合の良い条件設定をしているからこのような結果にしかならないもので、技術審査会の検証が必要である。	対象事業実施区域が貴重な野生動植物の宝庫であり、生物多様性の保全上重要な場所であることが現地調査の結果により示すことができたというご意見をいただきありがとうございます。今後、岩手県環境影響評価技術審査会等において、厳正な審査が行われる予定です。
96-10	地質の評価が不十分であることについて 事業地は森林と放牧地に分かれるが、放牧地においては地表面を植物層、クロボク、真砂土で形成され、ここに穴を開けてコンクリートを注入し太陽光パネルを設置すると雨水により地表から浸食され、土地の保水力が低下し、土地全体の乾燥化を招く。太陽光パネル、土砂流出防止柵も土地の乾燥化の原因となる。更に事業地周辺では過去に沢の溢水や落石、道路の損傷などが発生しており、雨水の流出量が増えることにより災害の危険性が增大する懸念がある。森林の伐採による工作物の設置も同様の懸念がある。事業地内に建設される工事用道路は急傾斜地に計画され、安全性の配慮を全く欠いている。沈砂池は形状が示されていないが、不完全な構造物を設置すれば溪岸の浸食につながるもので、濁水中の浮遊物質の除去には逆効果となり得る。広大な面積のパネル設置となるにも関わらず、工事用道路の計画がパネル設置区域内に無いのは、地表面のかく乱という点では予測が不確実なものとなるため、準備書段階で機械類の走行路を示す必要がある。土砂流出防止策や沈砂池の工事においても同じと考える。工事用機械類の走行路を設定していないのは、予測・評価を過小なものにするため、工事用道路と同等に図面に示す必要がある。	本事業では、パネル設置範囲の下を草地として残す計画であり、大規模な切り土盛土はなく、現状からの表面流の発生量の変化はほとんどないものと考えています。パネル設置範囲では地下水の流れを遮断するような深さまでの打ち込みはないため、地下水の流れは変化しません。確かに花崗岩は表面に出ると浸食されやすいため、崩れることもありますが、本事業では花崗岩を表面に出すような改変はなく、浸食がすすむこともないと考えています。沈砂池は沢地形を利用し、沢に水は通過できるが大きな粒子は止めることができるような堰を設けるもので、決して不完全な構造物を設置するものではありません。工事用道路は、踏み固めて道路とするものは2章に記載したものとなります。工事用車両は一時的に草地を走ることはありますが、道路とするものではありません。
96-11	火災への対応について 説明会では消火器は置きます、とのことであったが、山林火災に至れば消火器では済まない。季節によっては消せない状況に陥ることはわかっており、地元としては絶対に避けたいと思っている。遠隔監視を行うとしても、現地が無人であれば対応が間に合わない。	火災対策へのご指摘、誠にありがとうございます。ご指摘のとおり、山林火災への対応は広域な火災リスクを想定した対策が不可欠で、より実効性のある火災予防・対応策の構築に努めております。いただいた意見を重く受け止め、対策を強化してまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (92) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-12	意見 以下質問する。 1, 準備書には用地の地番はまとめて書かれているが、第一発電所の地番、第二発電所の地番、2つの開閉所の地番、モノレールとケーブルの地番はどうなっているのか。これらは経産省の認定の地番と一致するか。	用地地番の表記についてのご指摘、ありがとうございます。準備書では地番をまとめて記載しておりましたが、ご指摘のように、事業区域ごとに地番を明確に示すことは住民の皆さまにとって重要な情報と認識しております。発電所ごとの地番は、分かりやすい形での表記を検討いたします。なお、経産省の認定地番と一致しております。
96-13	2, 2023 年の技術審査会で、土地契約はあるので肅々と進めると発言しているが、住民の理解なしには事業は実施できないのではないかと。	「肅々と進める」という表現が一方的な印象を与えたことは真摯に反省しております。今後は、住民の皆さまの声に丁寧に耳を傾けながら、透明性ある対応を徹底してまいります。
96-14	3, 合同会社が事業者になっていて、東京ガスの子会社から自然電力になったが、今後も事情に応じて変わるのか。合同会社で事業を行うことは、当初から予定したことか。	事業主体が合同会社であり、出資者がこれまでに変更されている点についてご不安を抱かれるのはもっともなことで受け止めております。本事業では、合同会社という形態を採用しつつも、事業計画や環境配慮事項については一貫した責任のもとで管理・実施されております。仮に出資者や運営体制に変更があった場合も、関係法令および地域との協定に基づき、責任ある事業運営を継続してまいります。
96-15	4, 資料編の土砂流出防止柵 14 の図は道路にはみ出しているが、どういうことか。	ご意見確認ありがとうございます。[資料編]図 1(5) 土砂流出防止柵 13～17 に示す通り、土砂流出防止柵 14 は、道路にはみ出しておりません。
96-16	5, 資料編の土砂流出防止柵 8 と等高線の間隔を見ると、水の流れが標高差に逆らっているように見える。本来の水の流れと変わってしまい、新たな流路を作っているようにしか見えない。これまでの自然に流すという説明と違う。浸食の危険がある。	ご意見ありがとうございます。[資料編]図 1(2)に示す土砂流出防止柵 8 は太陽光パネルの外縁かつ下流側に設置する計画です。水の流れに逆らうような流路を作ることではなく、もともとの地形を生かした自然放流が変化することはありません。
96-17	6, 土砂流出防止柵がカバーするパネル面積を足し込んでいくと 3.3 ヘクタールにしかならない。パネル設置面積より遙かに少ないのはなぜか。	パネル設置範囲の下部は草地として残すため、パネル設置範囲への降水は周辺の草地に浸透させる計画であることから、表面流の増加は考えにくい状況です。土砂流出防止柵は対象事業実施区域内から系外に土砂を流出させないように、対象事業実施区域内に設置します。よって、全てのパネル設置範囲を土砂流出防止柵が担当する面積とはなりません。
96-18	7, 沈砂池がカバーする面積は 7.948 ヘクタールで、パネル設置面積の 29%となるが、なぜこのような設置計画としたのか。	パネル設置範囲の下部は草地として残すため、パネル設置範囲への降水は周辺の草地に浸透させる計画であることから、表面流の増加は考えにくい状況です。よって、現状、沢が無い部分には沈砂池を設置しないことから全てのパネル設置範囲を沈砂池が担当する面積とはなりません。

表 2-1 (93) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-19	8, 沈砂池の形状はどのようなものか。図面もないのにどうやって沈砂池の面積を出しているのか。	ご意見ありがとうございます。沈砂池の堰堤は、袋詰め玉石工や布団かごを凸状に積み重ねて設置します。面積は CAD を用いて地形等高線から算出しております。
96-20	9, 浮遊懸濁物の量の算定根拠において 1000～3000 のところを 1000mg/l とするのは過小評価ではないか。何を根拠にしているのか。	発生する浮遊物質量が 1000～3000mg/L というのは、ダム事業における環境影響評価の考え方（平成 12 年 3 月、河川事業環境影響評価研究会編）に記載されているものです。ダム工事においては多くの裸地ができる前提です。本事業においては、ダム建設工事のように大規模な切土盛土はなく、裸地も出現しないことから、上記資料記載の原単位のうち、最小の値を採用しています。したがって、浮遊物質量の発生源単位として不足があるとは考えておりません。
96-21	10, パネルの設置間隔は何メートルから何メートルに変更したか。広くしたと説明しておきながらどれくらい広くしたのか書かれていない。過去の説明ではパネルの下にも草は生えると言っていた。それは嘘の説明ということか。	ご意見ありがとうございます。準備書でのアレイ同士のスペースは光が地面に届くように 2m 程度としております。
96-22	11, パネルの間隔を広げたことで、設置面積は広がり、湿地との距離が近くなった。湿地の保全上問題ではないか。	ご意見ありがとうございます。重要種が多く確認されている湿地については太陽光パネルとの間に 5～10m 程度の離隔を確保するよう評価書に向けて検討してまいります。
96-23	12, 湿地の保全について、植物の専門家の評価を伺う。	湿地の保全に関しては植物の専門家にヒアリングを実施しており、準備書に記載しております。
96-24	13, 湿地の保全について、専門家の評価と準備書の評価は一致するか。	湿地の保全に関しては植物の専門家にヒアリングを実施しており、評価書に向けてさらなるパネル配置の検討が必要というご指摘をいただいております。
96-25	14, イヌワシについて、問題があったらやらないと言ったはずだ。どの時点でも、専門家は問題ないとは言っていないのではないか。この計画では、イヌワシへの影響は回避できていないと思う。損失面積が大きすぎるし、重要な場所を含んでいる。準備書段階での専門家の評価を伺う。	イヌワシの保全に関しては鳥類の専門家にヒアリングを実施しており、準備書に記載しております。
96-26	15, 植物の調査について、荒金山に池があるが、そこにあった抽水植物の種名が無い。環境アセスでは事業地だけの評価をするものではないから、周辺の植物種も入れることが必要だが、この近くをケーブル、モノレール、開閉所が設置されることになっている。影響を回避できているか。	現地調査時に確認した重要な種については、保全措置を講じるとともに影響予測を実施いたしました。
96-27	16, 沈砂池の予定箇所植物の重要種があるから確認する事。	現地調査時に生育を確認した重要な種については、沈砂池の予定箇所との重複はありませんでした。

表 2-1 (94) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-28	17, 地質調査の結果と大規模崩壊の可能性について。指摘された大規模崩壊について、根拠資料と場所を示して説明せよ。過小評価になっていないか。沢と丘の標高差を考えれば砂の層は場所によってはもっと厚いのではないか。専門家の評価がなぜ準備書には載っていないのか。	現地踏査（2023 年）で、湿地の上方に確認された崩壊跡地は、現状では植生が発達しており、空中写真判読（1977 と 2012 年）から近年の活動は確認されないが、下方の湿地や崩積土の分布状況から、崩壊跡地であることは間違いないと考え、その規模は、現地踏査で確認された滑落崖の幅約 80m 程度としました。 大規模崩壊については、防災科学研究所 HP に記載されている大規模崩壊および専門家の地形判読資料により、規模の大きな崩壊が心配されていました。これらの調査のため実施した大窪山牧場地すべり兆候調査（2020 年）、大船渡第 1・第 2 太陽光発電所地盤調査（2023 年）において、想定されるような大規模崩壊の可能性は低いことを確認しました。以下に詳しく説明します。 No.E、No.F 地点のボーリング調査結果においては、GL-3m 付近より、強風化花崗岩分布が確認され、厚い崩積土は確認されず、浅い深度から岩盤が分布することが確認されました。地質の大区分は、表土、砂礫、花崗岩類に区分されること、表土は黒ぼく主体で、火山灰質有機質土、腐植土からなること、表土が厚い地点は、比較的長い期間安定であったと推定されること、砂礫は斜面崩壊や沢の浸食・運搬により堆積した礫を主体とする地層で湿地や沢沿い、崩壊地の下方に分布すること、比較的平坦な斜面上にも薄く砂礫が堆積することが確認されました。また、表面波探査の S 波分布からも、低速度層の地下深部への落ち込みは認められませんでした。
96-29	18, 事業地の周辺に地滑りの痕跡と見られる裸地が認められますが、事業者による現地調査で確認しましたか。また、この裸地をどのように評価したのですか。 ※下段 図 1	ご指摘の裸地は対象事業実施区域の外側に存在するものです。事業実施においては、裸地に濁水を入れないよう計画をしており、土砂流出防止柵の設置によって裸地での崩壊を抑制できる計画です。
96-29 図 1		
96-30	19, 大雨が降ったときに太陽光パネルからの雨水が沢を通じて流れだし、周辺の急傾斜地に及ぼす影響は考慮された設計になっているのでしょうか。新たな地滑りの危険性を棄却する科学的根拠はありますか。	本事業では、パネル設置範囲の下を草地として残す計画であり、大規模な切り土盛土はなく、土壌浸透しきれないような大雨が降れば、表面流が発生する可能性があります。現状からの表面流の発生量の変化はほとんどないものと考えています。パネル設置範囲では地下水の流れを遮断するような深さまでの打ち込みはないため、地下水の流れは変化しません。確かに花崗岩は表面に出ると侵食されやすいため、崩れることもあります。本事業では花崗岩を表面に出すような改変はなく、浸食が進むこともないと考えています。

表 2-1 (95) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-31	20, 大雨が降ったとき、2020 年 6 月の説明会のビデオの説明内容は変わらないか。2019 年 10 月の説明資料では過去最大降水量の 3 倍を想定している。集水面積 26.1 ヘクタール、調整池の計画貯留量 8221.9 トン、許容放流量の合計は 4.822 トン毎秒。変更した計画では調整池なしで雨水を放流することになり、沢の流下能力を超えるのではないか。	ご意見ありがとうございます。事業計画は 2014 年 3 月、2020 年 3 月、2022 年 4 月の変更を経て方法書、準備書と環境影響を低減するように変更してまいりました。現計画は、5 条森林において 0.5ha を超える開発行為はなく、太陽光パネルを設置する範囲は原則として切土、盛土造成は行いません。吉浜川の流域面積は約 2600ha であり、本事業で工作物を設置する面積は約 26ha で 1% と小さく、ネック地点において十分な流下能力があることを確認しております。
96-32	21, 常識的に考えれば、降雨量に対してパネル設置により流出する雨量は増え、沢の流量も増大して危険性が増すと考える。準備書ではどのように扱っているか分からないが、2020 年 6 月に説明会で上映したビデオの説明では、過去の最大降雨量を大幅に超える雨量を想定している。その時には表流水が土砂流出防止柵にたまって流れ出すと説明している。準備書にはそのような説明がないのはなぜか。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、設置することで流出係数が増加するので、表流量と浸透量の割合は変化しますが、太陽光パネルを設置する範囲においては、原則として切土、盛土造成を行わず、牧草は維持するので表流水の増加量は変化量は大きくないと考えております。事業地内の沢に入る流入する雨水は袋詰め玉石工等による沈砂池で沈砂され自然放流されます。評価書では丁寧な説明を記載するよう善処いたします。
96-33	22, 市道大窪線では大雨の時に管渠、側溝があふれて時々道路を破壊している。それにパネルが設置されれば沢の流量は増大するが、それを評価していないのはなぜか。	事業実施による市道大窪線側溝への追加の流量増加は極めて小さいため、環境影響評価図書では取り上げていません。
96-34	23, 両生類の調査について聞くが、トウホクサンショウウオが抜け落ちている。生息情報もあるが、調査で見つからなければいけないことになるというのは調査の努力不足ではないか。事業地内では産卵場所も確認しており、アオガエル属と合わせての追加調査が必要ではないか。	アオガエル属については鳴き声による確認であり重要な種に該当しないシュレーゲルアオガエルの可能性が高いと考えておりますが、重要な種であるモリアオガエルの可能性を考慮し予測をいたしました。トウホクサンショウウオについては文献調査による生息分布は存在するものの、現地調査での確認はありませんでした。調査についてはアセス手続きに基づき方法書の手続きを経て適切に設定しております。調査時期については、松井正文（2021）「新日本両生爬虫類図鑑」によれば産卵期は 1-6 月とされており、春季調査において確認も可能であったと考えておりますが、卵のうは確認されませんでした。しかしながら、本種については重要種に該当することから、ご意見を踏まえて早春季における追加調査を実施したところ、成体及び卵のうが確認されました。この結果については評価書で記載いたします。
96-35	24, キイログガンボカゲロウとホシガガンボモドキという昆虫種が確認されているが、準備書では生息環境が的確に把握されていない。生息地の沢が保全される必要があるが、影響は回避できるという評価だった。事業地内の沢で底生生物の調査をしていないのに、なぜそう言えるのか。	ホシガガンボモドキは大貝(2023)によれば、本州及び九州で局所的に確認されているのみで、生息環境が既存知見で十分に把握されている種ではありません。本種の採集例の多くは平地の河畔林における確認のため、河川周辺や樹林を生息環境として、予測を実施いたしました。ただし、ガガンボモドキ属の幼虫は陸生のため、ホシガガンボモドキについても幼虫期は陸域を利用する種であると思われます。キイログガンボカゲロウについては底生動物調査で幼生を確認しており、吉浜川への予測を実施いたしました。いずれの種においても調査は十分であると考えております。
96-36	25, ハッチョウトンボの保全について元山の尾根の湿地側もパネルを設置することになっており、この計画では影響がある。当地の生物の中ではハッチョウトンボとここに棲む植物が象徴的な種であり、これが事業地に取り込まれてしまうのは損失でしか無い。保全に対する認識が不足しているのではないか。	湿地についてはパネルの設置を極力回避いたしました。準備書時の湿地の保全のヒアリングにおいて、湿地の変化は地下水の入口を塞ぐこと、地下水の新たな出口を作ることによって起こるとご意見をいただいておりますが、本事業実施に伴う改変ではそのいずれも実施せず土壌はほとんど触らない計画としたことから、湿地の変化は回避できるものと判断しております。パネル配置は評価書に向けてさらに検討いたします。また、湿地群落については工事中や供用後において定期的に状況を確認いたします。

表 2-1 (96) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-37	26, 気象観測において最大風速は何メートルでしたか。	環境影響評価の現地調査期間中の最大風速（10 分間平均風速の最大値）は 29.5m/s（2023 年 12 月 8 日）です。
96-38	27, 大船渡の過去の最大風速は何メートルでしたか。	大船渡特別地域気象観測所の過去の最大風速は 21.8m/s、最大瞬間風速（3 秒間平均した瞬間風速の最大値）は 44.2m/s（いずれも 2002 年 10 月 2 日）です。
96-39	28, 太陽光パネルおよび架台の設計風速は何メートルですか。	ご意見ありがとうございます。設計用基準風速は JISC8955 に示される $V_0=30\text{m/s}$ です。なお、この設計用基準風速は高さ 10m における 10 分間の平均風速です。設計では Gf（ガスト係数；突風などの瞬間的に風荷重を考慮した割増係数）や Er（平均風速の高さ方向の分布を表す係数）を考慮して設計を行います。
96-40	29, 気象観測用のポールは当初ジェラルミンのような素材でしたが、途中でコンクリート製に材質が変わりました。なぜでしょうか。	自然公園の許可を取得して、検討していたコンクリート製に替えました。なお、コンクリート製に替える前に風速計ポールの折損等がありました。
96-41	30, 気象観測用のポールが折れているのを元山で見ましたが、いつ、何回このようなことはあったのでしょうか。	4 回（10 月上旬、12 月中旬、1 月下旬、2 月上旬）です。
96-42	31, 気象観測用のポールが折れたことについて、折れた日時、状況等を大船渡市に正確に報告しましたか。	大船渡市との土地賃貸借契約書の規定に則り、気象観測の全部を行うことが困難となったときに通知いたしました。
96-43	32, 準備書の説明会で、気象観測用ポールが折れた理由を聞かれたのに、県立自然公園の許可の関係で、と回答したのは、真実でしょうか。市の面談記録には、そのような記載はありませんでした。	準備書の住民説明会時の説明では、自然公園の許可を取得して、検討していたコンクリート製に替えた事実の回答を致しました。 大船渡市へは気象観測用ポール折損の報告及びコンクリート柱設置許可申請のため訪問致しました。

表 2-1 (97) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-44	33, 湿地でミズゴケが刈り取られているのを見ました。ミズゴケは湿地の保全にとって重要な植生ですが、そのような認識はないのでしょうか。	ご指摘の箇所は準備書に記載の湿地の周囲に位置する牧草跡地群落を想定した箇所であり、周囲の高茎草地に調査区を設置したものと報告されております。調査手法については、極力影響が小さくなるように努めておりますが、生物相の把握のために一時的な影響があることをご理解いただければと思います。
96-45	34, 地質調査においてボーリングマシンが湿地に進入して、湿地内にキャタピラーの跡がついていました。湿地の攪乱は、植生の保全上問題ですが、そのような認識はないのでしょうか。	地質調査を実施する業者への監督が不十分でした。今後はそのような事態が起こらないよう十分注意いたします。
96-46	35, モノレールと特高ケーブルが湿地を横断する設計になっています。2020 年 6 月の説明会で、湿地は明確に避けると説明しました。私はこの説明会の内容を正確に記録・保存しています。事業者においても同様に説明会の記録はしていると思いますが、“湿地を明確に避ける”と言っておきながら、いまだに湿地を避ける計画になっていないというのは問題だと思いませんか。	ご意見ありがとうございます。モノレールについては湿地を回避するよう検討を行い評価書に反映させていただきます。特高ケーブルについては、準備書に示した通り、架台の上に露出配管方式で敷設しますが、湿地を超える箇所は電柱を用いた架空配線方式により湿地を避けるよう計画いたします。
96-47	36, 準備書の説明会で、調査は適正に行われましたかと聞きました。事業者においては適正に行われたと回答されましたが、本当にそれでいいのですか。	相対的に調査は適切に行われたと考えますが、現地調査において監督・指導が一部徹底されませんでしたことは重く反省し、再発防止に努める所存でございます。
96-48	37, 東北電力への系統連携着工申し込みの期日は何年何月何日か。	社内事案につき回答は控えさせていただきますが、適切に申し込みを行っております。
96-49	38, 県立自然公園特別地域内工作物新築許可の計画変更はいつ申請するのか。	施工計画の詳細確定後にうこととしており、時期は未定です。
96-50	39, 準備書に記載された建設機械類の中に、パネルの支柱を立てる穴を掘る機械が記載されていません。なぜ、記載されていないのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。くい工法の施工機械は表 2.2-6 建設工事に使用する主な建設機械の種類(予定)に記載してあるバックホウを使用します。バックホウの先端に打ち込み用の器具を取り付けて施工する計画です。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1(98) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-51	40,毎日新聞 2 月 28 日付け記事に、雪で損壊した太陽光パネルの記事が出ていました。これは自然エンジニアリング株式会社が施工していると記事にもありました。記事中、設計の瑕疵も指摘されていますが、設計、施工も同社で行われたのでしょうか。関連して『福島市で工事中の太陽光パネルの架台が雪の重さで破損。設計段階の強度計算の間違いが指摘される⇒こういった杜撰な計画がまかり通っているのか』という引用記事もありましたが、やはりずさんな計画だったのではないのでしょうか。記事の内容は『福島市松川町で建設が進むメガソーラー（大規模太陽光発電所）の工事現場で、太陽光パネルを支える架台が、雪の重みに耐えられずに広い範囲にわたって破損していたことが工事関係者への取材で分かった。この工事を巡っては、下請け業者の間で工事費の未払いトラブルも生じている。破損が見つかったのは、福島市松川町水原のゴルフ場跡地(約 60 ヘクタール)に建設中の「NW 福島 CC 太陽光発電所」。事業者は、ポルトガル電力公社「EDP」傘下で再生可能エネルギーを手掛ける「EDP リニューアルブルズ」(EDPR) で、別の事業者が進めていた計画を 2022 年 12 月に引き継いだ。発電規模は約 4.4 万キロワット。工事は「自然エンジニアリング」(東京都中央区)に発注して 24 年 5 月に着工し、今年 9 月の稼働を目指している。福島市の山間部は 8 日から 9 日にかけて大雪に見舞われ、このメガソーラー付近の積雪量は約 50 センチになっていた。工事関係者によると、12 日に作業員が建設現場を巡回したところ、太陽光パネルを固定する枠と架台をつなぐ部品が雪の重みで折れ、パネルが倒れているのを見つけた。計画では全体で約 6 万 3000 枚の太陽光パネルを設置する予定で、太陽光パネルは 1 枚約 30 キロあり、架台 1 台に対して 6~28 枚設置されるが、相当数の設備が損傷していた。太陽光パネルは中国製で、製品に含まれる鉛、カドミウム、ヒ素、セレンの有害物質は基準値未満の仕様とされているが、工事関係者は「設計段階で積雪に対する強度計算に問題があったのではないかと。積雪が続けば太陽光パネルが架台からはがれて破損する可能性がある。パネルに含まれている有害物質が雪に染み込んで流出する恐れもある」と懸念する。』引用元太陽光パネルの架台、雪で広範囲が破損 福島のメガソーラー建設地このような実例があれば、これまで地元の人が反対してきたことも、理にかなったものと考えますが、事実関係について説明が必要なのではないのでしょうか。山田町豊間根のメガソーラーから濁水が流出していた事実も、また同様にきちんと説明されてないと思います。積み残しばかりで先に進もうというのは、住民と向き合う姿勢として間違っていると思わないのでしょうか。	ご指摘いただきました太陽光パネルの耐久性についてのご不安、しっかりと受け止めております。本事業では、積雪荷重や風荷重など地域特有の自然条件を踏まえ、構造計算に基づいた設計を行っております。特に積雪については、最大積雪量を想定した強度のある架台や支持基礎を採用し、設計基準に適合した機材を使用しております。施工後の定期点検やモニタリング体制も整備予定であり、長期にわたって安全に運用できるよう努めてまいります。

表 2-1 (99) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-52	41, 準備書の説明会の説明では、施工場所の最大風速と設計風速は関係ないという説明でしたが、本当にそれで安全性が保たれるのか、誰もが不信に思っています。例えば 50m の強風が吹いても太陽光パネルや架台は破損したりしないのでしょうか。雪の重みでパネルが壊れるなら、風で壊れることも想定されるのではないのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。準備書の説明会では、誤解を招く表現となりお詫び申し上げます。ご指摘の通り、積雪荷重と同様に、風荷重に対しても十分な耐力を有するよう架台の設計を行います。風圧荷重に対する検討に際しては、JISC8955 のみならず、大船渡市、釜石市の気象観測所の観測記録や環境影響評価の一環で観測した風速を考慮の上、構造安全性を確保するよう設計を進めてまいります。
96-53	42, 毎日新聞の記事中に『太陽光パネルは中国製で、製品に含まれる鉛、カドミウム、ヒ素、セレンの有害物質は基準値未満の仕様』とあるが、当該事業で使用する太陽光パネルに含まれる鉛、カドミウム、ヒ素、セレン等の有害物質は、基準値未満の仕様なのか、あるいはこれらの有害物質は全く含まれない製品なのか。	ご指摘の有害物質は、基準値未満の仕様です。
96-54	43, 福島市あづま小富士第一発電所も自然エンジニアリングが施工したとのことだが、県議会議員が工事中に視察し、大雨で施設が破損していたことなどを報告している。また、因果関係が分からないが、周辺のワサビ田にも影響があったようだが、被害実態はあるか。	本事業と直接かかわりのないご意見に対しては、コメントを差し控えさせていただきます。
96-55	44, 毎日新聞の記事中の写真があるが、実際の破損箇所数はどれくらいか。また、2025 年 3 月 26 日の強風による新たなパネルの破損は確認されていないか。 ※下段 図 1	本事業と直接かかわりのないご意見に対しては、コメントを差し控えさせていただきます。
96-55 図 1	 太陽光パネルの上に雪が積もり、架台が破損した福島市松川町のメガソーラー建設地。工事関係者提供	

表 2-1 (100) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-56	意見書指摘事項 1、まず、2月28日に正誤票が出されているが、それでも沈砂池集水面積の計算が合わない。	パネル枚数に対するパネル設置面積が少ないように感じるとのご意見と思料します。伐採範囲、パネル設置範囲の定義があいまいであったため、分かりにくかったことをお詫びします。頂きました意見をもとに、評価書においてはわかりやすい記載になるよう努めます。
96-57	2、事業者名が岩手三陸太陽光発電合同会社となっているが、当初は自然電力株式会社が事業者として大船渡市と停止条件付きの土地賃貸借契約書を締結していた。法人名が変われば別会社なのだから、本来は全く別の事業であり、同じなのは経産省の設備認定だけ。	ご認識の通り、当初は自然電力株式会社でしたが、現在は岩手三陸太陽光発電合同会社が事業の正式な実施主体となっております。責任の所在は本合同会社にて一元化されており、すべての環境保全措置および関係機関との協定履行も当該法人が継承しております。
96-58	3、事業計画変更の経緯については大船渡市議会の記録によれば、当初は夏虫山での計画を検討していたが農振除外ができないため荒金山で認定を取得した、と自然電力が説明している。	ご指摘の通り、当初は夏虫山周辺も候補地の一つとして検討しておりましたが、環境条件や地形、電力系統接続の適地評価などを総合的に踏まえ、計画地を変更した経緯がございます。
96-59	4、令和5年7月14日付け大船渡市議会月例会において、説明資料中のQRコードで示された動画が“この動画は非公開です”となっているが、防災対策についての説明の考え方を変えたため、都合が悪くなって非公開にしたのではないかと。	QRコードからの動画視聴ができなかった件につきまして、ご不便とご不信をおかけし、申し訳ございません。情報提供にあたっては、視聴環境や通信条件なども含めて確認を行うべきところ、対応が行き届いていなかった点を深く反省しております。今後は、情報提供方法の多様化とその動作確認を徹底し、確実に住民の皆さまに届く伝え方を整備してまいります。
96-60	5、2020年7月の大窪山牧場跡地すべり兆候調査について、誰も報告書を見ていない。準備書にも反映されていない。いつ、誰が、どのような方法で調査を行い、どのような結果を得たのかを示すのが、調査の基本ではないかと。	ご意見ありがとうございます。大窪山牧場跡地すべり兆候調査は、2020年7月、地質コンサルタントにて、既往文献調査と現地地表地質調査を委託して事業者が実施いたしました。

表 2-1 (101) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-61	6、2019 年 11 月に希少植物調査をやったことにしているが、11 月に山の上で植物が確認できるわけがない。このような調査に基づいて県立自然公園特別地域内工作物新築許可の申請を 2020 年 3 月に行ったのは、同年 4 月から太陽光発電に条例アセスが適用になるための、“アセス逃れ”としか言い様がない。	2019 年 11 月の希少植物調査については、当該地の湿地群落の状況を把握する目的の調査となります。評価書においてわかりやすく記載を改めることといたします。
96-62	7、猛禽類の調査を 2016 年から実施しているが、調査を始めるときに“イヌワシについては問題があったら事業はやらない”と言っていたのは、事業者のジェネラルマネージャー●●● ●氏であった。同社で責任ある立場の発言であるから、非公式とは言え責任を持たなければならない。その後、どの段階においてもイヌワシについては問題ないという状況にはなっていない。準備書においても評価は不確実となったのだから、事業は中止すべきではないか。	イヌワシに対してさらなる影響低減のため、評価書に向けて取りうる最大限の措置を検討してまいります。
96-63	8、本事業の環境影響評価は『住民の意見を解決するために 1, 第三者機関による科学的根拠に基づく評価、2, 事業者と地域住民の積極的なコミュニケーション』という目的を持ってやっているようだが、どちらも無理があるのではないか。準備書は科学的な評価ができていない。住民とのコミュニケーションは事業を推進する特定の人たちと積極的にコンタクトを取っている。反対している人にはお土産を持参して直接訪問したことも問題で、自宅を教えていないのに突然訪ねられた人もいる。本事業が地域課題を作り出している。	本事業においては、専門機関による客観的な調査・予測・評価を実施し、その結果を住民の皆様に丁寧にご説明することを目指してまいりました。また、皆様に少しでもご理解いただけるよう、さまざまな方法でのコミュニケーションにも努めてまいりました。その過程でご不快な思いをおかけした点につきましては、真摯に受け止め、今後の改善に努めてまいります。引き続き、より良い計画づくりに向けて努力を重ねてまいります。
96-64	9、重要な群落への影響予測において濁水による生息環境の悪化を挙げておきながら、“ <u>工事の実施による濁水はほとんど発生しないことから、濁水の流入により生息環境が悪化する可能性は低く、影響は小さいと予測する</u> ”というが、これは予測とは言わない。設置する架台の杭の本数が準備書に掲載されていないが、仮にパネルの枚数と同じだとすれば、7 万 6000 本の杭を埋設するために穴を掘り、その穴を掘るために機械が走行、稼働し、コンクリートが入り、架台、パネル、が運搬され、更に変電所、ケーブル、防災施設等の関連工事が入り、それで地表面が元の状態と変わりませんから濁水は出ませんとの理論は、条例に基づく環境影響評価図書の内容としては不適合としか言い様がない。さらに太陽光パネルが設置されれば表流水が増加し、地表面の浸食が発生する可能性がある。これは濁水の発生要因となりうる。	太陽光パネル面への降雨は、周辺の草地に浸透できるように緩やかな斜面からゆっくりと周辺草地方向に流します。また、地下水の流れを遮断するまでの深さまでの改変はありません。したがって、表流水の発生頻度は変化するものではないと判断しております。

表 2-1 (102) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

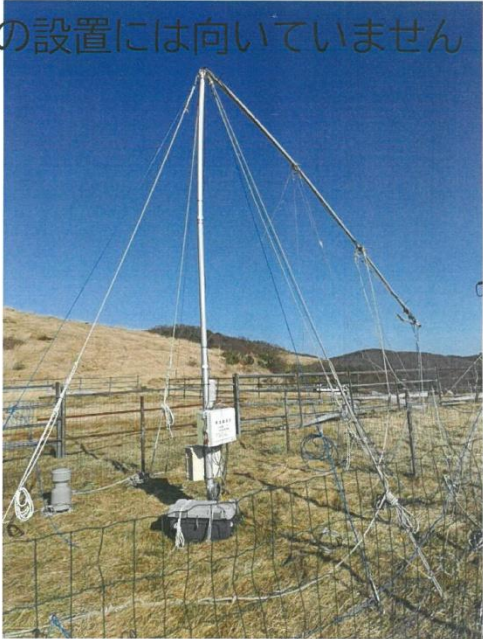
No	意見の概要	事業者の見解
96-65	10、太陽光パネルの設置による表流水の増加は、表面積とそこに降る雨量に相関し、さらに周辺の土壌を浸食することも加味しなければならないが、こういう考察が全く無い。仮に、太陽光パネルの下には雨が落ちることはないから乾燥化が進み、風による浸食も予想される。太陽光パネルが湿地を避けて設置されたとしても、表土が流出して乾燥化し、湿地は成立しなくなる可能性が高い。現地の地表面を覆う植生とクロボクの土壌は保水力を担う決定的な要素であり、これが予測に反映されていないというのは最も重要な環境因子を除いて予測していることに他ならない。	太陽光パネル面への降雨は、周辺の草地に浸透できるように緩やかな斜面からゆっくりと周辺草地方向に流します。また、パネル設置によって杭を打ちますが、地下水の流れを遮断するまでの深さまでの改変はありません。したがって、表流水の発生頻度は変化するものではありませんし、地下水の流れは変わらないものと考えられ、表面土壌の流出も事業実施前と比較して変化しないと判断しております。草地は踏み固めた場所ではないことから土壌の浸透能があります。太陽光パネルはアレイ間のスペースを開けて設置する計画とし、下草の生育を阻害しないように配慮いたします。 「保水力」とは土壌が地下水を浸透させてゆっくり流す力のことと思料します。土壌を踏み固めるとその範囲への降雨は浸透せずに表流水となることがありますが、本事業では大規模切土盛土を行わないことや、パネル設置範囲の下部は草地とする計画です。したがって、雨水が土壌浸透する力に的变化は少ないです。表流水の発生頻度についても変化するものではないと考えております。
96-66	大窪山は風が強すぎて太陽光パネルの設置には向いていません。 ※下段 図	ご意見ありがとうございます。風圧荷重に対する検討に際しては、JISC8955のみならず、大船渡市、釜石市の気象観測所の観測記録や環境影響評価の一環で観測した風速を考慮の上、構造安全性を確保するよう設計を進めてまいります。
96-66 図 1	大窪山は風が強すぎて太陽光パネルの設置には向いていません  2023年10月8日撮影  2023年12月9日撮影	

表 2-1 (103) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-67	”湿地は明確に避ける”、”ボーリング調査の際には養生する”、という説明でしたが全くできていません。 ※下段 図 1	ご意見ありがとうございます。ボーリング調査時の養生が不十分であったこと、ご不信ご懸念を招いてしまいお詫び申し上げます。再発のないよう周知徹底いたします。特に湿地周辺での重機走行に際しては工事管理者だけでなく作業員にも環境影響がないよう周知徹底いたします。また、現況に応じて適切な方法で養生いたします。
96-67 図 1	 湿地を養生せずにボーリングマシンで走行した跡 2023年11月3日撮影	
96-68	ミズゴケは湿地の重要な植生であり、刈り取りは植生を攪乱します ※下段 図 1	ご指摘の箇所は準備書に記載の湿地の周囲に位置する牧草跡地群落を想定した箇所であり、周囲の高茎草地に調査区を設置したものと報告されておりました。調査手法については、極力影響が小さくなるように努めておりますが、生物相の把握のために調査による一時的な影響があることをご理解いただければと思います。
96-68 図 1	 湿地でミズゴケを刈り取り 2023年10月21日撮影 (ミズゴケは湿地の重要な植生であり、刈り取りは植生の攪乱となる)	

表 2-1 (104) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-69	太陽光の設置に伴って、表土が流出します。 ※下段 図 1	他事業についての回答は差し控させていただきます。本事業においては、大規模な切土盛土を伴う改変は行わず、パネル設置範囲は草地として残存させる計画といたしました。パネル架台設置のために穴を開けることはありますが、その面積はごくわずかで、地下水の流れを遮断することではなく、表面流発生頻度や発生量も増加しません。よって、表土の流出はしないものと考えており、予測結果は妥当性があると判断いたします。
96-69 図 1	 五葉山県立自然公園内で設置された太陽光パネルの下は表土が流出し草が生えない。草が生えている場所もあるが、表土がないため植生はまばらで元の植生とは異なる。設置後10年経過。	
96-70	黒ボク層と強風化層 ・保水力の高い層は、<u>風化火山灰の粘土と有機物の多い土壌である黒ボク層と粘土化した花崗岩の強風化層</u>であると判断できる。 現状でも、溪岸からクロボクや砂礫の流出はあり、太陽光パネルの設置によって表流水が増加し、表土の流出が顕著になる可能性が高い。表土が流出すると保水力が低下し、悪循環に陥ります。 ※下段 図 1	「保水力」とは土壌が地下水を浸透させてゆっくり流す力のことと思料します。土壌を踏み固めるとその範囲への降雨は浸透せずに表流水となることがありますが、本事業では大規模切土盛土を行わないことや、パネル設置範囲の下部は草地とする計画です。したがって、雨水が土壌浸透する力の変化は少ないです。表流水の発生頻度についても変化するものではないと考えております。
96-70 図 1		

表 2-1 (105) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-71	事業地周辺に見られる裸地の位置 これを準備書では評価しましたか? ※下段 図 1	空中写真の判読から、最近 48 年間では大規模な崩壊は起きていません。少なくとも最近 48 年間の最大雨量（釜石の時間雨量 68 mm/h：20 年確率雨量に相当）では大規模崩壊は起こらないと判断しています。
96-71 図 1		
96-72	事業実施区域内にはリニアメントが複数見られます。本地形の成立に関係する断層もしくは節理によるものではないでしょうか。 ※下段 図 1	対象事業実施区域の地質は基盤岩が花崗岩であり、その花崗岩の風化による崖錐堆積物や黒ボク土壌が基盤の上に載っているものと判断しております。従って断層とは考えておりません。
96-72 図 1		

表 2-1 (106) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-73	左、事業地外側の裸地の位置を示す。 下、裸地の上端から下方では地表面に亀裂が見られる。 右、裸地の上端から上方の斜面では樹木の傾きが見られる ※下段 図 1	ご指摘の裸地は対象事業実施区域の外側に存在するものです。事業実施においては、裸地に濁水を入れないよう計画をしており、土砂流出防止柵の設置によって裸地での崩壊を抑制できる計画です。
96-73 図 1	左、事業地外側の裸地の位置を示す。 下、裸地の上端から下方では地表面に亀裂が見られる。 右、裸地の上端から上方の斜面では樹木の傾きが見られる	

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (107) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-74	準備書には穴を掘る機械が記載されていませんが、今回は手掘りでしょうか。 左の写真は youtube に投稿されている福島市の工事の動画中のスクリーンショットで、大型の機械が写っています。juwi 自然電力が施工されたようで、動画に登場しています。写真右は工事中の状況です。工事中の施設の損壊や周辺のワサビ田への被害なども指摘されていますが、因果関係や保証はどのようになっているのでしょうか。 ※下段 図 1	ご意見ありがとうございます。くい工法の施工機械は表 2.2-6 建設工事に使用する主な建設機械の種類 (予定) に記載してあるバックホウを使用します。バックホウの先端に打ち込み用の器具を取り付けて施工する計画です。

96-74 図 1	 	準備書には穴を掘る機械が記載されていませんが、今回は手掘りでしょうか。 左の写真はyoutubeに投稿されている福島市の工事の動画中のスクリーンショットで、大型の機械が写っています。juwi自然電力が施工されたようで、動画に登場しています。写真右は工事中の状況です。工事中の施設の損壊や周辺のワサビ田への被害なども指摘されていますが、因果関係や保証はどのようになっているのでしょうか。 
--------------	--	--

96-75	正誤表の正誤表をつくりましたが、沈砂池の集水面積はパネル設置面積の 44 パーセントしかありません。土砂流出防止柵はもっと低い。にも拘わらず、全体をカバーしているかのような準備書の内容になっています。準備書の表に合計を入れないのは、計算しないとうわらないようにするためでしょうか。 ※下段 表 1	パネル枚数に対するパネル設置面積が少ないように感じるとのご意見と史料します。伐採範囲、パネル設置範囲の定義があいまいであったため、分かりにくかったことをお詫びします。頂きました意見をもとに、評価書においてはわかりやすい記載になるよう努めます。
-------	--	--

96-75 表 1	表 7.1.2. 1-10 各沈砂池の集水面積及び表面積 <table><tr><th rowspan="2">沈砂池 No</th><th colspan="4">集水面積 (ha)</th><th rowspan="2">沈砂池面積 (㎡)</th></tr><tr><th>合計</th><th>パネル設置場所等</th><th>草地</th><th>林地</th></tr><tr><td>沈砂池 1</td><td>2.801</td><td>0.838</td><td>1.356</td><td>0.607</td><td>59.15</td></tr><tr><td>沈砂池 2</td><td>1.456</td><td>0.605</td><td>0.830</td><td>0.021</td><td>33.30</td></tr><tr><td>沈砂池 3</td><td>10.635</td><td>2.572</td><td>7.433</td><td>0.630</td><td>140.75</td></tr><tr><td>沈砂池 4</td><td>0.652</td><td>0.213</td><td>0.423</td><td>0.016</td><td>20.95</td></tr><tr><td>沈砂池 5</td><td>3.054</td><td>0.124</td><td>2.894</td><td>0.036</td><td>95.95</td></tr><tr><td>沈砂池 6</td><td>2.377</td><td>0.372</td><td>1.661</td><td>0.341</td><td>88.55</td></tr><tr><td>沈砂池 7</td><td>1.341</td><td>0.027</td><td>1.154</td><td>0.166</td><td>66.20</td></tr><tr><td>沈砂池 8</td><td>0.993</td><td>0.250</td><td>0.620</td><td>0.123</td><td>47.95</td></tr><tr><td>沈砂池 9</td><td>4.582</td><td>2.027</td><td>1.931</td><td>0.624</td><td>105.05</td></tr><tr><td>沈砂池 10</td><td>1.410</td><td>0.861</td><td>0.377</td><td>0.172</td><td>77.30</td></tr><tr><td>沈砂池 11</td><td>2.183</td><td>1.842</td><td>0.274</td><td>0.070</td><td>65.35</td></tr><tr><td>沈砂池 12</td><td>1.922</td><td>0.471</td><td>1.138</td><td>0.335</td><td>55.80</td></tr><tr><td>沈砂池 13</td><td>0.952</td><td>0.367</td><td>0.200</td><td>0.385</td><td>24.40</td></tr><tr><td>沈砂池 14</td><td>1.526</td><td>1.357</td><td>0.169</td><td>0.000</td><td>35.05</td></tr></table> 注1. 本事業の対象事業実施区域域内には、「工事期間中並びに供用時に林地として残す場所」、「工事期間中並びに供用時に草地として残す場所」、「工事期間中は草地だが供用時には草地の上にパネルを設置する場所」、「工事期間中はパネル設置に先立って伐採を行い、供用時にはパネルを設置する場所及び管理用道路等設置場所」が存在する。 注2. パネル設置場所等とは、「工事期間中はパネル設置に先立って伐採を行い、供用時にはパネルを設置する場所」	沈砂池 No	集水面積 (ha)				沈砂池面積 (㎡)	合計	パネル設置場所等	草地	林地	沈砂池 1	2.801	0.838	1.356	0.607	59.15	沈砂池 2	1.456	0.605	0.830	0.021	33.30	沈砂池 3	10.635	2.572	7.433	0.630	140.75	沈砂池 4	0.652	0.213	0.423	0.016	20.95	沈砂池 5	3.054	0.124	2.894	0.036	95.95	沈砂池 6	2.377	0.372	1.661	0.341	88.55	沈砂池 7	1.341	0.027	1.154	0.166	66.20	沈砂池 8	0.993	0.250	0.620	0.123	47.95	沈砂池 9	4.582	2.027	1.931	0.624	105.05	沈砂池 10	1.410	0.861	0.377	0.172	77.30	沈砂池 11	2.183	1.842	0.274	0.070	65.35	沈砂池 12	1.922	0.471	1.138	0.335	55.80	沈砂池 13	0.952	0.367	0.200	0.385	24.40	沈砂池 14	1.526	1.357	0.169	0.000	35.05	下記正誤表の正誤表を作成し、沈砂池14カ所の集水面積の合計を求めた <table><tr><th rowspan="2">合計</th><th colspan="4">沈砂池面積</th></tr><tr><th>パネル設置場所等</th><th>草地</th><th>林地</th><th>㎡</th></tr><tr><td>2.801</td><td>0.838</td><td>1.356</td><td>0.607</td><td>59.15</td></tr><tr><td>1.456</td><td>0.605</td><td>0.830</td><td>0.021</td><td>33.3</td></tr><tr><td>10.635</td><td>2.572</td><td>7.433</td><td>0.63</td><td>140.75</td></tr><tr><td>0.652</td><td>0.213</td><td>0.423</td><td>0.016</td><td>20.95</td></tr><tr><td>3.054</td><td>0.124</td><td>2.894</td><td>0.036</td><td>95.95</td></tr><tr><td>2.377</td><td>0.372</td><td>1.664</td><td>0.341</td><td>88.55</td></tr><tr><td>1.347</td><td>0.027</td><td>1.154</td><td>0.166</td><td>66.2</td></tr><tr><td>0.993</td><td>0.25</td><td>0.62</td><td>0.123</td><td>47.95</td></tr><tr><td>4.582</td><td>2.027</td><td>1.931</td><td>0.624</td><td>105.05</td></tr><tr><td>1.41</td><td>0.861</td><td>0.377</td><td>0.172</td><td>77.3</td></tr><tr><td>2.186</td><td>1.842</td><td>0.274</td><td>0.07</td><td>65.35</td></tr><tr><td>1.944</td><td>0.471</td><td>1.138</td><td>0.335</td><td>55.8</td></tr><tr><td>0.952</td><td>0.367</td><td>0.2</td><td>0.385</td><td>24.4</td></tr><tr><td>1.526</td><td>1.357</td><td>0.160</td><td>0</td><td>35.05</td></tr><tr><td>集水面積合計</td><td>35.915</td><td>11.926</td><td>20.463</td><td>3.526</td><td>915.75</td></tr></table> パネル設置面積27ヘクタールに対するカバー率 0.4417037 あとは周辺に流す計画 沈砂池の管理、水渠、放流口の形状、堤体設置場所の深さおよび河床の状況が不明 水深が無ければ沈砂池内での滞留時間が不明となり、沈降する量が計算できない。	合計	沈砂池面積				パネル設置場所等	草地	林地	㎡	2.801	0.838	1.356	0.607	59.15	1.456	0.605	0.830	0.021	33.3	10.635	2.572	7.433	0.63	140.75	0.652	0.213	0.423	0.016	20.95	3.054	0.124	2.894	0.036	95.95	2.377	0.372	1.664	0.341	88.55	1.347	0.027	1.154	0.166	66.2	0.993	0.25	0.62	0.123	47.95	4.582	2.027	1.931	0.624	105.05	1.41	0.861	0.377	0.172	77.3	2.186	1.842	0.274	0.07	65.35	1.944	0.471	1.138	0.335	55.8	0.952	0.367	0.2	0.385	24.4	1.526	1.357	0.160	0	35.05	集水面積合計	35.915	11.926	20.463	3.526	915.75
沈砂池 No	集水面積 (ha)				沈砂池面積 (㎡)																																																																																																																																																																																
	合計	パネル設置場所等	草地	林地																																																																																																																																																																																	
沈砂池 1	2.801	0.838	1.356	0.607	59.15																																																																																																																																																																																
沈砂池 2	1.456	0.605	0.830	0.021	33.30																																																																																																																																																																																
沈砂池 3	10.635	2.572	7.433	0.630	140.75																																																																																																																																																																																
沈砂池 4	0.652	0.213	0.423	0.016	20.95																																																																																																																																																																																
沈砂池 5	3.054	0.124	2.894	0.036	95.95																																																																																																																																																																																
沈砂池 6	2.377	0.372	1.661	0.341	88.55																																																																																																																																																																																
沈砂池 7	1.341	0.027	1.154	0.166	66.20																																																																																																																																																																																
沈砂池 8	0.993	0.250	0.620	0.123	47.95																																																																																																																																																																																
沈砂池 9	4.582	2.027	1.931	0.624	105.05																																																																																																																																																																																
沈砂池 10	1.410	0.861	0.377	0.172	77.30																																																																																																																																																																																
沈砂池 11	2.183	1.842	0.274	0.070	65.35																																																																																																																																																																																
沈砂池 12	1.922	0.471	1.138	0.335	55.80																																																																																																																																																																																
沈砂池 13	0.952	0.367	0.200	0.385	24.40																																																																																																																																																																																
沈砂池 14	1.526	1.357	0.169	0.000	35.05																																																																																																																																																																																
合計	沈砂池面積																																																																																																																																																																																				
	パネル設置場所等	草地	林地	㎡																																																																																																																																																																																	
2.801	0.838	1.356	0.607	59.15																																																																																																																																																																																	
1.456	0.605	0.830	0.021	33.3																																																																																																																																																																																	
10.635	2.572	7.433	0.63	140.75																																																																																																																																																																																	
0.652	0.213	0.423	0.016	20.95																																																																																																																																																																																	
3.054	0.124	2.894	0.036	95.95																																																																																																																																																																																	
2.377	0.372	1.664	0.341	88.55																																																																																																																																																																																	
1.347	0.027	1.154	0.166	66.2																																																																																																																																																																																	
0.993	0.25	0.62	0.123	47.95																																																																																																																																																																																	
4.582	2.027	1.931	0.624	105.05																																																																																																																																																																																	
1.41	0.861	0.377	0.172	77.3																																																																																																																																																																																	
2.186	1.842	0.274	0.07	65.35																																																																																																																																																																																	
1.944	0.471	1.138	0.335	55.8																																																																																																																																																																																	
0.952	0.367	0.2	0.385	24.4																																																																																																																																																																																	
1.526	1.357	0.160	0	35.05																																																																																																																																																																																	
集水面積合計	35.915	11.926	20.463	3.526	915.75																																																																																																																																																																																

準備書正誤表より

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

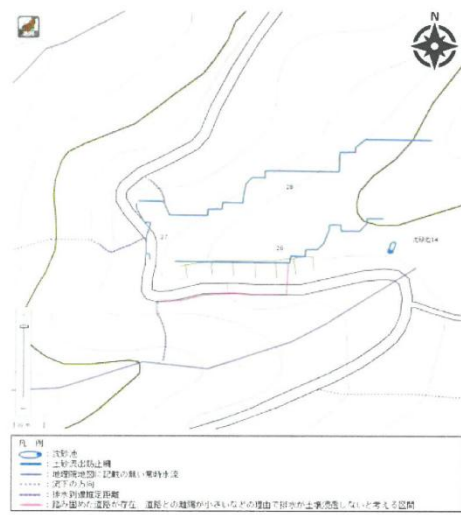
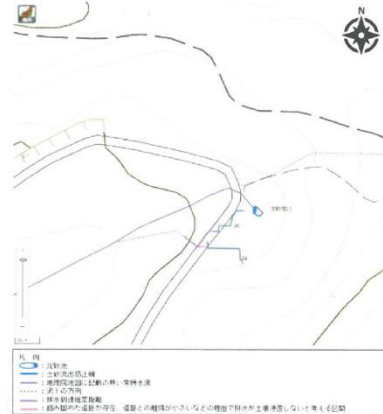
表 2-1 (108) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-76	2020 年 6 月の説明会との相違について 下図は説明会で上映された動画と同じ youtube 動画のスクリーンショット画像です。準備書の考え方が異なります。動画では斜面で水をせき止める構造の防災対策を説明していました。強度が不明な構造物によって斜面で水をせき止めるのは、危険だと思いませんか。下は動画からの文字おこしです。 ・『視点を反対側に移しまして、五葉山から見下ろしたときの設置イメージです。森林の合間を縫って太陽光パネルを設置します。パネルを設置することによる水の流れの影響をご説明いたします。パネルがない場合、大窪山牧場に雨が降ると、一般的な山と同じように山肌の地中に雨水が吸収されます。パネルがある場合、牧草はそのままにし、杭を打ち込んでパネルを設置します。自然公園法に基づきパネル設置地域では山肌の土を動かすことはできません。大窪山牧場に雨が降ると、パネルの間にある牧草地に今までのように雨水が吸収されます。パネルの間は雨水の吸収に十分な距離があります。今回の太陽光パネルの設置により、雨水の流れが変わったり、特定の場所に雨水が集まることはありません。』 ・『防災対策についてご説明します。①防災対策がない場合（現在の状態）、過去の最大降水量を大幅に超えるような大雨が発生した場合、ほとんどの水が草原の上を流れていきます。防災対策がある場合、万が一に備え、雨水や土砂が流れ出さないように防災柵を設置します。水の勢いをせき止め濾過し、防災力を高めます。』 ※下段 図 1	環境影響評価では、方法書、準備書、評価書と段階を追うごとに、どのような環境保全措置をとることによって周辺への環境影響を回避または低減できるかを検討していく制度です。ご指摘の令和 2 年時点の説明会はアセス前である、事業計画の概念的な説明をさせていただきました。アセスの説明会では、より検討された事業計画をご説明させていただいております。
96-76 図 1	防災対策についてご説明します 防災対策がない場合（現在の状態） 過去の最大降水量を大幅に超えるよう 大雨が発生した場合 ほとんどの水が草原の上を流れていき ②防災対策がある場合 に備え、雨水や土砂が流れ出さない 防災柵を設置します 水のいきおいをせき止め ろ過し 防災力を高めます がございましたらご質問をお寄せく	

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・原文では、図の位置は右側であったが、下図と記載した。
- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (109) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-77	これだけではないが、誤った図表はすべて直して縦覧をやり直すこと。 (例) 左と下の図の土砂流出防止柵が道路にはみ出している。 ※下段 図1	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、準備書では表に誤りがあり正誤表を提出することとなりました。ご不信やご懸念を招いてしまったことに対しお詫び申し上げます。評価書では誤った図表等がないよう見直し作業を徹底いたします。
96-77 図1		これだけではないが、誤った図表はすべて直して縦覧をやり直すこと。 (例) 左と下の図の土砂流出防止柵が道路にはみ出している。 
96-78	キイロガガンボカゲロウについての専門家の聞き取りの記述を見ると、この専門家は生息環境を把握していないのか、あるいは知らされていないのか。W2 地点の底生動物調査でも確認されており、底生動物調査での確認位置は事業実施区域から直接流れ出す沢の下流にあたることから、事業実施区域との相関はあり、保全上重要な環境ではない、とは言えない。 ※下段 図1	底生動物調査におけるキイロガガンボカゲロウの確認位置は対象事業実施区域の下流に位置しますが、常時水流への濁水到達はなく、影響は小さいものと考えております。沈砂池は、大きな粒子は止まるが、水は通過できるような堰を沢に設置する予定であり、現状の沢の流れを変えてしまうような構造ではありませんので、大きな環境変化は無いと判断しております。
96-78 図1	（この図表については、他の図表に比べて、この図表が誤りである。） - ギンイチモンジセセリについては、食草であるススキが湿地の周辺に残存するような環境であるが、ススキの生育環境が維持されれば、現状の事業計画がススキに対して大きく影響を与えることはないと思われるので、ギンイチモンジセセリの生息は維持されると考える。 - キイロガガンボカゲロウについては対象事業実施区域へは発生地から偶発的に飛来した可能性があり湿地性種とは考えにくい。行動範囲として対象事業実施区域を利用していたとしても、保全上それほど重要な環境ではないと考える。 - ハッチョウトンボについては水深の浅い湿地に生息するという特性があるが、当該地の湿地が遷移を繰り返す中で、適した環境に生息し続けるということが考えられる。飛翔力の弱い種であるが、風等で飛ばされて新しい生息地に移り住み、そこで繁殖する。湿地性の典型的な植物が生	（この図表については、他の図表に比べて、この図表が誤りである。） ・ギンイチモンジセセリについては、食草であるススキが湿地の周辺に残存するような環境であるが、ススキの生育環境が維持されれば、現状の事業計画がススキに対して大きく影響を与えることはないと思われるので、ギンイチモンジセセリの生息は維持されると考える。 ・キイロガガンボカゲロウについては対象事業実施区域へは発生地から偶発的に飛来した可能性があり湿地性種とは考えにくい。行動範囲として対象事業実施区域を利用していたとしても、保全上それほど重要な環境ではないと考える。 ・ハッチョウトンボについては水深の浅い湿地に生息するという特性があるが、当該地の湿地が遷移を繰り返す中で、適した環境に生息し続けるということが考えられる。飛翔力の弱い種であるが、風等で飛ばされて新しい生息地に移り住み、そこで繁殖する。湿地性の典型的な植物が生

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1(110) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解																				
96-79	キイロガガンボカゲロウについて、事業実施区域内の沈砂池設置場所では底生動物調査を行っていないのに“幼虫の生息環境である河川は改変されないことから影響はない”と予測する”。こういう詭弁はいい加減にしてほしい。沈砂池等、改変区域内での追加調査をしないと影響予測はできない。 ※下段 図 1	底生動物調査におけるキイロガガンボカゲロウの確認位置は対象事業実施区域の下流に位置しますが、常時水流への濁水到達はなく、影響は小さいものと考えております。沈砂池は、大きな粒子は止まるが、水は通過できるような堰を沢に設置する予定であり、現状の沢の流れを変えてしまうような構造ではありませんので、大きな環境変化は無いと判断しております。																				
96-79 図 1	キイロガガンボカゲロウについて、事業実施区域内の沈砂池設置場所では底生動物調査を行っていないのに“幼虫の生息環境である河川は改変されないことから影響はないと予測する”。こういう詭弁はいい加減にしてほしい。沈砂池等、改変区域内での追加調査をしないと影響予測はできない。 表 7.1.4-63(2) 重要な底生動物への影響予測 (キイロガガンボカゲロウ) <table><tr><th colspan="2">分布・生態学的特徴</th></tr><tr><td>岩手県内では大船渡市と住田町から記録されている。幼虫は河川源流部の細流のみに生息する。成虫は発生地の渓流沿いの低草本の葉に静止しているのが見られる。分散力は極めて小さく生息場所は孤立している。</td><td></td></tr><tr><td>【参考文献】 「いわてレッドデータブック 岩手の希少な野生生物 web 版」(岩手県 HP、閲覧：令和 6 年 9 月)</td><td></td></tr><tr><th colspan="2">確認状況及び主な生息環境</th></tr><tr><td>W2において、令和 6 年春季に 2 例を確認した。確認環境は源流域の流速が早く川底が石礫の沢であった。</td><td></td></tr><tr><th colspan="2">測定基準 (表 7.1.4-28 を参照)</th></tr><tr><td colspan="2">④：留意</td></tr><tr><th colspan="2">影響予測</th></tr><tr><td>改変による生息環境の減少・喪失</td><td>本種の幼虫の生息環境である河川は改変されないことから、影響はないと予測する。 本種の成虫は発生地付近の渓流沿いに生息し、改変区域内での確認はなかったことから、影響は小さいものと予測する。</td></tr><tr><td>濁水の流入による生息環境の悪化</td><td>太陽光パネルや変電所を設置する場所は造成による改変を行わないこと、工事用道路は砕石マットや栗石マットを敷設し掘削を行わないこと、特高変電所と連系開閉所を繋ぐ資材運搬の道路はモノレールに変更し改変の程度を減らす計画としたことにより、工事の実施による濁水はほとんど発生しないことから、濁水の流入により生息環境が悪化する可能性は低いものと予測する。</td></tr></table>	分布・生態学的特徴		岩手県内では大船渡市と住田町から記録されている。幼虫は河川源流部の細流のみに生息する。成虫は発生地の渓流沿いの低草本の葉に静止しているのが見られる。分散力は極めて小さく生息場所は孤立している。		【参考文献】 「いわてレッドデータブック 岩手の希少な野生生物 web 版」(岩手県 HP、閲覧：令和 6 年 9 月)		確認状況及び主な生息環境		W2において、令和 6 年春季に 2 例を確認した。確認環境は源流域の流速が早く川底が石礫の沢であった。		測定基準 (表 7.1.4-28 を参照)		④：留意		影響予測		改変による生息環境の減少・喪失	本種の幼虫の生息環境である河川は改変されないことから、影響はないと予測する。 本種の成虫は発生地付近の渓流沿いに生息し、改変区域内での確認はなかったことから、影響は小さいものと予測する。	濁水の流入による生息環境の悪化	太陽光パネルや変電所を設置する場所は造成による改変を行わないこと、工事用道路は砕石マットや栗石マットを敷設し掘削を行わないこと、特高変電所と連系開閉所を繋ぐ資材運搬の道路はモノレールに変更し改変の程度を減らす計画としたことにより、工事の実施による濁水はほとんど発生しないことから、濁水の流入により生息環境が悪化する可能性は低いものと予測する。	 図 6-7(9) 魚類及び底生動物の調査位置
分布・生態学的特徴																						
岩手県内では大船渡市と住田町から記録されている。幼虫は河川源流部の細流のみに生息する。成虫は発生地の渓流沿いの低草本の葉に静止しているのが見られる。分散力は極めて小さく生息場所は孤立している。																						
【参考文献】 「いわてレッドデータブック 岩手の希少な野生生物 web 版」(岩手県 HP、閲覧：令和 6 年 9 月)																						
確認状況及び主な生息環境																						
W2において、令和 6 年春季に 2 例を確認した。確認環境は源流域の流速が早く川底が石礫の沢であった。																						
測定基準 (表 7.1.4-28 を参照)																						
④：留意																						
影響予測																						
改変による生息環境の減少・喪失	本種の幼虫の生息環境である河川は改変されないことから、影響はないと予測する。 本種の成虫は発生地付近の渓流沿いに生息し、改変区域内での確認はなかったことから、影響は小さいものと予測する。																					
濁水の流入による生息環境の悪化	太陽光パネルや変電所を設置する場所は造成による改変を行わないこと、工事用道路は砕石マットや栗石マットを敷設し掘削を行わないこと、特高変電所と連系開閉所を繋ぐ資材運搬の道路はモノレールに変更し改変の程度を減らす計画としたことにより、工事の実施による濁水はほとんど発生しないことから、濁水の流入により生息環境が悪化する可能性は低いものと予測する。																					

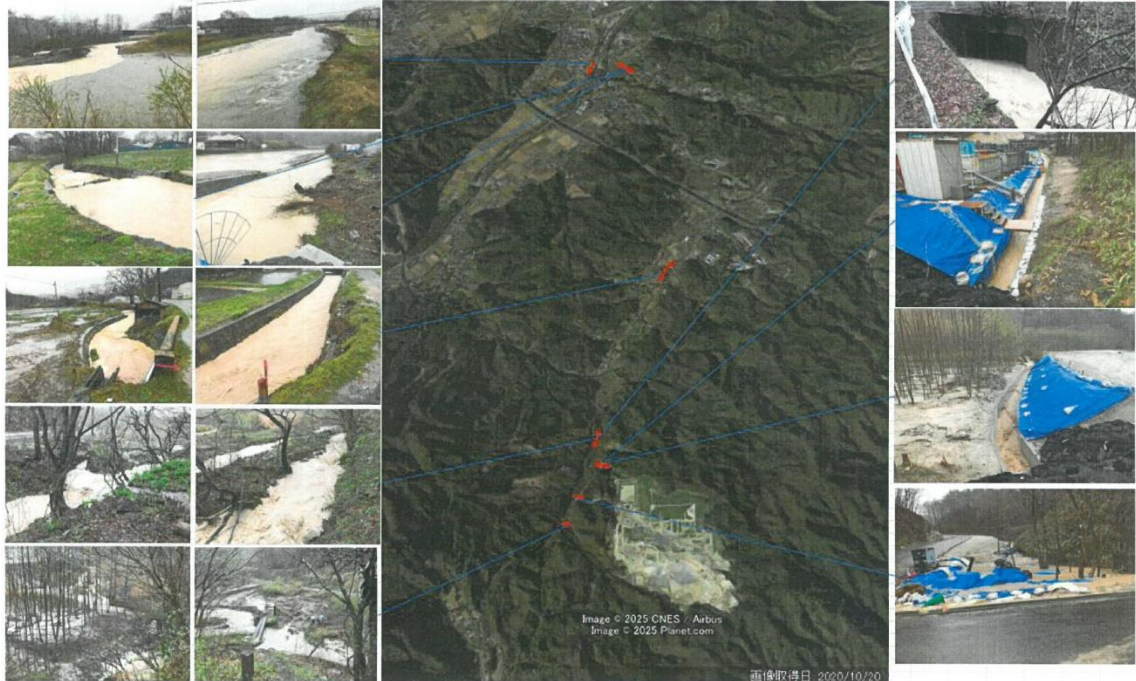
表 2-1(111) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-80	環境影響要因の抽出で重要種 7 つのカテゴリーのうち 5 つで濁水の流入による生息環境の悪化を挙げておきながら、その予測では“工事の実施による濁水はほとんど発生しないことから、濁水の流入により生息環境が悪化する可能性は低いと予測する”と結論づけている。(図チャート赤丸部分) ”工事の実施による濁水はほとんど発生しない“のが前提であれば、予測項目に入れる必要はない。しかし、自然条件でも濁水は発生するから、この前提はおかしい。太陽光パネルの設置により表流水は増加するから、それに伴う濁水の発生を考慮しないのも、適正な条件設定とは言えない。 したがって、予測のすべてにおいて、濁水の発生条件を検証し、予測・評価をやり直す必要がある。 ※下段 図 1	動物の予測項目としては生息環境に水域が含まれる種については濁水の流入による生息環境の悪化を予測項目として加えております。工事の実施による濁水はほとんど発生しないような施工方法であり影響は小さいと予測しております。
96-80 図 1	図 6-7(10) 動物の影響予測及び評価フロー図	

表 2-1 (112) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-81	写真左と中央は事業実施区域から流れ出す沢が溢水して道路を破壊した状況。写真右は事業実施区域から流れる別の沢が溢水し林道を破壊した状況。どちらも2019年の台風で被害にあったもの。大窪山への太陽光パネル設置は、災害を大きくする懸念があるということ。位置関係は市の記録を見るなりして自分たちで確認してください。岩手県内陸地震と、東日本大震災の時には、落石で道路が通行できなくなりました。発電施設の設置には不向きな場所だと思います。 ※下段 図 1	台風や大規模な地震があれば、本事業実施の有無にかかわらず、ある程度の災害は発生することが考えられます。本事業では災害を最小限に抑えるべく、土砂流出防止柵を設置することにしており防災施設巡視点検によりその機能を維持していく計画です。従って、事業実施前に比べて土砂災害を抑制できる方向になると考えております。現地の状況は今後も調査し、把握に努めます。
96-81 図 1		
96-82	トウホクサンショウウオが事業実施区域内に生息しているので調査すること。 産卵場所も事業実施区域内にあります。 ※下段 図 1	トウホクサンショウウオについては文献調査による生息分布は存在するものの、現地調査での確認はありませんでした。調査についてはアセス手続きに基づき方法書の手続きを経て適切に設定しております。調査時期については、松井正文（2021）「新日本両生爬虫類図鑑」によれば産卵期は1-6月とされており、春季調査において確認も可能であったと考えておりますが、卵のうは確認されませんでした。しかしながら、本種については重要種に該当することから、ご意見を踏まえて早春季における追加調査を実施したところ、成体及び卵のうが確認されました。この結果については評価書で記載いたします。
96-82 図 1		

表 2-1 (113) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
96-83	沈砂池から濁水が流出し下流まで到達する事例があるため、土砂流出防止柵と沈砂池が濁水を除去する計算式を第三者が検証しなおすこと。写真は山田町豊間根の津軽石川水系の太陽光発電所開発地 ※下段 図 1	土砂流出防止柵からの濁水到達距離予測は、土砂流出防止柵に表面流による土砂が発生し、柵から濁水が流出した場合に、どこまで排水が到達するかを予測したもので、かなり安全側の予測としておりますが、常時水流までに到達する前に浸透可能としております。また、沈砂池排水も実際の流出係数よりかなり多めの流出係数を使用した予測となっております。
96-83 図 1		
97	・吉浜川の水源地である大窪山に太陽光発電所が建設されることは、住民の生活を脅かし、野生生物の住処を奪うものです。 ・大船渡市の財産である五葉山県立自然公園の景観と自然資源を未来に残したいと考えます。 ・7 万枚もの太陽光パネルが山に設置されると、土地が荒廃し、災害の原因となります。 ・大窪山に太陽光発電所を作ることに反対です。 ・このとおりです。反対です。	水源地としての重要性と、地域の暮らしや生態系への影響を十分に考慮し、濁水防止・土壌流出対策・湿地の保全措置など、複合的な環境保全策を講じております。また、事後のモニタリング体制も整備し、予期せぬ影響にも対応できるよう、継続的な環境管理に努めてまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1(114) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
98	意見) 当事業は、大船渡市吉浜の大窪山、元山において山林等の自然景観地に大量の太陽光パネルを設置し、変電所などの関連施設により土地および景観を改変する事業である。 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）及び周辺には、岩手県、大船渡市の景観的シンボル且つ学術上重要な地形である五葉山が存在すること、また、五葉山県立自然公園第三種特別地域に指定されていること、大窪山、元山の非火山性高原および特殊な湿原の景観資源を損なうこと、イヌワシをはじめとする希少な野生動植物に対する配慮が不十分であり生態系に悪影響を及ぼすものであること、太陽光パネルが風水害および火災に弱く山地での災害の原因になりうることから、事業計画を全面的に見直して太陽光パネルの設置場所として平地の他の場所を選定すること。 以上	自然景観への影響や、地域での暮らしを大切にされているお気持ちに深く敬意を表します。本事業に対して強く反対されるご意見も真摯に受け止めております。計画では、景観への配慮として伐採面積の最小化や視覚的遮蔽、周辺環境との調和に努めておりますが、自然の価値をどう守るかという根本的な問いに、今後も丁寧に向き合い、より良い在り方を模索し続けてまいります。
99-1	意見 吉浜川の源流が大窪山であり、そこに 76608 枚もの太陽光パネルを敷き詰めようとしています。吉浜川が流れ込む吉浜湾は“きっぴんあわび”の産地であり、ワカメ、ホタテの養殖が行われています。大窪山、吉浜川、吉浜湾は一連の生態系であり、吉浜地区の命と生活に関わる事業です。 環境影響評価準備書については、次の問題があります。	吉浜川から吉浜湾に至る一連の生態系が、地域の命と暮らしを支える基盤であるというご意見、深く受け止めております。準備書においては、水質や土砂流出に関する調査と予測を行い、沈砂池の設置や濁水対策などを通じて影響の低減を図る計画を示しておりますが、それでもなお不安が残ること、真摯に受け止めております。今後も、河川流域のつながりを重視しながら、生態系全体への影響が生じないよう、丁寧な配慮と対策を重ねてまいります。地域の皆さまの声を大切に、継続的なモニタリングと改善にも努めてまいります。
99-2	1, 計画している場所が山地であり、地質、地形、気象条件が厳しい場所であるにもかかわらず、災害対策が不完全なものであること。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、計画地が山地であること、地形、地質、気象条件が厳しいものであることを十分認識しております。このような地域特性に対して、事業者としても十分な安全対策を講ずる必要があると考えております。強風や豪雪による倒壊の危険対策として、太陽光発電システムの設計・施工ガイドラインや JIS C 8955 (2017) に則り、適切な構造計算を実施し安全管理審査をクリアした設計の構造といたします。また、施工方法につきましては地質調査及び杭試験結果等からなるべく環境負荷が大きくない施工法を検討していきたいと考えています。さらに、施工中・完了後においても、維持管理のため、年に数回の防災施設点検を実施し、不具合が確認された場合には速やかに補修等を行います。
99-3	2, 水質、地質、動植物の予測、評価が科学的根拠に乏しい内容であること。	岩手県環境影響評価技術指針に従い、他事例等を参考として科学的知見により定量的又は定性的に予測・評価を実施しました。 今後、準備書審査時のご意見を踏まえ評価書を作成していく予定です。
99-4	3, イヌワシ、トキソウ、ミズトンボ、ハッチョウトンボ、ダイコクコガネ、キイロガガンボカゲロウ、トウホクサンショウウオなど、事業地内で希少な動植物が多数確認されており、生息環境の保全策が不確実であること。	現地調査において確認した重要な種については影響の予測を実施し、不確実性がある保全措置については事後調査を実施いたします。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (115) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
99-5	4, 湿地は明確に避けるという、説明会での約束が守られていないこと。また重要な湿地の周りのほとんどを太陽光パネルで囲んでしまう計画であること。	方法書では、パネル配置は全ての湿地を回避できておりませんでした。準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画に変更いたしました。さらに重要種が多く確認されている湿地については太陽光パネルとの間に 5～10m 程度の離隔を確保する検討を行い、評価書に反映させたいと考えております。また、工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。
99-6	5, 五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、景観上の問題が回避できないこと。 以上のことから、本事業は中止すべきと考えます。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。
100-1	意見 吉浜川の源流が大窪山であり、そこに 76608 枚もの太陽光パネルを敷き詰めようとしています。吉浜川が流れ込む吉浜湾は“きっぴんあわび”の産地であり、ワカメ、ホタテの養殖が行われています。大窪山、吉浜川、吉浜湾は一連の生態系であり、吉浜地区の命と生活に関わる事業です。環境影響評価準備書については、次の問題があります。	吉浜川から吉浜湾に至る一連の生態系が、地域の命と暮らしを支える基盤であるというご意見、深く受け止めております。準備書においては、水質や土砂流出に関する調査と予測を行い、沈砂池の設置や濁水対策などを通じて影響の低減を図る計画を示しておりますが、それでもなお不安が残ること、真摯に受け止めております。今後も、河川流域のつながりを重視しながら、生態系全体への影響が生じないように、丁寧な配慮と対策を重ねてまいります。地域の皆さまの声を大切に、継続的なモニタリングと改善にも努めてまいります。
100-2	1, 計画している場所が山地であり、地質、地形、気象条件が厳しい場所であるにもかかわらず、災害対策が不完全なものであること。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、計画地が山地であること、地形、地質、気象条件が厳しいものであることを十分認識しております。このような地域特性に対して、事業者としても十分な安全対策を講ずる必要があると考えております。強風や豪雪による倒壊の危険対策として、太陽光発電システムの設計・施工ガイドラインや JIS C 8955 (2017)に則り、適切な構造計算を実施し安全管理審査をクリアした設計の構造といたします。また、施工方法につきましては地質調査及び杭試験結果等からなるべく環境負荷が大きい施工工法を検討していきたいと考えています。さらに、施工中・完了後においても、維持管理のため、年に数回の防災施設点検を実施し、不具合が確認された場合には速やかに補修等を行います。
100-3	2, 水質、地質、動植物の予測、評価が科学的根拠に乏しい内容であること。	岩手県環境影響評価技術指針に従い、他事例等を参考として科学的知見により定量的又は定性的に予測・評価を実施しました。今後、準備書審査時のご意見を踏まえ評価書を作成していく予定です。
100-4	3, イヌワシ、トキソウ、ミズトンボ、ハッチョウトンボ、ダイコクコガネ、キイログガンボカゲロウ、トウホクサンショウウオなど、事業地内で希少な動植物が多数確認されており、生息環境の保全策が不確実であること。	現地調査において確認した重要な種については影響の予測を実施し、不確実性がある保全措置については事後調査を実施いたします。
100-5	4, 湿地は明確に避けるという、説明会での約束が守られていないこと。また重要な湿地の周りのほとんどを太陽光パネルで囲んでしまう計画であること。	方法書では、パネル配置は全ての湿地を回避できておりませんでした。準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画に変更いたしました。さらに重要種が多く確認されている湿地については太陽光パネルとの間に 5～10m 程度の離隔を確保する検討を行い、評価書に反映させたいと考えております。また、工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。
100-6	5, 五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、景観上の問題が回避できないこと。 以上のことから、本事業は中止すべきと考えます。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。

表 2-1 (116) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
101-1	意見 吉浜川の源流が大窪山であり、そこに 76608 枚もの太陽光パネルを敷き詰めようとしています。吉浜川が流れ込む吉浜湾は“きっぴんあわび”の産地であり、ワカメ、ホタテの養殖が行われています。大窪山、吉浜川、吉浜湾は一連の生態系であり、吉浜地区の命と生活に関わる事業です。環境影響評価準備書については、次の問題があります。	吉浜川から吉浜湾に至る一連の生態系が、地域の命と暮らしを支える基盤であるというご意見、深く受け止めております。準備書においては、水質や土砂流出に関する調査と予測を行い、沈砂池の設置や濁水対策などを通じて影響の低減を図る計画を示しておりますが、それでもなお不安が残ること、真摯に受け止めております。今後も、河川流域のつながりを重視しながら、生態系全体への影響が生じないよう、丁寧な配慮と対策を重ねてまいります。地域の皆さまの声を大切に、継続的なモニタリングと改善にも努めてまいります。
101-2	1, 計画している場所が山地であり、地質、地形、気象条件が厳しい場所であるにもかかわらず、災害対策が不完全なものであること。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、計画地が山地であること、地形、地質、気象条件が厳しいものであることを十分認識しております。このような地域特性に対して、事業者としても十分な安全対策を講ずる必要があると考えております。強風や豪雪による倒壊の危険対策として、太陽光発電システムの設計・施工ガイドラインや JIS C 8955 (2017) に則り、適切な構造計算を実施し安全管理審査をクリアした設計の構造といたします。また、施工方法につきましては地質調査及び杭試験結果等からなるべく環境負荷が大きい施工工法を検討していきたいと考えています。さらに、施工中・完了後においても、維持管理のため、年に数回の防災施設点検を実施し、不具合が確認された場合には速やかに補修等を行います。
101-3	2, 水質、地質、動植物の予測、評価が科学的根拠に乏しい内容であること。	岩手県環境影響評価技術指針に従い、他事例等を参考として科学的知見により定量的又は定性的に予測・評価を実施しました。今後、準備書審査時のご意見を踏まえ評価書を作成していく予定です。
101-4	3, イヌワシ、トキソウ、ミズトンボ、ハッチョウトンボ、ダイコクコガネ、キイロガガンボカゲロウ、トウホクサンショウウオなど、事業地内で希少な動植物が多数確認されており、生息環境の保全策が不確実であること。	現地調査において確認した重要な種については影響の予測を実施し、不確実性がある保全措置については事後調査を実施いたします。
101-5	4, 湿地は明確に避けるという、説明会での約束が守られていないこと。また重要な湿地の周りのほとんどを太陽光パネルで囲んでしまう計画であること。	ご意見ありがとうございます。方法書では、パネル配置は全ての湿地を回避できておりませんでした。準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画に変更いたしました。さらに重要種が多く確認されている湿地については太陽光パネルとの間に 5～10m 程度の離隔を確保する検討を行い、評価書に反映させたいと考えております。また、工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。
101-6	5, 五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、景観上の問題が回避できないこと。 以上のことから、本事業は中止すべきと考えます。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。

表 2-1 (117) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
102-1	意見 吉浜川の源流が大窪山であり、そこに 76608 枚もの太陽光パネルを敷き詰めようとしています。吉浜川が流れ込む吉浜湾は“きっぴんあわび”の産地であり、ワカメ、ホタテの養殖が行われています。大窪山、吉浜川、吉浜湾は一連の生態系であり、吉浜地区の命と生活に関わる事業です。環境影響評価準備書については、次の問題があります。	吉浜川から吉浜湾に至る一連の生態系が、地域の命と暮らしを支える基盤であるというご意見、深く受け止めております。準備書においては、水質や土砂流出に関する調査と予測を行い、沈砂池の設置や濁水対策などを通じて影響の低減を図る計画を示しておりますが、それでもなお不安が残ること、真摯に受け止めております。今後も、河川流域のつながりを重視しながら、生態系全体への影響が生じないよう、丁寧な配慮と対策を重ねてまいります。地域の皆さまの声を大切に、継続的なモニタリングと改善にも努めてまいります。
102-2	1, 計画している場所が山地であり、地質、地形、気象条件が厳しい場所であるにもかかわらず、災害対策が不完全なものであること。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、計画地が山地であること、地形、地質、気象条件が厳しいものであることを十分認識しております。このような地域特性に対して、事業者としても十分な安全対策を講ずる必要があると考えております。強風や豪雪による倒壊の危険対策として、太陽光発電システムの設計・施工ガイドラインや JIS C 8955 (2017)に則り、適切な構造計算を実施し安全管理審査をクリアした設計の構造といたします。また、施工方法につきましては地質調査及び杭試験結果等からなるべく環境負荷が大きくない施工工法を検討していきたいと考えています。さらに、施工中・完了後においても、維持管理のため、年に数回の防災施設点検を実施し、不具合が確認された場合には速やかに補修等を行います。
102-3	2, 水質、地質、動植物の予測、評価が科学的根拠に乏しい内容であること。	岩手県環境影響評価技術指針に従い、他事例等を参考として科学的知見により定量的又は定性的に予測・評価を実施しました。今後、準備書審査時のご意見を踏まえ評価書を作成していく予定です。
102-4	3, イヌワシ、トキソウ、ミズトンボ、ハッチョウトンボ、ダイコクコガネ、キイロガガンボカゲロウ、トウホクサンショウウオなど、事業地内で希少な動植物が多数確認されており、生息環境の保全策が不確実であること。	現地調査において確認した重要な種については影響の予測を実施し、不確実性がある保全措置については事後調査を実施いたします。
102-5	4, 湿地は明確に避けるという、説明会での約束が守られていないこと。また重要な湿地の周りのほとんどを太陽光パネルで囲んでしまう計画であること。	方法書では、パネル配置は全ての湿地を回避できておりませんでした。準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画に変更いたしました。さらに重要種が多く確認されている湿地については太陽光パネルとの間に 5～10m 程度の離隔を確保する検討を行い、評価書に反映させたいと考えております。また、工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。
102-6	5, 五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、景観上の問題が回避できないこと。 以上のことから、本事業は中止すべきと考えます。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。

表 2-1 (118) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
103	意見 本事業は大船渡市吉浜の大窪山牧野の一部に太陽光パネル 76608 枚および関連施設を設置し、荒金山から釜石の送電線を経て売電をする事業であるが、環境への配慮について問題が解決されていないため、事業の中止の判断をすべきである。 大窪山は吉浜川の源流部にあり、大窪山、吉浜川と吉浜湾の連続性から、事業と漁業環境との関連性は高いものと考えられる。吉浜湾の漁業において重要な種は、養殖のホタテ、ワカメ、天然資源のアワビ、ウニ、雑海藻類、他各種漁業があり、これらは吉浜湾の環境に依存している。 また、吉浜川における漁業権に基づくヤマメの放流、サケの捕獲、採卵、孵化事業が行われているが、アユ、ヤマメ、イワナの自然繁殖河川でもある。とくにサクラマスは保全上の重要種であり、ここで漁業権を管轄する吉浜漁協の同意なしに本事業が実施されることは前例を鑑みてもあり得ないことであり、本来であれば行政が漁協の同意を得て事業を行うよう指導するものである。 今後、漁業者の了解を得て事業を行うのであれば、環境影響評価書においても判断に耐えられるもので無ければならないが、準備書において環境への配慮として提示された対策は科学的根拠の乏しいものであり、予測、評価には妥当性がない。 よって、本事業における環境影響評価準備書に対する意見としては、環境への配慮が不足しているから、これを以て事業を実施する事には問題があり、代替地の検討など大幅な計画変更の余地がない本事業においては、事業中止の判断をすることで、生物多様性の保全、漁場の保全に寄与すると考える。 また、本事業においては住民の合意形成と漁業者の了解が土地賃貸証明書に明記された約束であり、これがクリアされない限り事業は実施できない。 以上	大規模なパネル設置が地域環境と住民生活に与える影響へのご懸念、誠にありがとうございます。吉浜地域の自然は貴重な資源であり、自然環境と共生する形で事業の在り方が求められていると認識しております。規模の大きさゆえに生じる影響を最小限に抑えるための対策を強化してまいります。
104	建設予定地周辺は共有地として古くから地元の住民に利用されてきた。景観が特異で貴重であること、希少生物が生息することで、世界的に注目されている。自然公園法特別地域にも指定されているので、開発には特段の配慮が必要だ。漁業への影響についても、十分に調査されなければならない。	対象地が長年にわたり地域の方々に親しまれてきた共有的な場所であるというご指摘、心より敬意を表します。地域にとっての精神的・歴史的な価値を無視して事業を進めることはあってはならず、本事業においても、地域の皆さまの思いをしっかりと受け止めた上で、土地利用の妥当性について再度真摯に検討してまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (119) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
105	意見 本事業は大船渡市吉浜の大窪山牧野の一部に太陽光パネルを設置し、荒金山から釜石の送電線を経て売電をする事業であるが、環境への配慮について問題が解決されていないため、事業の中止の判断をすべきである。 環境影響評価準備書においては海域への影響は調査されていないが、大窪山は吉浜川の源流部にあり、大窪山、吉浜川と吉浜湾の環境について、これらの関連性は高いものと考えられる。吉浜湾の漁業において重要な種は、養殖のホタテ、ワカメ、天然資源のアワビ、ウニ、雑海藻類、他各種漁業があり、これらは吉浜湾の環境に依存している。 また、吉浜川における漁業権に基づくヤマメの放流が行われているが、アユ、ヤマメ、イワナの自然繁殖河川でもある。ここで漁業権を管轄する吉浜漁協の同意なしに本事業が実施されることは前例を鑑みてもあり得ないことであり、本来であれば行政が漁協の同意を得て事業を行うよう指導するものである。 今後、漁業者の了解を得て事業を行うのであれば、環境影響評価書においても判断に耐えられるもので無ければならないが、準備書においてはそのような内容になっていない。環境への配慮として提示された対策についても科学的根拠の乏しいものであり、評価できない。 よって、本事業における環境影響評価準備書に対する意見としては、環境への配慮が不足しているから、これを以て事業を実施する事には問題があり、代替地の検討など大幅な計画変更の余地がない本事業においては、事業中止の判断をすることで、生物多様性の保全、漁場の保全に寄与すると考える。 以上	大規模なパネル設置が地域環境と住民生活に与える影響へのご懸念、誠にありがとうございます。吉浜地域の自然は貴重な資源であり、自然環境と共生する形での事業の在り方が求められていると認識しております。規模の大きさゆえに生じる影響を最小限に抑えるための対策を強化してまいります。
106-1	意見 吉浜川の源流が大窪山であり、そこに 76608 枚もの太陽光パネルを敷き詰めようとしています。吉浜川が流れ込む吉浜湾は“きっぴんあわび”の産地であり、ワカメ、ホタテの養殖が行われています。大窪山、吉浜川、吉浜湾は一連の生態系であり、吉浜地区の命と生活に関わる事業です。環境影響評価準備書については、次の問題があります。	吉浜川から吉浜湾に至る一連の生態系が、地域の命と暮らしを支える基盤であるというご意見、深く受け止めております。準備書においては、水質や土砂流出に関する調査と予測を行い、沈砂池の設置や濁水対策などを通じて影響の低減を図る計画を示しておりますが、それでもなお不安が残ること、真摯に受け止めております。今後も、河川流域のつながりを重視しながら、生態系全体への影響が生じないよう、丁寧な配慮と対策を重ねてまいります。地域の皆さまの声を大切に、継続的なモニタリングと改善にも努めてまいります。

表 2-1 (120) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
106-2	1, 太陽光パネルの設置場所は標高 600m を超える山地であり、地質、地形、気象条件が厳しく、予測、評価においてそれが考慮されていないこと。災害対策が不完全かつ不確実なものであり、土地の浸食、土石流、下流での洪水の可能性が考慮されていないこと。	環境影響評価制度の趣旨は、事業実施による周辺環境への影響を回避または低減するために、どのような環境保全措置を講じることが重要かを検討するものです。よって、防災面への措置等は冒頭の 2 章の事業計画で記載したものとなります。対象事業実施区域周辺住民の皆様のご心配もあることですので、事業実施する前に比べて土砂災害が抑制できるような事業計画を検討しており、地方自治体の防災関連部署とも協議を継続しております。
106-3	2, 草原の地表に穴をあけ、コンクリート基礎の架台を設置し、太陽光パネルを設置すると、表土の流出を招き、土地の荒廃によってそこに住む生物相に影響が生ずるが、準備書においてその予測・評価は不確実であること。	本事業においては、大規模な切土盛土を伴う改変は行わず、パネル設置範囲は草地として残存させる計画といたしました。パネル架台設置のために穴を開けることはありますが、その面積はごくわずかで、地下水の流れを遮断することはなく、表面流発生頻度や発生量も増加しません。よって、表土の流出はしないものと考えており、予測結果は妥当性があると判断いたします。
106-4	3, 生物多様性の損失が大きく、地域全体の生態系に対する配慮がない。	生態系の項目において、上位性、典型性、特殊性の観点から種を選定し、生態系についての影響予測を実施いたしました。
106-5	4, 五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、景観上の問題が回避できない。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。
106-6	5, 吉浜川は漁業権に基づくヤマメの放流、サケの捕獲、採卵、孵化事業が行われ、アユ、ヤマメ、イワナの自然繁殖河川でもある。とくにサクラマスは保全上の重要種であり、また、より上流に住むイワナの場合は繁殖環境に影響が及ぶ可能性があるが、その調査がされていない。濁水の流出は川の魚を全滅させることもあるため、山でこのような工事をする必要は避ける必要があります。太陽光パネルの設置場所は、平地の管理できる場所にしてください。	本事業では、切土盛土を伴う改変を行いません。また、パネル設置範囲の下は草地とすることで、パネル設置範囲の降雨を周辺の草地に浸透させる計画です。また、対象事業実施区域では、沢の地形を利用した沈砂池を設置し、場内で発生した濁水は濃度緩和後に下流に放流することから、準備書に記載しました通り、吉浜川の濁りにはほとんど影響せず、さらに下流の海域に影響を与えることはありません。事業地周辺の利水に井戸水など地下水が使われていることがありますが、地下水の起源はその集水域への降雨であり、先述したようにパネル設置部分の下を草地とすることや、地下水脈を切るような改変を行わないことから、地下水への影響もないものと判断しております。
106-7	6, 事業をやめたほうが生物多様性は守られ、自然も良い方向に向かっていくと思います。	自然環境を重んじるご意見を深く受け止め、今後も自然環境への配慮を最優先に、丁寧に取り組んでまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (121) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
107-1	意見 かつて夏虫で大火があり、その延焼で大窪山も被害にあいました。また牧野開発もありました。時間が経過し、樹木は育って、川の水もよくなってきたところに太陽光の話がやってきました。山と川の大事さは、誰よりも分かっています。これがないと私たちは生きられません。そこで、つぎの意見を述べます。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
107-2	1, 太陽光パネルの設置場所は標高 600m を超える山地であり、地質、地形、気象条件が厳しく、予測、評価においてそれが考慮されていない。災害対策が不完全かつ不確実なものであり、土地の浸食、土石流、下流での洪水の可能性が考慮されていない。	環境影響評価制度の趣旨は、事業実施による周辺環境への影響を回避または低減するために、どのような環境保全措置を講じることが重要かを検討するものです。よって、防災面への措置等は冒頭の 2 章の事業計画で記載したものととなります。対象事業実施区域周辺住民の皆様のご心配もあることですので、事業実施する前に比べて土砂災害が抑制できるような事業計画を検討しており、地方自治体の防災関連部署とも協議を継続しております。
107-3	2, 草原の地表に穴をあけ、コンクリート基礎の架台を設置し、太陽光パネルを設置すると、表土の流出を招き、土地の荒廃によってそこに住む生物相に影響が生ずるが、準備書においてその予測・評価は不確実である。	本事業においては、大規模な切土盛土を伴う改変は行わず、パネル設置範囲は草地として残存させる計画といたしました。パネル架台設置のために穴を開けることはありますが、その面積はごくわずかで、地下水の流れを遮断することはなく、表面流発生頻度や発生量も増加しません。よって、表土の流出はしないものと考えており、予測結果は妥当性があると判断いたします。
107-4	3, 生物多様性の損失が大きく、地域全体の生態系に対する配慮がない。	生態系の項目において、上位性、典型性、特殊性の観点から種を選定し、生態系についての影響予測を実施いたしました。
107-5	4, 五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、景観上の問題が回避できない。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。
107-6	5, 吉浜川は漁業権に基づくヤマメの放流、サケの捕獲、採卵、孵化事業が行われ、アユ、ヤマメ、イワナの自然繁殖河川でもある。とくにサクラマスは保全上の重要種であり、また、より上流に住むイワナの場合は繁殖環境に影響が及ぶ可能性があるが、その調査がされていない。濁水の流出は川の魚を全滅させることもあるため、山でこのような工事をする必要は避けることが必要です。太陽光パネルの設置場所は、平地の管理できる場所にしてください。	本事業では、切土盛土を伴う改変を行いません。また、パネル設置範囲の下は草地とすることで、パネル設置範囲の降雨を周辺の草地に浸透させる計画です。また、対象事業実施区域では、沢の地形を利用した沈砂池を設置し、場内で発生した濁水は濃度緩和後に下流に放流することから、準備書に記載しました通り、吉浜川の濁りにはほとんど影響せず、吉浜川の魚類に影響を与えることはありません。
107-7	6. 事業をやめたほうが自然も良い方向に向かっていくと思います。	自然環境を重んじるご意見を深く受け止め、今後も自然環境への配慮を最優先に、丁寧に取り組んでまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (122) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
108	私の住んでいる大船渡市は美しい自然に囲まれています。その中で最も気に入っている場所が、三陸町吉浜の大窪山、元山です。 元山は標高 700 メートルほどで、森林を抜けるとリアス式崖岸を一望できる小さな高原が広がっています。初めて訪れた時には多くのツツジが山一面に美しく咲いていて、私の住む地域にまだ私の知らないこんなにすてきな場所があったのだと感動しました。 そしてその後も春先や初夏に行くようになり、小さな沢にひとときわ鮮やかに咲くクリンソウや、水が湧き出す湿地で草の上を低く飛び支うハッチョウトンボなどに出会いました。食虫植物のモウセンゴケに昆虫が捕まり、ふかふかとしたミズゴケがぎっしりと湿地のそばに生えていました。 水の中からはイモリが顔をのぞかせ、湿地を中心としたそこで見ることのできない生態系がありました。水が湧き出る様子を見たのも、こんなに生き生きとした生物たちを見たのも初めてでした。 この元山の自然はとても美しく貴重なもので、絶対に守らなくてはならないと強く思います。 2023 年 9 月と今年の 2 月 11 日の説明会に参加し、環境に配慮して事業を行うと聞きましたが、大きな疑問が残りました。地球の環境を守るために太陽光発電所を建てる。しかし、この過程で美しく貴重な自然が犠牲になって良いのでしょうか。この事業が実現してしまえば、あの美しい自然は一面真っ黒の太陽光パネルに覆われ、生物たちも生きていけなくなります。これは、自然からの搾取に他なりません。地球の環境を守るためには、豊かな生態系を保全し、失われた自然を回復させる必要があります。 太陽光発電など再生可能エネルギーの本来の目的は青い地球を守ることだったはずですが、しかし、人間が搾取を続ければ、自然はもちろん、人間もろとも地球は必ず壊れてしまう。様々な動植物が共存し美しい自然が残る大窪山、元山に環境を守るために太陽光発電所を設置する。これは本来の目的に根本的に矛盾します。 この小さな町の自然が守れなくて、どうして地球環境が守れるというのだろうか。地球の環境を守るためにはまずは私たちが地域の自然を大切にし、守っていかなければならない。私はこの町の、そして大窪山、元山の自然が大好きだし、この地球も自然と人間が共生する美しい地球のままであって欲しいと願っています。太陽光発電は中止してください。	自然環境を重んじるご意見を深く受け止め、今後も自然環境への配慮を最優先に、丁寧に取り組んでまいります。
109	大船渡市吉浜における太陽光発電所建設計画に対して、以下の理由からも反対いたします。 環境への影響：太陽光発電所の建設は吉浜、大窪山の自然環境に重大な影響を及ぼす可能性があります。特に、湿地帯や希少な動植物の生息地が破壊される恐れがあります。これにより、生態系のバランスが崩れ、地域の生物多様性が損なわれることが懸念されます。	生態系の項目において、上位性、典型性、特殊性の観点から種を選定し、生態系についての影響予測を実施いたしました。

表 2-1 (123) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
110	年寄りですが、私の故郷です。五葉山、夏虫、大窪、元山どうしてこの自然を壊してしまうのでしょうか。 私は未来に残すべき、自然遺産であり、誇りに思っています。立ち止まって考えなおすことをお願いします。	自然環境を重んじることが意見を深く受け止め、今後も自然環境への配慮を最優先に、丁寧に取り組んでまいります。
111-1	意見 吉浜川の源流が大窪山であり、そこに 76608 枚もの太陽光パネルを敷き詰めようとしています。吉浜川が流れ込む吉浜湾は“きっぴんあわび”の産地であり、ワカメ、ホタテの養殖が行われています。大窪山、吉浜川、吉浜湾は一連の生態系であり、吉浜地区の命と生活に関わる事業です。環境影響評価準備書については、次の問題があります。	吉浜川から吉浜湾に至る一連の生態系が、地域の命と暮らしを支える基盤であるというご意見、深く受け止めております。準備書においては、水質や土砂流出に関する調査と予測を行い、沈砂池の設置や濁水対策などを通じて影響の低減を図る計画を示しておりますが、それでもなお不安が残ること、真摯に受け止めております。今後も、河川流域のつながりを重視しながら、生態系全体への影響が生じないように、丁寧な配慮と対策を重ねてまいります。地域の皆さまの声を大切に、継続的なモニタリングと改善にも努めてまいります。
111-2	1, 太陽光パネルの設置場所は標高 600m を超える山地であり、地質、地形、気象条件が厳しく、元山の一部は亜高山の様相になっているが、予測、評価においてそれが考慮されていないこと。災害対策が不完全かつ不確実なものであり、土地の浸食、土石流、下流での洪水の可能性が考慮されていない。	環境影響評価制度の趣旨は、事業実施による周辺環境への影響を回避または低減するために、どのような環境保全措置を講じることが重要かを検討するものです。よって、防災面への措置等は冒頭の 2 章の事業計画で記載したものととなります。対象事業実施区域周辺住民の皆様のご心配もあることで、事業実施する前に比べて土砂災害が抑制できるような事業計画を検討しており、地方自治体の防災関連部署とも協議を継続しております。
111-3	2, 地質の評価が不十分であること。事業地は森林と放牧地に分かれるが、放牧地においては地表面を植物層、クロボク、真砂土で形成され、ここに穴を開けてコンクリートを注入し太陽光パネルを設置すると雨水により地表から浸食され、土地の保水力が著しく低下し、土地全体の乾燥化を招く。太陽光パネル、土砂流出防止柵も土地の乾燥化の原因となる。更に事業地周辺では過去に沢の溢水や落石、道路の損傷などが発生しており、雨水の流出量が増えることにより災害の危険性が増大する懸念がある。森林の伐採による工作物の設置も同様の懸念がある。事業地内に建設される工事用道路は急傾斜地に計画され、安全性の配慮を全く欠いている。沈砂池は形状が示されていないが、不完全な構造物を設置すれば溪岸の浸食につながるもので、期待している濁水中の浮遊物質の除去にも逆効果となり得る。	対象事業実施区域の土壌の「保水力」というのは、土壌が地下水を浸透させてゆっくりと流す力のことと思料しますが、その地下水を蓄えるのは花崗岩が風化した黒ボク土壌です。本事業においては、黒ボク土壌を大きく改変して切土盛土を作るような計画はなく、パネル設置範囲の下は草地として残すことで、対象事業実施区域への降水をほぼ今まで通りに土壌浸透させることから、周辺の地下水量への影響はないものと考えております。したがって、表流水の発生も事業実施前と大きく変わらず、事業実施による出水の増加は起こらないと判断しています。沈砂池は現状の沢を地形を利用して一部堰き止めて作るものであり、新たな構造物を作るものではありません。

表 2-1 (124) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
111-4	3, イヌワシ、ハチクマ、トキソウ、ミズトンボ、ハッチョウトンボ、ダイコクコガネ、キイログガンボカゲロウ、トワダカワゲラ、トウホクサンショウウオなど、事業地内で希少な動植物が多数確認されており、生息環境の保全策が不確実であること。当該地は周辺を急傾斜地で囲まれているが、事業地から大窪山森林公園に続く樹林地は自然度が高く、五葉山と連続性のある野生生物の生息地として評価されるものである。	現地調査において確認した重要な種については影響の予測を実施し、不確実性がある保全措置については事後調査を実施いたします。
111-5	4, 湿地は明確に避けるという、説明会での約束が守られていないこと。変電所、モノレールなど関連施設が湿地に計画されているが、この場所が重要箇所であることは 2020 年の説明会から指摘され、いまだに回避されていない。また重要な湿地の周りのほとんどを太陽光パネルで囲む計画で、“重要な湿地”と標記しておきながら、それを軽視している。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、湿地は生物多様性に重要な役割を果たしており、その保全は重要であると認識しております。事業においても、湿地の自然環境を損なわないよう、慎重に計画を進める必要があります。 湿地群落は湿地周辺の高茎草地との移行帯を含めて安全側で群落を区分しております。よって群落区分の湿地範囲を回避することにより重要な動植物が生育・生息する環境への影響や、パネル設置による葉の蒸散量による影響は軽微であると考えております。 方法書では、パネル配置は全ての湿地を回避できておりませんでした。準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画に変更いたしました。さらに重要種が多く確認されている湿地については太陽光パネルとの間に 5～10m 程度の離隔を確保する検討を行い、評価書に反映させたいと考えております。また、工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。 モノレールについて、湿地への影響をさらに小さくするためスタート地点を見直しを検討いたします。
111-6	5, 生物多様性の損失が大きく、地域全体の生態系に対する配慮ないこと。	生態系の項目において、上位性、典型性、特殊性の観点から種を選定し、生態系についての影響予測を実施いたしました。
111-7	6, 五葉山県立自然公園第三種特別地域内にあり、景観上の問題が回避できないこと。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。
111-8	7, 住民の合意形成が成されていないこと。	本事業の推進にあたっては、環境影響評価の各段階において、説明会の開催や意見書の募集を通じて、地域の皆さまのご意見を伺ってまいりました。しかしながら、「十分に声が反映されていない」とのご指摘をいただいたことは、私どもの姿勢を見直す機会と受け止めております。今後も、形式的な説明にとどまらず、住民の皆さま一人ひとりの声に丁寧に向き合い、地域とともに歩む姿勢を忘れずに進めてまいります。
111-9	8, 準備書の訂正事項について、説明と周知が不十分であること。	水質の予測条件等の正誤表は、縦覧期間中の 2 月 28 日に弊社ホームページで掲載し、また、縦覧場所において正誤表を提示致しました。 なお、評価書において修正箇所を記載致します。
111-10	9, 説明会での対応が不誠実であること。 以上のことから、本事業は中止すべきと考えます。	説明会における私どもの対応にご不快な思いを抱かせてしまったこと、心よりお詫び申し上げます。地域の皆さまとの対話は、単なる情報提供にとどまらず、信頼関係を築くための大切な場であると私たちは考えております。その認識に至らない言動や説明の不十分さがあったとすれば、真摯に反省し、改善に努めてまいります。

表 2-1 (125) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
112-1	このたび貴社により縦覧に供された「大船渡第一・第二太陽光発電所事業環境影響評価準備書」に関して、私ども日本野鳥の会もりおかは、鳥類の生息環境保全の観点に基づく以下の4点の理由により、準備書に示される当該施設建設設計画案の中止を強く求める旨の意見を申し述べます。 【1】貴重な自然環境の保全に関して 岩手県内陸部の北上高地は山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した多様で豊かな自然環境を有し、一年を通して多様な野生動物が生息しております。実際に当該事業計画に係る貴社の準備書第3章で示されているように、本事業の事業実施想定区域である大船渡市内の大窪山から荒金山にまたがる地域は、様々な鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっています。そのためこれらの地域は岩手県により「五葉山県立自然公園」に指定されております。また大窪山はこれまで牛の放牧場として整備・利用されましたが、現在は吉浜湾や越喜来湾を一望できる素晴らしい景観のもとで多くの住民が自然と触れ合う場所にもなっております。このような地域での大規模太陽光発電施設の稼働は野生動植物の生息環境を脅かし、地域住民の憩いの場としての利用を阻害します。 (1)この地域の自然環境の豊かさはこの準備書の第3章 p. 72～p. 115、及び第7章 p. 422～p. 772にも明らかに示されております。しかし準備書第7章では希少猛禽類に限らず昆虫や植物などにおいて位置情報が公開されず、さらに本文中の随所に黒塗りの部分も見られます。これは当該地域における希少動植物の生息地保全のためと受け止められますが、同時にこの地域に環境省レッドリスト 2020 やいわてレッドデータブックに掲載されている動植物が多く見られることを反映しているとも言えます。当該地域の自然環境は太陽光発電施設の建設と稼働により激変します。例えば太陽光パネルの建設の際には広大な表土が剥ぎ取られ、設置されるパネルの下には太陽光が射さず、降雨量も減少し、地表温度も上昇します。その結果として自生する植物群落は消滅し、それに依存して生息してきた昆虫や小動物などの姿も見られなくなるでしょう。即ちこのような地域での大規模太陽光発電施設の建設と稼働は事業実施区域やその周辺地域の野生動植物の生息環境に悪影響を及ぼし、特に絶滅危惧種の動植物にはそれが致命的であると言えます。 (2)準備書 p. 17～p. 20 には土地利用計画の内訳が示されており、その中では工作物の大部分が「五葉山県立自然公園」の区域内に設置されること、特に太陽光パネルについてはそのうちの約96%が県立自然公園の区域内に設置される予定であることが示されております。そして太陽光パネル群の間に隙間を設けて湿地等を避けるようにすることですが、太陽光パネルに四方を囲まれた小さな湿原が以前と変わらぬ自然環境のまま保たれるはずはありません。そしてこのような開発行為はこの地域の豊かな自然環境を末長く保全しようとする岩手県の方針を踏み躪る行為であり、地域住民がそのような豊かな自然環境と触れ合ってその生態系を理解する貴重な場を失わせるものでもあります。 以上の理由により、私ども日本野鳥の会もりおかは、貴社に対して当該地域における大規模太陽光発電所建設計画の白紙撤回を強く求めます。	(1)本事業においては、樹林の伐採を最小限にとどめることといたしました。パネル設置範囲の大半は牧草地であり、その牧草地についても切土盛土等造成による改変は行わず草地環境を維持することから、草地を生息・生育環境とする動植物については影響が小さいと予測いたしました。重要な動植物については予測評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を実施する計画としております。 (2)パネル設置範囲では地下水の流れを遮断するような深さまでの打ち込みは実施いたしません。よって、地下水の流れは変化せず、湿地群落は維持されるものと考えております。

表 2-1 (126) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
112-2	【2】希少猛禽類の生息環境保全に関して 今回の準備書 p. 77 や p. 591～p. 618 に示されているように岩手県内陸部の大船渡市の大窪山から荒金山にまたがる地域一帯は種々の猛禽類の重要な生息地であり、私どものこれまでの調査・観察結果によっても当該地域やその周辺で 12 種類の猛禽類が確認されております。 特にイヌワシは我が国の天然記念物に指定されている希少大型猛禽類であり、環境省のレッドリストでは絶滅危惧 IB 類、いわてレッドデータブックでは絶滅危惧 I 類に指定されております。そして我が国に生息するイヌワシの 20%ほどが岩手県に生息しております。すなわち、岩手県の北上高地から沿岸にかけての地域は、イヌワシの生息適地として日本国内に残された数少ない地域であると言えます。しかし現在は岩手県内のイヌワシの繁殖成功率が非常に低下しており、その大きな原因としてイヌワシの専門家は各種の開発事業等により「繁殖適地が減少している」こと、および「採餌場（狩場）」が減少して餌不足でヒナが育てられない」ことの 2 点を挙げております。このような状態の下でさらに当該事業計画が実施されれば、岩手県のイヌワシの生息に大きな打撃となることが予想されます。 (1) 当該事業予定地域の大窪山周辺についてはかつて風力発電事業が持ち上がっていたことがあります。その際に岩手県はこの地域がイヌワシの高度利用地域となっていることを根拠に県立自然公園内の開発を許可せず、建設計画は中止に至っております。このような地域で大規模太陽光発電所を建設すると、これまでかろうじて守られてきたイヌワシの生息環境を大きく損なう恐れがあります。それはこのような地域での大規模太陽光発電施設の稼働が、発電施設の規模や面積の大小にかかわらず、採餌適地を大きく狭めるためです。特に太陽光発電の場合は広大な面積が太陽光パネルで覆われ、希少猛禽類の採餌可能な地域が大幅に狭まり、餌不足による繁殖成功率の低下という現状がさらに悪化する危険性が大幅に高まります。 ＜続く＞	イヌワシについては当該地を採餌環境として優先的に利用している可能性が高く、最新の飛翔状況となる令和 6 年度の採餌飛翔の高利用域についてはパネル設置を極力回避をすることで、影響を低減することといたしました。しかし、予測には不確実性を伴うことから事後調査を実施いたします。 (1) 陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドラインにおける立地選定では本事業地付近はレッドゾーンに位置しており風力発電事業については立地上避けるべきであると考えております。風力発電については餌場の喪失の観点とともに事業によるバードストライクの影響は回避を前提とすべきであると考えます。一方で太陽光発電ではバードストライクのリスクは風力発電と比較して少ないため、パネル直下においてイヌワシの餌資源となる生物の生息環境を維持創出し、対象事業実施区域周囲においても採餌環境を維持できるよう引き続き事業計画を検討して参ります。

表 2-1 (127) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
112-2 続き	(2)準備書 p. 595～p. 605 のイヌワシに関する記述には黒塗り部分が多く、詳細は明らかにされておられません。ただその中では餌資源としてのノウサギに着目し、専門家の意見 (p. 264～p. 267) などにも配慮しながら「太陽光パネルを囲むフェンスはノウサギの往来を妨げない形状とする」「太陽光パネルの下はノウサギの餌資源である草地環境を維持する」「イヌワシの止まり木となる杭を設置する」「定期的な草刈りをしてイヌワシの餌場環境を維持する」「太陽光パネルのフェンス周辺にはノウサギの隠れ家となる環境を整備する」などによりイヌワシ生息環境への影響は低減できるとしております。しかし太陽光パネルの真下には主に外来植物が生育し、ノウサギの餌となる植物の生育は限定的となります。従って仮に太陽光パネルがノウサギの生息環境に対してプラスの影響を与えたとしても、その効果は主に太陽光パネルと自然環境の接点部分の狭い範囲にとどまるはずで、小規模太陽光発電の場合にはパネルと自然環境の接点部分が相対的に多くなるため、結果的にはポジティブな効果を及ぼすことがあるかもしれません。それに対して今回の事業計画は太陽光パネル総数 76,608 枚、事業実施区域面積は約 98ha (工作物設置は約 27ha) とかなり大規模です。これでは広い地域全体の山の斜面や草原一面が太陽光パネルに覆われ、その結果として発電施設と自然環境の接点部分の比率が極めて低下します。つまり太陽光パネルの設置によりノウサギが増えるという予測が当該事業に当てはまるか否かについては再検討が必要です。実際に今回の準備書の中でも、太陽光パネルの設置によりノウサギの個体数や生息環境が維持されるとする予測に関する学術的根拠は示されていないようです。 以上の理由により、私ども日本野鳥の会もりおかは、貴社に対して当該地域における大規模太陽光発電所建設計画の白紙撤回を強く求めます。	(2) 太陽光パネルの下部は既存の草地環境を極力維持する方針としており、ノウサギを含めたイヌワシの餌動物の生息環境に正の効果を期待するものですが、予測については不確実性があるため、事後調査として餌動物の生息状況調査についても実施を検討いたします。太陽光パネルの設置に伴うノウサギの個体数や生息環境の知見はありませんが、すでに知見のあるノウサギの隠れ家を創出する等の保全措置を組み合わせることで影響を低減する方針としています

表 2-1 (128) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
112-3	【3】当該地域における渡り鳥の生息環境保全に関して 日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛行コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の越冬等が観察されます。そしてその中には絶滅に瀕して保護を必要とする様々な鳥類が含まれております。特に当該事業予定地域は山林・牧野・農耕地・河川・湖水・湿地等の混在した多様で豊かな自然環境によって構成され、一年を通して多様な野鳥が生育しております。その中にはこの地域で生息するものや、夏鳥として渡来して繁殖活動を行うもの、冬鳥として渡来して越冬するもの、長い渡りの途中で立ち寄るものなどが含まれます。 (1) 今回の準備書 p. 78 のメッシュ図にも示されているように、環境省のレッドリストで絶滅危惧 II 類 (VU)、いわてレッドデータブックでは絶滅危惧 I 類に指定されている海ワシ類 (オジロワシ・オオワシ) が当該地域やその周辺の沿岸部に渡来し越冬します。また近年では岩手県の北上高地や三陸沿岸部がガンカモ・ハクチョウ類等の春・秋の渡りのルートであることも最新の調査により明らかになってきております。しかし今回の準備書の動物の重要な種 (鳥類) のリストの中にガン・ハクチョウ類が含まれておらず、その理由は不明です。さらに今回の準備書の資料 p. 25～p. 27 には当該地域で観察されたという合計 131 種の鳥類のリストが記載されておりますが、この数値は北上高地やその周辺地域での当会のこれまでの観察記録と照らし合わせると明らかに過小であるように思われます。冒頭にも述べましたが、北上高地やその周辺地域には多種多様な鳥類が生息しており、各種渡り鳥の渡りの経由地点としても重要です。それらをきちんと把握することなく事業計画を進めると当該地域の鳥類生息環境を大きく損なうことが危惧されます。 (2) 準備書 p. 82 の文献調査により抽出された動物の重要な種 (鳥類) のリストの中にはオオジシギが含まれております。北上高地は本州内では数少なくなったオオジシギ繁殖地域の一つであり、主に高層湿原や草地などでその生息が見られます。従って当該事業予定地域においてもオオジシギの生息の可能性は高いはずですが、オオジシギは環境省のレッドリストでは準絶滅危惧種 (NT) に、いわてレッドデータブックでは絶滅危惧 II 類に指定されております。しかしそれにも関わらず、この準備書 p. 583 において環境影響要因を検討する上でオオジシギは重要な種から除外されております。このままではオオジシギの生息環境の保全対策が当該事業計画から欠落してしまうと言わざるを得ません。 ＜続く＞	(1) 調査範囲外での確認のため準備書の内容からは除外しておりますが、希少猛禽類調査時に三陸沿岸部を飛翔するマガンの群れを確認しております。対象事業実施区域には水鳥の中継地となる止水域環境に乏しく、ガン・カモ・ハクチョウ類の確認数が少なかったものと考えております。 (2) 現地調査の結果、オオジシギについては、対象事業実施区域及びその周囲での確認はありませんでした。生息すると仮定した場合も、生息環境は湿地に包含されて維持されるため、事業による生息環境の減少・消失の影響は小さいと考えております。

表 2-1 (129) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
112-3 続き	(3) 渡り鳥が太陽光パネルの集合体を水面と見誤ってパネル面やフェンスに衝突して死亡する事故が欧米などでは報告されております。しかし今回の準備書にはこのような事故に関する記述は見当たらず、事故防止対策のための調査も全く行われておりません。これでは環境影響評価の調査としては不十分と言わざるを得ません。 以上の理由により、私ども日本野鳥の会もおかは、貴社に対して当該地域における大規模太陽光発電所建設計画の白紙撤回を強く求めます。	(3) 水禽類やサギ類のパネル衝突の報告についてはご指摘のとおりですが、対象事業実施区域及びその周囲において、ガンカモハクチョウ類についての確認数が少なく、評価の対象外といたしました。”
112-4	【4】当該地域における災害防止に関して近年、地球温暖化に伴うゲリラ豪雨、スーパー台風などにより日本国内の各地で山野での土砂災害が頻発しております。そしてその土砂流出の原因の一つとして全国各地の自治体が規制を強めているのが傾斜地での太陽光発電施設の設置です。また太陽光発電施設での火災も各地で頻発しており、山林火災防止の観点からの注意も必要となります。 (1) 当該事業計画における大規模太陽光発電施設の建設に伴う土砂流出への事前対策については、ようやく今回の準備書第 2 章 p. 23～p. 24 に記載されるようになりました。しかし準備書 p. 39 に示されるように、当該事業計画には大窪山牧場の頂上部や周辺部の傾斜地の樹木の大規模伐採が含まれ、そのほとんどが県立自然公園の区域内です。従って準備書 p. 23 の左下に示される類似事業の写真と見比べる限りでは降雨などに伴って長期間に及ぶ表層土壌の流出という事態は避け難いように思われます。実際に岩手県内では 2019 年 4 月に遠野市内において、山腹での建設工事が原因で太陽光発電事業地から同市小友町外山地区の外山川や小友川に濁水が流れ込むという事件が発生しました。この時の濁水は水田に流入して大きな被害を及ぼし、河川の生態系や、ヤマメやアユの養殖にも多大な影響、損害を与えました。当該事業計画にもパネル設置や取り付け道路整備等のための大窪山周辺での大規模な森林伐採が含まれており、施設の建設や設置・稼働に伴い地震や大雨などの際に地滑り等の土砂災害を引き起こす恐れが懸念されます。さらにこの地域に降った雨が森林で保持されずに河川に流出することにより、吉浜湾、越喜来湾等の沿岸漁業や養殖施設に悪影響を与える可能性もあります。 (2) 当該事業の工事内容には既存の道路の復旧と管理用道路の新設、モノレールの設置、変電所の設置などが含まれております。これらの様々な工事に伴う土地改変・環境改変の影響は区域周辺に一定の幅を持った「面」に及ぼされるはずですが、準備書 p. 16～p. 22 ではこれらの付帯工事の区域が「線」として表示されるにとどまっていて周辺の環境改変への影響は考慮されていないように思われます。すなわちこのままでは長期的な山の斜面崩壊や土砂流出への事前対策が十分に考慮されているとは思われません。発電所の工事期間中の土砂対策にとどまらず、稼働開始以後の長期にわたる万全の防災対策こそが当該地域の自然環境の保全のために求められるはず ＜続く＞	(1)、(2) 環境影響評価は通常範囲の気象条件のもとでどのような環境保全措置を講じることによって、周辺環境への影響を低減できるかを検討することが主眼となっています。通常範囲を逸脱するような気象条件下の対策については極力事業実施が原因となる周辺環境への影響を出さないように検討しておりますが、大規模災害が起こるような気象条件下での地方自治体担当部署との協議が具体化しておりませんので、現時点（準備書作成時）での記述が困難です。なお、ご指摘にあるような大規模災害が起こるような気象条件下では、事業実施の有無にかかわらず、土砂崩れや河川の氾濫、濁水流入は避けることはできません。しかし、事業実施に伴い、土砂流出防止柵の設置などの対策を講じることによって少しでも周辺環境への影響を低減することは可能であると考えております。今後は減災対策を検討し、自治体の関係部署とも協議を行い、事業実施による被害が低減できるよう対策を講じることといたします。 なお、吉浜川への濁水の混入については沈砂池の設置によってその影響はほとんどなく、さらに下流域の海域への影響もないものと判断しております。周辺で使用されている井戸水は地下水が水源であり、そのもとになるのは各井戸の集水域への降雨です。この地下水に影響を与える要因としては①地下水の入り口を踏み固めること②新たな地下水の出口を作ることによって起こります。本事業においては、パネル設置範囲への降水は周辺への草地への浸透または周辺の沢に流入させ、沈砂池で濃度緩和ののちに吉浜川流域に流下させる計画です。また、トンネル工事のように地下水の新たな出口を作るような改変は行いません。したがって、周辺の地下水量への影響や吉浜川流量への影響はまずないと判断しております。

表 2-1 (130) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
112-4 続き	(3) 太陽光発電施設の経年劣化は避けられず、これに関して環境省は 2024 年 8 月 22 日付で「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」を公表しております。しかし今回の準備書にはこのガイドラインに関する言及がほとんどなく、わずかに「事業終了における設置した工作部の取り扱い」（準備書 p. 42）の項目に『ガイドライン等に従い適切に処理する』と書かれている程度です。しかも、いつどのような状態となった場合に事業終了するのかという重要な点が記載されておられません。そもそもこの準備書の中の太陽光パネルの性能等に関わる項目には製造業社名や製造業者の定める耐用年限等の基本情報が全く記載されておられませんし、太陽光パネルの劣化状態をどのように定期点検しどのような周期でパネル交換を実施するのか、不要になった太陽光パネルを環境に配慮しながらどのように回収しどのような形で廃棄処分に付す予定なのか、などについても全く記載されておられません。太陽光パネルは半導体の集積物であり、その中には各種の有害金属・非金属が含まれております。従ってその劣化や破損は水環境を中心とする環境汚染に直結するはずで、当該事業計画においてこの部分への対応が不十分である以上は、万が一の場合に周囲の河川や三陸沿岸の水環境汚染の可能性も危惧されます。 (4) 国内各地で太陽光発電に由来する火災が頻発しており、例えば 2023 年 10 月 12 日には岩手県軽米町、2024 年 4 月 5 日には宮城県仙台市青葉区でメガソーラーの火災が発生しております。太陽光発電が電気施設である以上は、火災発生の可能性を考慮する必要があるはずで、しかしこの準備書第 2 章の中に防火設備や消火設備の設置に関する記述は見られません。さらに、市街地からのアクセスの不便な太陽光発電施設での火災では消火活動に手間取り、結果的には付近の山林に延焼して山火事につながる恐れもあります。太陽光発電施設の火災の原因としては、施設の老朽化とともに、下草の繁茂や小動物の営巣や配線を齧ることなどによる電気系統の短絡も想定されます。その意味ではこの準備書第 6 章の「専門家の意見」に対する事業者の対応として記載されている「太陽光パネルのフェンスの周囲にノウサギの隠れ家となる環境を整備」や「太陽光パネルのフェンスは大型哺乳類も一部通過できる形状のものを設置」などに至っては防災面で非常に危うい措置であると言えます。 ＜続く＞	(3) 太陽光パネルの廃棄につきましては国のガイドラインに則り、適切に対応してまいります。また、事業終了時だけでなく、事業期間中においてもパネルの劣化や破損については定期的な点検を実施し、必要に応じて適切な修理や交換を行うことで、周囲の環境への影響を未然に防ぐよう努めてまいります。 (4) 発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備してまいります。

表 2-1 (131) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
112-4 続き	(5)この準備書 p. 17 には地面からの太陽光パネルの距離が表示されておりませんが、間隔はいかほどなのでしょう。それでいて準備書 p. 37 の図 2.2-11 の下の写真では太陽光パネルに届くほどの下草・樹木の繁茂している様子が示されており、これが当該施設の完成時のイメージとされております。しかし(4)にも述べたように、太陽光パネルに届くほどの植物の繁茂は電気系統の短絡を招く可能性が高く、強風・地震・地滑り等による太陽光発電施設の破損等で火災が発生した場合には下草等に引火して火災を大規模化する恐れもあります。従ってパネルの下に植物が繁茂する状態は防災の観点からは非常に危険であり、稼働後の保守点検の一つとして頻繁に草刈り作業を行うことが義務付けられるはずですが。しかし準備書 p. 41 にあるように太陽光発電施設の除草を年に数回の頻度で行うとしても、これほど広大な施設全体の除草をどのような手段で行うのかが具体的に示されないのは無責任と言わざるを得ません。仮にもここで「除草剤」の使用を想定しているのなら、その点を準備書に明記すべきです。ただそのような場合には膨大な量の農薬が長期間にわたって散布され続ける事になり、この地域での新たな環境汚染に直結します。そしてこれが周囲の豊かな自然環境や生態系や近隣の農牧畜業に悪影響を及ぼすことも十分に想定され、近隣の河川等を通して三陸沿岸に農薬汚染を広げる恐れもあります。 以上の理由により、私ども日本野鳥の会よりおかは、貴社に対して当該地域における大規模太陽光発電所建設計画の白紙撤回を強く求めます。	(5)地面から太陽光パネルまでの間隔は 1m 以上を計画しています。本事業においては、太陽光パネルを設置するエリアは牧草地跡が大半であり、下草が太陽光パネルに達するほどの高さまで成長するエリアは限定的であると考えますが、植物の管理方法としては除草剤を使用せずに草刈り機等を用いることを想定しています。
113-1	環境影響評価準備書を読んでみて以下の点に疑問が残りましたので項目別にまとめて意見します。 1. 自然環境に対する俯瞰的な視点の欠如 全体的にこの発電所がもたらす景観や自然環境に対する俯瞰的な視点に欠けていると思われまます。環境影響評価法が定める項目を網羅してるかもしれませんが、それだけでは不十分であると考えられます。なぜならこの地は北上山地に残された浸食前線の及んでいない高原状の平坦地であり、そこに生息する貴重な動植物や景観はそのまま手を加えずに残すべきと考えるからです。 個別の項目にフォーカスして環境影響評価を加えると、しばしば大局的かつ俯瞰的な視点を見逃してしまいがちです。	環境影響評価準備書については、岩手県環境影響評価技術指針に従って、調査・予測・評価を実施し、その結果を記載しております。 大局的、俯瞰的な視点からの評価は、具体的な手法が確立されていないため、現状のような記載となっています。 今後、関係自治体や専門家の方々から準備書の審査を頂き、そのご意見を勘案して評価書を作成していく予定です。

表 2-1 (132) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
113-2	2. 地形改変や濁水流入の影響予測の過小評価 個別の事象を捉え影響予測を単独で評価しているものの、地形改変や濁水流入の影響は連続的、相乗的に起こることが多く、個別の事象の影響予測を超えてくることが予想されます。また、影響予測の文言の中に「原則」とか、「ほとんど」などの表現を多用していますが、「原則」や「ほとんど」を逸脱する頻度予想や、その対策がまったく記述されていません。	環境影響評価は通常範囲の降雨があった場合にどのような環境保全措置を講じることによって、周辺環境への影響を低減できるかを検討することが主眼となっていることから、原則などの用語を使用して説明を行っています。通常範囲を逸脱するような気象条件下の対策については極力事業実施が原因となる周辺環境への影響を出さないように検討しておりますが、大規模災害が起こるような気象条件での地方自治体担当部署との協議が具体化しておりませんので、現時点（準備書作成時）での記述が困難です。なお、濁水影響に関しては実際の流出係数に比べかなり大きい値を採用しており、過小評価にはなっていません。
113-3	3. 予測不能な事態が発生したときの事業者の責任についての記述の不記載 環境影響評価法で求められていることを記述するだけでは不十分です。事業者としてどこまで責任をもって地域や環境にコミットしていくか不明であるために、本当に環境保全が確保されるかとても心配です。パブリックコメントで求められている以上の姿勢を示していただきたい。	予測に対する不確実性や、事後の対応体制に関するご指摘、ありがとうございます。ご指摘のとおり、予測の精度に限界があることを前提とし、万が一に備えた事後調査と緊急対応体制を整備することが不可欠と考えております。今後は、明確な責任体制のもと、継続的なモニタリングと必要な対策を講じてまいります。
114-1	五葉山県立自然公園の美しい風景を破壊する恐れ及び山林火災の原因となる恐れがあることから、本計画の撤回を求めます。 ■ 五葉山県立自然公園の第三種特別地域 対象事業実施区域は五葉山県立自然公園の第三種特別地域内にあります。ここに太陽光パネルを敷き詰める事業は、自然公園法の法の趣旨に反します。岩手県県立自然公園条例から引用します。 第1条 この条例は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するために必要な事項を定めることを目的とする。 本事業はこの地を自然公園として将来にわたって保護しようとした先人の想いに反するものです。	五葉山の美しい風景と自然環境を守りたいというお気持ち、真摯に受け止めております。景観保全に配慮した設計や、山林火災を防ぐための対策強化などを講じつつ、今後もこうしたご意見を踏まえ、自然公園の趣旨に反しない事業となるよう、慎重に対応を進めてまいります。

表 2-1 (133) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解																									
114-2	■山林火災 2025年2月26日に大船渡市で発生した山林火災は、消失面積が2900haに及び、生活基盤に甚大な被害をもたらしました。仮に、対象事業実施区域で火災が発生した場合、天候などの条件が揃えば、同程度の被害が発生することを覚悟せざるを得ません。近年、報道された太陽光発電所の火災を列挙します。 ※下段 表1 そのほか、報道されませんが太陽光発電システムの火災事故は頻発しています。 消費者庁の事故情報データベースで「太陽光」「火災」をキーワードとして検索すると、461件がヒットします 5)。 独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)の事故情報検索システムで「太陽光」「火災」をキーワードとして検索すると、225件(うち重大事故は167件)がヒットします 6)。 これらの事故は、火元の多くが太陽光モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池といった太陽光発電システムのコアを構成する部品であり、対象事業実施区域のような場所であれば大規模な山林火災の原因となる可能性がある事故です。 そもそも火元となる可能性があるものを山林に設置すべきではありません。 5) 事故情報データベース 消費者庁 https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/ 6) 事故情報検索システム(NITE SAFE-Lite)独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite) https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/dbupdate.html 以上	山火事への不安はごもっともです。発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備してまいります。																									
114-2 表1	<table><tr><th>発生日</th><th>発電所名</th><th>場所</th><th>原因</th><th>参考資料</th></tr><tr><td>2020年12月15日</td><td>北杜市のメガソーラー</td><td>山梨県北杜市</td><td>不明</td><td></td></tr><tr><td>2019年9月9日</td><td>山倉水上メガソーラー発電所</td><td>千葉県市原市</td><td>パネル破損</td><td>1),2)</td></tr><tr><td>2024年3月27日</td><td>ハヤシソーラーシステム高柳発電所</td><td>鹿児島県伊佐市</td><td>蓄電池不具合</td><td>3)</td></tr><tr><td>2024年4月15日</td><td>西仙台ゴルフ場メガソーラー発電所</td><td>宮城県仙台市</td><td>PCS内部のコンデンサ不具合</td><td>4)</td></tr></table> 1)「千葉・山倉水上メガソーラー発電所 太陽電池破損事故」2019年10月28日 京セラ TCL ソーラー合同会社 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/019_03_00.pdf 2)「市原市山倉ダム水上メガソーラー火災発生でドラゴンハイパー・コマンドユニット出動」消防の動き'20年1月号 https://www.fdma.go.jp/publication/ugoki/items/rei_0201_36.pdf 3)「蓄電池設備における爆発・火災事故 及びその対応について」令和6年9月10日 産業保安・安全グループ 電力安全課 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/denki_setsubi/pdf/021_03_00.pdf 4)「大規模太陽電池発電設備における火災事故 及びその対応について」令和6年9月10日 産業保安・安全グループ 電力安全課 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/denki_setsubi/pdf/021_04_00.pdf	発生日	発電所名	場所	原因	参考資料	2020年12月15日	北杜市のメガソーラー	山梨県北杜市	不明		2019年9月9日	山倉水上メガソーラー発電所	千葉県市原市	パネル破損	1),2)	2024年3月27日	ハヤシソーラーシステム高柳発電所	鹿児島県伊佐市	蓄電池不具合	3)	2024年4月15日	西仙台ゴルフ場メガソーラー発電所	宮城県仙台市	PCS内部のコンデンサ不具合	4)	
発生日	発電所名	場所	原因	参考資料																							
2020年12月15日	北杜市のメガソーラー	山梨県北杜市	不明																								
2019年9月9日	山倉水上メガソーラー発電所	千葉県市原市	パネル破損	1),2)																							
2024年3月27日	ハヤシソーラーシステム高柳発電所	鹿児島県伊佐市	蓄電池不具合	3)																							
2024年4月15日	西仙台ゴルフ場メガソーラー発電所	宮城県仙台市	PCS内部のコンデンサ不具合	4)																							

表 2-1 (134) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
115	私は貴社が計画している、大船渡第一・第二太陽光発電所事業の計画について、私の意見を申し上げます。 大窪山は車で登れる自然豊かな山で、タヌキ、アナグマ、テン等の小動物小鳥のさえずりの絶えない、そして色とりどりに季節の花々が咲く楽園です。この景観が太陽光パネルに覆われれば、アット云う間に、一網打尽に壊される懸念があります。更に大窪山一帯は、地域住民の井戸であり、農業、漁業等に欠かせない水源です。本当に大丈夫なのか、非常に心配です。 以上の事などからこの計画は速やかに中止して下さい。	景観については、周辺の地形を利用しながら可能な限り改変面積、伐採面積を小さくする、工事の際に生じた裸地は、速やかに緑化を図る等の環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在による主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観への影響は小さいと予測されることから、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しました。 周辺で使用されている井戸水は地下水が水源であり、そのもとになるのは各井戸の集水域への降雨です。この地下水に影響を与える要因としては①地下水の入り口を踏み固めること②新たな地下水の出口を作ることによって起こります。本事業においては、パネル設置範囲への降水は周辺への草地への浸透または周辺の沢に流入させ、沈砂池で濃度緩和のちに吉浜川流域に流下させる計画です。また、トンネル工事のように地下水の新たな出口を作るような改変は行いません。したがって、周辺の地下水量への影響や吉浜川流量への影響はまずないと判断しております。
116-1	日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点から、岩手県大船渡市で計画されている大船渡第一・第二太陽光発電所事業（事業者：自然電力株式会社、発電出力 29,400kW、太陽光発電パネル（モジュール）：約 76,608 枚、工作物設置面積約 27ha）の環境影響評価準備書（作成委託事業者：一般財団法人日本気象協会）に関する意見を述べる。 本アセス図書で示された発電所の計画地のうち、太陽光発電パネルの設置予定場所の全域は五葉山県立自然公園に指定されており、大窪山地区の景観、および自然環境への影響を免れないため、大幅に事業を見直すべきである。 また、2 月末から起きた大船渡市南東部山林火災の状況から、当該事業の工事、供用後に火災が発生した場合の具体的な対応と責任を明確に示すことが事業者には求められる。	自然保護の専門的立場からのご意見、誠にありがとうございます。ご指摘いただいた希少猛禽類や湿地環境の保全については、私たちも重要な課題と認識し、調査・計画の各段階で専門家の知見を取り入れてまいりました。事業地では湿地性重要種を回避し、イヌワシなどの餌場環境への配慮として、草地維持やフェンスの構造にも工夫を加えております。 引き続き、生物多様性の保全と再エネ推進の両立に取り組み、真摯な姿勢で検討を続けてまいります。また、発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備してまいります。

表 2-1 (135) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
116-2	1. イヌワシの個体群の存続のため大窪山の開発はすべきではない 事業者の猛禽類調査では、イヌワシが自主調査時から継続的に確認されており、本アセス図書に記載された本調査でも 52 例確認し、対象事業実施区域を 15 例が通過したと記載され、ある程度離れた営巣地の個体の飛来であると判断している。生息地保全の観点で、位置や距離や飛翔図が伏せられており、対象事業実施区域で確認されたイヌワシの個体数、雌雄、確認時期、採餌や求愛などの行動の詳細は不明である。しかし、準備書に「当該地を採餌環境として優先的に利用している可能性が高いと考えられる」「令和 6 年の採餌行動の高利用域は対象ペアにとって重要度が高いものであったと考えられる」と記述があることから、イヌワシの採餌環境としての重要性を示すものである。それは、イヌワシが山頂域の上昇気流を利用して採餌とその後の運搬がしやすい地形的特性によるもので、単純な採餌環境の植生の面積比で重要性を評価できるものではない。また、準備書時点での専門家等からの意見でも「イヌワシは対象事業実施区域をよく利用しており、そのなかでも高利用域と改変区域が重なっている」「調査結果に伴い事業計画地の選定からやり直す必要があると考える。」という指摘がされている。このようなことから、対象事業実施区域には営巣地がないとはいえ、イヌワシの生息への影響は否定できない。東北地方のイヌワシの繁殖成功率が 15%と危機的な状況（日本イヌワシ研究会、2015）のなか、岩手県は 2024 年に「陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドライン」においてイヌワシの生息地域のゾーニングを公表している。当該地域は、レッドゾーン（イヌワシの重要な生息地、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域）に該当しており、岩手県内のイヌワシの生息地として重要な場所の一つとされている。このようなことから、イヌワシの個体群の存続のうえでも貴重な採餌環境である大窪山での太陽光発電の開発はすべきではなく、大幅に事業を見直す必要がある。	イヌワシは当該地を採餌環境として優先的に利用している可能性が高く、最新の飛翔状況となる令和 6 年度の採餌飛翔の高利用域についてはパネル設置を極力回避をすることで、影響を低減することといたしました。

表 2-1 (136) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
116-3	2. 湿地上方の斜面において森林伐採を伴う太陽光パネル設置は行うべきではない 対象事業実施区域内の大窪山周辺には、湧水とその流れ込みにより形成された湿地が点在し、本アセス図書ではトキソウやミズトンボ、ホシクサ類などの希少種が生育・生息していることが示されている。対象事業実施区域内で最もまとまった面積で湿原が分布している場所は、対象事業実施区域北東部の沢沿いである（図 7.1.5-10(1)）。図 2.2-5(20)の施設の配置計画図によると、この最もまとまった面積の湿原の北側斜面では、太陽光パネルの設置が計画されている。図 2.2-12(1)によると、同所での太陽光パネル設置は、森林を伐採して設置を行う計画となっている。国内ではトキソウやミズトンボなどの湿原性の希少種は絶滅の危機にあり、その原因の一つとして、湿原周辺の樹林伐採による土砂流入が指摘されている（岐阜県 2014）。 このように、たとえ直接的に湿地の改変は行わなくても、湿原上方で森林を伐採して太陽光パネルを設置する行為は、湿原の環境悪化を招く可能性があることから、行うべきではない。 <文献> 岐阜県. 2014. 岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編）改訂版, 岐阜.	対象事業実施区域の中で湿地においては、透水試験の結果を見ても明らかなように降雨がほとんど浸透しない場所です。なので、湿地への降雨や周辺での湧水の湧出によって時々湿地の水が交換されているものであると考えられます。現時点の事業計画では、湿地と重なる工事用道路については、碎石マット及び栗石マットを採用し、水の流れを遮らないようにすること、太陽光パネルは湿地を避けて設置する計画としたこと、特別高圧ケーブル及び通信ケーブルは、一部湿地等を越える箇所は電柱を用いた架空配線方式としたこと、周囲は基本的に、裸地化させたり踏み固める場所をつくらないことにより湿地（植物）への影響は可能な限り低減させる計画としております。工事用道路と湿地が重なった箇所については、今後、湿地を回避した迂回路を検討します。
116-4	3. 湿原を分断するような工事用道路の設置は行うべきではない 図 7.1.5-11(2)で示されているように湿原を分断しての工事用道路の設置が計画されている。本アセス図書では碎石マットや栗色マットを採用するため、湿原への影響は少ないと結論付けている。しかし、このような斜面に形成されている湿原の場合、表土が薄く岩盤が地表近くにあるため雨水が地中深くにしみこまず、地下水が湧出することで湿原が形成されている可能性が高い。そのため、たとえこのような工法を採用しても、工事用道路の下流部への水流および地下水への影響は避けられない。また、本アセス図書には工事により裸地が発生した場合、早期に緑化することが記述されているが、具体的な緑化の種類や方法がまったく記述されておらず、緑化による湿原への悪影響が強く懸念される。このようなことから、湿原保全の観点から湿原を分断しての工事用道路設置は行うべきではない。	対象事業実施区域の中で湿地においては、透水試験の結果を見ても明らかなように降雨がほとんど浸透しない場所です。なので、湿地への降雨や周辺での湧水の湧出によって時々湿地の水が交換されているものであると考えられます。現時点の事業計画では、湿地と重なる工事用道路については、碎石マット及び栗石マットを採用し、水の流れを遮らないようにすること、太陽光パネルは湿地を避けて設置する計画としたこと、特別高圧ケーブル及び通信ケーブルは、一部湿地等を越える箇所は電柱を用いた架空配線方式としたこと、周囲は基本的に、裸地化させたり踏み固める場所をつくらないことにより湿地（植物）への影響は可能な限り低減させる計画としております。工事用道路と湿地が重なった箇所については、今後、湿地を回避したう回路を検討します。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (137) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
116-5	4. 湿原への悪影響が明らかな沈砂池の位置の再検討を行うべきである 図 2.2-4(1)で示されている沈砂池の位置は、湿原そのものを避けて計画されている。一方で湿原間や、湿原が分布する沢の直上に隣接する場所で沈砂池の設置が計画されている。図 2.2-6(4)には、沈砂池に用いるふとん籠のイメージ図は示されているが、本アセス図書にはどのような工事により沈砂池を設置するかが掲載されておらず詳細は不明である。しかし、土地の改変なく沈砂池を設置することは不可能であり、沈砂池を設置することで下流部や隣接地の地下水や雨水の流れが変化することは免れない。湿原の隣接地、湿原の上流部に沈砂池を設置するべきではなく、沈砂池の設置場所の再検討を行うべきである。	沈砂池は、現状存在する沢筋の傾斜が緩くなっている部分を利用して設置する計画です。これは、現状の水流をできる限り変更しないよう検討したものです。
116-6	5. 本アセス図書を常時公開し、ダウンロード、印刷ができるようにすべきである 本アセス図書の閲覧は、インターネット上で閲覧は可能ではあるが、印刷やダウンロードができず、縦覧期間終了後は公開されないため、アセス図書の内容が実際の計画地の状況と齟齬がないか確認することが難しい。 地域住民や利害関係者が常時、容易に精査できることが、環境影響評価の信頼性にもつながるものであり、地域との合意形成を図るうえでも不可欠である。全事業の環境影響評価図書を常時公開している事業者もあり、本事業者の対応は不親切といわざるを得ない。縦覧期間後も地域の図書館などで、図書を常時閲覧可能にし、また、事業者のホームページ上で随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。 以上	本準備書は著作物です。不特定多数の方が閲覧されますが、図書の印刷・編集・保存は、図書に記載する情報の意図しない流用や改変、悪用を避けるため、それら機能を制限しています。
117-1	表題の事業計画について反対する。以下に理由を述べる。 1. 大船渡市三陸町綾里・末崎・赤崎地域などの山林火災について 2025 年 2 月 26 日に発生した大船渡市の山林火災では、発生から 12 日目の 3 月 11 日にいたってようやく鎮圧が宣言された。焼失面積は約 2,900ha、市の面積の約 9%におよぶとのことで、甚大な被害となった。 大船渡第一・第二太陽光発電所事業（以下「対象事業」）予定地から上記山林火災の現場までの距離は、地図上での計測で約 15km であり、野鳥・野生生物の生息圏としては十分に近く、種によっては採餌圏としても同一と言っていい近距離である。 それほどの近距離で先述の通りの広大な面積が消失した以上、当該地域に生息していた野生生物は生息域を移動するのは間違いなく、大船渡第一・第二太陽光発電所の事業予定地の生態系も大きく変わることが容易に予測される。その影響が観測され、正當に評価されるにはこれからさらに時間がかかるであろうこともまた容易に予測される。必然的に、対象事業の「環境影響評価」もまた、さらに時間をかけて再調査・評価されるべきであるため、対象事業の計画を根底から見直すべきである。	森林火災により被害を受けた方々には被害を受けた方には心よりお見舞い申し上げます。事業予定地について生態系の変化も間接的に想定される可能性もありますが、その影響についてはご指摘のとおり正當に評価されるにはさらに時間がかかると思われます。よって必要なものは再調査ではなく、前後の変遷を適切に評価することと考えます。

表 2-1 (138) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
117-2	2. メガソーラー火災について 上述の山林火災に関連するが、2024 年にも全国的にメガソーラー施設の設備破損が原因となった山林火災が多発した。 例 1. ハヤシソーラーシステム高柳発電所火災事故 鹿児島県伊佐市 2024 年 3 月 27 日発生 例 2. 施設名不明 北海道根室市 2024 年 4 月 13 日発生 例 3. 西仙台ゴルフ場メガソーラー発電所 宮城県仙台市 2024 年 4 月 15 日発生 上記以前にも、千葉県・山梨県などでメガソーラー施設に起因する山林火災があった。メガソーラー施設に起因する山林火災においては、野生動物がケーブル等をかじる、死骸が回路や基板に付着してショートする、発電設備の金属類を狙った窃盗を行う犯罪者による後始末の不十分な解体など、多様な火災発生要因が報告されている。管理者が常駐せず人の気配のしない、原野のような山林に大規模な設備を建設する対象事業では、上記の要因が多発することも容易に予想される。 上記の火災事例において、事業計画の概要などがすでに公開されていない施設ばかりで管理体制についての情報がないためはつきりとわからないが、一部報道では月一回程度の定期点検を行うことにはなっていた、とのこと。 対象事業でも準備書の 2.2-36 に同様の点検が計画されているが、それで設備の点検が充分ではないことは先行事例によっても示されている。 また、対象事業の予定地に至る道路は普通自動車一台がようやく通れる程度の幅で、曲がりくねった山道であるため、山林火災が起こった場合に迅速な消火対応が可能であるとはまったく思えない。そういう場所に対象事業のような施設を建設し、いざ火災が起きた際に「消火は消防署の責任である」というのであればあまりにも無責任で、それが「適切な対処」であるとは考えられないので、対象事業の計画を根底から見直すべきである。	火災に関するご心配をお寄せくださり、ありがとうございます。ご懸念のとおり、電気設備を有する施設において火災リスクはゼロとは言い切れず、本事業においても重要なリスクと認識しております。そのため、設備の品質管理・配線の適切な設計・防火対策に加え、設置後の点検・モニタリングを通じて、安全管理を徹底してまいります。加えて、地域消防との連携や万一の際の対応手順も整備していく計画です。安心していただけるよう、引き続き慎重に対策を講じてまいります。

表 2-1 (139) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
117-3	3. 対象事業の廃棄物について 2024 年に環境省が公開した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」では、太陽光発電設備を構成する各部品に対して、リサイクル等の方針は定めているが、「適切に処理する」「防止策をとる」「適切に対応する」ばかりで具体的な処理処分の方法は示されていない。「埋め立て」との記載はあるが、「埋め立て」による廃棄物処理は環境負荷の点で正確に観測・評価されているわけではなく、他に方法が無いからそうしてきた、という消去法の対処である。つまり廃棄物処理の手法というより土の下に隠しただけのことで、その問題点は数十年来指摘され続けている。 あくまでガイドラインであり、ロードマップである、ということであろうが、つまり太陽光発電設備は、事業の終末である処理処分の方法が未だ確立されていない、発展途上の技術ということでもある。 これは対象事業に限ったことではないが、太陽光発電は「再生可能エネルギー」の筆頭として位置づけられ、環境負荷が小さいとの触れ込みであるが、処分段階での環境負荷が正確に示されておらず、ライフサイクルコストを正確に算定することはできない。 対象事業の廃棄物計画においても、「適正に処分する」と書かれているが、「どうすれば適正に処分されるのか」が具体的に示されていない。 低負荷と言える根拠が無い以上、対象事業の計画を根底から見直すべきである。	ライフサイクルアセスメントの観点では、太陽光発電システムの製造から廃棄に至るまでの温室効果ガス排出量が算出されており、一般的に 1～2 年ほどの発電でライフサイクル中の排出量を相殺できると言われております。 リユース・リサイクルができない太陽光発電設備は最終的に埋立処分となりますが、埋立処分が抱える課題は太陽光発電事業のみならず社会全体で解決していくものと考えております。環境への負荷を低減するため、可能な限りリユース・リサイクルを検討する、信頼できる業者を選定するなど適切に処分をいたします。
118	別紙のとおり 表題の事業に、反対します。 <理由> ・準備書ならびに要約書「第 2 章 対象事業の目的及び内容」の「端緒」によれば、本事業計画のきっかけが未利用地の有効活用の相談であった、ということ。あくまで未利用地の活用が目的だったのであって、太陽光発電所事業の推進はあくまでその方法のひとつに過ぎず、この場所で太陽光発電所事業が必要であるという理由にはならないはずである。 ・未利用地というが、人間にとっては未利用でも、絶滅危惧種をはじめとした野生生物にとっては未利用地でも何でも無い。生存し、繁栄に必要な場所である。 ・大船渡の山林火災により、市の面積のおよそ 9%が焼失し、大船渡ではただでさえ大規模な山林が焼失してしまった。今後、降雨等による土砂流出等のリスクも考えられる中、同市内で同様のリスクが考えられるような事業を止めずに進めることには疑問を覚える。ただでさえ今回の山林火災によって、住民は多大な被害、ショックを受けているはずである。本事業に対して、住民のストレスや不安が増大することはあっても、安心できる材料など到底ないと考ええる。	率直なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。準備書および要約書をご覧いただいたうえでのご不信の声、謙虚に受け止めております。本事業は、地域の環境保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーの供給を通じて脱炭素社会への貢献を目指すものです。ご指摘の第 2 章（事業計画）や第 7 章（予測評価）は、科学的根拠に基づき記述しておりますが、ご安心いただけるよう、引き続き慎重に対策を講じてまいります。 山火事への不安はごもっともです。発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備してまいります。

表 2-1 (140) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
119	太陽光発電が、この地域、又住民のみなさんにどれほどのメリットがあるのでしょうか 絶滅危惧種にまで指定されているイヌワシ、オジロワシなど大事な生き物達が生息している地でそのようなものが1度設置されたら元には決してもどらないわけを取り返しのつかないことになるのではないのでしょうか。 ハッチョウとんぼと、とても小さく、か弱く懸命に生きています。その姿に、けなげさを感じ、命の大切さを思います。便利さ経済性のみで自然をないがしろにしているのでしょうか。こんな思いでこの計画に反対します。	生態系への影響評価に関するご指摘、真摯に受け止めております。準備書では、文献調査に加え、複数回にわたる現地調査を通じて植物・動物・生態系の状況を把握し、対象種ごとの保全措置や土地改変回避の方針を示しております。さらに、工事前後のモニタリングを行い、実際の環境変化に応じて必要な追加措置を講じる体制としております。今後もより一層丁寧な環境評価と改善に努めてまいります。
120	太陽光発電所建設は多くの生物から生息環境を奪うだけでなく、山地生態系が有する雨水の土壌吸収能力が損なわれることにより、そこで暮らす人々の生活や生産環境を大きく破壊します。また、山地森林原野での太陽光発電所の建設は地球温暖化ガス排出抑制には効果が薄くかえって生物多様性保全およびSDGsといった国際的な環境保全活動の達成を妨げるものであり、本来の目的からも大きく外れていると思います。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
121	この地域はイヌワシやオジロワシ、オオワシなどのような絶滅危惧種が生息する自然豊かな地域です。また、この計画によって吉浜川の水が濁水や濁水し、飲用水や水田の水、漁業に被害が出るのが懸念されており、地元の多くの自治会が反対しています。一度環境を壊してしまうと同じように戻すことはできません。多くの方が不要とする太陽光発電所を建設することの意義を見出すことができないため、計画の再考を望みます。	希少猛禽類の生息地としての重要性に基づくご意見、真摯に受け止めております。イヌワシやオジロワシの確認区域については、飛翔範囲や営巣地との関係性を把握した上で、事業区域の配置や施工時期の調整を行っております。今後も、専門家の助言のもと、生息環境への影響を最小限とする対策を徹底してまいります。
122	太陽光発電パネルを設置したことによる問題が日本各地で数多く聞こえるなかで、本準備書内では地域産業である漁業や生態系への保護対策が網羅されているように思えない。 多くの市民が反対されている現状があるなか、より多くの人々が納得するかたちを再検討、または代替案の再考をされたい。	皆さまに受け入れていただける事業となりますよう、引き続き努めてまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (141) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
123-1	準備書を読ませて頂きました。その際の見解をいくつか述べさせて頂こうと思い、意見書をお送りしました。以下に意見を記載します。 1. 事業予定地について ・対象事業実施区域は、準備書時点では主要な河川、保安林、市街地等をうまく避けた場所に位置しており、よく精査された結果だと見て取れました。 ・これまでは利用することのできなかった土地に建設すること。土地が有効利用できる上、昔は人間が利用していた土地なので、ただの野山に建設するよりは改変の規模が小さくなって良いと思います。 ・上記で述べたように、非常に良く調査・配慮されているとわかってはいるのですが、贅沢を言うとするならば一つ。やはり森林を切り開く必要があるということです。人間が何かを作るのに伴って必ず付きまとう問題ではありますし、道路ではなくモノレールに変更するといった配慮もされているようです。仕方のない所が大きいのでしょうか、極力減らして頂きたいです。 ・対象事業実施区域の大部分が五葉山県立自然公園に指定されています。県立自然公園は、優れた自然の風景を保護し、利用を促進することで国民に寄与するために制定されています。県立自然公園内に太陽光発電所を建設し、その環境（特に風景という部分）を守れるのでしょうか。	"ご丁寧に準備書をお読みいただき、また見解をお寄せいただきありがとうございます。裏面に記載された詳細なご意見も、真摯に受け止めております。本事業は、事業区域の自然環境への影響を最小限に抑えることを重視し、希少動植物の保全、土砂流出防止、景観配慮などのご意見を踏まえて丁寧に検討を進めてまいります。
123-2	2. 環境について ・地球温暖化が進んでいる昨今、このような再生可能エネルギーを利用した事業に取り組まれていること、非常に素晴らしいことだと思います。ぜひこれからも、関係各所の皆様と手を携え、事業計画を推進して頂ければと思っています。	温暖化対策としての再生可能エネルギーの必要性をご理解いただきつつ、自然との調和にもご注目くださり、心より感謝申し上げます。本事業では、希少な動植物や湿地への影響を最小限に抑えるよう設計段階から工夫を重ねております。たとえば、湿地を避けたパネル配置、野生動物の通行を妨げないフェンス構成、除草剤不使用による草地の管理など、地域の自然環境に配慮した運営を目指しております。今後も自然との共生を大切に事業を進めてまいります。
123-3	・準備書を読む限りでは、非常に精密な調査をされているようで驚きました。事業を進めるにあたり、これほど調査をしなければいけないのかと初めて知りました。各方面からの意見を踏まえた上での調査、素晴らしいです。	調査の丁寧さに目を留めてくださり、温かいお言葉をいただきありがとうございます。本事業では、地形・水質・動植物・景観など多岐にわたる環境要素について、四季を通じた現地調査と専門家の知見をもとに検討を進めてまいりました。今後も住民の皆さまの声を真摯に受け止め、より丁寧にわかりやすい情報提供と、安全性への継続的な配慮を心がけてまいります。
123-4	・事業実施区域内には、多くの沼地が存在しています。地図上で見ると沼地のすぐそばまで改変区域が迫っています。沼地は、環境の変化に弱い生物や非常に希少な生物が多く生息するオアシスです。その目の前の景色を変えてしまっても、本当に微々たる変化しかないのか不安です。	湿地群落は湿地周辺の高茎草地との移行帯を含めて群落を区分しました。方法書時点では全ての湿地を回避できておりませんが、準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画といたしました。湿地群落については工事中や供用後において定期的に状況を確認いたします。

表 2-1 (142) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
123-5	・7章の調査結果を見ると、水辺に生息する生物以外にも貴重な種は多くいるようです。そのような生物への保全措置も数多く取られているようですが、本当にそれで生物を守ることができるのか心配です。また、斜面に建設するようですが、諸災害の引き金にならないのかという不安も残ります。これまでに起きた自然災害、種の絶滅の経過等を見ても、やはり自然は人間の思慮を超えてくるものだと思っています（人間が浅慮な場合もありますが、）。完全に予測することは不可能ですが、それでもできる限りの予測をお願い致します。	生態系への影響評価に関するご指摘、真摯に受け止めております。準備書では、文献調査に加え、複数回にわたる現地調査を通じて植物・動物・生態系の状況を把握し、対象種ごとの保全措置や土地改変回避の方針を示しております。さらに、工事前後のモニタリングを行い、実際の環境変化に応じて必要な追加措置を講じる体制としております。今後もより一層丁寧な環境評価と改善に努めてまいります。
123-6	・水質への不安が拭いきれません。かなり精密な調査・予測をされているので、なぜ不安なのかを説明するのは難しいのですが、端的に言って本当に裸地はできないのか、といったところです。パネルや施設ができればその陰になる部分は必ずできますし、そこに植物が生えることができるのか、という疑問です。また雨が降った際も、パネルの下に直接降るわけではないので潤いが減ると思います（斜面なので上で降った雨水によって潤うことはあるでしょうが）。パネルの上に降った雨はパネルの一番端から地面に落ちます。その下の地面がえぐれてしまうことはないのでしょうか。このようになった場合、裸地は全くできないとはいえないと思います。確たる根拠があるわけではないのですが、後述する事後調査等を行い、どんな状態になっているのかを示して頂けると安心できます。	本事業では、盛土や切土を伴う大規模な土地の改変を極力行わない計画です。平地に設置される太陽光パネルの下は防水シートで養生されている例が多いですが、本事業のパネル設置範囲の下は草地とし、パネルへの降水は周辺の草地に浸透させる計画です。工事期間中や供用時にはパネル設置範囲周辺を目視点検することにより、新たな洗堀跡が発生しないかを監視し、万が一新たな洗堀跡が見られた場合には枝条散布などにより周辺への土壌浸透対策を強化することといたします。 石川県林業試験場の調査によると、林道に枝条散布を行うことにより、時間雨量 20 mm までは表面流が発生しないとのこと。
123-7	・鳥類の生息調査の時期について、なぜ冬季調査がないのですか。昆虫類等に冬季調査がないのはわかるのですが、鳥類は冬も生息しているはずなので調査した方がよいと思います。必要がない理由があるのであれば、その旨を記載して頂けるとありがたいです。	鳥類は冬季調査も実施し、その結果をお示ししております。

表 2-1 (143) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
123-8	・準備書第7章 1.4. (1)②a. 文献調査に底生動物についての記述がないのですが、b. 現地調査には底生動物についての調査結果が記載されています。これは、文献調査では重要種がいなかったということですか。	文献調査において、重要種の選定基準に該当する底生動物は確認されませんでした。
123-9	・鳥類への影響予測で、「改変による生息環境の減少・喪失」「騒音による環境の悪化」の2つの観点から予測されていますが、「移動経路の遮断・阻害」「濁水による環境の悪化」も予測した方が良いのではないのでしょうか。「移動経路の遮断・阻害」については、パネルの反射や施設そのものを警戒して鳥が近づくなくなる可能性があります。「改変による生息環境の減少・喪失」に含められているのかもしれませんが、どちらにせよ予測をして頂きたいです。「濁水による環境の悪化」は、水辺に生息している鳥類がいる、ということと、直接的な影響ではありませんが昆虫等の鳥類の餌に影響が出る可能性があることからです。それらのうち重要種については予測していますが一般の昆虫や小動物等の予測が無いので、鳥類に影響が及ぶのかどうか分かりにくいです。	移動経路の遮断・阻害については、改変により物理的な障壁となる場合を想定して予測しております。鳥類のパネルの反射による忌避については、改変による生息環境の減少・喪失に包含して評価しております。動植物については重要な種や群落についての予測を実施しておりますが、生態系については当該地に広く生息する典型性種の観点から評価を実施しております。
123-10	3. 事業の進め方について ・住民等への説明会を幾度も行っており、また住民・知事、専門家からの意見も踏まえた事業計画になっていて良いと思います。未だ住民の間では意見が大きく割れているようですが、各方面に納得してもらえるような良い事業になることを期待しています。	説明会の取り組みにご理解をいただき、ありがとうございます。本事業では、地域の皆さまとの対話を重視し、丁寧に情報をお伝えすることを何より大切にしていまいりました。今後も住民の皆さまの声を事業に反映できるよう努め、安心して見守っていただけるよう、誠実な姿勢を持って取り組みを続けてまいります
123-11	・規則上では住民からの認可は必要ないことになっていますが、やはりそれは一番必要なのではないかと思っています。地元住民から反対される計画は長続きしないでしょう。これからも地元の方々との話し合いを頑張って頂きたいです。	大切なご指摘をありがとうございます。ご意見のとおり、法制度上では一定の手続きが定められておりますが、私たちはそれ以上に、地域の皆さまの理解と信頼を得ながら進めていくことが欠かせないと考えております。事業の進捗にあたっては、皆さまからのご意見に耳を傾けながら、誠実な姿勢を持って取り組みを続けてまいります
123-12	・やはり環境面への不安が残ります。本当に野生動物への影響は出ないのか、水質は問題ないのか、災害は起きないのか…。そこで、一部の希少生物だけではなく、施設が存在することによって影響が出る可能性のあるものはできる限り事後調査すべきだと考えます。それにより、建設後に自然環境等への何らかの影響・異変があった場合の判断が少しでも容易になるかと思えます。またその方が、事業への不安・懸念を払拭し、安心できる方が増えると思います（自分もそうです）。	貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。事業予定地につきましては、自然環境や地形条件を踏まえ、検討を重ねてまいりました。本事業では、伐採面積の最小化やモノレールの採用による環境負荷の低減などを実施しております。工事期間中や供用時には施設を目視点検し、万が一異常があった場合には必要に応じて追加の減災対策を検討いたします。また、事業終了時には植生復元を含めた原状回復にも配慮してまいります。今後も自然との共生を大切に進めてまいります。
123-13	・調査・予測等は、専門家同行のもと行っているのですか。それとも意見を聞くなどの協力をしてもらうだけなのですか。後者の場合、専門家も調査に同行するとより詳しく正確な調査が行えると思います。	動植物等の調査・予測等は、専門家等からの意見を聴取し行いました。専門家の現地同行については、必要に応じて検討致します。

表 2-1 (144) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
123-14	<「方法書についての意見」に関わって> ・建設に反対している住民の中には、事業者への不信感を抱いている方も少なくありませんでした。中には不正紛いのこと（実施区域の変更はもともと計画されていたことなのか…、重要な生物をわざと見逃しているのではないかなど）をしていると言っている方もいました。事業者が本当にそんなことをしているとは思っていませんが、もしも意図してそういったことをしているのであれば、本当にやめて頂きたいです。信用できなくなってしまいます。 ・反対意見への回答「ご理解が進みますよう引き続き努めてまいります」とは、具体的にどのようなことについてですか。住民の方の理解を得られるように説明を続けていくということならば、現状の説明を何度してもあまり変化はないと思います。指摘されたことをもとに改善する、という意味であれば、どのように改善しようと考えているのか大まかなことでもいいので記載して頂けると、なるほど、と思います。 ・読んでいて、反対意見や質問への回答が少し雑なように見受けられ、質問とは少しずれているものもありました。また知事意見への回答は非常に丁寧にされているので、市民と知事への回答の差を感じてしまいました。何年も計画を進めていらっしゃる事業者の皆様には耳の痛い話かもしれませんが、反対意見だからこそ丁寧な回答をお願いしたいです。折角の良い計画が白紙になってしまう事のないよう、宜しくお願い致します。	これまでの説明内容や姿勢に至らぬ点があったとすれば、深く反省し、改善してまいります。本事業では、透明性のある情報提供と継続的な説明を通じて、地域の皆さまに少しずつでも信頼いただけるよう努めております。今後も不安や疑問に丁寧にお応えし、信頼獲得に向けて努力を重ねてまいります。
123-15	4. 準備書について ・具体性に欠ける表現が多かったように思います。具体的な数値や内容を知りたいと思って読んでいて、「〇〇のガイドラインに沿った対応を～」などと集約されてしまうと理解できる部分が減ってしまいます。できるだけ事細かに、噛み砕いて説明して頂けるとありがたいです。（例えば…「〇〇の処理方法はこのようにして行う。1. —2. —…」「〇ha 森林を開発すると災害等の危険性があるため、〇ha に開発面積を抑えている」）もし具体的な内容が予測できない、わからないということであれば、そのように記載して頂けるとわかりやすいです。 長々と意見を並び立ててしまい申し訳ありませんが、私が準備書を読んで思ったことはこれまでの通りです。本太陽光発電事業がより良い事業になりますことを願っております。	ご指摘の通り、本準備書では専門的な内容を含むため、表現が抽象的になってしまった箇所がありました。今後は、極力具体的に記載できるよう検討いたします。今回のご意見は、今後の説明資料の改善や、地域の皆様との対話の進め方において、大切に活かしてまいります。

表 2-1 (145) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
124	日本イヌワシ研究会は、1981 年の発足以来、国内で絶滅の危機にあるイヌワシの調査研究と生息地保全に取り組んできました。当会の調査により、国内に生息するイヌワシの繁殖成功率が 10% 台にまで低下していることや、既知の生息地から姿を消したつがいがいこれまでに 120 つがいにのぼることが明らかになっています。これらの研究成果は、『猛禽類保護の進め方（改訂版）』（環境省、2012 年公表）にも引用され、日本のイヌワシ保護における重要な資料となっています。 日本イヌワシ研究会は、絶滅危惧種イヌワシの生息地に計画された当該事業について、専門家としての立場から、以下のとおり意見を述べます。 1) イヌワシへの影響について 当会は、計画地がイヌワシの重要なハンティングエリアとして利用されていることを確認しています。貴社の準備書でも、当会の調査結果を支持する内容が記載されています。 つまり、本事業計画の実施により、イヌワシのハンティングエリアが失われることが明確です。ハンティングエリアは、イヌワシが生息できる環境を支える要素として、営巣地と同様に重要です。特に、地形、植生、人間の利用域との距離など、その質が重要であることは広く認識されています。しかし、準備書では、ハンティングエリアとなり得る植生面積をもとに、強引にハンティングエリアの消失率を 0.02～0.16% と算出し、あたかも影響が小さいかのよう示しています。そもそも、この消失率が高いか低いかを評価する指標自体が存在しません。 2) イヌワシに係る環境保全措置について 準備書では、「イヌワシの止まり木となる杭を設置するとともに、定期的な草刈り等を実施し、イヌワシの餌場環境を維持する。」「イヌワシの止まり木を設置することで効果は確実である。」と記載されています。 現在、イヌワシの絶滅を回避するため、森林整備などによってハンティングエリアの創出を目指すさまざまな取り組みが進められていますが、繁殖成功率が明確に向上したという報告はありません。また、国内において、イヌワシが人工物を利用した事例も報告されていません。 つまり、イヌワシの生息環境の質を向上させる保全対策は、依然として試行錯誤の段階にあるというのが正しい理解です。しかし、貴社は環境影響評価の図書作成において、そのような知見を得ていたにもかかわらず、根拠のない稚拙な対策を『効果は確実である』と示しています。 以上より、貴社の考え方は、未だ解明されていない部分が多く残る“イヌワシに象徴される自然生態系”に対峙する姿勢として不適切であるばかりか、極めて不誠実であると言わざるを得ません。 日本イヌワシ研究会は、自然電力株式会社に対し、イヌワシに象徴される貴重な自然環境を蔑ろにする「大船渡第一・第二太陽光発電所事業計画」の白紙撤回を求めます。	1) イヌワシへの影響について 計画地はイヌワシの重要な採餌環境であり、遠方より飛来するイヌワシの餌場としては重要であると考えております。餌場の高利用域については極力回避できるようにパネル配置を検討するとともに、代償措置を検討してまいります。 2) イヌワシに係る環境保全措置について 止まり木については、現地調査において木製の杭で採餌とまりを確認しており、当該地での採餌行動に寄与しているものと考えております。ご指摘のとおりイヌワシの生息環境の質を向上させる保全対策は、依然として試行錯誤の段階にあり、事業の推進とともに積極的な保全措置を検討してまいります。

表 2-1 (146) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
125-1	私は、大船渡第一・第二太陽光発電所事業環境影響評価準備書に対して重要な懸念を抱いています。具体的に以下の点について、改善を求めます。 1. パネルの設置場所が山地であり、気象条件および地質条件が厳しいことから、風水害の対策が不十分である点。 当該地域は風の強い地域であり、特に冬季の強風や豪雪時にはパネルが風下側に押し付けられ、倒壊の危険性があります。このため、パネルの耐風性を強化する技術的な対策が求められます。また、地質的な安定性も考慮し、設置場所の地盤調査や適切な地盤改良が不可欠ですが、地盤改良は生態系へのインパクトが大きく、また自然復帰をほぼ不可能にするので、認められません。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、計画地が山地であること、地形、地質、気象条件が厳しいものであることを十分認識しております。このような地域特性に対して、事業者としても十分な安全対策を講ずる必要があると考えております。強風や豪雪による倒壊の危険対策として、太陽光発電システムの設計・施工ガイドラインや JIS C 8955 (2017) に則り、適切な構造計算を実施し安全管理審査をクリアした設計の構造といたします。また、施工方法につきましては地質調査及び杭試験結果等からなるべく環境負荷が大きくない施工工法を検討していきたいと考えています。さらに、施工中・完了後においても、維持管理のため、年に数回の防災施設点検を実施し、不具合が確認された場合には速やかに補修等を行います。
125-2	2. 濁水の流出に関する予測および評価が、科学的根拠に乏しい点。 大規模な土地利用変更に伴い、降水量や地形変化による濁水の流出リスクが増大する可能性があります。このような状況下での水質管理は極めて重要であり、十分な観測データと科学的根拠に基づいた予測およびリスク管理策が求められます。特に、周辺地域への水質影響を最小限に抑えるための具体的な調査や対策を明記する必要があります。	本事業は、原則として盛土や切土を伴う土地の改変を行うことがないため、現状の地形に変化が生じることによる影響は多くないと考えます。また、基本的にパネル下は草地として残す計画であり、パネルへの降雨の多くは周辺の草地に土壌浸透可能であると考えます。なお、工事中に一部の場所で伐採を行います。北海道立林業試験場の文献「浸透能のはなし」によると、伐採跡地であってもそこを踏み固めない限りは 90mm/h 以上の浸透能があるとされており、大船渡や釜石での 10 年または 20 年確率雨量と比較しても十分大きな値であることから、事業実施中の表流水の発生は抑制され、現状と大きく変わらないと考えています。よって、本事業実施による新たな濁水発生はわずかであると判断しています。
125-3	3. イヌワシ、ハッチョウトンボ、ダイコクコガネ、トキソウ、ミズトンボなど、事業地内で確認されている希少な動植物の多数がおり、その生息環境を保全するための取り組みが不十分である点。 事業地域には多くの希少種が生息しており、これらの種の保全は地域の生態系にとって不可欠です。パネル設置に伴う生息地の破壊を最小限に抑えるために、詳細な生態調査と保全計画の策定が必要です。また、必要に応じて生息地の再生や補償措置を含めた総合的な生態リスク管理が求められます。現在の予定地の規模と立地を勘案するとこれら希少種の生息生育はほぼ不可能と考えられます。	現地調査において確認した重要な種については影響の予測を実施し、不確実性がある保全措置については事後調査を実施いたします。また、パネル設置に伴う生息地の破壊を最小限に抑えるために、必要に応じて代償措置を検討してまいります。
125-4	4. 重要な湿地を避けるという声明にも関わらず、湿地の周りをほぼ完全に太陽光パネルで囲む計画である点。 湿地は地域の水循環や生物多様性に重要な役割を果たしており、その保全が急務です。事業計画においては、湿地の自然環境を損なわないよう、設置場所の最適化やパネル配置の見直しが不可欠です。湿地周辺の緑化や自然回廊の確保など、景観および生態系の保全を促進する取り組みが求められます。現在の計画では、上記の取り組みにおいても湿地保全は不可能であると考えられます。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、湿地は生物多様性に重要な役割を果たしており、その保全は重要であると認識しております。事業においても、湿地の自然環境を損なわないよう、慎重に計画を進める必要があります。 湿地群落は湿地周辺の高茎草地との移行帯を含めて安全側で群落を区分しております。よって群落区分の湿地範囲を回避することにより重要な動植物が生育・生息する環境への影響や、パネル設置による葉の蒸散量による影響は軽微であると考えております。 方法書では、パネル配置は全ての湿地を回避できておりませんが、準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画に変更いたしました。さらに重要種が多く確認されている湿地については太陽光パネルとの間に 5 ～10m 程度の離隔を確保する検討を行い、評価書に反映させたいと考えております。また、工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。

表 2-1 (147) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
125-5	5. 五葉山県立自然公園第三種特別地域内に位置し、景観上の問題が回避できない点。 自然公園は地域の景観資源として重要であり、その価値を守るためには最大限の配慮が必要です。事業計画においては、地域の景観との調和を図るための設計手法や景観影響評価が欠かせません。周辺住民や地域社会との対話を通じて、景観に配慮した適切な設計と運営が実現されることを期待します。周辺住民や地域社会からの合意が取れているとは感じられません。	景観への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。
125-6	6. 予定地には湿原が含まれており、耐用年数が経過した際の自然復帰について大きな懸念があります。 太陽光パネルの設置により、湿原の生態系や水質が影響を受け、復元が困難になる可能性があります。この点についても、環境影響評価において十分な配慮が求められます。湿原におけるパネル建設では、地盤改良が不可避であり、自然復帰はほぼ不可能と考えられます。 これらの問題点に対して、より詳細な調査と科学的根拠に基づいた対策が必要であると強く考えています。環境保護と持続可能性を考慮した改善策について、私たちが納得できるご提案をお願い申し上げます。	ご意見ありがとうございます。方法書では、パネル配置は全ての湿地を回避できておりませんでした。準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画に変更いたしました。さらに重要種が多く確認されている湿地については太陽光パネルとの間に 5～10m 程度の離隔を確保する検討を行い、評価書に反映させたいと考えております。また、工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。
126	大船渡市、釜石市にまたがる大窪山、元山、荒金山での太陽光発電事業計画に反対します。 2025 年 2 月に発生した大船渡市山林火災では、東京山手線内（約 63 km²）の半分に匹敵する約 29 km²がわずかに 12 日間で失われ、生活基盤を失われた方々も多くおられます。グーグルマップで示されていた焼失範囲の広さに甚大さに、心が痛みます。人間だけではなく、そこに生息する生物たちの生きていく環境も大きく失われたことは間違いありません。環境ダメージを受けた地域ほど近い当計画範囲内には、限られた地域でしか生きられないハッチョウトンボ、イヌワシ、オオワシ、オジロワシなどの、豊かな自然環境を必要とする絶滅の危機に瀕する種の生物たちが多く生息しています。 当事業計画立案時から大きく状況が変わっております。 もともと地元の地域自治会の多くの方々が反対しています。 自然環境が元の状況に戻るまでにははかり知れない時間がかかります。 森がなくなると吉浜川が渇水、濁水し、農業用水、海への流れが変わってしまうことで漁業への悪影響が容易に想像できます。 豊かな自然の中のソーラーパネル設置は景観も損なわれてしまいます。 この地域に太陽光発電所は必要ないと思います。 今一度、事業計画を再考見直しを希望します！	貴重なご意見をありがとうございます。また、五葉山県立自然公園内の自然環境を大切に思うお気持ち、しっかりと受け止めております。本事業では、特別地域内における許可を得るにあたり、湿地や希少動植物への影響を極力避けるよう計画を見直し、両面パネルの採用やモノレール輸送などにより環境負荷の軽減に努めてまいりました。今後も、生態系保全に配慮した事業運営を徹底し、自然と共生できる再エネ事業を目指してまいります。

表 2-1 (148) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
127-1	岩手県では東日本大震災後に急速な太陽光発電や北上高地の風力発電の導入により、これまで守られてきたふる里の景観や希少種イヌワシ他野生生物への影響など自然環境を大きく損なう事例が多くさらなる計画は容認できない。特にイヌワシは、支部では1972年の岩手のイヌワシ繁殖発見当初から北上高地のイヌワシを長年観察してきたが、最近のイヌワシのペアの激減、繁殖状況の最悪の状況を危惧している。 計画地の元山は、絶滅危惧種イヌワシの狩場です。計画はその他の動植物等で構成する地域の生態系を著しく破壊する行為です。イヌワシの生存を脅かす開発は容認できません。大窪山山麓には環境学習施設の大窪山森林公園もあります。開発は市民の憩いの場所やすぐれた景観を見られる場所を失うことになるので計画案の中止を求めます。以下に意見を記載します。	イヌワシへの影響に関するご指摘をありがとうございます。これまで、平成28年から令和4年にかけて複数回の自主調査を実施し、繁殖期の飛来状況や行動圏を把握してまいりました。対象地は行動圏のごく一部であり、直接的な営巣は確認されておりませんが、今後もモニタリングを継続することで、工事や稼働後の影響を適切に把握し、必要に応じた対策を講じてまいります。イヌワシと共存できる環境づくりに努めてまいります。
127-2	1. 計画は、大規模開発でふる里の自然環境を大きく変える内容から容認できません。 計画地は「五葉山県立自然公園」内の夏虫山大窪山高原の元山の計画で自然保護の観点からも容認できません。この計画の開発許可は、県から移譲された大船渡市が開発を認可したと聞いているが、開発を検討する専門家のいない開発許可は納得ができません。 また、2001年近郊の「夏虫山風力発電事業計画」は事業者の自主アセスでイヌワシの出現頻度が高く事業者の商社が撤退をした場所です。過去に事業者がイヌワシを理由として撤退した場所の近郊に太陽光発電設備を建てることは、今回の準備書で示されたイヌワシの高い出現結果からも容認はできません。 計画は元山に事業面積26.59ha、出力29,400kw、草地(旧牧野)に設置するパネルは76,608枚と大規模開発です。山頂一帯に広く張り巡らされるパネルは、大船渡市の観光パンフレットにも紹介されている地域の景観を著しく損ねます。森林伐採面積は広範囲であることが地図に示されているものの伐採面積、数量と処分の記載がありません。 76,608枚のパネル設置工事等で表土を掘削する際には多くの残土も発生します。残土の発生量と処分の記載もありません。既設の工事を見た所、山の斜面に均等にパネルを設置するために斜面の起伏を大型重機によって平らに削るなど、従来の斜面の環境を大きく変えています。パネル設置や周辺の柵、表土流失防止工事により、現状の餌動物の生息する荒れたノシバの草地はほぼ全量消失するものと思います。裸地が発生した場合は緑化するとの記載はあるものの従来の荒れたノシバを失うことはイヌワシの餌動物のノウサギ、ヤマドリ、ヘビなどに多大な影響があると思います。 計画は、山麓のヒメボタルや計画地内の湿原にあるモウセンゴケなどの食虫植物やハッチョウトンボなど希少生物への影響はとても大きいと思われます。計画地周辺は湧き水など水源が多く、工事により水源や湿地の水が涸れることが危惧されます。 ＜続く＞	イヌワシへの影響に関するご指摘をありがとうございます。これまで、平成28年から令和4年にかけて複数回の自主調査を実施し、繁殖期の飛来状況や行動圏を把握してまいりました。対象地は行動圏のごく一部であり、直接的な営巣は確認されておりませんが、今後もモニタリングを継続することで、工事や稼働後の影響を適切に把握し、必要に応じた対策を講じてまいります。イヌワシと共存できる環境づくりに努めてまいります。”

表 2-1 (149) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
127-2 続き	重要なのはイヌワシ、クマタカ、ノスリが工事により良好な狩場を失うことです。準備書には影響は低い、影響を低減する、狩場として維持できるとの記載は見られるが大きく周辺の自然環境を変えることから容認できません。 県内の太陽光発電の工事現場を見た所、明らかに地域の自然環境を大幅に改変するものでした。特に遠野市、宮古市区界他の報道や現地の視察からも環境の大規模改変は明らかでした。遠野市では地方紙に地元住民から表土の掘削工事による沢水の濁り、養魚場、農家からの苦情と削られた裸地の斜面の写真が大きく報道されました。その後遠野市では 1ha 以上のメガソーラーを認めない条例を可決しています。貴社の山田町のメガソーラー工事現場も確認した所、山腹の表土を大型重機で削る工法で、雨天時には沢水の濁りも確認されました。計画にはそのようなことは無いとの記載が見られますが疑問です。計画は大規模な環境改変であることから白紙撤回を強く求めます。	
127-3	2. 希少野生動植物に重大な影響があります。準備書では、騒音、水の濁り、確認された動植物等に関してすべて影響は少ない或いは影響の低減が図られると記載されているが疑問です。 野鳥は希少猛禽類イヌワシ、クマタカ他 15 種、コクガン、シジュウカラガン、マガン、沿岸で稀なニュウナイスズメ、イスカ、クロジなど希少種も確認されている。 希少猛禽類の調査結果は、本調査の R5 年（1 月～12 月）12 種 537 回、R6 年（1 月～9 月）12 種 329 回と高い出現結果です。自主調査の H28（11 月～12 月）と H29（1 月 3 月 5 月 7 月 10 月）は 12 種 315 回、R3 年（10 月 11 月）と R4 年（1 月 2 月 3 月）は 10 種 233 回を含めると合計で 15 種 1,414 回ととても多く、計画地がワシタカ類に良好な場所であることを示す結果である。しかし今回の準備書では、ワシタカ類すべての飛翔軌跡が非公表であり、内容がわからない。現地観察をすると計画地の草地に飛来が多いことがわかっている。月に 3 日間の少ない調査にもかかわらず高い利用率である。オオワシは 29 回（事業区域内 10 回）と事業区域内の記録が多い。オジロワシも 3 回（区域内なし）記録されたが、海ワシはニホンジカの死骸を探しての飛来と思われる。かつては計画地周辺にニホンジカの残滓を求め、最大 16 羽のオオワシ・オジロワシがニホンジカの死骸に付いているのが観察されている。鉛中毒症状の緑色の糞をしたオオワシが保護されたこともあった。現在も以前よりは少ないものの高い頻度でオオワシが計画地に飛来している事は重要事項である。かつて計画地周辺はイヌワシ、オオワシ、オジロワシ 3 種が同時に見られる岩手で最も貴重な地域であった。クマタカは 492 回と飛来が最も多いが、山麓の記録が事業区内の記録は少ないが、複数ペアがいると思われる、季節や移動時には計画地への飛来が増えることも予想される。 ＜続く＞	現地調査においてはイヌワシの餌種となるノウサギやヘビ類の確認数は少ない傾向にありました。一方でイヌワシが餌場として利用し続けている理由はあると思われるため、ニホンジカの死骸に誘引されている可能性を含めて検討を進めてまいります。

表 2-1 (150) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
127-3 続き	山形県では数年前にクマタカの風力発電施設のバードストライクも発生している。送電線の衝突事故も各地で発生しているので計画地の送電線も懸念の材料である。オオタカは山麓で繁殖が確認、ケアシノスリ、ハイイロチュウヒなど珍しいタカも確認されている。餌動物のネズミ類の存在など自然環境が良好である証拠で、計画が実行されると狩場を失うので問題である。 イヌワシの餌動物調査が不足している。イヌワシの餌となるノウサギは8回、ヤマドリは31回、ヘビ類（数値なし）の確認がとても少ない。イヌワシの生息地で通常行われるノウサギの糞粒調査も実施していない。現状のイヌワシの餌の資源量が不明のまま、工事後にもイヌワシの狩場として維持できるとの専門家の見通しは根拠も示されず信用ができない。餌動物の結果は現状のイヌワシの餌不足を示す結果となっている。工事によりイヌワシの餌資源量が減る事は想定できても増えるとはとても考えられない。 以上の準備書の結果から、計画地は貴重な野鳥の生息地、飛来地であることが証明されたことから白紙撤回を求めます。	
127-4	3. イヌワシに関して 準備書では、イヌワシの確認は自主調査（H28～H29、R3～R4）で29回（計画地内10回）、本調査（R5～R6）で52回（計画地内15回）と計画地内の確認が多く計画地の草地が重要な狩り場であることが判明した。月に3日間で年間36日の調査は年間約10%の少ない調査期間の結果であるにもかかわらずそれぞれ高い頻度で確認されたことになる。事業区域内の記録は、自主調査で29回の出現の内10回、本調査で52回の出現の内15回と高い数値である。これを年間に単純に換算するとかなり高く、年間の季節、気象、早朝、夕方の見落とし時間帯を加味するとさらに高い数値となるものと思われる。一日の調査時間は年間ほぼ変わらず、日照時間の長いイヌワシの活動期も同じでは、調査の見落としも多いと思われる。季節や気象条件によっても出現率は大きく変わる。特に早朝の時間帯や夕方の時間帯の調査が実施されていないので今回の結果は計画地へのイヌワシのごく一部を示した数値と理解するのが順当な判断だろう。飛翔軌跡の表示が今回の準備書にはイヌワシ以外のワシタカも示されていないので、確認された飛行経路や止まりの有無、争い、繁殖行動、狩り行動などは全く不明であるので、影響評価の判断材料の資料としては不備である。特に事業の可否判断とされる要素の高い事業区域内か外かは飛翔軌跡が示されないと正しい状況が判断できない。しかし、県市町村など行政に配布されている準備書には飛翔軌跡も記載されているので、自然保護団体には開示しないと正確な意見書も書けない。計画地周辺の確認を事業区域内外に区分する根拠は、開発を優先した見方でイヌワシ保護の見方ではない。イヌワシの行動は餌動物により変化するので、アセス調査では確認されたことが重要と私たちは考えている。 ＜続く＞	猛禽類調査においては、アセスメントにおける標準的な時間として「猛禽類保護の進め方」（環境省、平成24年）を参考に、イヌワシの飛行に必要な風や上昇気流が発生しやすい日中の時間帯に設定しております。ご指摘のとおりイヌワシについて当該地は重要な餌場であると考えておりますので、代償措置を含めて検討を進めてまいります。 ご指摘のとおり、岩手県のイヌワシの繁殖状況は深刻な問題であり、繁殖地及びその周辺において餌資源が枯渇していることから、非繁殖期に遠方に餌場を求める必要があるというように理解しております。岩手県内では既知の繁殖地への積極的な餌場創出が急務であるとともに、本事業においてもイヌワシの餌場代替地を創出等の保全措置を検討してまいります。

表 2-1 (151) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
127-4 続き	岩手のイヌワシの繁殖率の低下は深刻な事態です。2024 年は巣立ちゼロと最低で危機的な状況です。要因は「ノウサギ、ヤマドリ、ヘビなど餌動物の不足」です。今は県下全てのイヌワシが餌不足で個体維持がやっとで繁殖行動へ移る余裕がない状況であると認識すべきです。だいたい前から育雛中にヒナが餓死することも珍しくないほどイヌワシの繁殖状況は最悪で、絶滅が危惧される状況です。宮城では繁殖ペアがすでに消失していますので、岩手も近い将来、絶滅してもおかしくない。餌不足の状況の中、北上高地で風力発電、メガソーラーがイヌワシの狩り場の牧野で稼働してからイヌワシペアの減少が明白になっています。県は環境基本計画でイヌワシの繁殖率の向上を掲げていますが、達成できず目標値を下げるなど厳しい状況です。岩手県は 2024 年北上高地のイヌワシ生息地に「風力発電を立地しないレッドゾーン」を公表したが、既存の設備と進行中の計画を除外しているので、北上高地のイヌワシ生息地では既に風力発電が数多く稼働している現状ではイヌワシ保護に殆ど効果はない。 イヌワシはトキやアホウドリ、ガン類のように繁殖回復の難しい種と思われる。一度減ると回復はとても困難と思われます。 絶滅危惧種イヌワシ保護の観点からこの計画の白紙撤回を求めます。	
127-5	4. 累積的な環境影響評価 準備書では、近郊の風力、メガソーラーの影響が懸念されます。近郊の風力発電、メガソーラーなどの影響が示されておりません。イヌワシについては遠い繁殖地からの飛来、他の狩場を巡るなど行動域は餌の有無に左右されると思われ、その影響に関しては個々に特徴があり、一概に判断されるものではなく、再生エネの立地を把握している行政が適正に判断すべきです。メガソーラーなど再生エネの累積的影響評価は他の計画で事業者は他所の情報が入手できず困難との事例が見られました。2024 年岩手県は「イヌワシの生息地に風力発電建てないレッドゾーン」を公表しましたが、遅い対応で、すでに北上高地のイヌワシの重要生息地には風発が稼働しているので効果はほとんどない。県の専門家で構成する環境影響評価技術審査会でも厳しい指摘がでも知事意見書の段階でトーンダウンしたものとなっていることから、計画が認可される事例を多く見られ問題です。 他所ではイヌワシがでたら計画を見直すとの事例もあると聞くが、北上高地の牧野は大部分がイヌワシの狩り場となっていることから、計画推進のため事業区域内外の飛来の議論、最終的に計画を認可する強硬な事例が数多く見られる。本来公正中立であるべき専門家の意見も事業に前向きな意見が多く問題である。 ＜続く＞	太陽光パネルの上をイヌワシが忌避するかどうかについては今後の検証が必要であり、イヌワシの保全措置については不確実性があるため、事後調査を実施いたします。

表 2-1 (152) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
127-5 続き	メガソーラーの影響について近郊の五葉牧野の「五葉山太陽光発電」では、メガソーラーが設置されると牧野の狩り場にイヌワシが飛来しなくなったとの地元の報告があります。太陽光パネルが反射して鏡のように見えるとの指摘もあり、野鳥のバードストライクも懸念されます。近郊のメガソーラーでイヌワシが狩場として利用しなくなったと事例がありますので、準備書で示された、工事後もイヌワシの餌場(狩り場)を維持できるとの予測は信用ができません。この計画地は調査結果からイヌワシの重要な狩場です。 この計画は地元住民の反対が多く、当地での計画の白紙撤回を求めます。	
127-6	5. 計画は山野災害が懸念されます。 メガソーラーの全国各地から火災や台風など強風により飛ばされたパネルの散乱などの被害報告がある。計画地は草地で林野火災が危惧されます。2025年2月に大船渡市では大規模林野火災が発生したばかりで、地元住民はかなり神経質である。数年前、宮古市でも草地でメガソーラーが原因の大規模林野火災が発生している。 最近の台風10号、19号は岩手県沿岸に甚大な被害をもたらしました。降水量は直近のゲリラ豪雨、スーパー台風を想定したものでなければなりません、十分な対策が取られているとは思いません。資材運搬のモノレールの軌道工事、76,608枚のパネル設置工事で表土が広範囲に削られると最近の大型台風などで斜面の崩落、豪雨災害が懸念されます。豪雨災害が発生すると吉浜川から濁流が吉浜湾へ流れて養殖施設への影響も否定できません。計画地の山の斜面に崩落の恐れのある場所もあるとの地元の指摘があります、以上の理由から白紙撤回を求めます。	自然災害に対するご不安、もっともなご意見として受け止めております。本事業では、風速や積雪、地形条件など地域特性に応じた設計とし、パネルは風圧に耐える構造とするほか、適切な基礎工法（ラミング杭など）を採用する予定です。また、万一の火災等に備え、監視システムによる遠隔監視や、関係機関との連携体制も構築してまいります。安全面でも十分に配慮し、地域の皆様に不安を与えない事業運営に努めてまいります。
127-7	6. 環境影響の総合的評価と専門家の意見、その他イヌワシの狩場について専門家の意見として①草刈りをして草地の維持②止まり木の設置③パネルを高くして下を餌動物の往來自由とする④ノウサギの隠れ家を作る。という内容であるが、いずれも疑問である。広範囲にパネルを設置すれば、餌動物は明かに減ることはあっても増えることは想定できない。現状の荒れた良好なノシバの草地は、パネルの基礎工事で表土が削られ維持は困難と思われる。パネルは高電圧で周辺の気温も高くなり餌動物以外も含めパネル周辺には接近しないと思われる。 太陽光の事例として近郊の五葉山山麓の五葉牧野の「五葉山太陽光発電」がありますが、メガソーラーが稼働してからイヌワシの飛来が途絶えた事例がありますので、専門家の意見は信用ができません。イヌワシの餌動物の確認は、ノウサギは8例、ヤマドリは31例と少なく、通常行われるノウサギの糞粒調査も実施されておらず餌動物の現状把握ができていない中で、専門家のイヌワシの狩場の維持が可能との意見には納得ができない。専門家には、イヌワシ保護を優先した総合的評価をお願いします。 以上	イヌワシの餌種については、現地調査においてはノウサギやヘビ類の確認数は少ない傾向にありました。一方でイヌワシが餌場として利用し続けている理由はあると思われるため、ニホンジカの死骸に誘引されている可能性を含めて検討を進めてまいります。

表 2-1 (153) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
128	自然電力の計画は、現状の変更を少なくして、環境への影響を最小限に抑えた計画であると思いました。 温暖化により、熱帯性の気候となり、これまでの温暖な環境で作られた山や川では、これからの局地的な大雨に耐えきれずに、土石流などの土砂災害が発生すると言われてきています。 最近はそのような災害が増えてきています。それらを最小限とするためにも急がれる事業です。 誰かの意見にもありましたが、農地として開発された地域であります。 農地開発前は、池もあったと聞きますが、それらをなくして放牧場として開発し、そこに放牧していた方も今度は環境破壊だと反対しています。 今回のこの計画に反対する人たちは、大窪山の自然を壊すなどと言い、保護を言いますが、地球上の自然を少しでも多く温暖化から守る取り組みとしてやらなければならない事業であると思います。 反対しているだけで何もしなければ全てを失ってしまいます。 事業実施後も事後調査を実施しながら、改善していくとしており、太陽光発電事業の見本となるような施設にしていきたいと思います。 スネカの住んでいるのは、大窪山ではありません。吉浜の住民の心の中です。吉浜の住民がいなくなったらスネカもいなくなります。 吉浜を残していくために、大船渡市を維持していくためにも、この計画は進めていただきたいと思います。	ご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。本事業では、自然環境への影響を可能な限り抑えることを目的に、湿地の回避や伐採面積の縮小、両面パネルの採用など、様々な工夫を行っております。また、地域の皆様との対話を重視し、説明会の開催や資料の提供など丁寧な情報提供に努めております。今後も、ご理解とご協力をいただけるよう、誠実に取り組んでまいります。
129	先日、TV ニュースで福島の風光明媚な会津の山々が太陽光発電パネルに覆われている映像が映し出されて住民の戸惑う顔が紹介されていた。美しかった山々が太陽光パネルに覆われている光景を目にした住民の気持ちはどんなだっただろう。 考えて見ればこの光景は決して他人事ではない。美しかった故郷の山々が醜いパネルに覆われてテカテカ光っている姿は故郷の自然を誇に思っている人にとっては犯罪に等しい。故郷に対する愛情が深ければ深いほどこの気持ちは強いのではないだろうか。福島の人たちは一体何を考えて太陽光発電など誘致しようとしたのだろう。理解できない。 たった一つ理解の糸口になるとすればそれは金だろう。金銭的利益に目がくらんで誘致に同意したのかも知れない。事業を推進する業者としても金のためにやっている。儲かれば親でも売りかねない。だからといって業者を非難することはできない。かくいう私たちだって金のためならば親でも売りかねない。ここは福島の人たちの失敗を見て私たちも自戒したい。故郷の地にあんな不細工なものを作らせてはならない。 私たちが唯一故郷を自慢できるのは自然豊かな故郷だからだ。この自然を破壊するようではご先祖様に顔向けができない。さらには私たちの次世代の人たちに言い訳が立たない。吉浜は良いところだから吉浜に住めとは到底言えないだろう。	大船渡の自然景観に対する深いご懸念、重く受け止めております。私たちも、豊かな自然と調和した事業であることを大切に考えており、景観への配慮として、伐採面積の抑制、配置計画の工夫、モノレールの活用などを通じて、自然環境への影響を最小限とするよう努めております。また、フォトモニターによる景観評価も実施し、将来的な見え方についても確認を行っております。引き続き、丁寧な環境配慮に努めてまいります。

表 2-1 (154) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
130-1	大船渡第一・第二太陽光発電所事業について、以下の理由により事業から撤退することを求めます。特に地権者である大船渡市におかれては、自然豊かな草原となっているかつての大窪山牧野をこのまま後世に残されるよう強く要望します。	厳しいご意見をいただき、真摯に受け止めております。五葉山の自然環境は、地域の誇る貴重な資源であり、私たちも最大限の配慮をもって事業計画を見直してまいりました。特に、湿地の回避、動植物の保全措置、森林伐採の最小化といった観点から、専門家の意見を踏まえて変更を重ねております。地域の自然とどのように共生できるかを最優先に、これからも丁寧な検討と対応を続けてまいります。いただいたご指摘は今後の参考とさせていただきます。
130-2	○ 事業区域は岩手県立自然公園内であること。 ・ 事業区域の大窪山牧野（元山）全域が県立自然公園であり、自然公園条例で景観も維持することとされていること。 ・ うち約 577ha は岩手県が「大窪山森林公園」として「もりの学び舎」、野鳥等観察舎、あずまや、散策路、樹木展示林等が整備されて、市民、県民の憩いの場となっていること。 ・ 公園内で、湿地があり希少植物や生物が生息し、かつ眺望の良い大窪山牧野（元山）にメガソーラーが計画されていること。	景観、人と自然との触れ合いの活動の場への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。自然公園としての風致の維持、風景地の保護につきましては、県立自然公園条例のもと関係自治体との協議を重ねてまいります。
130-3	○ 環境調査の段階で、ボーリング調査のため湿地に重機が侵入して環境破壊行為をしていること。 ・ 「重要な湿地へのパネル設置を避けた上、規模を縮小した」としているが、本工事になった場合は更に自然破壊が危惧されること。 ・ 地権者である大船渡市が管理監督すべきであるが、それを放棄している大船渡市にも問題があること。	ご指摘いただいた調査時の重機使用について、貴重なご意見として真摯に受け止めております。調査時には環境への影響を最小限とするよう努めておりますが、湿地周辺での活動に対し不安を与えてしまった点については深く反省し、今後の作業において一層の慎重さと配慮をもって臨むよう徹底してまいります。なお、事業実施に際しては湿地性植物の保全や土地の改変を極力避ける設計としており、環境負荷の軽減に努めてまいります。
130-4	○ 大船渡市や市民が経営参加もせず、更に規制する条例も無いまま、広大な市有地を業者に貸し出そうとしていること。 ・ 近隣の遠野市では土砂流失等を踏まえて 2020 年に全国的にも厳しい「1ha 以上の太陽光発電事業は許可しない」という条例、八幡平市は 10KW 以上の太陽光と風力の発電事業を規制する条例を制定していること。 ・ 宮古市では、「夜間売電メガソーラー」着工・蓄電池を併設に当たっては、宮古市も出資する会社を設立し、更に市民参加型事業とするため、市民ファンドも計画していること。	市有地の活用に関するご懸念、重く受け止めております。本事業は法令に基づく適正な手続を経て進め、市民の皆様に対しては説明会の開催や資料の公開を通じて情報提供に努め、ご意見を踏まえた対応も検討しております。今後も地域の皆様との丁寧な対話を大切にしながら、信頼いただけるよう取り組んでまいります。
130-5	○ メガソーラーパネルの設置により更に約 100ha の自然が消滅すること。 ・ 不幸にして山林火災により約 2,900ha が消失しましたが、これ以上貴重な山林等を減らさないためにも、湿地や希少植物・生物が生息し豊かで眺望の良い大窪山牧野（元山）はこのまま後世に残すべきであること。	大規模な自然の改変や景観への影響に対するご懸念、真摯に受け止めております。本事業では、両面型パネルの導入、モノレールの活用などにより、自然環境への負荷を最小限に抑える工夫をしております。また、反射光の影響についても事前に評価を行い、安全性や周辺環境への配慮に努めております。なお、事業実施に際しては湿地性植物の保全や土地の改変を極力避ける設計としており、環境負荷の軽減に努めてまいります。

表 2-1 (155) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
131	昨今各地で、メガソーラーなどの再生可能エネルギー開発をめぐり、地域住民とのトラブルが起こって言います。残念ながら大船渡市にも来てしまいました。 反対意見をシンプルに訴えます。 ・建設予定地の大窪山は、麓の三陸町吉浜の飲料水の水源です。説明会では工事に細心の注意を払うとっておりましたが大きな工事になりますから環境破壊は避けられません。 ・また、住民が1番心配しているのは、今回の未曾有の山林火災が再び起きないことです。メガソーラーによる火災は釧路湿原でも起きてます。大窪山で火災が起きたら消火は困難な事は今回の山林火災で周知のとおりです。 市長に申し上げます。 震災からやっと復興しつつある大船渡市民の財産を守って下さい。それはお金だけではありません。自然もそうです。共通の財産です。大窪山もそうです。山がやられたら海にも栄養がいきません。漁業を守って下さい。 企業側は、「脱炭素」と何度も説明会で言っていました。しかし、メガソーラーによる環境破壊にもしっかり目を向けてください。 住民の命や生活、貴重な自然を犠牲にしてはいけません。 以上	地域との信頼関係や合意形成の重要性に対するご指摘、真摯に受け止めております。本事業では、地元住民の皆さまの声を丁寧に伺い、懸念事項に対しては説明会や文書での対応を通じて真摯に対応してまいりました。事業の進行にあたっては、地域社会との共生を基本とし、引き続き透明性を持って情報提供を行うとともに、いただいたご意見を真摯に反映させる姿勢で臨んでまいります。
132	大船渡第一・第二太陽光発電所事業について、現状の計画では反対の立場を取らざるを得ません。 まず、地球温暖化対策は喫緊の課題であり、全人類が即座に取り組むべき問題であると認識しています。その観点から、樹木の伐採を伴わない太陽光発電の促進は、温室効果ガスの削減に有用であり、可能な限り推進すべき手段の一つと考えます。 しかしながら、本事業においては、動植物の専門家や地域住民から多くの反対意見が寄せられている現状があります。これらの意見が示す通り、現時点での計画は環境への影響を十分に考慮したものとは言い難く、改善が必要であると考えます。環境保全の観点からの反対意見は、単なる障害ではなく、より良い事業を形成するための重要な指摘であり、事業推進者が真摯に受け止めるべきものです。 事業者や行政は利潤を追求する立場にあるため、基本的に環境保護の観点が後回しにされがちです。だからこそ、環境保全を訴える声は重要であり、事業をより持続可能なものにするための貴重な意見として尊重されるべきです。反対意見を押し切るのではなく、意見を受け止め、解決策を模索しながら事業を進めるべきではないでしょうか。 ＜続く＞	ご懸念の通り、自然環境への影響や地域との関係性についてのご指摘は極めて重要と認識しております。本事業では、湿地や沢を極力回避する配置、伐採の最小化、動植物の生育環境への配慮など、多方面から環境保全に取り組んでおります。また、事業者として地域との信頼関係構築を大切にし、説明の機会や対話の場を通じてご理解をいただけるよう努めてまいります。今後もいただいたご意見を踏まえ、より良い計画となるよう改善を重ねてまいります。

表 2-1 (156) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
132 続き	たとえば、環境に配慮した製品開発を進めることで、反対意見を一つずつ解消しながら事業を推進することが可能です。パネル性能の改良は専門家でなければ難しいかもしれませんが、構造面での改良は十分可能ではないでしょうか。具体的には、日光が地面に届きやすい設計や、トンボや鳥類が水面と誤認しないような反射を抑えた素材の使用などが考えられます。このような改良が進めば、環境負荷を低減しつつ、より持続可能なエネルギー供給の形を実現できるでしょう。 また、SDGsを意識した経済活動が現在は後退しているように見えますが、環境問題が顕在化すれば、いずれ持続可能な取り組みが再び重要視されることは間違いありません。その時に先駆的な取り組みをしていた事業者が、結果として競争優位に立つことになるでしょう。さらに、反対意見者とともに開発された製品については、特許の取得やロイヤリティ収入も視野に入れることができます。こうした取り組みは、単なる環境対策にとどまらず、優れた事業の指標となる可能性を持っています。 ある種強引な進め方をすると何かしらの問題が起これ、そのタイミングで事業を推し進めた側が非難を受ける可能性も否定できません。過去の例を見ても、拙速な事業推進が後に問題として浮上し、事業者が責任を問われる事態となることは少なくありません。一時的な利益を得られたとしても、推進側の関係者にとって望ましい結果とはならないでしょう。 環境影響評価の資料を拝見した限りでは、事業者はすでに反対意見を受け止め、一部の計画変更や縮小を行うなど、誠意を持って対応しているように感じます。だからこそ、今ここで拙速に進めるのではなく、さらに時間をかけて反対意見をできる限り解消し、「これなら大丈夫だ」と言える段階まで到達してから事業を推進するべきではないでしょうか。声をあげる方々の存在は、単なる反対者ではなく、共に事業をより良いものへと昇華させるための大事なパートナーとすべきです。 加えて、市側が公文書の日付を改ざんし、刑事告発・書類送検された過去があることも忘れてはなりません。たとえ不起訴となったとしても、そのような行為があったことで、反対派の不信感が強まるのは当然です。事業推進側は、こうした不信を払拭し、より一層透明性を確保しながら真摯に対応する責務を負っています。 すでに環境評価調査を実施し、住民説明会を行ったことなど、これまでに進めた準備が無駄になることはありません。確かに、事業の着手が遅れば資金回収の時期も遅くなります。しかし、無理やり推し進めた際のデメリットと、丁寧に検討・開発を進めてから実行するメリットを比較すれば、多少の遅れは十分に許容できる範囲ではないでしょうか。 最後に、私たちは環境保護と再生可能エネルギーの推進が対立するものではなく、両立可能であると信じています。本事業が環境と共存しながら進められるよう、引き続き慎重な検討と改善がなされることを強く望みます。	

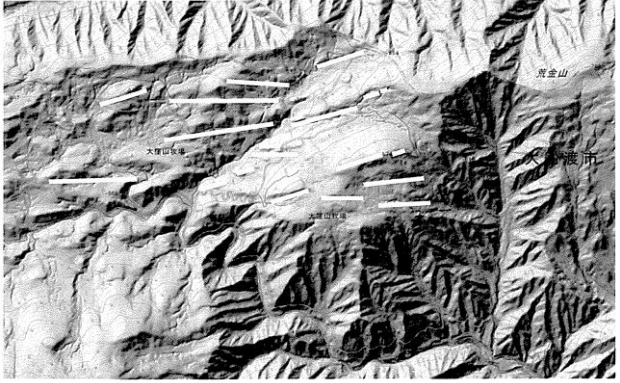
表 2-1 (157) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
133-1	「大船渡第一・第二太陽光発電所事業」について、環境保全の観点から見直しを求めます。 本県は「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指す取り組みを表明しており、再生可能エネルギーの積極的な導入については、昨今の地球温暖化の影響を実感している私としても理解しています。しかしながら、この事業には多くの懸念点が存在することも事実です。 私が事業の見直しを求める理由は二つあります。 一つ目は、住民の多くから賛同が得られていないことです。 住民説明会や市議会での意見を考慮すると、住民からの理解が十分に得られているとは言えません。特に、2025年2月に山火事で甚大な被害を受けた大船渡市では、山間地での太陽光発電事業に対する火災リスクについて不安を抱く方が増えていると思われる。 今年の2月の降雨量は昨年との6%程度にとどまり、「干ばつ指標」も異常な乾燥を示している中での火災が発生したことから、今後も同様の状況が考えられます。 また、他の県でも太陽光発電の断線や設備トラブルによる出火があり、感電のリスクから消火活動が通常通り行えないケースが複数存在するのを知りました。火災リスクを回避するための対策や、実際に発生した際の対応についての検証や説明は、住民の理解を得るために非常に重要だと考えます。	山火事への不安はごもっともです。発電設備には各種検知・保護装置の設置や延焼防止対策に加え、消防署との緊密な連携・消火体制を整備するとともに、事業に対してご理解いただけますよう引き続き努めてまいります。
133-2	二つ目は、計画範囲内に生息する生物の環境が変化すること、またその生物を保護するために反対している方々がいるという点です。今回、意見書を書くきっかけとなったのは、この問題を提起してくれた盛岡在住の中学生の男の子の意見を聞いたことです。 彼は特にトンボが好きで、計画地にも何度か訪れています。事業によってハッチョウトンボが生息する湿地が破壊される可能性があることや、水質汚染、景観の損失といった点から反対の意を表明しています。未来ある若者の思いに少しでも力になりたいという気持ちから、私はこの事業について調査し、自分なりに意見書を作成しました。 計画範囲内の湿地に生息するハッチョウトンボは限られた湿地にしか生息できず、さらに絶滅が危惧される種も多く存在しています。その生態系を守ろうと反対している方々も多くいます。 今一度、開かれた意見交換の場を設け、このような方々の声も拾って頂く機会があればと思います。 以上の二つの理由から、事業の見直しを求め、意見書とさせていただきます。	湿地群落は湿地周辺の高茎草地との移行帯を含めて群落を区分しました。方法書時点では全ての湿地を回避できておりませんでした。準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画といたしました。さらに評価書ではハッチョウトンボが多く確認されている湿地については、可能な限り湿地とパネルの間に5～10m程度の離隔を確保する検討を行います。また、湿地については工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (158) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
134	夏虫、大窪はそもそも遊んでいる土地と考えるには、あまりにも浅はかです。あの地の景観は世界的にも素晴らしいものです。温暖化や二酸化炭素等を理由に、私達は山に負担をしいるのは、まちがいです。特に推進している人こそ電気を人一倍使い大量の水を使い放題している気がします。まずは、自分達が出来るだけ、ふだんの生活を節約すべきでは無いか？好き勝手に生活して、それを山に負担させるという考え方がまちがいです。太陽光を否定しませんが、場所を考えて下さい。いずれ、あの辺の山は、生き物、景観の点から人が手を加えるのは、あまりにも賛成できません。	夏虫山・大窪地域の景観に関するご見解、重く受け止めております。当該地の自然環境が地域の誇る風景であることを踏まえ、伐採面積を抑えた設計や、目立ちにくい配置の工夫、自然地形を活かした工法などを採用しております。これからも、自然と共存できる形での事業運営に努めてまいります。
135	本意見書の筆者である□□は、これまで、大学院時代から現在まで、山地の崩壊現象を研究テーマとしてきている。現職は、仙台にある東北学院大学地域総合学部准教授で、自然地理学の教育、研究をしている。また、日本における地形学の唯一の学会である一般社団法人日本地形学連合の発行する機関誌「地形」の編集幹事でもある地形学が専門の研究者である。そうした立場から、今回の準備書における地形に関する記述において、問題があると思われる点について以下述べる。 地理院地図で地形陰影図を作成し、また空中写真判読で、対象事業実施区域の地形判読をすると、1km 以上の長さを持って、東西もしくは東北東－西南西方向に伸びる複数のリニアメント（線状構造）が分布している（図 1）。こうしたリニアメントは、地形学や応用地質学の分野では、一般的に花崗岩の節理により形成されたものであると考えられている。花崗岩体は一般的に、三方向のそれぞれ直交する節理を持ち、この場所のリニアメントは、ほぼ平行に分布していることから、この地域の花崗岩は、地面に対して高角（鉛直に近い）の面構造を持つ節理を有し、それがリニアメントとして地形に表れていることが考えられる。 ※下段 図 1 ＜続く＞	地理院地図や空中写真からの読図によると、対象事業実施区域内には大規模崩壊の可能性があることについては、岩手県審査会でも指摘がされています。そこで、現地を踏査するとともにボーリング調査や弾性波探査を実施することによって、対象事業実施区域では大規模崩壊は起こっていないと判断しました。ただし、湿地の北側において見られる地形は崩壊跡地と判断しました。崩壊跡地の規模は現地確認によると約 80m の範囲で起こったと判断しています。この崩壊跡地で見られる地形が存在する場所でも、現在は植生が回復しており、容易に崩壊することはない状況です。また、吉浜川の周辺には花崗岩の礫が散在するとのご指摘ですが、これは大規模崩壊によって生成されたものではなく、長年の浸食により生成されたものと判断しています。長年の浸食による転石は事業実施の有無に関係なく起こるものです。花崗岩や片麻岩が風化した場所が道路拡幅などで表面に出てきた場合、降雨や表流水によって崩れやすくなることは承知しております。社団法人日本地すべり学会関西支部の花崗岩地帯の土砂災害論文集（平成 22 年）によると、風化花崗岩への強い降雨により、花崗岩中に存在する地下水は飽和する可能性が高くなりますが、花崗岩の上に表土が存在する場合には、地下水が飽和するまでに至らず崩壊につながらないことが考えられます。平成 21 年の山口県内の豪雨においてはこの傾向が見られており、表土が薄く、植生がない花崗岩地帯ほど崩壊が起こりやすかったようです。また、花崗岩の間隙を粘土鉱物で埋められると地下水の飽和が早く起こり崩壊が起こりやすいようです。 ＜続く＞
135 図 1	 図1 対象事業実施区域周辺の地形陰影図とリニアメント(地理院地図を基に作成)	

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。
- ・個人情報については、□□で記載した。

表 2-1 (159) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

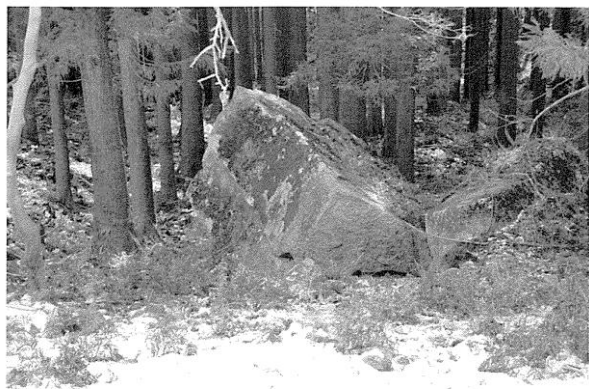
No	意見の概要	事業者の見解
135 続き	花崗岩地域では、こうした節理に沿って、風化が進み、その風化部が弱線となって崩壊が進むことは、よく知られている（例えば三浦 1966, 横山・菊山 1997）。表 7.1.3.2-4 ボーリング調査結果において、リニアメントの近くに位置している No. B, No. E, No. F, No. G は、ボーリング調査の最低部（15 m 以上の深さ）において風化花崗岩となっている。表層から 15 m 以上の深さでも風化花崗岩が分布しているということは、リニアメントにそっての風化が進んでいることを示しているであろう。すなわち、花崗岩の深層風化が進んでいる山体であるといえる。こうした深層風化が進んでいる山体においては、上述に述べた通り、節理に沿って風化が進み、そこから崩壊が進む。 p. 7.1.3-11 (406) の 7 行目において、No. E, F 地点において「大規模崩壊の堆積物は分布していない」と述べているが、それは山地上部の斜面においては当たり前のことで、将来は、この場所自体が崩れ、ここを構成している岩盤が大規模崩壊の崩壊堆積物となって斜面下方に流れ下っていくのである。すなわち、大規模崩壊が懸念されるという点について、このボーリング調査の結果は、その懸念を払拭するものではない。 この対象事業実施区域の下流部に位置する吉浜川沿いの各地には、巨礫を観察することができる（写真 1a, b）。これは、過去、花崗岩の山体において、節理に沿って崩壊が発生してきたため、その節理の間の花崗岩ブロックが、堆積しているものである。この地域の花崗岩の山体とその周辺地域においては、山体の地質構造と、下流域の堆積物から、過去、何度も大規模な崩壊が発生してきたことが推定できる。準備書の 7.1.3-10 の 3 行目にある「表土が厚い地点は比較的長い期間安定であった」という記述は、表土が薄い地点に比べればというだけの話しであり、この地域の斜面安定性を長期的に担保するものではない。 写真 1a 吉浜川流域低地近くの巨石 写真 1b 吉浜川流域低地近くの巨石 ※下段 図 2	対象事業実施区域内のボーリング調査結果でも崖錐堆積物層が存在するのも強風化花崗岩が侵食を受け、小規模な崩壊を起こして堆積したものと判断しています。ただし、表面波探査結果から、S 波の速度が著しく低下した部分が地下深くまでは連続していないことから、岩盤として存在する花崗岩はそれ自体が崩壊する可能性は極めて低いものと判断しております。また、対象事業実施区域内では植生の回復が見られることや、本事業では盛土や切土を伴う大規模な土地改変を原則として行わないことから、事業実施による新たな表流水の発生は抑制できるものと判断しております。 また、本事業実施に伴って設置する沈砂池は切土によって設置するものではなく、地形を利用し、現存する対象事業実施区域内の沢の傾斜が緩くなっている場所に設置するものであり、新たな水流を作るものではありません。 合わせて、対象事業実施区域の敷地境界には土砂流出防止柵を設置し、系外への土砂流出を抑制する機能を持たせる計画です。この対策により、事業実施前に比べても系外への土砂流出が起きる危険性が少なくなるものと考えております。 湿地について、対象事業実施区域内の湿地周辺では透水試験の結果から考えて、周辺からの湧水や降水が極めて浸透しにくい場所が残ったために生成したものと考えられます。本事業では、パネル設置範囲への降雨は周辺の草地に浸透させる計画であり、事業実施に伴って湿地を消滅させるような計画はしていません。
135 図 2	 写真1a 吉浜川流域低地近くの巨石	 写真1b 吉浜川流域低地近くの巨石

表 2-1 (160) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
135 続き	今後、ソーラーパネルが設置された場合, p. 7. 1. 3-24 の 24 行目に書かれているように沈砂池を設置するとなると, 山頂付近の平坦面に降った降水の流出経路は変化する。流路が変わったことにより, 節理沿いに表層水がいままで以上に浸透していくようになると, 節理沿いの弱線部の風化は, これまでよりもさらに進行することが考えられる。それは, この山体での崩壊リスクを高めることとなるであろう。一方で, 表層水が地下に浸透しないようにしてしまうと, 本地域に分布しているハッチョウトンボの生育地である小規模な湿地を消失させてしまうことに繋がる。湿地の水の供給は, 現地観察すれば明らかなとおり, 地表に降った雨が一旦土壌層に浸透し, それが, 徐々に湧き水としてでてきて湿地の水位を保っている。その流れ方を変えることにより, 湿地を消失させる可能性は高い。山頂付近の緩斜面の湧水, 現在の流路, 湿地の環境に対して, 人為により改変することは, いずれにせよ悪影響を与える。 文献 三浦 清(1966)豪雨によって発生する花崗岩山地の崩壊現象とその特質, 応用地質, 7 巻, 145-158. 横山俊治・菊山浩喜(1997) 1995 年兵庫県南部地震時に発生した六甲花崗岩地域の斜面崩壊の運動様式と機構. 地すべり, 34 巻, p. 17-24.	

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (161) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
136	7.1.4 動物 1)、2)、7.1.5 植物、7.1.6 生態系についてソーラーパネルを設置するために大規模な森林植物を刈り払い、そこに住む動植物への影響ははかりしれないものとする。またこの度の森林火災による被害も大きい中、人の手で新たに影響を及ぼすことは、2 度と戻らない自然界をおびやかすものである。目先の利益を求めて自然の力を借りるのは人間ならではの知識かもしれないが、それ以上に元の森林、育まれた環境をとり戻すことは安易ではないし、遠く数百年かかることもありうる。自然エネルギーを活かすその知識と技術はすばらしいものであるが、どうか今 1 度もっと環境、自然、動植物をおびやかすことのないことを熟考していただきたい、つまりは反対！ということである。	生態系への影響評価に関するご指摘、真摯に受け止めております。準備書では、文献調査に加え、複数回にわたる現地調査を通じて植物・動物・生態系の状況を把握し、対象種ごとの保全措置や土地改変回避の方針を示しております。さらに、工事前後のモニタリングを行い、実際の環境変化に応じて必要な追加措置を講じる体制としております。今後もより一層丁寧な環境評価と改善に努めてまいります。
137	私はここ数年、大窪山で自然観察会を催してきた者です。観察会には毎回多くの方が参加して下さい。当地の自然を楽しんでくれました。小学生の女の子は、小雨の降る中、キラキラとした瞳で群れ飛ぶハッチョウトンボを眺めておりました。また中学生の男の子は、「大切な場所だと思います。僕も意見書を出したいと思います。」と語ってくれました。 環境影響評価法が施行されてずいぶんと時間がたちました。この法律がどれくらい本来の目的を果たしたのでしょうか。日本の自然環境は、この法によって正當に守られているのでしょうか。私は約 40 年前に岩手に越してきました。そしてこの間たくさんの場所で自然観察会を催し、また仕事として、環境調査の調査員として、岩手の自然を見て来ました。 その結果、以前よりも良くなったという事が一つもないのです。広葉樹の大径木はことごとく伐られ、少しの雨でも川が増水する様になりました。以前はやかましい程鳴いていたカッコウもコノハズクも、殆んど鳴かなくなりました。家の近くで見られていたイヌワシもクマタカも、この頃は見る事がありません。あれ程獲れていたサンマも鮭もスルメイカも庶民の買える値段ではなくなりました。 おどろくべきスピードで環境は悪化していると思います。アセスメントの報告を見れば、いつも、影響は軽微である、又は、影響は回避できると書かれています。ほんとうそうであるならば、どうしてこれ程悪い方へ変化したのでしょうか。北東北の山や海岸を今一度じっくり見て下さい。風力発電の風車、太陽光発電のパネル、木質バイオマス発電の為に伐られた森、いくらなんでもやりすぎの感があります。電気は、地産地消すべき商品です。運べば運ぶ程、熱と電磁波になって減ってしまいます。使用する施設を発電している場所の近くにもってくるか、もしくは発電する施設を使う場所の近くに建てるかもっと真剣に考えた方が良くと思います。 〈続く〉	自然観察会を通じて地域の自然に親しんでこられたご経験に基づくご意見、深く受け止めております。大窪山には多様な動植物が生息しており、環境教育や自然体験の場としても大変貴重な場所であることを私たちも認識しております。事業では、湿地や沢など特に重要な生育・生息環境を極力回避し、調査・モニタリングを通じて影響を最小限にとどめるよう配慮しております。今後も、地域の自然と共存できる事業となるよう、慎重に取り組んでまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (162) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
137 続き	地元の漁師さん達も多くは反対しておられると聞きました。吉浜といえば、中国料理で使用する干し鮑の産地としてその名をとどろかせております。海産物を育ててくれる栄養塩類の源は、豊かな森林に違いありません。 北上山地の森は真に海の幸を育てている母なる森なのです。都会で使う電気の為に伐ってはならないものと考えます。 古来、この土地に住んでこられた人々は、山の木で家を作り、薪や木炭にして、エネルギーの自給をしてきたはずです。そして自分の代だけでなく、子や孫、さらにはその先の人達の為に木を植え育ててきたのです。ほんとうにサステイナブルユースをしてきたのはひいじいちゃんやひいばあちゃんだと思うのです。今一度、本来あるべき、エネルギーの使い方を考えるべきだと思います。 子供達の澄みきった瞳が私達大人の仕事をじっと見えています。次世代に恥じる事のない判断をおねがいたします。	
138-1	この事業について、以下の点の問題が挙げられる。 ①この事業ではイヌワシが飛来する地域で事業が進められている。イヌワシは繁殖率が低下している状態にある。その中でイヌワシの採餌環境である草地が改変され、生息環境の一部が減少する可能性があつてはならないのではないかと。さらに、大船渡第一・第二太陽光発電所事業の環境影響評価準備書の中には「当該地を採餌環境として優先的に利用している可能性が高いと考えられる」とされている。採餌環境が減少すれば、繁殖するために採る餌が採りにくくなり、繁殖をすることが難しくなることが考えられる。	当該地のイヌワシについては非繁殖期に採餌環境として利用していることを確認しており、繁殖期では、営巣地周辺の餌資源量の増が必要であると思われる。一方で当該地が餌場として利用されているため、採餌環境については保全措置を実施し、低減が困難な場合には代償措置を検討いたします。
138-2	②この環境影響評価準備書にはハッチョウトンボに関することが書かれている。分布・生態学的特徴には「岩手県内では久慈市、釜石市、宮古市、滝沢市、紫波町、西和賀町、花巻市、北上市、奥州市、一関市等広範囲に確認されている」とあるが、ハッチョウトンボは湿地などの一部の環境にしか生息できないトンボである。この計画では湿地のそばまで太陽光パネルをはる計画になっている。パネルは斜めに設置されるが、斜めに設置した場合、パネルに雨があたり、雨どいのようになる。すると、パネルの上から下に水が流れ、パネルの下は水がたまる。これによって、水の流れができ、もともとあった水の流れを改変し、湿地だった場所が減少する可能性が考えられる。これによってハッチョウトンボを含む湿地に生息する生物がこの地域から減少または、絶滅する可能性がある」と推測される。	湿地群落は湿地周辺の高茎草地との移行帯を含めて群落を区分しました。方法書時点では全ての湿地を回避できておりませんが、準備書では太陽光パネル設置を全て回避する計画といたしました。さらに評価書ではハッチョウトンボが多く確認されている湿地については、可能な限り湿地とパネルの間に 5～10m 程度の離隔を確保する検討を行います。また、湿地については工事中や供用後については定期的に状況を確認いたします。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (163) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
138-3	③この環境影響評価準備書を見ると、ボーリング調査結果の No.G 地点がほかの地点と比べて表土がとて薄。環境影響評価準備書には「表土が厚い地点は、比較的長い間安定であったと推定される」とある。つまり、この No.G の地点は、他の地点と比べて安定していないことが考えられる。また、表土に混ざっている黒ボクは、活性アルミニウムやリン酸が多いとされている。特にリン酸は赤潮の原因となる植物プランクトンの餌でもある。②で書いた通り、パネルの設置により、水の流れが変わり安定していない場所の表土が流れ出し、川を通り海に出た場合、赤潮が起こる可能性もある。すると、吉浜湾で行われている水産業に大きな影響を及ぼすと考えられる。 上記 3 つの理由から、この事業対象地で太陽光発電所事業を行うことは適さないと考える。よって、この事業に反対する。	ボーリング調査地点 G につきましては、他の地点に比べて尾根に近い場所にあります。対象事業実施区域内の表土や崖錐堆積物はこの地域に広く存在する花崗岩が起源であり、尾根に近い場所では崖錐堆積物層は他の地点に比べると薄くなるのが通例です。このことから、地点 G 付近の安定性に問題があるとは言えないと判断しております。また、パネル設置範囲では、パネルの下を草地として残すこと、土地の改変による切土や盛土を極力抑える事業計画であり、対象事業実施区域内での表流水の発生は抑制されることから、本事業実施により栄養塩流出が増加することは考えづらいです。合わせて、対象事業実施区域が吉浜川流域に占める割合は極めてわずかであることを含め、吉浜湾への影響は極めて小さいものと判断しております。
139-1	私はこの事業計画に反対である。事業者がこの事業の撤回を求める。理由は以下の通りである。 ・この事業計画は大窪山、元山、荒金山の動植物、生態系に悪影響を与えることが明白である。	動物・植物・生態系項目について、準備書において適切に予測し、保全措置を検討いたしました。
139-2	・事業計画地内に最近生息が確認されたハッチョウトンボの生息地があるため。	湿地についてはパネルの設置を極力回避いたしました。また、工事中や供用後において定期的に状況を確認いたします。
139-3	・絶滅危惧種、オオワシ、イヌワシ、オジロワシの飛来地となっているため。	イヌワシについては、対象事業実施区域から離れた営巣地の個体が非繁殖期に採餌のため飛来していることを確認しており、令和 6 年度における採餌飛翔の高利用域はパネル設置を極力回避する計画といたしました。オオワシ及びオジロワシについてはいずれも採餌環境は海域であることから、影響は小さいと予測しております。
139-4	・地元 7 自治会が事業反対を表明しており、地元住民の賛同が得られていないため。	皆さまに受け入れていただける事業となりますよう、引き続き努めてまいります。

表 2-1 (164) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
139-5	・吉浜川の渇水や濁水が懸念され、その川をよりどころとする米作、河口の養殖業への影響が考えられるため。	大切な暮らしや生業への影響をご心配されるお気持ち、真摯に受け止めております。水質や水量については環境影響評価で調査を行い、必要な環境保全措置を講じる計画です。濁水防止にも配慮し、地域の生業を損なうことのないよう最大限努めてまいります。
139-6	・この事業により、動植物、生態系に悪影響が出た場合（個体数の急激な減少や絶滅）、事業者はその保護や保全義務がなく環境破壊に責任をとる者がいないため。 以上	環境影響がより小さくなるよう、引き続き事業計画を検討してまいります。
140	環境アセスメントも終わりました。 反対派の皆さん、素直に受け入れてください。 心配ご無用です。 事業賛成です。	前向きなお言葉をいただきありがとうございます。 地域の中でさまざまな意見がある中、冷静に手続きを受け止めてくださっていることに感謝しつつ、今後も丁寧な情報発信と対話を続けてまいります。
141	吉浜メガソーラーは必要不可欠。 環境アセスメントもつつがない結果。 事業大賛成。	本事業の意義を支持してくださるお言葉、心強く受け止めております。アセスメント手続きは今後の事業推進の土台であり、今後も環境配慮と地域との共生を大切に進めてまいります。
142	吉浜メガソーラーに賛成です。 ようやく今、環境影響評価準備書説明会に到達し、次のステージの環境影響評価書の作成の局面に移るのでしょうか。 その先、予定通り進めば、大船渡市役所との土地賃貸借契約という流れなのでしょう。 その最終ステージの大詰めで懸念するのは、当該契約は住民合意形成が停止条件に入っていること。住民の合意形成の文言は自治体の文書によく見かけのお決りの免罪符です。 いろいろな地域計画等においても、異なる複数の見解や意見が存在することは常であり、合意をあらかじめ想定することは困難でしょう。 自治体が住民合意形成を重要視することはわからないではないが、合意形成をはかる上で、全員一致、一人の異論もない完全合意はありえないことを自治体があらかじめ心得ているのでしょうか。住民同意形成については、法的な意味における「同意」や「合意」とは違って、法的な拘束力や法的効果の有効要件を意味しない。それゆえ、この合意が行政権限の行使の法的要件となったり、また、行政決定を法的に拘束するものではない。停止条件文言において、すでに事業反対の方の存在を確認している状況の中で住民合意形成という将来の不確実曖昧な表現はふさわしくなく、事業者に不利な条件を押し付けていると推認できる蓋然性があり未必の故意と言わざるを得ず避けるべきだった。 行政側の適正な認識と今後の検討と対応を求めたいと思います。	事業の次のステージに向けて、ご理解とご期待を寄せてくださることに深く感謝申し上げます。これまで以上に透明性と誠実さを大切にしながら、地域と共に歩む事業となるよう努力を続けてまいります。

表 2-1 (165) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
143	環境アセスメント説明会は、反対派が大荒れでまさに跳梁跋扈。 常識も欠落、傍若無人、無作法、勘違い、恥知らずは万死に値する。 いま時、珍しい大人のおバカさんを見ました。動物園を紹介しますか。 事業賛成、早くやりましょう。	説明会ではさまざまな立場の声が交錯する中、冷静な議論の場を確保することの重要性を改めて感じております。今後も丁寧な説明と対話の場づくりに努めてまいります。
144	環境アセスメント説明会の反対派は一線を越えていた。 無分別な言動は、気持ちの良いものではありませんでした。 自分の恥を晒している自覚もなく、間違いなく病気です。病院に行ってください。 事業大賛成です。	感情的な場面もある中で、公平かつ建設的な意見交換の大切さを事業者としても強く感じております。地域の皆さまの理解を得られるよう、誠実に対応してまいります。
145	環境アセスメントは先ずは決着をみた訳です。 大船渡市にとって起死回生の重要案件、推進する以外に選択肢はない。 事業推進に賛成します。	本事業を地域再生の一助と捉えていただけるお言葉、誠にありがとうございます。引き続き、地域経済や暮らしに貢献できるよう努力を重ねてまいります。
146	環境アセスメントの結果に満足しています。 「誤りを改めるにはばかりの事なかれ。」本質を見誤ってはなりません。 事業賛成です。	アセスメントの結果にご納得いただけたとのこと、安心しております。引き続き、環境と地域との調和を大切に、誠実に事業計画を進めてまいります。
147	環境アセスメントも大事に至らず何よりでした。 環境への配慮はともかく、事業者への配慮も必要です。 十数年も長期にわたり初志貫徹、堪え難きを絶え忍び難きを忍び、真摯に取り組み活動していただき事業者の自然電力に感謝いたします。 早急に事業開始していただきたいです。賛成です。	環境への配慮とともに、事業者の立場への理解も必要とするお考えに感謝申し上げます。これからもバランスを大切に進めてまいります。
148	長い道のりの未だ道半ばですが、やっと環境アセスメント準備書説明会まで到達しました。 吉浜メガソーラー事業賛成です。 現段階では大船渡市の事業可否の総合判断には至っていません。 住民の合意形成と判断するのは大船渡市役所でしょうか。 自治体が地元住民の合意を許可条件にすることは認められません。 「住民の合意を要件にすべからず」です。 住民の合意を事実上の許可要件にするのは、明らかに法の規制を超えるもの。 住民の合意に過度の重点を置くことは市の裁量権を逸脱する。 法律を根拠にするのか、法律を無視して反対派意見を尊重するのか。 仮に反対が多くても許可を取得することは可能。 何故なら許可基準を満たしている場合は、許可せざるを得ない。 法律・条例で義務付けられていない以上、住民合意をもって許可の可否を判断すべきではない。 公益を目的とする事業であれば、住民の合意の有無は、行政庁の可否判断根拠に無関係。 結局、許可制度を採ってる以上、当該規制は住民の個別利益までも保護するものではなく、許可条件に住民合意を求めることは妥当ではない。違法と言え撤廃すべきもの。 明らかに不可能な事項を停止条件とした場合、その停止条件付法律行為は無効となる。	説明会までの過程をご評価いただきありがとうございます。地域とともに歩む事業として、今後も一歩ずつ丁寧に進めてまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

表 2-1 (166) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
149	環境アセスメントはまずはスムーズに推移したことは何よりでした 言を左右にああ言えばこう言う反対の面々は、おそらく今後も変わらないでしょうが、いつまで続けるのでしょうか。 いくら何でも十年超と言うのはオカシイでしょう、超異常、もはや気が遠くなる。 いつまでモサクサしているのかと数多くの事業を待ち望む声は、一層強まっています。 一刻も早く事業開始していただきたい。大賛成です。	温かいご意見をありがとうございます。ご指摘のように、丁寧で落ち着いた対話を目指し、地域の皆さまと真摯に向き合ってまいります。
150	環境アセスメントはまずまずいい塩梅といったところ。 二宮尊徳の名言『道徳なき経済は犯罪であり、経済なき道徳は寝言である』。 吉浜メガソーラーの反対派の皆さん、大船渡市は尻に火がついている。山だけじゃない。山は消防や自衛隊そして恵の雨で鎮圧したが、大船渡市の財政状況は延焼拡大中、雨が降っても消えないのに反対派は、粹な風流人、まるで対岸の火事見物、ノー天気 に危機感ゼロで他人事、時代の変わり目や時流の臭いに無頓着。寝言は寝て言え。 事業賛成。	道徳と経済の調和に関するお言葉、大変心に響きました。今後も事業の進行に際しては、地域社会との信頼関係を第一に進めてまいります。
151	環境アセスメント説明会、反対派は酷かった。 いつもの事とは言え、無茶苦茶、呆れ果てました。 恥を知れ。 早急に事業推進していただきたい。 大賛成です。	説明会での雰囲気についてのご感想、ありがとうございます。冷静で前向きな話し合いの場をつくる努力を今後も続けてまいります。
152	吉浜メガソーラー事業賛成です。	本事業へのご賛同、心より感謝申し上げます。地域の皆さまの期待に応えられるよう誠実に取り組んでまいります。
153	環境アセスメントまで行ったんですね。 もういいでしょう。 事業賛成いたします。	環境アセスメントの進捗と事業へのご賛同に感謝申し上げます。今後も地域の皆さまの信頼に応えるよう誠実に取り組んでまいります。
154	環境アセスメントはソフトランディングいったところでしょうか 吉浜メガソーラーは必ず推進して欲しいです。 事業賛成。	円滑な手続きの進行にご理解をいただきありがとうございます。これからも丁寧な対応を心がけてまいります。
155	環境アセスメントの結果を見るまでもなく、吉浜メガソーラーに大賛成です。	ご理解をいただきありがとうございます。これからも丁寧な対応を心がけてまいります。
156	環境アセスメントは想定どおり首尾よい具合でした。 当初から事業推進すべきであると確信していました。 『過ちをざる、これを過ちという』進歩なく、反省もなく同じ過ちを続けるのを徒労と言う。このことを反対派の方々には肝に銘じていただきたい。 事業大賛成。	事業への確信とご理解に感謝いたします。いただいた信頼を裏切らぬよう、一步一步確実に進めてまいります。

表 2-1 (167) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
157	吉浜メガソーラーの環境アセスメントは、概ねうまい具合で胸をなでおろしています。 反対の方々は、もう少し謙虚に、そして複眼的思考を持っていたきたい。 当初からもちろん事業大賛成です。	反対の声にも敬意を払いつつ、地域全体と丁寧に向き合う姿勢を大切にしていまいます。温かいご意見ありがとうございます。
158	遠い道のりだったでしょう、環境アセスメントも結果オーライ。 村田英雄の「人生峠」じゃないですが、ひとつ越えてもまたひとつ、つづく浮世の…。 耐えてしのんだいばら道、冬は必ず春となる、何とか乗り越え、花が咲きます。 吉浜メガソーラー、万歳三唱する日が来ますよう祈念します。 事業賛成。	長年のご注目に感謝申し上げます。節目を迎える中で、これからも地域の声を大切に進めてまいります。
159	反対の反対は賛成なのだ。 事業賛成。	引き続き、誠意ある対応に努めてまいります。
160	環境アセスご苦労さまでした。 想定内でした。 この世は賛否両論あるのが当たり前ですが、反対派の行動はあまりに物騒で常軌を逸し普通じゃない。 故意に事実を曲解、都合よく誤魔化し無節操、無責任で極めて不当です。 事業賛成です。	地域の多様な意見を大切にしながら、丁寧な歩みを続けてまいります。
161	反対派は悪意に基づく小ズルイ工作は止めてください。 何をやらかしてんでしょうか。 罪深い所業にウンザリです。 早く事業着工してください。 大賛成です。	今後はよりよい対話の場をつくる努力を続けます。
162	吉浜メガソーラー事業、絶対賛成。	事業への明確なご賛同、誠にありがとうございます。 地域の発展と環境への責任を両立すべく取り組んでまいります。
163	環境アセスメント、お疲れさまです。 事業推進大賛成です。	あたたかいお言葉と事業へのご賛同、心より感謝申し上げます。今後も地域に根ざし、誠実に事業を進めてまいります。
164	環境アセスは、まずまずいい感じといったところです。 吉浜メガソーラー推進してください。 事業賛成。	アセスの結果を前向きに受け止めていただき、ありがとうございます。丁寧な情報発信と説明を続けてまいります。
165	環境アセスメントの結果を待っていました。 これで吉浜メガソーラーは、リーチでしょう。 役満あがってください。 事業大賛成です。	節目を迎えたことへのご理解と期待の声、大変励みになります。今後も地域とともに歩んでまいります。
166	環境アセスメントの結果に満足しています。事業大賛成です。	事業へのご支持とご意見、誠にありがとうございます。今後も丁寧な対話を重ねてまいります。

表 2-1 (168) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
167	吉浜メガソーラー賛成です。 反対派のたわごとは支離滅裂です。 相手にしないでください。	本事業にご賛同いただき、感謝いたします。引き続き異なる立場にも耳を傾けつつ、誠意を持って対応してまいります。
168	吉浜メガソーラーの事業趣旨に賛同します。 環境影響評価準備書も結果が出て論点は出尽くされた訳ですから、事業推進に突入してください。	事業趣旨にご賛同いただき、感謝いたします。引き続き誠意に丁寧な事業を進めてまいります。
169	吉浜メガソーラー賛成です。 住民合意形成の判断が焦点ですが、大船渡市民の趨勢はほとんど賛成です。 イッチャってるイカレタ市民は極めてわずか。 正気でまともな市民は100%賛成です。	市民の皆さまのご意見にしっかり耳を傾けながら、真摯に事業を進めてまいります。
170	環境影響評価準備書は滞りなく進められ、良かった。 「海を泳いでいる最中には海の広さはわからない」 反対派は、意識して自分を俯瞰してください。 果たして自分は正しく状況を判断できているのでしょうか。 事業絶対賛成です。	ご理解をいただきありがとうございます。これからも丁寧な対応を心がけてまいります。
171	自然エネルギー利用は大事です。環境アセスの結果も出ました。 完璧主義の人は、起こっていないことに対して不安を抱きがちです。 結論からいえば、多くの人が抱く不安は、とり越し苦労にすぎません。 心配ばかりしても仕方ありません。 もう潮時を迎えて機は熟しています。 前進しましょう、事業賛成。	ご意見ありがとうございます。さまざまな立場の声を尊重しながらも、地域全体の前進に向けて努めてまいります。
172	環境アセスメントは反対派が要求し実施された。 吉浜メガソーラーの事業開始を引き延ばす作戦だった。 あの手この手と手段を選ばず、更には違法行為もお構いなしの節操がないことの証左です。 『生きて仏であるからこそ死んで仏になるのだろう』素直、真面目、誠実は微塵も見られない。 と言ったところで唇寒し。価値観が違うので、わがままに付き合っはられない。 事業賛成。	ご意見ありがとうございます。さまざまな立場の声を尊重しながらも、地域全体の前進に向けて努めてまいります。

表 2-1 (169) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
173	環境影響評価準備書説明会も終了、予想とおりの結果でした。論点は出つくし決着はついた訳です。吉浜メガソーラーに賛成します。 住民自体が時間とともに変化していく価値観により意見も変異するのは当然のことです。 賛成と反対の意見の相反があるとは言え、反対請願不正署名活動に始まり、平然と繰り返す偽情報・怪文書・捏造写真等やりたい放題のでっち上げの情報操作、挙句の果てには社会通念上当事者合意で許容され民間では商慣習の日付を遡ったとか立小便にも劣ることに難癖を付け、重箱の隅をツマヨウジでホジクリかえすような些細な問題で大船渡市役所を相手に訴訟沙汰まで発展させる一部反対派の事業中止の目的達成のためなら違法行為・転覆行為も許されるとする、手段を選ばない活動は、不条理がはびこる世の中とは言えウンザリしています。 そもそも、違法な代筆署名活動をしていながら騒ぎ立てることもない大船渡市役所職員の軽微な事務手続ミスを訴訟ネタにするのは、非常識で身勝手な罪をなすりつける責任転嫁の謀略、いわゆる「つかみ屁作戦」です。いい加減にして欲しい。「過ぎたるは及ばざるが如し」物事には限度があります。やり過ぎです。今後、大船渡市が住民の動向を注視し総合判断するにあたり、反対派の非合法行為も重大判断材料として取り上げていただきたい。 また、反対派は吉浜メガソーラーが自然破壊や環境破壊と言いながら、皮肉にも反対活動により地元住民を分断し地域破壊を引き起こしている。策を弄して墓穴を掘る。始末。地域住民の分断や地域破壊は元には戻らない。結果として実態は、本末転倒、元も子もない、台無しです。	異なる立場に対するお考えと事業へのご賛同、ありがとうございます。今後も対話を重視しながら地域と共に歩んでまいります。
174	反対のための反対する人いますよね。 代案を出さずに反対ばかりする人いますよね。 遊休土地活用に反対派の皆さん、対案なき反対は賛成と言うことですね。 べらぼうめえ。 吉浜メガソーラー事業に賛成です。	地域に根ざした取り組みを大切に進めてまいります。
175	環境アセスメントの内容は確認しました。 太陽の寿命は約 100 億年、太陽が生まれたのは、46 億年前ですからあと 50 億年は今の輝きを続ける。遅きに失しています。 事業賛成。	アセスメントの内容をご確認いただき、ありがとうございます。引き続き真摯に事業を進めてまいります。
176	反対派のみんな、『案ずるより産むが易し』です。 いつまでも意固地ならないで、素直になりましょう。 誤りを改めるのは、人の道。 間違いはあって当たり前、人間だもの。 吉浜メガソーラー事業に大賛成です。	さまざまな意見を大切にしつつ、事業計画を進めてまいります。

表 2-1 (170) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
177	環境アセスの結果が、えらいことにならなくて、先ずはお疲れさまでした。 これでも反対派は懲りずに都合よくネジ曲げ、歪曲、勝手に解釈は変わる事はない。 百年経っても反対派とは平行線、折り合いはつかない。 いつまで経ってもダメな反対派ね。 粛々と前進あるのみ。 吉浜メガソーラー事業賛成します。	事業へのご理解とご支援に感謝いたします。住民の皆さまにとって安心できる取り組みとなるよう努めてまいります。
178	環境影響評価準備書説明会が終了、外堀は埋まりました。 吉浜メガソーラーに賛同します。 今後、大船渡市が住民合意形成をどのように判断するのか。注目です。	事業へのご理解とご支援に感謝いたします。住民の皆さまにとって安心できる取り組みとなるよう努めてまいります。
179	環境アセスメント説明会が終了して安堵しました。 住民合意形成の成否の判断については、賛否を求める「住民」そのものが流動的であり、基礎数自体が不明確でありますから、合意の要素に数値的な基準を立てることも不適切ではないかと思ひます。一定の数値的基準をたてると、その母数や基礎数のあり方、例えば、基礎数に数える住民とは何か、また、適切な住民といえるかなど)、かえって混乱を生じるのではないかと危惧します。ここまでネジレている状況の中で、この判断は骨が折れると思ひます。 吉浜メガソーラー事業に賛成です。	事業へのご理解とご支援に感謝いたします。住民の皆さまにとって安心できる取り組みとなるよう努めてまいります。
180	人間は過去約 300 年、文化生活を営むためのエネルギー源を主に化石燃料とし、CO ₂ を排出してきた。この大量の CO ₂ が地球の温暖化、沸騰化を引き起し、世界各地で異常気象が生じ様々な災害が発生して、地球は危機的状況に直面している。 人間を含め多種多様な生命体が生きるこの地球を守るために、また、人間が文化生活を続けてゆくに欠かすことの出来ないエネルギー源を何に求めていくかの課題解決と人々の行動、取り組みが求められている。 このような状況の中で、これからの日本におけるエネルギー源については、化石資源を保有していないことや CO ₂ 削減の観点から化石燃料エネルギーは減らすべきとまた、地震の多発国、多くの活断層がある日本では、リスクが高く、原子力発電も増すべきでないと考ええる。 資源の問題や CO ₂ 排出、リスク等の観点から太陽光及び風力等の再生可能エネルギーに求めるべきと考ええる。 再生可能エネルギー発電事業実施にあたっては、環境保全が課題で工事着手には十分な環境アセスメントを実施し、森林の機能や水資源、沢や沼の保全対策や災害防止策を構ずること。事業開始後においても、第三者機関等で、検査、点検並びに環境保全活動を実施することにより、安全なエネルギー生産をすべきと考えます。	長い人類の歴史とエネルギー利用の歩みに着目したご意見、大変意義深く拝読いたしました。再生可能エネルギーの導入は、次世代に向けた持続可能な社会を実現するために欠かせない取り組みと考えております。本事業もその一端として、地域の皆さまとともに責任を持って進めてまいります。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

- ・意味が変わってしまうような誤字については、正しいと思われる文字を記載した。

日刊新聞に掲載した公告

・岩手日報、東海新報

「岩手県環境影響評価条例」に基づき、「大船渡第一・第二太陽光発電事業環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 岩手三陸太陽光発電合同会社
代表者の氏名 代表社員 自然電力株式会社 職務 執行者 長谷川 雅也
主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区荒戸一丁目一番六号福岡大濠ビル三階

二、対象事業の名称 大船渡第一・第二太陽光発電所
種類 太陽電池発電所
規模 発電設備の出力（交流）二万九千四百キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域 大船渡市三陸町吉浜、釜石市唐丹町上荒川

四、関係地域の範囲 大船渡市、釜石市

五、準備書等の縦覧の場所、期間及び時間
大船渡市役所市民環境課（大船渡市盛町字宇津野沢一五）
三陸支所（大船渡市三陸町越喜来字所通二六一）
吉浜地域振興出張所（大船渡市三陸町吉浜字上野九三）
大船渡地区合同庁舎県民ホール（大船渡市猪川町字前田六一）
釜石市役所生活環境課（釜石市八越町三一九一）
唐丹地区生活応援センター（釜石市唐丹町字小白浜五十）
※いずれも土曜・日曜、祝日を除く平日午前八時三十分～午後五時一五十分
縦覧期間…令和七年一月三十一日（金）から令和七年二月二十八日（金）まで
※縦覧物の設置は、条例で定められた縦覧期間より自主的に延長し、令和七年三月十四日（金）まで行います。
電子縦覧：<https://www.shizenenergy.net/news/environmental-assessment/>

六、意見の提出
準備書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に設置している意見書用紙（自然電力（株）ホームページからもダウンロード可能）に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投入いただくか、令和七年三月十四日（金）までに、〒〇三〇〇三三 東京都中央区日本橋本町二丁目四十七番五ビル自然電力株式会社大船渡第一・第二太陽光発電所担当までご郵送ください。（当日消印有効）

七、住民説明会の開催日時及び場所
第一回…令和七年二月十日（月） 十八時三十分～、受付開始十八時
大船渡市民文化会館「リアスホール」大ホール（岩手県大船渡市盛町字下館一八一）
第二回…令和七年二月十一日（火・祝） 十三時三十分～、受付開始十三時
旧吉浜中学校体育館（岩手県大船渡市三陸町吉浜字扇洞一二七一）

八、問い合わせ先
自然電力株式会社大船渡第一・第二太陽光発電所担当
電話：〇三三六八二三九
e-mail:se_ofunato_assessment@shizenenergy.net

関係自治体の公報、広報誌によるお知らせ

○広報おおふなと 令和 7 年 1 月 20 日号（お知らせ版）

「大船渡第一・第二太陽光発電所事業」環境影響評価準備書の縦覧と、住民説明会のお知らせ

本市および釜石市で、岩手三陸太陽光発電合同会社（開発担当：自然電力㈱）が計画している「大船渡第一・第二太陽光発電所事業」の「環境影響評価準備書」の縦覧と、住民説明会が行われます。

なお「準備書」とは環境影響評価の結果を取りまとめたもので、住民の皆さんからの意見を聞くために公開されます。

▶縦覧場所＝市役所本庁市民環境課、三陸支所、吉浜地域振興出張所、大船渡地区合同庁舎県民ホール（平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

▶縦覧期間＝ 1 月 31 日（金）～ 2 月 28 日（金）

※ただし、準備書は 3 月 14 日（金）まで閲覧できます。

▶意見受付期間＝ 1 月 31 日（金）～ 3 月 14 日（金）

▶意見の提出方法＝縦覧場所に備え付けの意見書用紙に記入し、意見書箱へ投函または郵送ください（3 月 14 日の当日消印有効）。

※用紙は自然電力㈱ホームページからもダウンロードできます（準備書は閲覧のみ可能です）。

▶意見書の郵送先

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町二丁目 4-7 遠五ビル／自然電力㈱大船渡第一・第二太陽光発電所担当

▶住民説明会の日時・場所

① 2 月 10 日（月）午後 6 時 30 分

リアスホール大ホール

② 2 月 11 日（火）午後 1 時 30 分

旧吉浜中学校体育館

▶問い合わせ先

自然電力㈱大船渡第一・第二太陽光発電所担当（☎03-3868-3391）

【Eメール】se_ofunato_assessment@shizenenergy.net



自然電力㈱
ホームページ

○広報かまいし 令和 7 年 2 月 1 日号（お知らせ版）

防災行政無線による
情報伝達試験を行います

地震や津波、武力攻撃などの発生に備え、全国一斉の情報伝達試験を行います。全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用し、防災行政無線から「これは Jアラートのテストです」と試験放送が流れます。

なお、災害などの発生状況により、予告なく中止となる場合があります。

日時 2 月 12 日（水）11 時頃

問い合わせ 市防災危機管理課 ☎27-8441

大船渡第一・第二太陽光発電所事業計画の環境影響評価準備書の
縦覧および住民説明会

【縦覧物設置および意見受付】

期限 3 月 14 日（金）（土・日曜日、祝日を除く）

場所 釜石市役所生活環境課、唐丹地区生活応援センター、大船渡市役所市民環境課、大船渡市役所三陸支所、吉浜地域振興出張所、大船渡地区合同庁舎県民ホール

【住民説明会】

2 月 10 日（月）18 時 30 分（大船渡市民文化会館リアスホール大ホール）、
11 日（火）13 時 30 分（旧吉浜中学校体育館）

問い合わせ 自然電力㈱ 大船渡第一・第二太陽光発電所担当 東京都中央区日本橋本町 2-4-7 遠五ビル ☎03-3868-3391



インターネットによる「お知らせ」

(岩手県のウェブサイト)

現在の位置: [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [環境](#) > [環境保全](#) > [環境影響評価手続状況](#) > [環境影響評価図書の縦覧・継続公表のお知らせ](#) > [事業者による縦覧中の環境影響評価図書](#) > [工大船渡第一・第二太陽光発電所事業環境影響評価準備書の縦覧について](#)

工大船渡第一・第二太陽光発電所事業 環境影響評価準備書の縦覧について

ページ番号1080643

更新日 令和7年2月6日

標記事業について、下記のとおり図書の縦覧を行っています。

縦覧状況

実施事業者

岩手三陸太陽光発電合同会社

縦覧場所

大船渡市役所市民環境課、同三陸支所、同吉浜地域振興出張所、大船渡地区合同庁舎県民ホール、釜石市役所生活環境課、同唐丹地区生活応援センター

縦覧期間

令和7年1月31日(金曜日)～2月28日(金曜日)まで(注)土曜日・日曜日・祝日を除く開庁日

縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

その他

下記リンクからも図書を御覧いただけます。

＞ [岩手三陸太陽光発電合同会社\(外部リンク\)](#)

このページに関するお問い合わせ

環境生活部 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話番号:019-629-5269 ファクス番号:019-629-5364

[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

インターネットによる「お知らせ」

(大船渡市のウェブサイト)



「大船渡第一・第二太陽光発電所事業」に係る環境影響評価準備書の縦覧

更新日：2025年1月31日更新

本市及び釜石市において、岩手三陸太陽光発電合同会社（開発担当：自然電力(株)）が計画している「大船渡第一・第二太陽光発電所事業」に関して、「環境影響評価準備書」の縦覧及び事業の住民説明会が次のとおり行われます。

なお、「環境影響評価準備書」とは、環境影響評価方法書に対する意見などを踏まえて、事業に係る環境影響評価を行った結果などを記載した図書であり、縦覧により住民からの意見を聴取するものです。

■縦覧場所

大船渡市役所市民環境課、三陸支所、吉浜地域振興出張所、大船渡地区合同庁舎県民ホール
(平日午前 8 時30分～午後 5 時15分)

※自然電力(株)ホームページからも縦覧できます。

■縦覧期間

令和 7 年 1 月31日（金）～ 2 月28日（金）

※ただし、準備書は 3 月14日（金）まで閲覧できます。

■意見受付期間

令和7年1月31日（金）～3月14日（金）

■意見の提出方法

縦覧場所に備え付けの用紙に住所・氏名・意見を記載の上、意見書箱へ投函または郵送（3月14日（金）当日消印有効）。

※意見書用紙は、自然電力(株)ホームページからダウンロードできます。

■意見の郵送先

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-4-7遠五ビル
自然電力(株)大船渡第一・第二太陽光発電所担当

■住民説明会の日時及び場所

令和7年2月10日（月）午後6時30分 リアスホール大ホール
令和7年2月11日（火）午後1時30分 旧吉浜中学校体育館

■問い合わせ先

自然電力(株)大船渡第一・第二太陽光発電所担当（TEL 03-3868-3391）
Eメール：se_ofunato_assessment@shizenenergy.net

■インターネットによる公表

URL：https://www.shizenenergy.net/2025/01/31/ofunato_assessment_2/<外部リンク>

このページに関する
お問い合わせ

市民環境課

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15

環境衛生係

Tel : 0192-27-3111 (内線124・125) Fax : 0192-21-3118

インターネットによる「お知らせ」

(自然電力グループのウェブサイト)

「大船渡第一・第二太陽光発電所事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

2025.01.31 | [環境アセスメント]

このたび、子会社である岩手三陸太陽光発電合同会社が「大船渡第一・第二太陽光発電所事業」につきまして、岩手県環境影響評価条例に基づき、「環境影響評価準備書（以下、準備書）」の縦覧を以下のとおり行います。

1. 準備書の縦覧

(1) 縦覧場所

大船渡市役所本庁舎市民環境課
大船渡市役所三陸支所
大船渡市役所吉浜地域振興出張所
大船渡地区合同庁舎県民ホール
釜石市役所本庁舎生活環境課
釜石市唐丹地区生活応援センター

(2) 縦覧期間および縦覧時間

- ・2025年1月31日（金）～2月28日（金）（土曜日・日曜日・祝日を除く開庁日）
- ・午前8時30分から午後5時15分まで

※準備書等の設置は、法定の縦覧期間より自主的に2週間程度延長し、2025年3月14日（金）まで行います。

※準備書及び要約書は、以下のリンクから閲覧することができます。

■ 準備書

表紙及び目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第4章 方法書についての意見と事業者の見解

4.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

4.2 方法書についての県知事の意見及び事業者の見解

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定

第6章 対象事業に係る調査、予測及び評価の手法の選定

第7章 環境影響評価の結果

7.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

7.1.1 大気環境

7.1.2 水環境

7.1.3 地形及び地質

7.1.4 動物

(1) 調査結果の概要

(2) 予測及び評価の結果

7.1.5 植物

7.1.6 生態系

7.1.7 景観

7.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場

7.1.9 廃棄物

7.2 環境保全のための措置

7.3 事後調査計画

7.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

要約書

2. 意見の提出

準備書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に設置されている意見書（あるいは以下に示す意見書フォーマット）に以下（1）の必要事項をご記入の上、以下（2）のいずれかの提出方法で、ご意見をお寄せください。

※電子縦覧でご覧の方は、以下より意見書のフォーマットをダウンロードして、ご記入ください。

■ 意見書フォーマット

（1）意見書の記載事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の

(2) 提出方法

①縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（2025年3月14日（金）まで）

②下記宛に郵送

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町二丁目4番7号 遠五ビル

自然電力株式会社 大船渡第一・第二太陽光発電所担当

(3) 提出期間

2025年1月31日（金）～3月14日（金）まで

意見書箱による提出は、縦覧場所において随時受付。

郵送による提出の場合は、当日消印有効。

3. 住民説明会の開催

事業計画と環境影響評価準備書について、住民の皆さまへの説明会を開催いたします。

2025年2月10日（月）午後6時受付開始、午後6時30分～ リアスホール大ホール（盛町字下館下18-1）

2025年2月11日（火）午後1時受付開始、午後1時30分～ 旧吉浜中学校体育館（三陸町吉浜字扇洞127-2）

4. お問い合わせ先

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町二丁目4番7号 遠五ビル

自然電力株式会社 大船渡第一・第二太陽光発電所担当

電話：03-3868-3391（土曜日・日曜日・祝日を除く 午前9時～午後5時）

Eメール：se_ofunato_assessment@shizenenergy.net

「大船渡第一・第二太陽光発電所事業環境影響評価準備書」

意見書用紙

ご住所

氏名

「大船渡第一・第二太陽光発電所事業環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記住所までご郵送願います。

送付先: 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 2-4-7 遠五ビル
自然電力株式会社 大船渡第一・第二太陽光発電所担当

恐れ入りますが、閲覧のみの場合も、閲覧数の把握が必要なため、ご住所・ご氏名をご記入のうえ、ご投函ください。

令和 7 年 月 日

注 1 : 本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2 : 本用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A 4 サイズ）の用紙をご使用ください。

「大船渡第一・第二太陽光発電所事業」環境影響評価準備書に係る委員事前質問・意見

※網掛け部分は非公開

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	計画概要	齊藤委員	2～5	地域住民への説明を繰り返し行い、事業への理解を重ねてきた経緯は十分に理解できるし、今後も丁寧な説明を行っていただきたい。 答えられる範囲で構わないので、事業としての採算性以外に、この地域で事業を行わなければならない理由（適地と判断する理由）を説明いただきたい。	適地と判断する理由は、 ・太平洋岸で、冬季も積雪が比較的少ないこと ・北上山系開発事業等、すでに人の手が加えられた一団の土地であること ・牧草に覆われた緩傾斜地で、造成のいらぬ土地であること ・東北電力ネットワーク社の特別高圧電線が近くにあり、連系が可能なこと 等ですが、東日本大震災時に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で一時期牧野として使用できなくなった土地だからこそ、この場所で再生可能エネルギーを生み出すことに大きな意味があると考えます。
2	計画概要	平井委員	4	2023年の方法書に対する知事意見では、地元住民と適切なコミュニケーションを図ることを求められていましたが、その後、吉浜地区住民に対して、こういった取り組みを行ったのかについて教えてください。	可能な範囲で地元住民のご意見をお聞きし、また意見交換会の場を設けるなどいたしました。
3	計画概要	鈴木委員	18	工事用道路が部分的にしか示されていません。 樹木伐採、杭打ち、架台・パネル設置等のため、車両が走行する可能性のあるルートを全て図面に示して下さい。 また工事中は、図面に示した場所以外は走行しないようにして下さい。	原則として、土地の改変面積の対象としている全ての範囲について車両が通行する可能性があります。 工事用道路で示した部分については工事車両通行の用途が不要になり次第撤去することを想定しています。 また、工事中は指定した場所以外は走行しないよう工事関係者に定期的な会議等で周知徹底致します。
3 再意見	〃	〃	〃	改変対象としている全ての範囲について車両通行の可能性があるとのことですので、事業地内の非改変区域については、予めロープを張るなどして、車両が侵入しないよう万全の予防措置を取ることを要望します。	事業地内の非改変区域については、車両が誤って進入することがないように各所明示等を行い予防措置を適宜講じるようにいたします。
4	計画概要	鈴木委員	18	管理用道路を太陽光パネルの設置区域に設置しない計画になっているようですが、破損したパネルを交換するなど、施設維持のための作業に車両の通行は必要ないのでしょうか。	破損したパネルの交換作業や定期点検などの作業については管理用道路に車両を駐車し、そこからは基本的に人力での運搬及び作業を想定しております。
5	計画概要	鈴木委員	20	準備書では方法書よりも湿地の近くに太陽光パネルを設置する計画となっており、湿地と湿地の間を埋めつくすように配置している場所も多いように見受けられます。 湿地とパネルの間の離隔は何メートルにする予定でしょうか。	重要種が多く確認されている湿地については湿地とパネルの間隔を5～10m程度隔離を確保する検討を行い、評価書レイアウトに反映させたいと考えております。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
5 再意見	計画概要	鈴木委員	20	【非公開】	
6	計画概要	鈴木委員	20	湿地を直接改変しなくても、パネルを近接して設置することにより、周囲の水流や土壌の攪乱、日照量の変化等が起き、生物相に重大な影響を与える懸念があります。 湿地の下流側であっても、杭打ち・架台の設置などにより、周囲の排水が促進される可能性も考えられます。 重要種が生息する湿地の保全に万全を期するつもりならば、パネルは十分な離隔を取って設置するべきではないでしょうか。	湿地群落は湿地周辺の高茎草地との移行帯を含めて安全側で群落を区分しております。 よって群落区分の湿地範囲を回避することにより重要な動植物が生育・生息する環境への影響は小さいと考えております。 しかし周囲の排水が促進される可能性を含めて工事中や供用後については定期的なモニタリングを実施いたします。
6 再意見	〃	〃	〃	【非公開】	
7	計画概要	石川委員	20	南に点在している湿地帯付近の太陽光パネル設置場所は、方法書の案に比べて湿地により近接しています。 湿地面積は季節により変動すると思いますが、記載されている湿地エリアは考えられる最大面積でしょうか。 また、太陽光パネルを置くことで蒸散量が減少し、湿地の面積がわずかながら拡大することは考えられないでしょうか。 湿地区域をどのように検討して地図へ記載したのかお伺いします。	湿地群落は湿地周辺の高茎草地との移行帯を含めて安全側で群落を区分しました。 方法書時点では全ての湿地を回避できておりませんでした。準備書では全て回避する計画といたしました。 湿地範囲への影響は地下水の流量に寄与するものと想定しており、パネル設置による葉の蒸散量による影響は軽微であると考えておりますが、工事中や供用後については定期的なモニタリングを実施いたします。
8	計画概要	齊藤委員	41	〔⑥災害時の対応〕 大型自然災害などで周辺地域へ電力供給がストップした際、緊急的に本事業で発電した電力を地域へ供給できるようなシステムは検討されているか説明いただきたい。	現状の制度上は、発電所から直接地域へ電力を供給するのは難しいのが実情です。 ただし、弊社の他地域の事例では、系統とは切り離れた独立型のバッテリーを現地に設置し、災害時に避難所へ電力を供給した例もございます。 本事業でも地域の皆さまとの対話を通じて、災害時の対応策を検討してまいります。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
9	計画概要	前田委員	267	〔表6-1(2) 「事業者の対応」〕 事業者は他の候補地を見つけることができなかったと回答していますが、環境省が再生可能エネルギー情報提供システムで示している太陽光（土地系）の導入ポテンシャル推計値は、全国で100万メガワットを超え、岩手県だけでも2万8千メガワットあるとされています。 これは当事業規模の800～28,000倍に相当します。これだけの導入可能性がありながら、当事業地以外に候補地を見つけられなかったという回答には信憑性はありません。	環境省が公開している再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）によれば、太陽光発電の導入ポテンシャルは全国で1,009GW（約1,000万メガワット）を超え、岩手県だけでも約28.6GW（28,652メガワット）にのびります。 ただし、これは「技術的ポテンシャル」と呼ばれる理論上の推計値であり、地形や日射条件、法的制約などを一部考慮しているものの、実際の事業化に必要な経済性（造成費・工事費）、送電網の空き容量、電力会社側の受け入れ能力といった現実的な要素は含まれていません。 たとえば、岩手県の実際の太陽光発電導入量は、近年の増加を考慮しても推定500MW程度にとどまり、ポテンシャルのわずか1.7%未満にすぎません。全国でも導入済容量は約85GW（DCベース）であり、REPOSが示すポテンシャル値の1割未満にとどまっています。 このように実現率が極めて低い背景には、土木造成費や系統接続費の高騰、送電網の空き容量不足、出力抑制リスクなど、経済的に事業が成立しにくいという現実的な制約があります。 当社においても、岩手県内外で同規模の代替候補地を数十件にわたり検討しましたが、造成コストや系統接続の制限、農地転用の許可取得の難しさなどにより、事業化に至らなかった案件が大半でした。 その中で本事業地は、震災後に未利用となっていた大船渡市の市有地であり、地形や日射条件、環境への影響、系統接続の可能性などを総合的に判断した結果、現実的に再エネ導入が可能な候補地と位置づけました。 今後も環境への配慮を前提に、地域と調和した再生可能エネルギーの推進に努めてまいります。
9	再意見	〃	〃	事業者の回答のとおりであれば、県内外に太陽光発電を事業化できる土地はほとんど存在しないこととなりますが、実際には多くの太陽光発電関係者が、新たな事業候補地について相談にきています。 事業者が言っているのは、事業性が一番良い場所以外は候補にしたくないことだと思われます。 そのような一方的な理由によって、かけがえのない貴重な自然が失われる事態は、岩手県にとって大きな損失であり、避けなければなりません。 複数案を元に、デメリットも含めた検討を通じて立地を決める環境アセスメントの基本がきちんと実行されなければ、目的とする「地域と調和した再生可能エネルギーの推進」など実現しません。	再生可能エネルギーの導入にあたっては、複数の候補地を比較検討し、自然環境への影響も含めた総合判断が重要です。 当社もその原則に沿って検討を行ってまいりました。 「岩手県内外に事業化可能な土地がほとんどない」との認識は持っておりませんが、環境省が示す導入ポテンシャル（例：岩手県約28GW）に対し、実際の導入はそのごく一部にとどまっており、全国的にもポテンシャルの1割未満が実現されているのが現状です。この乖離の背景には、造成・接続コストや送電網の空き容量、法規制、地元調整の難しさといった、現実的な制約があります。 「理論上可能」でも「実際に成立する」とは限らないのが実情です。 当社も東北・関東圏で延べ数十件の候補地を調査しましたが、ほとんどが事業化に至りませんでした。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
					その中で、本事業地は唯一、条件を満たす現実的な候補地として選定されたものです。 「事業性が一番良い場所以外は候補にしない」とのご指摘については、そのような意図は一切ありません。 実際、本案件は採算性の面でも決して容易ではなく、地域の皆様からのご支援や設置を望む声を受けて進めている事業です。 発電事業において採算性の確保は当然必要ですが、当社は地域と調和し、持続可能な形で再エネを導入することを第一に考えています。 本事業地は、大船渡市が震災後に活用方針を模索していた未利用の市有地であり、災害復興との整合性、インフラの有効活用、環境への影響が比較的少ないことなどから、地域と調和した再エネ導入が可能な貴重な機会と捉えております。 今後も地域の皆様の声を丁寧を受け止め、必要に応じて見直しを行いながら、自然との共生と地域貢献を大切に事業を進めてまいります。
10	計画概要	前田委員	780	事業者はイヌワシの高利用域へのパネル設置を回避していますが、変更は事業地内のわずかな範囲にとどまり、方法書段階と大局的な違いは見られません。 広域スケールで生活しているイヌワシにとっては、この地域全体が一体として重要な採餌場所であるため、小規模なパネルの移設で影響が軽減されるとの予測は、常識を大きく逸脱しています。	岩手県内外において同規模の代替候補地を検討したものの、事業化に至る候補地はなく、現実的に再エネ導入が可能な候補地とし本事業地を位置付けております。 環境への配慮を前提とし、事業の回避が困難であるため、低減措置として当該地におけるイヌワシの非繁殖期の採餌環境としての採餌の高利用域については可能な限りパネルの設置を回避し、環境保全措置を講じることといたしました。 イヌワシにとって非繁殖期の採餌環境として当該地が引き続き利用できるように、評価書に向けてさらなるパネル配置の見直しを進めていく予定です。 事業の影響の低減が難しい場合には、イヌワシの主要な飛翔ルート付近への代償措置を専門家の意見を踏まえながら検討する方針です。
10	再意見	〃	〃	わずかな変更により、配慮した、低減したと主張するのは理にかなっていません。 イヌワシの専門的見地から判断して、事業者の環境保全措置に意味はありません。 このように根拠のない対策を確実なもののように示す行為は、日本イヌワシ研究会からの意見書（2025年3月31日付）でも指摘されており、改めてください。	保全措置の止まり木については、現地調査において木製の杭で採餌とまりを確認しており、当該地での採餌行動に寄与しているものと考えております。 広域の行動圏を有するイヌワシにとっては事業地内でのパネル配置の検討は事業の影響に対する低減措置としては意味がないとのことですので、低減は困難なものとし、事業地周辺において餌場代替地等の代償措置を専門家の意見を踏まえながら進めていきたいと考えております。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
11	水環境	伊藤歩 委員	390	水質C地点やD地点は対象区域からかなり離れた下流の地点であり、流量も大きくなっている地点になると考えられます。 これらの地点での合流後の水質予測に加えて、対象区域内に存在する沢や小川に合流した場合での予測も行い、現状と比較すべきと考えます。 その際、雨天時だけで無く、晴天時の場合でも予測・比較を行い、浮遊物質濃度の環境基準値を上回る場合は沈砂池の面積拡大や他の対策を施し、環境基準値を遵守できるように検討していただきたい。	水の濁りを予測・評価するにあたっては、対象事業実施区域で濁水が発生し、流出する降雨時が対象となります。 晴天時は事業実施による濁水が発生しませんので、降雨時での予測を実施することとしています。 なお、対象事業実施区域からの濁水の影響を予測・評価する時には降雨時の河川流量と浮遊物質質量データが必要になりますので、そのデータ取得に当たっては降雨時のデータが必要になります。 従いまして降雨時のデータを作業員の安全を確保した上で取得するために調査地点を設定しておりますので、C地点より上流側の調査は行いませんでした。 なお、住民意見で吉浜川への取水地点への影響が心配されたため、D地点での予測・評価は必須であったと判断しています。
11 再 質 問	〃	〃	〃	降雨時であれば濁水を流出させても良いというように受け取ることができます。 降雨後の流量が減少した状態の河川に沈砂池からの流出水が流入する可能性はないのでしょうか。	本事業で設置する沈砂池には流量調整機能がありませんので、水位の変化は周辺の河川水位（河川流量）の変化と同じように変化します。 よって、河川流量が落ち着いている平水時には沈砂池への流入水も少なくなる（すなわち通常の状態）ことから、沈砂池からの濁水排出もなくなるものと判断しております。
12	水環境	伊藤歩 委員	資料- 10、 資料- 14	地理院地図に記載のある水流（薄い青色線）の上に沈砂池が配置されるように見えるケースがあります（沈砂池1～5、9、10）。これらは水流を分断して沈砂池で堰き止めるという意味でしょうか。	水流の途中に沈砂池を設置しますが、流量調整機能は持っておりませんので、河川の途中で、発生した濁水濃度をある程度緩和して下流に流す機能だけを持たせるものです。
12 再 質 問	〃	〃	〃	河川の流路に沈砂池を設けることは河川の環境を乱す（水生生物の移動を妨げる）ことにならないでしょうか。	設置する沈砂池は敷地内の沢の途中に布団かごを設置し、大きな粒子は通さないが水は通すという構造のものです。 よって、敷地内の沢の流量を極端に変化させるようなものではありません。また、コンクリート構造物を設置するものではありません。 沈砂池の設置によって、水生生物の遡上や流下を制限する可能性があります。設置個所の多くは主に源頭部に位置しており、吉浜川の本流で確認した種が遡上する可能性は低いと考えております。
13	地盤	齊藤 委員	65、 419	日最大、時間最大などの短時間降水量データは何年分調査し、想定される短時間最大降水量はどの程度を見越しているのか。 また、P419に記載している「(イ) 大規模崩壊の可能性」は、想定される最大降水量における予測・評価であると理解してよいのか。	大窪山の大規模崩壊については、令和2年の「大窪山牧場地すべり兆候調査業務」および令和5年の「大船渡第1・第2太陽光発電所地盤調査」で、地形的にも地盤調査結果からも防災科学研究所HPに記載されている大規模崩壊は生じていないことが確認されました。 現況斜面の安定性については、少なくとも空中写真の撮影記録がある昭和49年（1974年）以降あるいは2.5万地形図が発刊された昭和42年（1967年）以降地すべり等の変状は生じていないので、この間50～60年

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
					間はほぼ安定していたことが判ります。また、地盤調査からもパネル設置計画範囲に地すべり斜面は見られません。 「大規模崩壊の可能性」については、現地で生じていないものについて、予測・評価することは難しいです。 中～小規模な崩壊については、直近の50～60年は発生していないと想定されますが、今後、どの程度の確率でどの規模の崩壊が生じるかまでの検討はしていません。 大規模崩壊を引き起こす原因として、表面流の発生が考えられます。 降雨量の統計を見ると大船渡地域気象観測所の観測開始（昭和38年）以来の最大降雨量は1時間58.0mm、1日200mmであり、釜石地域気象観測所の観測開始（昭和51年）以来の最大降雨量は1時間68.0mm、1日327mmです。また、国土技術研究センターの水文統計ユーティリティーを使用して算出した大船渡地域気象観測所の20年確率雨量は1時間当たり57.5mm、釜石地域気象観測所の20年確率雨量は1時間当たり67.2mmです。 昭和42年以降、大規模崩壊が起こっていないことから考えると、対象事業実施区域では20年確率雨量の降雨では大規模崩壊は起こらないものと考えています。 表面流は土地を裸地にして踏み固めることにより、浸透能が減少した場合に発生しやすくなります。 本事業においては、原則的に斜面の安定を損ねるような土地の改変を考えていないので、斜面の安定を損ねない様に設置計画を行います。 また、パネル設置範囲に関しては裸地とせず、草地として存置させる計画です。 造成期間中には一時的に伐採を行うが、北海道立林業試験場によると、伐採跡地も踏み固めなければ平均90mm/h以上の浸透能が残るとされています。施設供用中は、伐採跡地は草地となることから大規模崩壊の起こるような表面流が発生する可能性は極めて低いものと判断しました。 施設供用時は、土砂流出防止柵を設置することにより、事業実施前に比べて災害の発生を抑制する計画です。
14	地盤	大河原委員	419	〔(イ) 大規模崩壊の可能性〕 「地質踏査および空中写真判読から、湿地Bの上方斜面は崩壊跡地の可能性が高いが、その規模は、幅80m程度で、その崩積土が湿地B及びその南側のガリ状侵食谷に散在する。 しかし、既存資料で想定されている幅500m規模の大規模崩壊の痕跡は確認されなかった。」について、その根拠としてS波速	現地踏査（2023年）で、道路北側の湿地の上方に確認された崩壊跡地は、現状では植生が発達しており、空中写真判読（1977と2012年）から近年の活動は確認されないが、下方の湿地や崩積土の分布状況から、崩壊跡地であることは間違いのないと考え、その規模は、現地踏査で確認された滑落崖の幅約80m程度あり、80mを超えるような大規模崩壊は確認されないことから80mと記載しました。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
				度分布、ボーリング調査結果を示されておりますが、より詳細な説明をお願いします。とくに幅80m程度とした根拠についてお願いします。	大規模崩壊については、防災科学研究所HP に記載されている大規模崩壊および大河原先生の地形判読資料により、規模の大きな崩壊が心配されていました。 これらの調査のため実施した大窪山牧場地すべり兆候調査（2020年）、大船渡第1・第2太陽光発電所地盤調査（2023年）において、想定されるような大規模崩壊の可能性は低いことを確認しました。以下に詳しく説明します。 No. E、No. F地点のボーリング調査結果においては、GL-3 m付近より、強風化花崗岩分布が確認され、厚い崩積土は確認されず、浅い深度から岩盤が分布することが確認されました。 地質の大区分は、表土、砂礫、花崗岩類に区分されること、表土は黒ぼく主体で、火山灰質有機質土、腐植土からなること、表土が厚い地点は、比較的長い期間安定であったと推定されること、砂礫は斜面崩壊や沢の浸食・運搬により堆積した礫を主体とする地層で湿地や沢沿い、崩壊地の下方に分布すること、比較的平坦な斜面上にも薄く砂礫が堆積することが確認されました。 また、表面波探査のS波分布からも、低速度層の地下深部への落ち込みは認められませんでした。
15	騒音	永幡委員	344～345	周知のとおり、環境基準は類型指定されている地域のみで適用されるものである。 類型指定されていない地域で準用する場合は、現況で満たすことができる最も厳しい基準値を参照すべきである（このあたりの詳しい議論は、音響学会誌79(8)を参照されたい）。 この観点からみると、沿道Aについては現況でA及びB地域の基準値を満たす環境であり、沿道Bについては平日だとA地域、土曜日だとAA地域の基準値を満たす環境である。	沿道A、Bの両地点ともに環境基準の類型指定がされていないため、環境基準については、参考として「道路に面する地域」の基準である「A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」と致しました。 ご指摘のように現地での状況を踏まえ、工事工程の調整等により工事関係車両台数の平準化、建設工事のピーク時の台数の低減に努める等の環境保全措置の実施により、将来予測値の騒音レベル増加分が更に減るよう努めて参ります。
16	騒音	永幡委員	357	工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測結果のうち、沿道Bの土曜日昼間の増加分が6 dBとかなり大きな値をとっている。 土曜日であれば、自宅に居る方も少なくないであろうことを考えると、何か対策を立てられるのであれば（例えば、土曜は資材の搬出入量を減らすなど）、それに越したことはない考える。 また、対策を立てることが一切不可能であるならば、沿道B沿線住民に対し、資材の搬出入の期間は、明確に知覚できる程度に騒音レベルが上がることを、十分に周知し、承諾を得るべきであろう。	土曜日の工事関係車両台数を減らすことを今後検討致します。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
17	騒音	永幡委員	358	No. 15の指摘と関連するが、この地域は類型指定されていない地域であり、上述のとおり現状では、沿道AはA及びB地域の基準を満たし、沿道Bは平日だとA及びB地域、土曜だとA A地域の基準を満たす地域と評価される。 それが、工事中においては、沿道AはA地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域の基準しか満たすことができない状況に悪化し、沿道BはA地域の基準しか満たさない状況に悪化する。 このように、環境基準値を援用した場合には、明らかにグレードが下がることを正直に認めるべきである。	沿道A、Bの両地点ともに環境基準の類型指定がされていないため、環境基準については、参考として「道路に面する地域」の基準である「A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」と致しました。 ご指摘のように現地での状況を踏まえ、工事工程の調整等により工事関係車両台数の平準化、建設工事のピーク時の台数の低減に努める等の環境保全措置の実施により、将来予測値の騒音レベル増加分が更に減るよう努めて参ります。
18	動物	伊藤絹子委員	565～568	現地調査の結果、重要な魚類として確認されたのはサクラマス（ヤマメ）だけで、W1とW4の2定点だけでの確認でした。 現地の水深や水量、底質など、物理的な環境について情報があれば、ご教示ください。 内水面漁業に携わっている方々もすこし不安をかかえているようなので、詳しい情報を表などに整理していただけないでしょうか。 それから、現地調査の際にアユについては、全く確認されなかったのでしょうか。 参考までにおしえてください。	補足説明資料に各調査地点の概要を整理いたしました。 いずれの地点も吉浜川の上流域に位置しており、水深はおおよそ15～40cm程度で、底質は早瀬では石底、淵では砂礫底となっています。 浮石が多く見られるものの、底生魚は確認されておりません。 また、調査地点付近でアユの存在も確認されておりませんが、さらに下流域では確認される可能性があると考えられます。
19	動物	齊藤委員	595～602	採餌環境の変化は面積当たりで見ると大きな変化ではないようだが、事業対象区域は高利用域の餌場となっている。 餌場としての重み（ウェイト）などは考慮せず、単純な面積変化で評価して大丈夫であるのか、事業者の見解を聞かせていただきたい。	当該地に飛来するイヌワシの行動圏を考慮した場合には、面積あたりの変化はわずかであるものの、非繁殖期の採餌環境としては非常に重要であると考えております。 そのため採餌の高利用域については最新の飛翔状況である令和6年の高利用域については可能な限りパネルの設置を回避しました。 さらに、評価書に向けてさらなるパネル配置の見直しを検討してまいります。事業の影響の低減が難しい場合には、イヌワシの主要な飛翔ルート付近への代償措置を検討する方針です。
20	動物	前田委員	608 609	イヌワシの採餌行動における高利用域の図に示されているように、当事業地はイヌワシが集中して採餌に利用していることが明確です。 このような重要な場所とわかっていながら、事業地を変更しない判断は著しく合理性を欠いています。	イヌワシの非繁殖期の採餌環境として本事業を含む周囲の環境は非常に重要であると考えております。 岩手県内外において同規模の代替候補地を検討したものの、事業化に至る候補地はなく、現実的に再エネ導入が可能な候補地とし本事業地を位置付けており、事業の実施にむけて今後も環境への配慮を前提に、地域と調和した再生可能エネルギーの推進に努めてまいります。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
20 再 意 見	動物	前田 委員	608 609	当地をイヌワシの採餌環境として重要と認識していながら、その滅失を厭わない主張を繰り返さないでください。	ご指摘のとおり、イヌワシは生態系の頂点に立つ希少な猛禽類であり、その生息地や採餌環境への影響については、再生可能エネルギーの導入に際しても最大限の配慮が必要であると認識しております。 本事業においても、イヌワシの生息状況や行動に関する専門的な調査を複数年にわたり実施しており、その調査結果に基づいて、発電施設の配置変更や工事手順の見直し、環境保全措置の検討など、影響の回避・低減に向けた対策を継続的に講じてまいりました。 「滅失を厭わない」と受け取られるような説明があったとすれば、それは当社の意図するところではなく、当社としては、イヌワシを含む地域の生態系と共存できる事業とすることを最重要視しており、専門家、関係自治体のご指導を踏まえながら、慎重かつ丁寧に対応を進めております。 再生可能エネルギーの導入においては、環境との両立が不可欠であり、自然との共生を前提とした地域貢献型の事業こそがあるべき姿と考えております。 とりわけ、イヌワシのような希少な猛禽類に対しては、事業とのバランスを踏まえつつも最大限の配慮を行う必要があると認識しております。 今後も、イヌワシをはじめとする貴重な生物の保全に最大限配慮し、必要に応じて対応の見直しや改善を行いながら、事業を進めてまいります。
21	動物	鈴木 委員	627	〔ハッチョウトンボ〕 「湿地の改変面積が小さいことから影響は小さい」としていますが、本準備書記載の計画では、湿地に重大な影響を与える可能性があります。 施工中及び施工後も定期的にモニタリングを行うことを要望します。	施工中及び施工後も湿地の定期的な巡視を実施するとともに、湿地環境に生息する重要種については、モニタリング調査を実施することいたします。
21 再 意 見	〃	〃	〃	評価書において事後調査の方法及び結果の公表について明記して下さい。	事後調査の方法及び結果の公表について評価書に記載いたします。
22	動物	鈴木 委員	630	【非公開】	

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
22 再意見	動物	鈴木委員	630	【非公開】	
23	植物	鈴木委員	697～	「湿地を改変しないことから影響は小さい」としていますが、本準備書記載の計画では、湿地に重大な影響を与える可能性があります。施工中及び施工後も定期的にモニタリングを行うことを要望します。	施工中及び施工後も湿地の定期的な巡視を実施するとともに、湿地環境に生息する重要種については、モニタリング調査を実施することといたします。
23 再意見	〃	〃	〃	評価書において事後調査の方法及び結果の公表について明記して下さい。	事後調査の方法及び結果の公表について評価書に記載いたします。
24	生態系	伊藤絹子委員	716	現地調査に基づき作成された「食物連鎖」について、検討していただきたい点があります。 自然界における食物連鎖には主に二つの経路、生食連鎖（grazing food chain）と腐食連鎖（detritus food chain）が想定されています。 一般的には腐食連鎖についての認識度は低いのですが、森林生態系や河川生態系では植物の枯葉など（リター）を起点とする食物連鎖も重要です。 ヤマメなど魚類の餌となるトビケラなどの水生昆虫も、その餌は付着微細藻類だけでなく、リターも重要です。事業想定区域は山林地域で、陸域と水域の生態系は密接に関係していて、腐食連鎖も無視できないと考えられます。 以上の理由から、食物連鎖図について腐食連鎖を取り入れて、少し修正していただきたいと思います。	現地調査結果に基づいた食物連鎖模式図は、一般の方に理解していただきやすいように、主に類型区分に基づく生食連鎖を軸として作成した概念図となります。 ご指摘のとおり、河川上流部においてサクラマスやアメマス類の主要な餌資源となる樹林環境からのリターを起点とするトビケラ類等も重要であると考えております。 あくまで概念図であるため、低次消費者となる底生動物には、付着藻類を餌とする種のみならず、リターを餌とする種、それらを捕食する種等の底生動物も包含しておりますが、より丁寧な表現となるように補足説明資料のように記載いたしました。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
				模式的な概要図ではありますが、それぞれの地域の自然特性の理解が大切であると考えます。 持続可能な地球環境を維持する上で、自然界の多様な生物群集が果たしている役割は、私たちが考えている以上に大きいので、丁寧に描いていただきたいと思います。	
25	景観	齊藤委員	745	「設備の色彩は周囲の環境になじみやすいように彩度を抑えた製品を採用する」とあるが、参考までにモジュールあるいはセルの色彩バリエーションがどの程度あるのか教えていただきたい。	シリコン系の太陽電池モジュールは、構造が単結晶であれば黒、多結晶であれば青色となります。 本計画では、彩度の低い単結晶シリコン太陽電池モジュールを採用いたします。
26	景観	齊藤委員	749	「かえでロード」や「元山」から事業地が視認される状況であったと記載されている。 人と自然との触れ合いの場であることから、これらの場所からどのように視認されるかフォトモンタージュで示していただきたい。	「かえでロード」や「元山」は、「大窪山森林公園」の調査と併せて念のため現地踏査を実施しておりますが、その結果、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している様子は確認できておりません。 準備書P749の表現が不足していたため、評価書におきましては以下のように修正いたします。 本園の調査と併せて、本園に近接し、かつ五葉山県立自然公園内に位置している「かえでロード（1～7）」、「ミズナラ・ブナの大木（8）」、「元山（9～16）」、「大窪溪谷（17～24）」についても現地踏査を実施したところ、「かえでロード」の一部の区間及び「元山」については本事業地が部分的に視認されるものの、周辺エリアにおいて主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所は「もりの学び舎（①）」を中心とした本園であることを確認した。
27	その他	平井委員		山火事防止のための対応をどのように考えられているか、お聞かせください。	以下の対策を考えております。 ①定期点検で事前に問題点を検出する。具体的には、赤外線カメラによる確認と、接続部の緩み検査（合いマーク検査）などを徹底する。 ②24時間の遠隔監視 ③メーカー選定を慎重に行う。 ④発火の可能性がある機器は限定されており、これらの機器の周辺は火が広がらないように碎石を敷き。周辺の草刈りを入念に行う。 火災発生防止に万全を期すとともに、万が一発生した場合に備えて、消防署等関係機関とも連携し、必要な措置を講じてまいります。
28	その他	平井委員		方法書に関わる審議会において、事業対象地の所有者である大船渡市からは、土地利用に関する確約がとれているというお話をいただきました。 今一度確認させていただきますが、現時点において、その確約はとれている状況でしょうか。	停止条件付土地賃貸借契約を締結しています。 その規定のとおり、建設開始予定日を大船渡市に通知し、それを承認いただくことで事業実施の運びとなります。

(参考：関係課指摘事項等)

No.	室課名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	資源循環推進課	42	事業終了時に発生する廃棄物のうち、太陽光パネル、金属くず及び廃プラスチック類以外についても、適切に処分すること。 また、処理（運搬及び処分）の方法を事前に検討し、処理費用を確保すること。	事業終了時に発生する廃棄物のうち、太陽光パネル、金属くず及び廃プラスチック類以外についても、適切に処分するとともに、処理（運搬及び処分）の方法を事前に検討し、処理費用を確保いたします。
2	自然保護課	422～727	希少野生動植物保護のために実施予定の環境保全措置が、事業実施前と比較して確認できる個体数が減るなど、その地域における種の保存に不足である可能性が生じた際は、保全措置内容を見直し、再度実施すること。	希少野生動植物保護のために実施予定の環境保全措置が種の保存に不足である可能性が生じた場合は、保全措置の内容を再度検討いたします。
3		808～812	ダイコクコガネ及びイヌワシの事後調査に際しては、施行前後のモニタリング結果を比較し、その評価に当たっては専門家に意見を聞いてください。	ダイコクコガネ及びイヌワシについては、工事中及び施設の稼働中に事後調査を実施し、その結果を踏まえ専門家ヒアリングを実施いたします。
4		808～812	「環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合」の判断基準の設定に際しては、専門家の意見を聞いてください。	環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の判断基準については、専門家ヒアリングを踏まえ設定いたします。
5		資料-102	県立自然公園条例第10条第4項第10号の規定による、高山植物その他これに類する植物で知事が指定するものが含まれていることから、当該植物を採取し、又は損傷する場合は、工事着手前に許可が必要となりますので、手続きに漏れがないようご注意ください。	県立自然公園において、高山植物その他これに類する植物で知事が指定するものを採取又は損傷する場合は、着手前に許可申請いたします。
6		その他	岩手県では、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法）に基づく規制区域を令和7年5月23日（金）に指定し、運用を開始します。 本事業に伴い、規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、工事着手前に許可又は届出が必要となりますので、手続きに漏れがないようご注意ください。 なお、当該地に係る盛土規制法の相談先は、岩手県環境生活部自然保護課になりますので、事前に相談をお願いします。 また、運用開始後（5月23日以降）の相談先は、沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センターになりますので、そちらまで相談をお願いします。	工事着手前に、手続きに漏れがないよう岩手県環境生活部自然保護課ならびに沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センターにご相談させていただきます。
7	県民くらしの安全課	813	準備書に示す環境保全措置を適切に講じること。 また、万が一、本事業の施行によって水道水源である河川への土砂及び濁水の流出を確認した際には水道事業者速やかに報告の上、必要な措置を講じること。	準備書に示す環境保全措置を適切に講じます。 また、万が一、本事業の施行によって水道水源である河川への土砂及び濁水の流出を確認した際には水道事業者速やかに報告の上、必要な措置を講じることといたします。

No.	室課名	図書頁	質問・意見	事業者回答
8	農業振興課	122、174	〔3.2.2土地利用の状況、3.2.9関係法令等規制状況のまとめ〕 農地を転用する場合は、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく農用地区域からの除外手続きや農地法に基づく知事の許可が必要です。適切に行っていただくようお願いします。 問合せ先は次のとおりですので、必要な手続き、受付期間及び許可までに要する期間など、問い合わせ先に必ず事前に相談していただくようお願いします。 1 農用地区域内の農地の転用を行う場合：農用地区域の変更（農用地区域からの除外）手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課） 2 農用地区域内において開発行為を行う場合：農振法第15条の2に基づく開発許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課） 3 農地を転用する場合：農地法第5条に基づく農地転用許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農業委員会） ※農地を一時的に資材置場などとして利用する場合も知事の許可が必要です。注意してください。	農用地区域、農地のいずれにも該当しないことを確認済みです。
9	森林保全課	7、38、106、120、169	本事業計画では、対象事業実施区域の一部が森林法に基づく森林区域となっている。 森林区域において0.5haを超える開発行為を行う場合には、林地開発許可を受ける必要があることから、森林法の基準に適合した各種防災施設の設置や環境への配慮等をした事業計画とすること。 なお、対象事業実施区域の一部が保安林に近接していることから、保安林内での開発行為とならないよう留意すること。	本事業計画では、森林区域における開発行為は0.5ha以下であり、林地開発許可の対象ではありませんが、適切な森林管理・保全に努めるとともに、近接する保安林内での開発行為とならないよう留意いたします。
10	砂防災害課	43～	事業実施の検討にあたっては、当該区域を管理している沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の有無を確認してください。 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域は、区域内の制限行為について、知事の許可が必要となります。 この他、土砂災害特別警戒区域内の場合は、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制があります。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域のいずれにも該当しないことを確認済みですが、事業実施前にあらためて確認いたします。
11	建築住宅課	174	太陽光発電設備は、架台下に人が立ち入らず、架台下を作業や格納等に供しないものは建築物から除かれます。（建築基準法の対象外）	建築基準法の対象外であることを確認済みです。
12	生涯学習文化財課	32～34、167～168	国特別天然記念物である「カモシカ」が生息しており、事故等に十分注意するなど配慮が必要です。なお、死骸を発見した際は地元の大船渡教育委員会に連絡してください。	「カモシカ」の事故等に十分注意し、死骸を発見した際は地元の大船渡教育委員会に連絡いたします。

No.	室課名	図書頁	質問・意見	事業者回答
13		32～34、 167～168	対象事業実施区域には周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しないが、事業面積が大きいことから、未周知の遺跡が所在する可能性がある。 特に準備工、防災工（土砂流出防止柵設置等）や土木工（管理道敷設）など、切土及び盛土工事が発生する可能性があることから、事前に地元の大船渡教育委員会との協議が必要である。	着工前に地元の大船渡教育委員会と協議いたします。
14	生涯学習文化財課	32～34、 167～168	工事関係車両の主要な走行ルートのうち、Aルート（市道河内線）沿いには市の指定文化財である「河内一里塚（NG10 - 2074）」が所在する。 道路からやや離れているが近世の重要な文化財であることから機材等の運搬の際に影響が無いように配慮が必要である。また、工事車両走行ルートは古い道路で、道路脇に墓碑や石碑など近世から近代の文化財が残存する可能性もあり注意が必要である。	機材等の運搬の際に影響が無いように配慮するとともに、道路脇に墓碑や石碑など近世から近代の文化財が残存する可能性もあることに注意いたします。
15	沿岸振興局 保健福祉環境部環境生活課	7、63	土地の形質変更の面積が3,000㎡を超える場合は、土壤汚染対策法第4条第1項の形質変更届を提出すること。	土壤汚染対策法第4条第1項の形質変更届を提出いたします。
16	沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター	32	盛土規制法への該当性を確認し、該当する場合は適切に対応してください。	盛土規制法への該当性を確認し、該当する場合は適切に対応いたします。
17		32、33	事業全体における形質変更する土地の面積が3,000㎡を越え、掘削・盛り土が50cmを越える場合（杭、柵の設置等を含む）、土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出の提出が必要になりますので、留意願います。	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出を提出いたします。
18		72～109、 422～772	事業区域内に希少野生動植物が生息しているため、十分留意してください。	希少野生動植物の生息に、十分留意いたします。
19		126、81、 783	区域周辺に大船渡市上水道の水源が所在することから、工事による濁水が河川に流出すること等により当該水道に支障が生じないよう、留意願います。	工事による濁水が河川に流出すること等により当該水道に支障が生じないよう留意いたします。
20		132、773	工事に伴い発生する産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理してください。	工事に伴い発生する産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理いたします。

1 事前質問・意見・事業者回答に係る補足説明資料

【補足説明資料_事前質問No.5及び6関連】 湿地群落との離隔について

(1) 予測(注目すべき生息地)

太陽光パネルの設置が湿地群落に近接することにより湿地の多様性が失われる可能性を考慮し、重要種の確認位置を基に湿地のグループを表 1 のとおり検討した。評価書においては湿地のタイプごとに 2 カ所以上で、太陽光パネルとの離隔を 10m 以上確保するものとする。

表 1 注目すべき生息地への影響予測(湿地群落)

影響予測
<太陽光パネルとの離隔距離と湿地群落への影響予測の検討の経緯> 湿地群落のグループを検討するために、湿地群落で確認された重要な種を基に湿地ごとの種組成を整理し、生物群集解析を実施した。 <湿地のグループの整理> ① 湿地群落において確認された重要な種について GIS 上で重ね合わせを行い、湿地ごとの種組成を表 2 のとおり整理した。なお、上空を飛翔する鳥類等の明らかに湿地性ではない重要種については本表から除外した。 ② 生物群集解析に用いた重要な種の個体数及び生育数については、平方根変換と正規化(Wisconsin double standardization)を実施した。 ③ 類似度指数については土居・岡村(2011)の手法を参考にし、統計ソフト R の vegan パッケージを使用して Bray-Curtis 指数等の複数の類似度指数による比較を実施した。 ④ 類似度指数を基に PCoA(主座標分析)や NMDS(非計量的多次元尺度構成法)によって図示し湿地のタイプを判断した。 ⑤ 判断した湿地のタイプは PERMANOVA による解析を実施した。 ①～⑤までの手順で整理した結果は表 3～表 5 及び図 2～図 3 のとおりである。いずれの解析結果でも湿地を 3 つのタイプに大別できる可能性が示唆されており、Bray-Curtis 指数、Chao 類似度指数の複数の解析においても PERMANOVA による群間に有意な差($p<0.01$)が認められた。特にタイプ 3 に該当する湿地については ██████████ が多く確認された湿地であるものの、太陽光パネル設置位置との離隔は 10m 以下であった。そのため、タイプ 3 に該当する湿地は評価書において 10m 以上の離隔を確保するものとする。また、タイプ 1 及びタイプ 2 についても 2 カ所以上で、太陽光パネルの離隔を 10m 以上確保するものとする。しかしこれらの離隔においても湿地群落の影響予測には不確実性がある。

※網掛け部分については、生息地保全の観点から非公開とさせていただきます。

表 2 湿地群落で確認した重要な種一覧（現地調査及び追加調査）

分類	種名	選定基準		湿地 No.
		環境省	岩手県	
両生類	トウホクサンショウウオ	NT	留意	
	アカハライモリ	NT	留意	
	アオガエル属		※1	
昆虫類	キイロガガンボカゲロウ		留意	
	ハッチョウトンボ		準絶	
	ガムシ	NT		
植物	ミズトンボ	NT	Ⅱ類	
	トキソウ	NT	Ⅱ類	
	ラン科	※2	※3	
	ホシクサ属		※4	
合計		5 種	8 種	
重要な種を確認した湿地				
太陽光パネルとの離隔(10m 以上)				

- 注：1. 種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 5 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 5 年）に準拠した。
2. 重要種な種の選定基準は表 1-2 のとおりである。
 環境省：「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）の掲載種
 NT：準絶滅危惧
 岩手県：「岩手県レッドリスト 2024」（岩手県 HP、閲覧：令和 7 年 7 月）の掲載種
 Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類、準絶：準絶滅危惧、留意：留意
3. 明らかに湿地性とは異なる重要な種は本表から除外した。
4. 表中の※は以下のとおりである。
 ※1：モリアオガエル（留意）に該当する可能性がある。
 ※2：ミズトンボ（NT）、トキソウ（NT）に該当する可能性がある。
 ※3：ミズトンボ（Ⅱ類）、トンボソウ（留意）、トキソウ（Ⅱ類）に該当する可能性がある。
 ※4：イヌノヒゲ（Ⅱ類）に該当する可能性がある。

※網掛け部分については、生息地保全の観点から非公開とさせていただきます。

※本図については、生息地保全の観点から位置情報を非公開とさせていただきます。

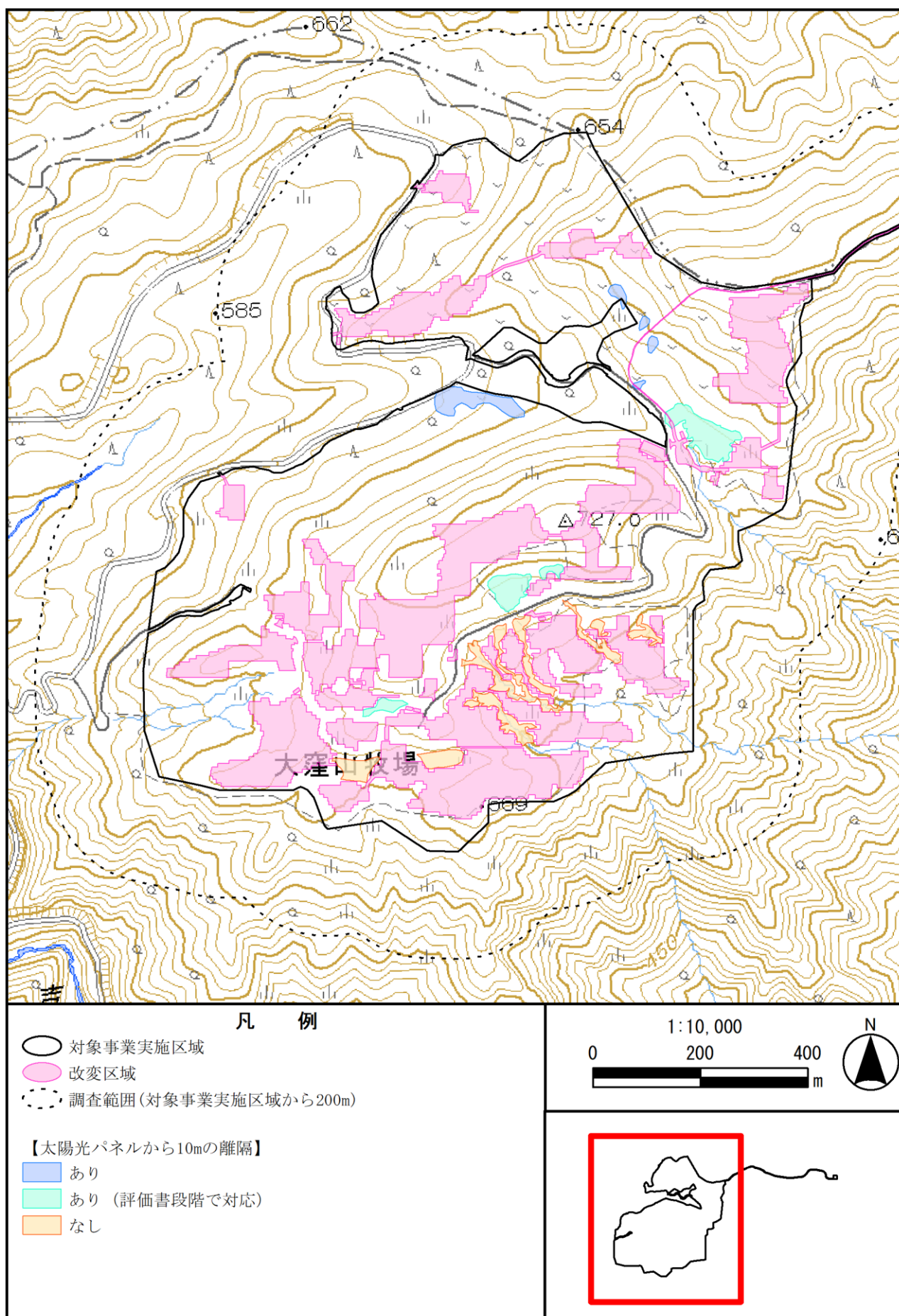


図 1(1) 湿地で確認した動物の重要な種(拡大1)

※本図については、生息地保全の観点から位置情報を非公開とさせていただきます。



図 1(2) 湿地で確認した動物の重要な種(拡大2)

※本図については、生息地保全の観点から位置情報を非公開とさせていただきます。

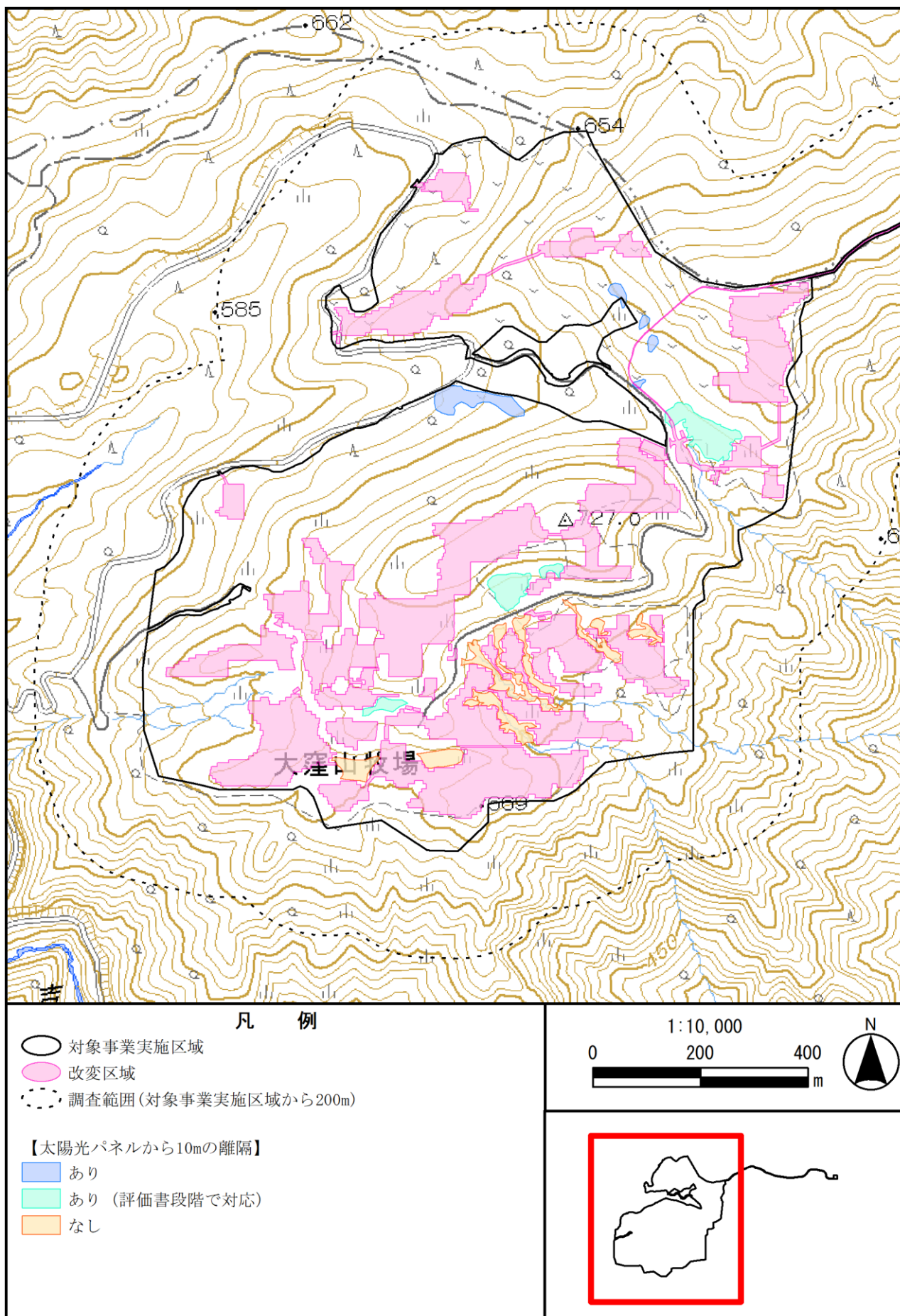
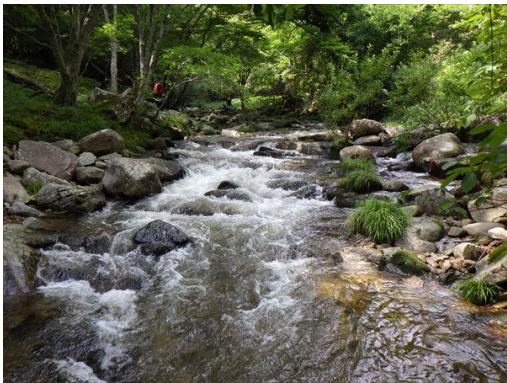
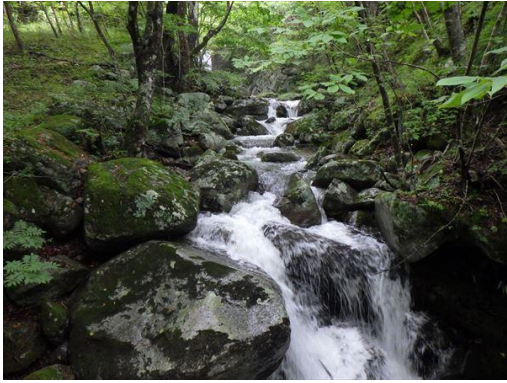


図 1(3) 湿地で確認した植物の重要な種

※次ページ以降の解析結果は、注目すべき生息地保全の観点から非公開とさせていただきます。

【補足説明資料_事前質問No.18】 表 魚類・底生調査地点の概要

地点	調査地点の概要	調査地の状況
W1	【調査地概要】 川幅は本川が5～10m、支川は2～3m、水深は20～50cmであった。周辺植生はサワグルミ、河床は石礫底あるいは砂底であった。	
W2	【調査地概要】 川幅は1～2m、水深は10～30cmであった。周辺植生はスギ植林、河床は主に石礫底であり、調査時には流木や落ち葉だまりを確認した。一部、橋梁付近にはコンクリートブロックでの舗装がされている。	
W3	【調査地概要】 川幅は2～3m、水深は15～80cmであった。周辺植生はスギ、サワグルミ等の針広混交林であった。河床は主に石礫底であった。堰堤部の直下は10m程度あり河床はコンクリート床、淵が存在した。	
W4	【調査地概要】 川幅は5～15m、水深は20～80cmであった。周辺植生はサワグルミ等の広葉樹であり、川から離れるとスギ植林があった。河床は主に岩盤であり、岸の周囲は護岸されている。	

※調査地の概要は魚類調査時の状況を記述した。

【補足説明資料_事前質問No.24】

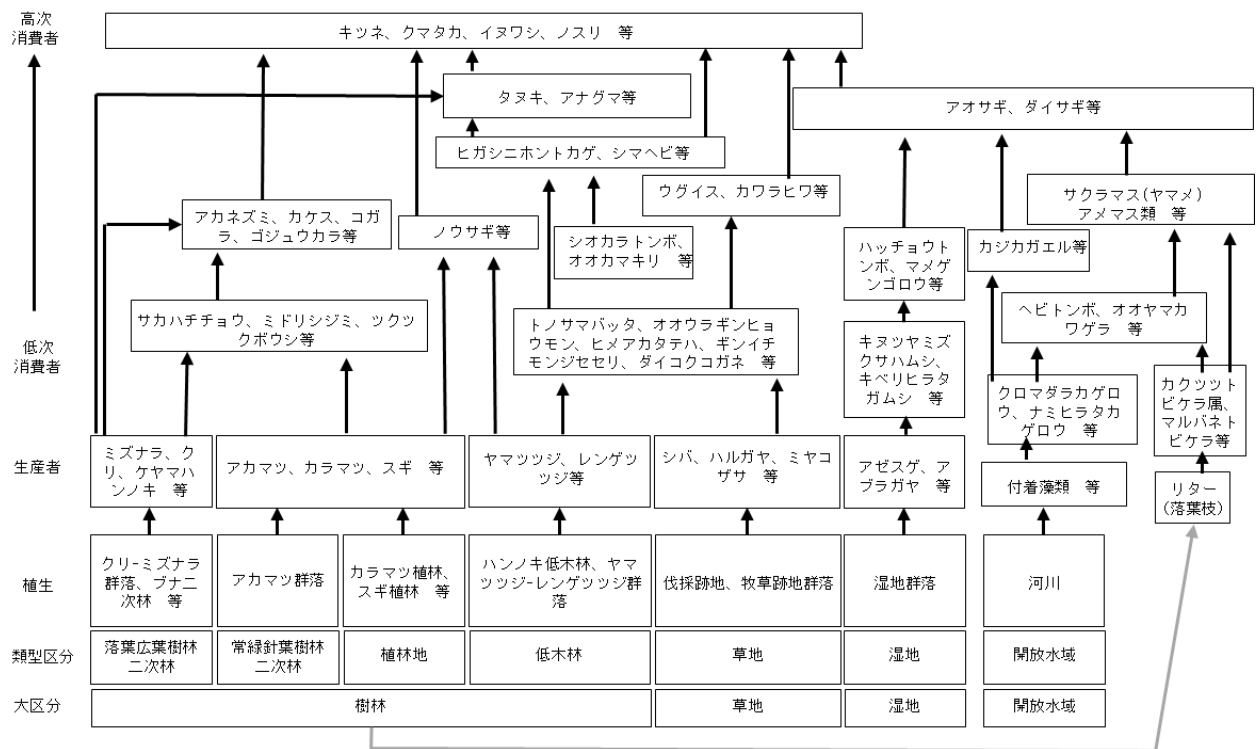


図 食物連鎖模式図（現地調査）

2 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解に係る補足説明資料

【補足説明資料__事業者の見解No.82-2関連】 サンショウウオ類調査結果について

(1) 調査方法

現地調査は令和7年の早春季に実施した。各調査項目と調査期間の概要は表1に示すとおりである。対象事業実施区域内の調査地点付近の湿地群落及び沈砂池設置について踏査し、目視あるいは捕獲にてサンショウウオ類の卵のう、幼生及び成体を確認した。対象種を確認した場合は、確認個体数や確認環境を記録した。なお、両生類の重要種を確認した場合は補足的に記録した。

表1 調査項目及び調査期間の概要

分類	調査項目	調査期日	調査時間	天候
爬虫類・両生類	サンショウウオ類調査	令和7年4月25日	4:00～13:30	晴れ

(2) 調査結果

サンショウウオ類調査において、重要な種となるトウホクサンショウウオの1種を確認した。また、両生類の重要な種としてアカハライモリ1種を確認した。

○ トウホクサンショウウオ（図1）

対象事業実施区域内外で成体を4個体、卵のうを13ヵ所で確認した。確認環境は湿地の泥中や、沢部の流れからの落差工に生じる淵環境や堆積する落葉の中等であった。

○ アカハライモリ（図1）

対象事業実施区域内外で成体を26個体確認した。確認環境は湿地の泥中や、沢部や堆積する落葉の中等であった。

※本図については、生息地保全の観点から位置情報を非公開とさせていただきます。

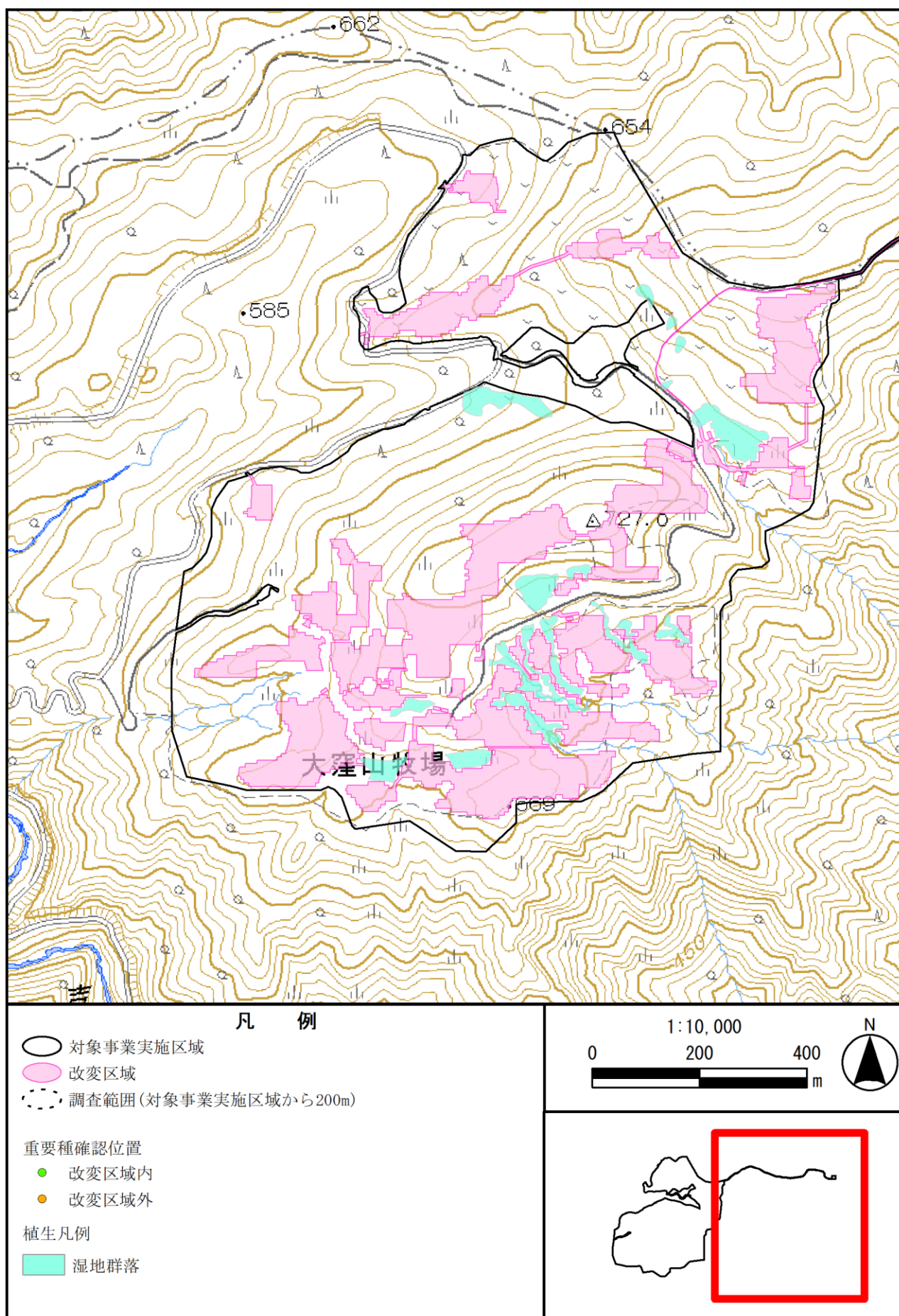


図 1(1) サンショウウオ類を対象とした追加調査で確認した重要な種(拡大1)

※本図については、生息地保全の観点から位置情報を非公開とさせていただきます。

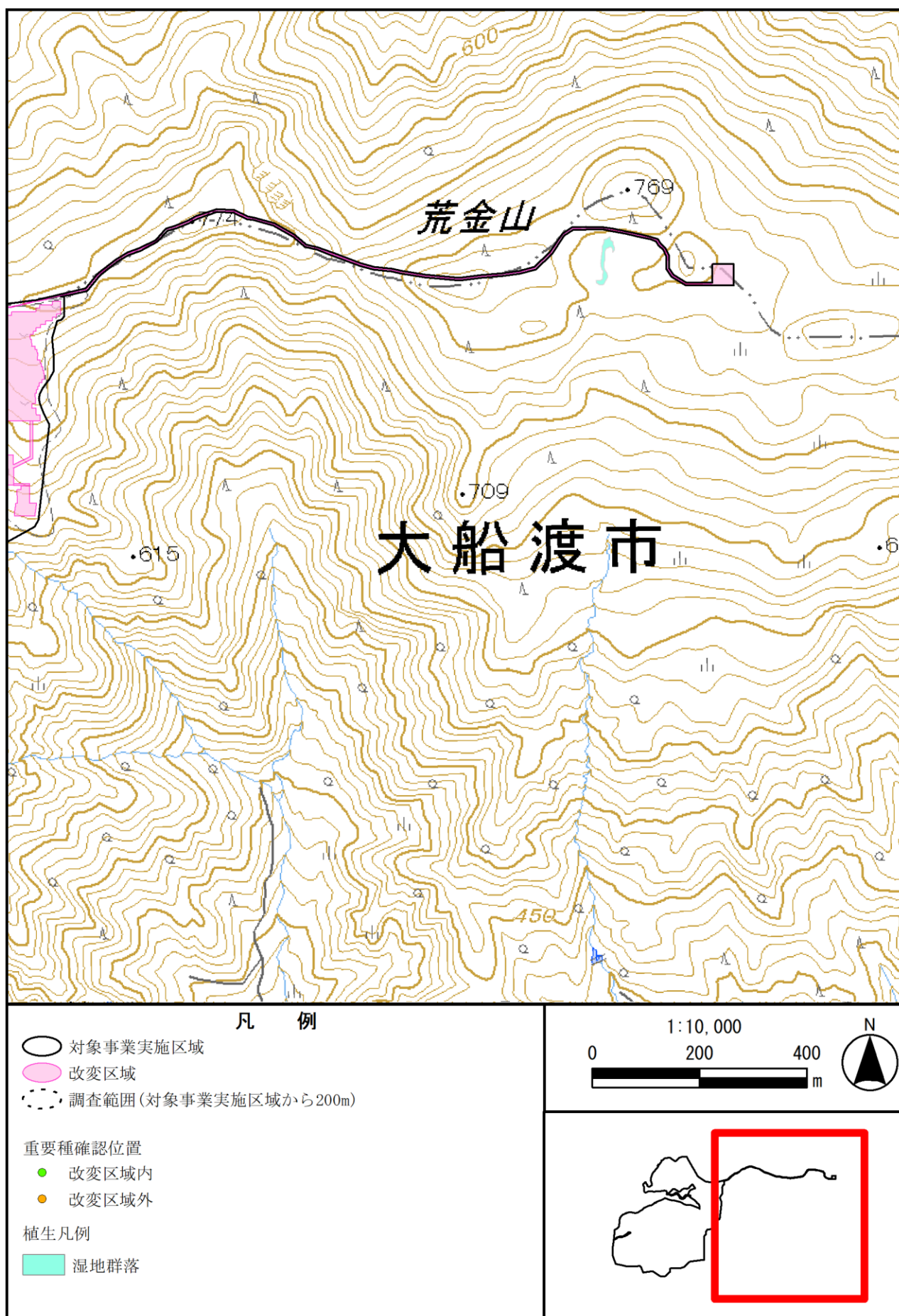


図 1(2) サンショウウオ類を対象とした追加調査で確認した重要な種(拡大2)